

平成 30 年度相模原市一般会計予算

平成 30 年度相模原市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 293,500,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表継続費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、25,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 6 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定める。

平成 30 年 2 月 20 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
5 市税		千円 127,200,000
	5 市民税	64,617,261
	10 固定資産税	44,896,045
	15 軽自動車税	955,240
	20 市たばこ税	4,481,847
	30 事業所税	3,151,830
	35 都市計画税	9,097,777
10 地方譲与税		1,730,000
	7 地方揮発油譲与税	780,000
	10 自動車重量譲与税	920,000
	20 石油ガス譲与税	30,000
13 利子割交付金		130,000
	5 利子割交付金	130,000
16 配当割交付金		540,000
	5 配当割交付金	540,000
19 株式等譲渡所得割交付金		800,000
	5 株式等譲渡所得割交付金	800,000
20 分離課税所得割交付金		120,000
	5 分離課税所得割交付金	120,000
21 県民税所得割臨時交付金		1,790,000
	5 県民税所得割臨時交付金	1,790,000
22 地方消費税交付金		11,800,000
	5 地方消費税交付金	11,800,000
25 ゴルフ場利用税交付金		170,000
	5 ゴルフ場利用税交付金	170,000
31 自動車取得税交付金		950,000
	5 自動車取得税交付金	950,000
32 軽油引取税交付金		3,100,000
	5 軽油引取税交付金	3,100,000
34 国有提供施設等所在市町村助成 交付金		1,267,000
	5 国有提供施設等所在市町村助成 交付金	1,267,000
37 地方特例交付金		770,000
	5 地方特例交付金	770,000
40 地方交付税		12,200,000
	5 地方交付税	12,200,000

款	項	金 額
43 交通安全対策特別交付金		千円 220,000
	5 交通安全対策特別交付金	220,000
46 分担金及び負担金		2,335,577
	5 負担金	2,335,577
50 使用料及び手数料		5,600,271
	5 使用料	3,725,533
	10 手数料	1,874,738
55 国庫支出金		54,813,091
	5 国庫負担金	48,777,756
	10 国庫補助金	5,683,224
	15 国庫委託金	352,111
60 県支出金		15,760,860
	5 県負担金	11,264,789
	10 県補助金	3,262,021
	15 県委託金	1,234,050
65 財産収入		610,479
	5 財産運用収入	106,842
	10 財産売却収入	503,637
70 寄附金		79,100
	5 寄附金	79,100
75 繰入金		5,496,585
	10 基金繰入金	5,444,869
	15 財産区繰入金	51,716
80 繰越金		2,000,000
	5 繰越金	2,000,000
85 諸収入		15,200,637
	5 延滞金加算金及び過料	286,070
	10 市預金利子	100
	15 貸付金元利収入	10,404,471
	22 収益事業収入	1,300,000
	25 雑入	3,209,996
90 市債		28,816,400
	5 市債	28,816,400
歳 入	合 計	293,500,000

歳 出

款	項	金 額
5 議会費		千円 991,948
	5 議会費	991,948
10 総務費		25,469,305
	5 総務管理費	16,028,447
	10 徴税費	2,290,866
	13 市民生活費	6,392,067
	15 選挙費	323,818
	20 統計調査費	101,251
	25 人事委員会費	139,314
	30 監査費	193,542
15 民生費		122,735,785
	5 社会福祉費	48,934,690
	10 児童福祉費	49,751,095
	15 生活保護費	24,050,000
20 衛生費		23,988,658
	5 保健衛生費	12,457,137
	10 清掃費	10,872,999
	15 環境保全費	658,522
25 労働費		681,540
	5 労働諸費	681,540
30 農林水産業費		723,738
	5 農業費	657,362
	10 林業費	66,376
35 商工費		12,407,537
	5 商工費	12,407,537
40 土木費		23,448,575
	5 道路橋りょう費	8,778,010
	10 河川費	353,209
	15 都市計画費	11,720,931
	20 公園費	1,552,913
	25 住宅費	1,043,512
45 消防費		7,613,200
	5 消防費	7,613,200

款	項	金 額
50 教育費		千円 48,835,667
	5 教育総務費	4,939,948
	10 小学校費	22,779,232
	15 中学校費	13,851,727
	18 幼稚園費	1,140,413
	20 社会教育費	4,083,237
	25 市民体育費	2,041,110
55 災害復旧費		160,000
	2 災害復旧費	160,000
60 公債費		26,335,047
	5 公債費	26,335,047
65 諸支出金		9,000
	5 諸費	9,000
70 予備費		100,000
	5 予備費	100,000
歳 出	合 計	293,500,000

第2表 継 続 費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
			千円		千円
50 教育費	20 社会教育費	清新公民館大規模改修事業	343,056	30	311,372
				31	31,684

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
相模原市土地開発公社事業 資金融資に対する債務保証 (平成30年度設定分)	平成30年度から 平成31年度まで	千円 借入金5,000,000千円 及びこの利子(遅延利子を含む。)
相模原市土地開発公社 先行取得公共用地購入事業 (平成30年度設定分)	平成30年度から 平成31年度まで	先行取得公共用地の 購入に要する経費 5,000,000千円 及びこの利子(遅延利子を含む。)
相模原市社会福祉協議会事業 資金融資に対する損失補償 (平成30年度設定分)	平成30年度から 平成31年度まで	借入金613,000千円 及びこの利子(遅延利子を含む。)
統一地方選挙経費	平成30年度	0
	平成31年度	196,000
地域医療寄附講座開設事業	平成30年度	32,000
	平成31年度	32,000
	平成32年度	32,000
	平成33年度	32,000
地域児童精神科医療 寄附講座開設事業	平成30年度	25,000
	平成31年度	25,000
	平成32年度	25,000
	平成33年度	25,000
	平成34年度	25,000
図書館システム経費	平成30年度	0
	平成31年度	85,000

第4表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
(総務債) 防災対策整備費 まちづくりセンター等整備費	千円 29,300 80,100	借入先 ・財務省 ・その他 借入方法 ・普通貸借 ・証券発行 借入時期 平成30年度とする。 ただし、事業の進捗等により翌年度以降に繰越して借り入れることができる。	年 5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。 ただし、市財政の都合により繰上償還又は償還期限の短縮若しくは本議決の範囲内で未償還額を借換えすることができる。
(民生債) 保育所整備費	53,100			
(衛生債) 塵芥処理施設建設費 し尿処理施設整備費	853,200 6,600			
(商工債) 観光施設整備費	7,500			
(土木債) 道路整備費 河川整備費 公園整備費 緑地保全事業費 街路整備費 住宅建設費 土地区画整理費	1,719,700 97,200 276,600 156,800 438,300 184,400 162,500			
(消防債) 消防施設整備費	418,400			
(教育債) 小学校整備費 中学校整備費 公民館建設費 体育施設整備費	1,924,100 2,175,400 565,500 167,700			
(臨時財政対策債) 臨時財政対策	19,500,000			
計	28,816,400			

平成30年度相模原市国民健康保険事業特別会計予算

平成30年度相模原市国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ74,030,000千円、直営診療勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ252,000千円と定める。

2 事業勘定及び直営診療勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成30年2月20日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

第1表 歳入歳出予算（事業勘定）

歳 入

款	項	金 額
5 国民健康保険税		千円 15,781,000
	5 国民健康保険税	15,781,000
10 使用料及び手数料		100
	5 手数料	100
25 県支出金		50,283,000
	10 県補助金	50,283,000
35 繰入金		7,601,000
	5 一般会計繰入金	7,601,000
40 繰越金		100,000
	5 繰越金	100,000
45 諸収入		264,900
	5 延滞金及び過料	151,400
	15 雑入	113,500
歳 入 合 計		74,030,000

歳 出

款	項	金 額
5 総務費		千円 1,066,000
	5 総務管理費	480,617
	10 徴税費	584,736
	15 運営協議会費	647
10 保険給付費		49,895,000
	5 療養諸費	43,263,000
	10 高額療養費	6,287,600
	15 移送費	1,200
	20 出産育児諸費	286,200
	25 葬祭諸費	57,000
22 国民健康保険事業費納付金		21,872,000
	5 医療給付費分	14,946,000
	10 後期高齢者支援金等分	5,022,000
	15 介護納付金分	1,904,000
25 共同事業拠出金		100
	5 共同事業拠出金	100
30 保健事業費		822,000
	2 特定健康診査等事業費	544,779
	5 保健事業費	277,221
40 諸支出金		274,900
	5 償還金及び還付加算金	262,900
	15 繰出金	12,000
45 予備費		100,000
	5 予備費	100,000
歳 出 合 計		74,030,000

第1表 歳入歳出予算（直営診療勘定）

歳 入

款	項	金 額
5 診療収入		千円 175,240
	5 外来収入	151,440
	10 その他の診療収入	23,800
10 使用料及び手数料		836
	3 使用料	163
	5 手数料	673
20 繰入金		61,000
	5 他会計繰入金	49,000
	10 事業勘定繰入金	12,000
25 繰越金		3,000
	5 繰越金	3,000
30 諸収入		11,924
	7 受託事業収入	11,291
	10 雑入	633
歳 入 合 計		252,000

歳 出

款	項	金 額
5 総務費		千円 146,842
	5 施設管理費	146,842
10 医業費		79,296
	5 医業費	79,296
20 公債費		24,262
	5 公債費	24,262
28 諸支出金		100
	5 償還金及び還付加算金	100
30 予備費		1,500
	5 予備費	1,500
歳 出 合 計		252,000

平成 3 0 年度相模原市介護保険事業特別会計予算

平成 3 0 年度相模原市介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5 0 , 6 4 9 , 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5 0 , 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成 3 0 年 2 月 2 0 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
5 保険料		千円 12,177,319
	5 介護保険料	12,177,319
10 使用料及び手数料		20,849
	10 手数料	20,849
15 国庫支出金		10,073,561
	5 国庫負担金	8,377,225
	10 国庫補助金	1,696,336
20 支払基金交付金		13,054,614
	5 支払基金交付金	13,054,614
25 県支出金		7,186,801
	5 県負担金	6,746,145
	7 県補助金	440,656
30 財産収入		3,055
	5 財産運用収入	3,055
40 繰入金		8,131,000
	5 一般会計繰入金	7,531,000
	10 基金繰入金	600,000
50 諸収入		1,801
	5 延滞金及び過料	200
	15 雑入	1,601
歳 入 合 計		50,649,000

歳 出

款	項	金 額
5 総務費		千円 1,144,038
	5 総務管理費	367,487
	10 徴収費	81,062
	15 介護認定審査会費	678,871
	20 介護サービス情報公表・調査費	16,618
10 保険給付費		46,533,449
	5 介護サービス等諸費	45,072,765
	10 高額介護サービス等費	1,460,684
20 地域支援事業費		2,948,250
	5 地域支援事業費	2,948,250
25 基金積立金		3,055
	5 基金積立金	3,055
30 公債費		1,000
	5 公債費	1,000
35 諸支出金		18,208
	5 償還金及び還付加算金	18,208
45 予備費		1,000
	5 予備費	1,000
歳 出 合 計		50,649,000

平成 3 0 年度相模原市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成 3 0 年度相模原市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 9 9 , 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5 0 , 0 0 0 千円と定める。

平成 3 0 年 2 月 2 0 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
5 繰入金		千円 5,000
	5 一般会計繰入金	5,000
10 繰越金		45,000
	5 繰越金	45,000
15 諸収入		149,000
	5 貸付金元利収入	147,665
	15 雑入	1,335
歳 入 合 計		199,000

歳 出

款	項	金 額
5 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		千円 198,850
	5 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	198,850
10 公債費		100
	5 公債費	100
15 諸支出金		50
	5 償還金及び還付加算金	50
歳 出 合 計		199,000

平成 3 0 年度相模原市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成 3 0 年度相模原市後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8, 8 8 9, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5 0, 0 0 0 千円と定める。

平成 3 0 年 2 月 2 0 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
5 後期高齢者医療保険料		千円 7,527,490
	5 後期高齢者医療保険料	7,527,490
10 使用料及び手数料		10
	10 手数料	10
25 繰入金		1,245,000
	5 一般会計繰入金	1,245,000
30 繰越金		60,000
	5 繰越金	60,000
35 諸収入		56,500
	5 延滞金及び過料	1,000
	10 償還金及び還付加算金	17,000
	20 雑入	38,500
歳 入 合 計		8,889,000

歳 出

款	項	金 額
5 総務費		千円 164,510
	5 総務管理費	164,510
10 分担金及び負担金		8,697,390
	5 広域連合負担金	8,697,390
12 公債費		100
	5 公債費	100
15 諸支出金		17,000
	5 償還金及び還付加算金	17,000
20 予備費		10,000
	5 予備費	10,000
歳 出 合 計		8,889,000

平成 3 0 年度相模原市自動車駐車場事業特別会計予算

平成 3 0 年度相模原市自動車駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2, 0 0 4, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1 0 0, 0 0 0 千円と定める。

平成 3 0 年 2 月 2 0 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
5 駐車場事業収入		千円 1,024,000
	5 事業収入	1,024,000
15 財産収入		2,000
	5 財産運用収入	2,000
20 繰入金		871,000
	5 繰入金	871,000
25 繰越金		107,000
	5 繰越金	107,000
歳 入 合 計		2,004,000

歳 出

款	項	金 額
5 駐車場事業費		千円 774,432
	5 駐車場管理費	774,432
10 公債費		1,228,568
	5 公債費	1,228,568
15 予備費		1,000
	5 予備費	1,000
歳 出 合 計		2,004,000

平成 30 年度相模原市麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業特別会計予算

平成 30 年度相模原市麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2, 7 3 9, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50, 000 千円と定める。

平成 30 年 2 月 20 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
5 国庫支出金		千円 848,220
	5 国庫補助金	848,220
10 繰入金		686,000
	5 繰入金	686,000
20 使用料及び手数料		3
	10 手数料	3
25 市債		1,200,700
	5 市債	1,200,700
30 保留地処分金		4,062
	5 保留地処分金	4,062
85 諸収入		15
	5 雑入	15
歳 入 合 計		2,739,000

歳 出

款	項	金 額
5 麻溝台・新磯野第一整備地区土地 区画整理事業費		千円 2,732,580
	5 麻溝台・新磯野第一整備地区 土地区画整理事業費	2,732,580
10 公債費		6,120
	5 公債費	6,120
15 予備費		300
	5 予備費	300
歳 出 合 計		2,739,000

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
土 地 区 画 整 理 費	千円 1,200,700	借入先 ・財務省 ・その他 借入方法 ・普通貸借 ・証券発行 借入時期 平成30年度とする。 ただし、事業の進捗等により翌年度以降に繰越して借り入れることができる。	年 5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。 ただし、市財政の都合により繰上償還又は償還期限の短縮若しくは本議決の範囲内で未償還額を借換えすることができる。

平成 30 年度相模原市簡易水道事業特別会計予算

平成 30 年度相模原市簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4 6 4, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10, 000 千円と定める。

平成 30 年 2 月 20 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
5 分担金及び負担金		千円 8,516
	5 分担金	416
	10 負担金	8,100
10 使用料及び手数料		19,449
	5 使用料	19,429
	10 手数料	20
15 国庫支出金		100,000
	10 国庫補助金	100,000
25 財産収入		100
	5 財産運用収入	100
30 繰入金		102,000
	5 繰入金	102,000
35 繰越金		12,000
	5 繰越金	12,000
40 諸収入		335
	10 雑入	335
45 市債		221,600
	5 市債	221,600
歳 入 合 計		464,000

歳 出

款	項	金 額
5 総務費		千円 40,978
	5 総務管理費	40,978
10 簡易水道事業費		394,975
	5 簡易水道事業費	394,975
15 基金積立金		100
	5 基金積立金	100
20 公債費		27,547
	6 元金	13,233
	10 利子	14,314
25 予備費		400
	5 予備費	400
歳 出 合 計		464,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
藤野簡易水道事業費	平成30年度	3,100
	平成31年度	13,300

千円

第3表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
簡 易 水 道 事 業 費	千円 221,600	借入先 ・財務省 ・その他 借入方法 ・普通貸借 ・証券発行 借入時期 平成30年度とする。 ただし、事業の進捗等により翌年度以降に繰越して借り入れることができる。	年 5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。 ただし、市財政の都合により繰上償還又は償還期限の短縮若しくは本議決の範囲内で未償還額を借換えすることができる。

平成 30 年度相模原市公共用地先行取得事業特別会計予算

平成 30 年度相模原市公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3, 4 7 3, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50, 000 千円と定める。

平成 30 年 2 月 20 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
10 繰入金		25, 000
	5 繰入金	25, 000
20 市債		3, 448, 000
	5 市債	3, 448, 000
歳 入 合 計		3, 473, 000

歳 出

款	項	金 額
10 公共用地先行取得事業費		千円 3,449,000
	5 公共用地先行取得事業費	3,449,000
15 公債費		24,000
	5 公債費	24,000
歳 出 合 計		3,473,000

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
公 共 用 地 先 行 取 得 事 業 費	千円 3,448,000	借入先 ・財務省 ・その他 借入方法 ・普通貸借 ・証券発行 借入時期 平成30年度とする。 ただし、事業の進捗等により翌年度以降に繰越して借り入れることができる。	年 5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。 ただし、市財政の都合により繰上償還又は償還期限の短縮若しくは本議決の範囲内で未償還額を借換えすることができる。

平成 30 年度相模原市財産区特別会計予算

平成 30 年度相模原市財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 96,600 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

平成 30 年 2 月 20 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
10 県支出金		千円 300
	5 県補助金	300
15 財産収入		65,241
	5 財産運用収入	65,241
20 繰入金		25,039
	5 基金繰入金	25,039
25 繰越金		6,020
	5 繰越金	6,020
歳 入 合 計		96,600

歳 出

款	項	金 額
5 総務費		千円 43,628
	5 総務管理費	43,628
10 諸支出金		51,716
	5 繰出金	51,716
15 予備費		1,256
	5 予備費	1,256
歳 出 合 計		96,600

平成 30 年度相模原市公債管理特別会計予算

平成 30 年度相模原市公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 45,505,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成 30 年 2 月 20 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
5 財産収入		千円 55,000
	5 財産運用収入	55,000
10 繰入金		37,458,700
	5 他会計繰入金	36,615,700
	10 基金繰入金	843,000
15 市債		7,991,300
	5 市債	7,991,300
歳 入 合 計		45,505,000

歳 出

款	項	金 額
5 公債費		千円 45,505,000
	5 公債費	45,505,000
歳 出 合 計		45,505,000

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
借 換	千円 7,991,300	借入先 ・財務省 ・その他 借入方法 ・普通貸借 ・証券発行 借入時期 平成30年度とする。	年 5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。 ただし、市財政の都合により繰上償還又は償還期限の短縮若しくは本議決の範囲内で未償還額を借換えすることができる。

平成 30 年度相模原市下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 30 年度相模原市下水道事業会計の予算は、次により定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 処理区域内人口	693,280 人
2 主要な建設改良事業	
(1) 公共下水道整備事業(管渠)	8,585,220 千円
(2) 公共下水道整備事業(ポンプ場)	233,000 千円
(3) 農業集落排水整備事業(管渠)	12,952 千円
(4) 農業集落排水整備事業(処理場)	11,880 千円
(5) 市設置高度処理型浄化槽整備事業	909,551 千円

(収益的收入及び支出)

第 3 条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 公共下水道事業収益	16,031,846 千円
第 1 項 公共下水道営業収益	11,277,234 千円
第 2 項 公共下水道営業外収益	4,754,612 千円
第 2 款 農業集落排水事業収益	30,416 千円
第 1 項 農業集落排水営業収益	3,120 千円
第 2 項 農業集落排水営業外収益	27,296 千円
第 3 款 市設置高度処理型浄化槽事業収益	161,210 千円
第 1 項 市設置高度処理型浄化槽営業収益	31,590 千円
第 2 項 市設置高度処理型浄化槽営業外収益	129,620 千円

支 出

第 1 款	公共下水道事業費用	15,263,241 千円
第 1 項	公共下水道営業費用	13,020,196 千円
第 2 項	公共下水道営業外費用	2,213,045 千円
第 3 項	公共下水道予備費	30,000 千円
第 2 款	農業集落排水事業費用	45,956 千円
第 1 項	農業集落排水営業費用	44,368 千円
第 2 項	農業集落排水営業外費用	1,588 千円
第 3 款	市設置高度処理型浄化槽事業費用	300,591 千円
第 1 項	市設置高度処理型浄化槽営業費用	293,064 千円
第 2 項	市設置高度処理型浄化槽営業外費用	7,527 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,563,520千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)。

収 入	
第1款 公共下水道資本的収入	9,817,398 千円
第1項 公共下水道企業債	7,344,200 千円
第2項 公共下水道他会計負担金	263,233 千円
第3項 公共下水道分担金	27,438 千円
第4項 公共下水道負担金	19,385 千円
第5項 公共下水道国庫補助金	1,811,605 千円
第6項 公共下水道県補助金	342,537 千円
第7項 公共下水道その他資本的収入	9,000 千円
第2款 農業集落排水資本的収入	24,650 千円
第1項 農業集落排水企業債	24,500 千円
第2項 農業集落排水分担金	150 千円
第3款 市設置高度処理型浄化槽資本的収入	909,168 千円
第1項 市設置高度処理型浄化槽企業債	507,000 千円
第2項 市設置高度処理型浄化槽分担金	15,456 千円
第3項 市設置高度処理型浄化槽国庫補助金	136,146 千円
第4項 市設置高度処理型浄化槽県補助金	250,566 千円

支 出

第 1 款	公共下水道資本の支出	16,369,560 千円
第 1 項	公共下水道建設改良費	8,818,220 千円
第 2 項	公共下水道固定資産購入費	363,596 千円
第 3 項	公共下水道企業債償還金	7,187,744 千円
第 2 款	農業集落排水資本の支出	33,869 千円
第 1 項	農業集落排水建設改良費	24,832 千円
第 2 項	農業集落排水企業債償還金	9,037 千円
第 3 款	市設置高度処理型浄化槽資本の支出	911,307 千円
第 1 項	市設置高度処理型浄化槽建設改良費	909,551 千円
第 2 項	市設置高度処理型浄化槽企業債償還金	1,756 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道 建設費充当	千円 6,610,000	借入先 ・財務省 ・その他 借入方法 ・普通貸借 ・証券発行 借入時期 ・平成30年度と する。 ただし、事業 の進捗等により 翌年度以降に繰 越して借り入れ ることができる。	年5.0%以内 ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 し後の利率と する。	公的資金については、その 融資条件により、銀行その他 の場合には、その債権者と協 定するところによる。 ただし、企業財政の都合に より繰上償還又は償還期限の 短縮若しくは未償還額を借換 えすることができる。
流域下水道 負担金充当	349,300			
農業集落排水 建設費充当	24,500			
市設置高度 処理型浄化槽 建設費充当	507,000			
下水道事業 資本費平準化債 公債費充当	237,900			
下水道事業 特別措置分 公債費充当	147,000			
合 計	7,875,700			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、6,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

830,706 千円

(他会計からの補助金)

第9条 雨水処理費等に要する費用の一部に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、4,700,000千円である。

平成30年2月20日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市個人情報保護条例及び相模原市情報公開条例の一部を改正する
条例について

相模原市個人情報保護条例及び相模原市情報公開条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 30 年 2 月 20 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市個人情報保護条例及び相模原市情報公開条例の一部を改正する
条例

(相模原市個人情報保護条例の一部改正)

第 1 条 相模原市個人情報保護条例(平成 16 年相模原市条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号を次のように改める。

(3) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号イにおいて同じ。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

イ 個人識別符号が含まれるもの

第 2 条中第 9 号を第 10 号とし、第 4 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号の

うち、規則で定めるものをいう。

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

第7条第1項中「記述」を「記述等」に、「個人別に付された番号、記号その他の符号」を「個人識別符号」に改める。

第8条第3項中「電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録(以下「電磁的記録」という。)」を「電磁的記録」に改める。

第16条第1号中「含む。)」の次に「若しくは個人識別符号が含まれるもの」を加える。

第17条第2項中「記述等」の次に「及び個人識別符号」を加える。

第2条 相模原市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条中第10号を第11号とし、第5号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第6条中「次に掲げる事項に関する個人情報」を「要配慮個人情報」に改め、同条各号を削る。

(相模原市情報公開条例の一部改正)

第3条 相模原市情報公開条例(平成12年相模原市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 号中「記述等」の次に「(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第 2 項において同じ。)」を加える。

第 8 条第 2 項中「が識別されうる」を「を識別することができる」に改め、「うち、」の次に「氏名、生年月日その他の」を、「なる」の次に「記述等の」を加える。

第 3 3 条中「関し」を「ついて」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 3 0 年 1 0 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 実施機関は、第 2 条の規定による改正後の相模原市個人情報保護条例第 6 条ただし書の規定による要配慮個人情報の取扱いについては、前項ただし書に規定する規定の施行の日前においても、相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会の意見を聴くことができる。

提案の理由

行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律(平成 2 8 年法律第 5 1 号)による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 1 5 年法律第 5 8 号)及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成 1 1 年法律第 4 2 号)の改正を踏まえ、個人情報の定義及び取扱いの制限並びに個人に関する情報に係る規定の改正、個人識別符号及び要配慮個人情報の定義に係る規定の追加その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 13 号関係資料

相模原市個人情報保護条例及び相模原市情報公開条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 相模原市個人情報保護条例の一部改正(第1条関係)

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)の改正を踏まえ、次のア及びイの改正を行うもの

ア 個人情報の定義に係る規定の改正

個人情報の定義を明確化し、個人情報の定義に個人識別符号が含まれるものを加えるもの

イ 個人識別符号の定義に係る規定の追加

個人識別符号について、次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち規則で定めるものと定義するもの

(ア) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

(イ) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

個人識別符号の例

- ・ DNA、顔、声紋、手指の静脈、指紋、掌紋等の身体的特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号
- ・ 旅券番号、基礎年金番号、運転免許証の番号、住民票コード、マイナンバー、各種保険証の番号等

(2) 相模原市個人情報保護条例の一部改正(第2条関係)

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正を踏まえ、次のア及

びイの改正を行うもの

ア 要配慮個人情報の定義に係る規定の追加

要配慮個人情報について、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報と定義するもの

イ 個人情報の取扱いの制限に係る規定の改正

個人の権利利益の保護の観点から、個人情報の取扱いの制限の対象を広げ、全ての要配慮個人情報について、次に掲げる場合を除き取り扱ってはならないこととするもの

(ア) 法令又は条例の規定に基づく場合

(イ) あらかじめ相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会の意見を聴いた上で事務事業の目的達成のために必要があると認めた場合

人種、信条、社会的身分及び犯罪の経歴については、これまでも取り扱ってはならないものとしていたが、要配慮個人情報を定義することに伴い、病歴、犯罪により害を被った事実等についても、取扱いの制限の対象とするもの
--

(3) 相模原市情報公開条例の一部改正(第3条関係)

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)の改正を踏まえ、個人に関する情報に係る規定を改正するもの

2 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日。ただし、1(2)に係る規定は、平成30年10月1日

(2) 準備行為

実施機関は、1(2)に係る規定の施行の日前においても、1(2)イ(イ)の場合の要配慮個人情報の取扱いについては、相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会の意見を聴くことができることとするもの

相模原市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例について
相模原市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 30 年 2 月 20 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例
相模原市一般職の給与に関する条例(昭和 26 年相模原市条例第 11 号)の一部を
次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 2 号中「及び孫」を削り、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を
第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫

第 6 条第 3 項中「前項第 1 号」の次に「及び第 3 号から第 6 号までのいずれか」
を加え、「13,000 円」を「1 人につき 6,500 円」に、「から第 5 号まで
の」を「に該当する」に、「次条において」を「以下」に改め、「、父母等」を削
り、「6,500 円(職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち 1 人について
は 11,000 円)」を「10,000 円」に改める。

第 7 条第 1 項各号列記以外の部分中「該当する」を「掲げる」に改め、「(新た
に職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第 1 号に該当する事実が生じた
場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」を削り、同項
第 2 号中「前条第 2 項第 2 号又は第 4 号」を「扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3
号若しくは第 5 号」に改め、同項第 3 号及び第 4 号を削り、同条第 2 項中「、扶養
親族」を「、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るもの」に改め、「ない」
の次に「場合においてその」を加え、「前項第 1 号」を「同項第 1 号」に、「生じ
た場合において」を「生じたとき」に改め、同条第 3 項を次のように改める。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その
事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属
する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第 1 号に掲げる事

実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第 1 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第 1 項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合
- (3) 職員の扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

第 1 3 条中「第 1 4 条」を「次条」に改める。

第 1 3 条の 2 を削る。

第 1 4 条中「地域手当」の次に「、初任給調整手当」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。
(平成 3 2 年 3 月 3 1 日までの間における扶養手当に関する特例)
- 2 改正後の第 6 条第 3 項及び第 7 条の規定の適用については、次の各号に掲げる期間の区分に応じて、当該各号に定める表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
 - (1) 平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日までの間

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 6 条第 3 項	及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 6 , 5 0 0 円、同項第 2 号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については 1 人につき 1 0 , 0 0 0 円	に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については 1 0 , 8 0 0 円、同項第 2 号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については 1 人につき 7 , 7 0 0 円(職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち 1 人については 1 0 , 7 0 0 円)、同項第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」とい

		う。)については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については9,500円)
第7条第1項	その旨	その旨(新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)
	(2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。)	(2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。) (3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となつた場合(前号に該当する場合を除く。) (4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至つた場合(第1号に該当する場合を除く。)

第 7 条第 3 項	においては、その	又は扶養手当を受けている職員について第 1 項第 3 号若しくは第 4 号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの
	その日が	これらの日が
	の改定	の改定(扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養

		親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののないものが配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定
--	--	--

(2) 平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日までの間

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 6 条第 3 項	及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 6 , 5 0 0 円、同項第 2 号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については 1 人につき 1 0 , 0 0 0 円	に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については 8 , 6 0 0 円、同項第 2 号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については 1 人につき 8 , 9 0 0 円(職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち 1 人については 1 0 , 4 0 0 円)、同項第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については 1 人につき 6 , 5 0 0 円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち 1 人については 8 , 0 0 0 円)
第 7 条第 1 項	その旨	その旨(新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第 1 号に掲げる事実が

		生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)
	(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合 (扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)	(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合 (扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。) (3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となつた場合(前号に該当する場合を除く。) (4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至つた場合(第 1 号に該当する場合を除く。)
第 7 条第 3 項	においては、その	又は扶養手当を受けている職員について第 1 項第 3 号若しくは第 4 号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの
	その日が	これらの日が
	の改定	の改定(扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係る

		ものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののないものが配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定
--	--	--

提案の理由

人事委員会による職員の給与等に関する報告並びに国及び他の地方公共団体の状況を勘案した扶養手当に係る規定の改正、勤務 1 時間当たりの給与額の算出に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 1 4 号関係資料

相模原市一般職の給与に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 扶養手当に係る規定の改正(第 6 条、第 7 条及び附則第 2 項関係)

区分	現行	平成 3 0 年度	平成 3 1 年度	平成 3 2 年度
配偶者	13,000 円	10,800 円	8,600 円	6,500 円
子	6,500 円	7,700 円	8,900 円	10,000 円
配偶者が不在 場合の子のうち の 1 人	11,000 円	10,700 円	10,400 円	10,000 円
配偶者が不在 場合の父母等 のうちの 1 人	11,000 円	9,500 円	8,000 円	6,500 円

(2) 勤務 1 時間当たりの給与額の算出に係る規定の改正(第 1 4 条関係)

勤務 1 時間当たりの給与額について、算出の基礎とする給与に初任給調整手当を加えるもの

2 施行期日

平成 3 0 年 4 月 1 日

相模原市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

相模原市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 30 年 2 月 20 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

相模原市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和 62 年相模原市条例第 32 号)の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「100 分の 87」を「100 分の 83.7」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

国及び他の地方公共団体における退職手当の支給水準を勘案し、退職手当の支給水準の引下げをいたしたく提案するものである。

相模原市手数料条例の一部を改正する条例について
相模原市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 30 年 2 月 20 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市手数料条例の一部を改正する条例
相模原市手数料条例(平成 12 年相模原市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

「		「		
別表第 5 第 1 号の表 2 の項中	危険物の 製造所、 貯蔵所又 は取扱所 (以下この 表において 「製造所等」と いう。)の 設置の許可の申請 に対する 審査	を	危険物の 製造所、 貯蔵所又 は取扱所 (以下この 号において 「製造所等」と いう。)の 設置の許可の申請 に対する 審査	に、

「		「	
530,000円		570,000円	
830,000円		880,000円	

1,010,000円		1,070,000円
1,120,000円		1,200,000円
1,420,000円		1,520,000円
1,660,000円		1,780,000円
3,880,000円		4,070,000円
5,100,000円		5,340,000円
6,290,000円		6,490,000円
1,130,000円		1,180,000円
1,340,000円	を	1,410,000円
1,500,000円		1,580,000円
1,830,000円		1,940,000円
2,140,000円		2,260,000円
4,350,000円		4,550,000円
5,570,000円		5,820,000円
6,770,000円		7,070,000円

に改め、同表 6 の項中

5,750,000 円
7,250,000 円
10,700,000 円

5,930,000 円
7,470,000 円
10,900,000 円

」

」

「

「

410,000円
540,000円
700,000円
920,000円
1,040,000円
1,600,000円
1,820,000円
2,030,000円
490,000円
630,000円
990,000円
1,310,000円

を

420,000円
560,000円
730,000円
960,000円
1,090,000円
1,660,000円
1,900,000円
2,120,000円
530,000円
680,000円
1,030,000円
1,410,000円

に、

1,720,000円	1,780,000円
3,320,000円	3,430,000円
4,060,000円	4,190,000円
4,650,000円	4,800,000円

」

」

「

岩盤タンク 検査であっ て、危険物 の貯蔵最大 数量が右に 掲げる区分 ごとである 屋外タンク 貯蔵所又は 特定屋外タ ンク貯蔵所	400,000キロリットル未満 のもの	1件	9,100,000円
	400,000キロリットル以上 500,000キロリットル未満 のもの	1件	12,400,000円
	500,000キロリットル以上 のもの	1件	17,000,000円

を

」

「

岩盤タンク 検査であっ て、危険物 の貯蔵最大 数量が右に 掲げる区分 ごとである	400,000キロリットル未満 のもの	1件	9,320,000 円
	400,000キロリットル以上 500,000キロリットル未満 のもの	1件	12,600,000 円
	500,000キロリットル以上 のもの	1件	17,300,000 円

に改め、同

屋外タンク 貯蔵所			
--------------	--	--	--

表 8 の 項 中	「		「		」
		310,000円		320,000円	
		430,000円		460,000円	
		720,000円		750,000円	
		960,000円		1,020,000円	
		1,210,000円		1,300,000円	
		2,950,000円		3,150,000円	
		3,620,000円	を	3,870,000円	に改める。
		4,170,000円		4,460,000円	
		2,660,000円		2,690,000円	
		3,190,000円		3,230,000円	
		4,790,000円		4,830,000円	
	」		」		

別表第 5 に次の 2 号を加える。

(4) 高压ガス保安法(昭和 2 6 年法律第 2 0 4 号。以下この号及び次号において「法」という。)に基づく事務

番号	根拠条項	手数料を徴収する事務	単位	金 額
----	------	------------	----	-----

1	法第5条第1項	高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査	法第5条第1項第1号に該当する者が使用する設備の処理容積(圧縮、液化その他の方法で1日に処理することができるガスの容積をいう。以下この号において同じ。)が右に掲げる区分ごとであるもの(当該者が移動式製造設備(高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。以下この号において同	1,000 万 立 方メートル以上のもの	1 件	560,000 円
				100 万 立 方メートル以上 1,000 万立方メートル未満のもの	1 件	340,000 円
				50万立方メートル以上 100 万 立 方メートル未満のもの	1 件	220,000 円
				10万立方メートル以上 50万立方メートル未満のもの	1 件	140,000 円
				2万5,000立 方メートル以上10万立 方メートル未満のもの	1 件	110,000 円
				5,000 立 方メートル以上2万5,000立方メートル未満のもの	1 件	86,000 円
				1,000 立 方	1 件	68,000 円

			じ。)のみ を使用する 場合を除 く。)	メートル以 上 5,000 立 方メートル 未満のもの		
				200 立 方 メ ートル以上 1,000 立 方 メートル未 満のもの	1 件	54,000 円
				100 立 方 メ ートル以上 200 立 方 メ ートル未 満のもの	1 件	31,000 円
			法第 5 条第 1 項第 1 号 に該当する 者が移動式 製造設備の みを使用す る場合であ って、当該 設備の処理 容積が右に 掲げる区分 ごとである もの	1,000 万 立 方メートル 以上のもの	1 件	91,000 円
				500 万 立 方 メートル以 上 1,000 万 立方メート ル未満のも の	1 件	75,000 円
				100 万 立 方 メートル以 上 500 万 立 方メートル 未満のもの	1 件	60,000 円
				50 万 立 方 メ ートル以上 100 万 立 方	1 件	44,000 円

					メートル未満のもの		
					10万立方メートル以上 50万立方メートル未満のもの	1 件	27,000 円
					2万5,000立方メートル以上10万立方メートル未満のもの	1 件	21,000 円
					5,000立方メートル以上2万5,000立方メートル未満のもの	1 件	16,000 円
					1,000 立方メートル以上 5,000 立方メートル未満のもの	1 件	13,000 円
					200 立方メートル以上 1,000 立方メートル未満のもの	1 件	11,000 円
					100 立方メートル以上 200 立方メ	1 件	7,400 円

				ートル未満のもの		
			法第5条第1項第2号	3,000 トン以上のもの	1 件	110,000 円
			に該当する者が使用する設備の冷凍能力が右に掲げる区分ごとであるもの	1,000 トン以上 3,000 トン未満のもの	1 件	87,000 円
				300 トン以上 1,000 トン未満のもの	1 件	68,000 円
				100 トン以上 300 トン未満のもの	1 件	54,000 円
				20 トン以上 100 トン未満のもの	1 件	36,000 円
2	法第14条第1項	高压ガスの製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事又は製造をする高压ガスの種類若しくは製造の方法の変更の許可の申請に対	法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者が使用する設備に係る変更であって、変更後の処理容積が変更前の処理容積(当該変更	1,000 万立方メートル以上増加する場合	1 件	370,000 円
				100 万立方メートル以上 1,000 万立方メートル未満増加する場合	1 件	220,000 円
				50 万立方メートル以上 100 万立方	1 件	150,000 円

		する審査	が設備の全部又は一部を撤去し、	メートル未満増加する場合		
			当該撤去する設備に代えて新たに設備を設置するものである場合に	10万立方メートル以上50万立方メートル未満増加する場合	1件	93,000円
			あつては、変更前の処理容積から当該撤去する設備に係る処理容積	2万5,000立方メートル以上10万立方メートル未満増加する場合	1件	69,000円
			を控除した容積。以下この号において同じ。)に比して右に掲げる区分ごとである場合(当該者が移動式製造設備のみを使用する場合を除く。)	5,000立方メートル以上2万5,000立方メートル未満増加する場合	1件	61,000円
				1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満増加する場合	1件	57,000円
				200立方メートル以上1,000立方メートル未	1件	39,000円

	満増加する場合		
	200 立 方 メートル未満増加する場合	1 件	26,000 円
	その他の場合	1 件	16,000 円
法第 5 条第 1 項第 1 号に該当する同項の許可を受けた者が移動式製造設備のみを使用する場合の当該設備に係る変更であって、変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して右に掲げる区分ごとである場合	1,000 万 立 方メートル以上増加する場合	1 件	65,000 円
	500 万 立 方メートル以上 1,000 万立方メートル未満増加する場合	1 件	53,000 円
	100 万 立 方メートル以上 500 万立方メートル未満増加する場合	1 件	44,000 円
	50 万立方メートル以上 100 万立方メートル未満増加する場合	1 件	31,000 円
	10 万立方メ	1 件	18,000 円

					ートル以上 50万立方メ ートル未満 増加する場 合		
					2万5,000立 方メートル 以上10万立 方メートル 未満増加す る場合	1 件	14,000 円
					5,000 立 方 メートル以 上2万5,000 立方メート ル未満増加 する場合	1 件	12,000 円
					1,000 立 方 メートル以 上 5,000 立 方メートル 未満増加す る場合	1 件	9,200 円
					200 立 方 メ ートル以上 1,000 立 方 メートル未 満増加する 場合	1 件	8,200 円
					200 立 方 メ ートル未満	1 件	5,100 円

	増加する場合		
	その他の場合	1 件	3,200 円
法第 5 条第 1 項第 2 号に該当する	3,000 トン以上増加する場合	1 件	69,000 円
同項の許可を受けた者が使用する設備に係る	1,000 トン以上 3,000 トン未満増加する場合	1 件	62,000 円
変更であって、変更後の冷凍能力が変更前の	300 トン以上 1,000 トン未満増加する場合	1 件	55,000 円
冷凍能力（当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、	100 トン以上 300 トン未満増加する場合	1 件	38,000 円
当該撤去する設備に代	100 トン未満増加する場合	1 件	30,000 円
えて新たに設備を設置するものである場合には、	その他の場合	1 件	16,000 円
変更前の冷凍能力から当該撤去する設備に係			

			る冷凍能力を控除した能力)に比して右に掲げる区分ごとである場合		
3	法第16条第1項	高压ガスの貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査		1件	25,000円
4	法第19条第1項	第一種貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事の許可の申請に対する審査	変更後の貯蔵容積が変更前の貯蔵容積に比して増加する場合	1件	14,000円
			その他の場合	1件	11,000円
5	法第20条第1項	高压ガスの製造のための施設の完成検査		1件	1の項に掲げる者及び設備の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額(法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であつ

				て、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、6,100円)
6	法第20条第1項	第一種貯蔵所の完成検査	1件	18,750円
7	法第20条第3項	高圧ガスの製造のための施設の変更の完成検査	1件	2の項に掲げる者及び場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当す

				る金額(法 第14条第 1項の許可 に係る液化 石油ガスの 製造のため の施設であ って、液化 石油ガスの 保安の確保 及び取引の 適正化に関 する法律第 37条の3 第1項の完 成検査を受 け、同法第 37条の技 術上の基準 に適合して いると認め られたもの の完成検査 にあつて は、6,100 円)
8	法第20 条第3項	第一種貯蔵所の変更の完成検査	1件	4の項に掲 げる場合の 区分に応 じ、それぞ れ当該手数

						料の金額の 4分の3に 相当する金 額
9	法第22 条第1項	輸入をした 高圧ガス及 びその容器 の検査であ って、容器 の容積が右 に掲げる区 分ごとであ るもの	1,000立方メートル以上 (液化ガスにあっては、質 量10トン以上)のもの	1件	27,000円	
			300立方メートル以上 1,000立方メートル未満 (液化ガスにあっては、質 量3トン以上10トン未 満)のもの	1件	21,000円	
			300立方メートル未満(液 化ガスにあっては、質量 3トン未満)のもの	1件	13,000円	
10	法第35 条第1項	特定施設の 保安検査	法第5条第 1項第1号 に該当する 同項の許可 を受けた者 が使用する 設備の処理 容積が右に 掲げる区分 ごとである もの(当該 者が移動式 製造設備の みを使用す る場合を除 く。)	1,000万立 方メートル 以上のもの	1件	610,000円
				100万立方 メートル以 上1,000万 立方メート ル未満のも の	1件	370,000円
				50万立方メ ートル以上 100万立方 メートル未 満のもの	1件	250,000円
				10万立方メ ートル以上	1件	150,000円

				50万立方メートル未満のもの		
				2万5,000立方メートル以上10万立方メートル未満のもの	1 件	120,000 円
				5,000 立方メートル以上2万5,000立方メートル未満のもの	1 件	95,000 円
				1,000 立方メートル以上 5,000 立方メートル未満のもの	1 件	75,000 円
				200 立方メートル以上1,000 立方メートル未満のもの	1 件	60,000 円
				100 立方メートル以上200 立方メートル未満のもの	1 件	33,000 円
			法第5条第1項第1号	1,000 万立方メートル	1 件	95,000 円

			に該当する	以上のもの		
			同項の許可	500万立方	1件	80,000円
			を受けた者	メートル以		
			が移動式製	上1,000万		
			造設備のみ	立方メート		
			を使用する	ル未満のも		
			場合であっ	の		
			て、当該設	100万立方	1件	64,000円
			備の処理容	メートル以		
			積が右に掲	上500万立		
			げる区分ご	方メートル		
			とであるも	未満のもの		
			の	50万立方メ	1件	47,000円
				ートル以上		
				100万立方		
				メートル未		
				満のもの		
				10万立方メ	1件	31,000円
				ートル以上		
				50万立方メ		
				ートル未		
				満のもの		
				2万5,000立	1件	22,000円
				方メートル		
				以上10万立		
				方メートル		
				未満のもの		
				5,000立方	1件	20,000円
				メートル以		
				上2万5,000		
				立方メート		

		ル未満のもの		
		1,000 立 方 メートル以 上 5,000 立 方メートル 未満のもの	1 件	15,000 円
		200 立 方 メ ートル以上 1,000 立 方 メートル未 満のもの	1 件	12,000 円
		100 立 方 メ ートル以上 200 立 方 メ ートル未満 のもの	1 件	7,700 円
	法第 5 条第 1 項第 2 号	3,000 ト ン 以上のもの	1 件	120,000 円
	に該当する 同項の許可 を受けた者 が使用する	1,000 ト ン 以 上 3,000 トン未満の もの	1 件	95,000 円
	設備の冷凍 能力が右に 掲げる区分 ごとである もの	300 ト ン 以 上 1,000 ト ン未満のも の	1 件	76,000 円
		100 ト ン 以 上 300 ト ン 未満のもの	1 件	60,000 円
		20 トン以上	1 件	42,000 円

				100 ト ン 未 満のもの		
--	--	--	--	-------------------	--	--

(5) 高圧ガス保安法施行令(平成 9 年政令第 2 0 号。以下この号において「政令」という。)に基づく事務

番号	根拠条項	手数料を徴収する事務			単位	金 額
1	政令第 1 8 条 第 2 項 第 3 号 又 は 第 4 号	法第 4 4 条 第 1 項に規 定する容器 検査又は法 第 4 9 条第 1 項に規定 する容器再 検査	温度零下 5 0 度 以 下 の 液 化 ガ ス を 充 填 す る た め の 容 器 で あ っ て 、 内 容 積 が 右 に 掲 げ る 区 分 ご と で あ る も の	1,000 リ ッ トル以上の もの (法 第 4 4 条 第 1 項 に 規 定 す る 容 器 検 査 を 除 く 。)	1 個	16,000 円 に 1,000 リ ッ トル 又 は 1,000 リ ッ トルに満た ない端数を 増すごとに 1,600 円 を 加えた金額
				500リットル 以 上 1,000 リットル未 満のもの	1 個	16,000 円
				500リットル 未満のもの	1 個	6,600 円
			繊維強化 プ ラスチック 複 合 容 器 又 は 圧 縮 天 然 ガ ス 自 動 車 燃 料 装 置 用 容 器 (温 度 零 下 5 0 度 以 下 の 液 化 ガ ス を 充 填 す る た め の 容	150リットル 以上のもの	1 個	320 円 に 10 リットル又 は10リット ルに満たな い端数を増 すごとに57 円を加えた 金額
				30リットル 以 上 150 リ ットル未満	1 個	320 円

器を除く。)であって、内容積が右に掲げる区分ごとであるもの	のもの		
	5リットル以上30リットル未満のもの	1個	260 円
	1リットル以上5リットル未満のもの	1個	160 円
	1リットル未満のもの	1個	150 円
高強度鋼容器(温度零下50度以下の液化ガスを充填するための容器又は繊維強化プラスチック複合容器若しくは圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器を除く。)であって、内容積が右に掲げる区分ごとであるもの	30リットル以上のもの	1個	210 円に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに3円を加えた金額
	5リットル以上30リットル未満のもの	1個	210 円
	1リットル以上5リットル未満のもの	1個	160 円
	1リットル未満のもの	1個	140 円
その他の容	1,000 リッ	1個	7,100 円に

			器であって、内容積が右に掲げる区分ごとであるもの	トル以上のもの（法第44条第1項に規定する容器検査を除く。）		1,000リットル又は1,000リットルに満たない端数を増すごとに380円を加えた金額
				500リットル以上1,000リットル未満のもの	1個	7,100円
				150リットル以上500リットル未満のもの	1個	800円
				30リットル以上150リットル未満のもの	1個	210円
				5リットル以上30リットル未満のもの	1個	170円
				1リットル以上5リットル未満のもの	1個	110円
				1リットル未満のもの	1個	80円
2	政令第18	法第49条	圧縮天然ガ	150リットル	1個	31円

条第2項 第6号又は 第7号	の2第1項 に規定する 附属品検査 又は法第 49条の4 第1項に規 定する附属 品再検査	ス自動車燃 料装置用容 器、圧縮水 素自動車燃 料装置用容 器又は圧縮 水素運送自 動車用容器 に装置され る附属品で あって、当 該容器の内 容積が右に 掲げる区分 ごとである もの	以上のもの 150リットル 未満のもの	1個	24円
		その他の容 器に装置さ れる附属品 であって、 当該容器の 内容積が右 に掲げる区 分ごとであ るもの	1,000リッ トル以上の もの(法第 49条の2 第1項に規 定する容器 の附属品 検査を除 く。)	1個	1,100円
			500リットル 以上1,000 リットル未 満のもの	1個	540円
			500リットル 未満のもの	1個	21円

3	政令第18条第2項第8号	法第50条第3項に規定する容器検査所の登録又は登録の更新の申請に対する審査	1件	16,000円
4	政令第18条第2項第3号	法第54条第2項に規定する容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力の変更に係る刻印等	1件	1,400円

別表第7第1号の表9の項中「75,000円」を「67,000円」に改め、別表第7第4

「

37,700円
17,000円

」

を

33,900円
15,000円

」

に改める。

号の表中

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案の理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成12年政令第16号)の改正を踏まえた消防法(昭和23年法律第186号)に基づく事務、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)に基づく事務及び砂利採取法(昭和43年法律第74号)に基づく事務に係る手数料の規定の改正、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第50号)による高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)の改正及び高圧ガス保安法施行令の一部を改正する政令(平成29年政令第198号)による高圧ガス保安法施行令(平成9年政令第20号)の改正に伴い神奈川県から本市に移譲される高圧ガスの製造許可等の申請に対する審査等の事務に係る手数料の規定の追加その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 16 号関係資料

相模原市手数料条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 消防法(昭和 23 年法律第 186 号)に基づく事務に係る手数料の規定の改正
(別表第 5 関係)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成 12 年政令第 16 号。以下
「標準政令」という。)の改正を踏まえ、次のアからウまでに掲げる手数料の
額を改定するもの

ア 危険物の貯蔵所の設置に係る許可の申請に対する審査の事務に係る手数料

区分		現行	改定後
準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンク に係る屋外タンク貯蔵所を除く。)		530,000 円	570,000 円
特定屋外 タンク貯 蔵所(浮 き屋根式 特定屋外 タンク貯 蔵所、浮 き蓋付特 定屋外タ ンク貯蔵 所及び岩 盤タンク に係る屋 外タンク 貯蔵所を 除く。)	1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満	830,000 円	880,000 円
	5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満	1,010,000 円	1,070,000 円
	10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満	1,120,000 円	1,200,000 円
	50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満	1,420,000 円	1,520,000 円
	100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満	1,660,000 円	1,780,000 円
	200,000 キロリットル以上 300,000 キロリットル未満	3,880,000 円	4,070,000 円
	300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満	5,100,000 円	5,340,000 円
	400,000 キロリットル以上	6,290,000 円	6,490,000 円
浮き屋根	1,000 キロリットル以上	1,130,000 円	1,180,000 円

式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	5,000 キロリットル未満		
	5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満	1,340,000 円	1,410,000 円
	10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満	1,500,000 円	1,580,000 円
	50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満	1,830,000 円	1,940,000 円
	100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満	2,140,000 円	2,260,000 円
	200,000 キロリットル以上 300,000 キロリットル未満	4,350,000 円	4,550,000 円
	300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満	5,570,000 円	5,820,000 円
	400,000 キロリットル以上	6,770,000 円	7,070,000 円
岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所	400,000 キロリットル未満	5,750,000 円	5,930,000 円
	400,000 キロリットル以上 500,000 キロリットル未満	7,250,000 円	7,470,000 円
	500,000 キロリットル以上	10,700,000 円	10,900,000 円

備考

- 1 「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」とは、浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所をいう。
 - 2 「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」とは、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所をいう。
- イ 特定屋外タンク貯蔵所及び屋外タンク貯蔵所の設置に係る許可の完成検査前検査の事務に係る手数料

区分		現行	改定後
特定屋外タンク貯蔵所の基	1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満	410,000 円	420,000 円
	5,000 キロリットル以上	540,000 円	560,000 円

礎・地盤 検査	10,000 キロリットル未満		
	10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満	700,000 円	730,000 円
	50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満	920,000 円	960,000 円
	100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満	1,040,000 円	1,090,000 円
	200,000 キロリットル以上 300,000 キロリットル未満	1,600,000 円	1,660,000 円
	300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満	1,820,000 円	1,900,000 円
	400,000 キロリットル以上	2,030,000 円	2,120,000 円
特定屋外 タンク貯 蔵所の溶 接部検査	1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満	490,000 円	530,000 円
	5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満	630,000 円	680,000 円
	10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満	990,000 円	1,030,000 円
	50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満	1,310,000 円	1,410,000 円
	100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満	1,720,000 円	1,780,000 円
	200,000 キロリットル以上 300,000 キロリットル未満	3,320,000 円	3,430,000 円
	300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満	4,060,000 円	4,190,000 円
	400,000 キロリットル以上	4,650,000 円	4,800,000 円
屋外タン ク貯蔵所 の岩盤タ	400,000 キロリットル未満	9,100,000 円	9,320,000 円
	400,000 キロリットル以上 500,000 キロリットル未満	12,400,000 円	12,600,000 円

ンク検査	500,000 キロリットル以上	17,000,000 円	17,300,000 円
------	------------------	--------------	--------------

ウ 特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査の事務に係る手数料

区分		現行	改定後
特定屋外 タンク貯 蔵所（岩 盤タンク に係る屋 外タンク 貯蔵所を 除く。）	1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満	310,000 円	320,000 円
	5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満	430,000 円	460,000 円
	10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満	720,000 円	750,000 円
	50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満	960,000 円	1,020,000 円
	100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満	1,210,000 円	1,300,000 円
	200,000 キロリットル以上 300,000 キロリットル未満	2,950,000 円	3,150,000 円
	300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満	3,620,000 円	3,870,000 円
	400,000 キロリットル以上	4,170,000 円	4,460,000 円
	岩盤タン クに係る	1,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満	2,660,000 円 2,690,000 円
	特定屋外 タンク貯 蔵所	400,000 キロリットル以上 500,000 キロリットル未満 500,000 キロリットル以上	3,190,000 円 3,230,000 円 4,790,000 円 4,830,000 円

（２）高圧ガス保安法(昭和２６年法律第２０４号)に基づく事務に係る手数料の規定の追加(別表第５関係)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成２７年法律第５０号)による高圧ガス保安法(１(２)において「法」という。)の改正に伴い、次のアからコまでに掲げる手数料の規定を追加するもの

ア 高圧ガスの製造に係る許可の申請に対する審査の事務に係る手数料

区分		単位	金額
設備	処理容積又は冷凍能力		
法第5条第1項第1号に該当する者が使用する設備(当該者が移動式製造設備のみを使用する場合を除く。)	1,000万立方メートル以上	1 件	560,000 円
	100万立方メートル以上 1,000万立方メートル未満	1 件	340,000 円
	50万立方メートル以上 100万立方メートル未満	1 件	220,000 円
	10万立方メートル以上 50万立方メートル未満	1 件	140,000 円
	2万5,000立方メートル以上 10万立方メートル未満	1 件	110,000 円
	5,000立方メートル以上 2万5,000立方メートル未満	1 件	86,000 円
	1,000立方メートル以上 5,000立方メートル未満	1 件	68,000 円
	200立方メートル以上 1,000立方メートル未満	1 件	54,000 円
	100立方メートル以上 200立方メートル未満	1 件	31,000 円
法第5条第1項第1号に該当する者が移動式製造設備のみを使用する場合の当該設備	1,000万立方メートル以上	1 件	91,000 円
	500万立方メートル以上 1,000万立方メートル未満	1 件	75,000 円
	100万立方メートル以上 500万立方メートル未満	1 件	60,000 円
	50万立方メートル以上 100万立方メートル未満	1 件	44,000 円
	10万立方メートル以上 50万立方メートル未満	1 件	27,000 円
	2万5,000立方メートル以上 10万立方メートル未満	1 件	21,000 円

	5,000立方メートル以上 2万5,000立方メートル未満	1 件	16,000 円
	1,000立方メートル以上 5,000立方メートル未満	1 件	13,000 円
	200立方メートル以上 1,000立方メートル未満	1 件	11,000 円
	100立方メートル以上 200立方メートル未満	1 件	7,400 円
法第5条第1項第2 号に該当する者が使 用する設備	3,000トン以上	1 件	110,000 円
	1,000トン以上3,000トン未満	1 件	87,000 円
	300トン以上1,000トン未満	1 件	68,000 円
	100トン以上300トン未満	1 件	54,000 円
	20トン以上100トン未満	1 件	36,000 円

備考

- 1 「処理容積」とは、圧縮、液化その他の方法で1日に処理することができるガスの容積をいう。
- 2 「移動式製造設備」とは、高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。

イ 高圧ガスの製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法の変更に係る許可の申請に対する審査の事務に係る手数料

区分		単位	金額
設備	処理容積又は冷凍能力の変更内容		
法第5条第1項第1 号に該当する同項の 許可を受けた者が使 用する設備(当該者が 移動式製造設備のみ を使用する場合を除 く。)の変更	1,000万立方メートル以上の増加	1 件	370,000 円
	100万立方メートル以上1,000万 立方メートル未満の増加	1 件	220,000 円
	50万立方メートル以上100万立方 メートル未満の増加	1 件	150,000 円
	10万立方メートル以上50万立方 メートル未満の増加	1 件	93,000 円

	2万5,000立方メートル以上10万立方メートル未満の増加	1 件	69,000 円
	5,000立方メートル以上2万5,000立方メートル未満の増加	1 件	61,000 円
	1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の増加	1 件	57,000 円
	200立方メートル以上1,000立方メートル未満の増加	1 件	39,000 円
	200立方メートル未満の増加	1 件	26,000 円
	その他	1 件	16,000 円
法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者が移動式製造設備のみを使用する場合の当該設備の変更	1,000万立方メートル以上の増加	1 件	65,000 円
	500万立方メートル以上1,000万立方メートル未満の増加	1 件	53,000 円
	100万立方メートル以上500万立方メートル未満の増加	1 件	44,000 円
	50万立方メートル以上100万立方メートル未満の増加	1 件	31,000 円
	10万立方メートル以上50万立方メートル未満の増加	1 件	18,000 円
	2万5,000立方メートル以上10万立方メートル未満の増加	1 件	14,000 円
	5,000立方メートル以上2万5,000立方メートル未満の増加	1 件	12,000 円
	1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の増加	1 件	9,200 円
	200立方メートル以上1,000立方メートル未満の増加	1 件	8,200 円
	200立方メートル未満の増加	1 件	5,100 円
	その他	1 件	3,200 円
法第5条第1項第2	3,000トン以上の増加	1 件	69,000 円

号に該当する同項の許可を受けた者が使用する設備の変更	1,000トン以上3,000トン未満の増加	1 件	62,000 円
	300トン以上1,000トン未満の増加	1 件	55,000 円
	100トン以上300トン未満の増加	1 件	38,000 円
	100トン未満の増加	1 件	30,000 円
	その他	1 件	16,000 円

ウ 高圧ガスの貯蔵所の設置に係る許可の申請に対する審査の事務に係る手数料

単位	金額
1 件	25,000 円

エ 高圧ガスの貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事に係る許可の申請に対する審査の事務に係る手数料

変更の内容	単位	金額
変更後の貯蔵容積が変更前の貯蔵容積に比して増加	1 件	14,000 円
その他	1 件	11,000 円

オ 高圧ガスの製造のための施設の完成検査の事務に係る手数料

単位	金額
1 件	アの表に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額(法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、6,100円)

カ 高圧ガスの貯蔵所の完成検査の事務に係る手数料

単位	金額
1 件	18,750 円

キ 高圧ガスの製造のための施設の変更に係る完成検査の事務に係る手数料

単位	金額
	イの表に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の

1 件	3 に相当する金額(法第 1 4 条第 1 項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 3 7 条の 3 第 1 項の完成検査を受け、同法第 3 7 条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、6,100円)
-----	---

ク 高圧ガスの貯蔵所の変更の完成検査の事務に係る手数料

単位	金額
1 件	エの表に掲げる変更の内容の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の 4 分の 3 に相当する金額

ケ 輸入をした高圧ガス及びその容器の検査の事務に係る手数料

容器の容積	単位	金額
1,000立方メートル以上(液化ガスにあつては、質量 1 0 トン以上)	1 件	27,000 円
300立方メートル以上1,000立方メートル未満(液化ガスにあつては、質量 3 トン以上 1 0 トン未満)	1 件	21,000 円
300立方メートル未満(液化ガスにあつては、質量 3 トン未満)	1 件	13,000 円

コ 特定施設の保安検査の事務に係る手数料

区分		単位	金額
設備	処理容積又は冷凍能力		
法第 5 条第 1 項第 1 号に該当する同項の許可を受けた者が使用する設備(当該者が移動式製造設備のみを使用する場合を除く。)	1,000万立方メートル以上	1 件	610,000 円
	100万立方メートル以上 1,000万立方メートル未満	1 件	370,000 円
	50万立方メートル以上 100万立方メートル未満	1 件	250,000 円
	10万立方メートル以上 50万立方メートル未満	1 件	150,000 円
	2万5,000立方メートル以上 10万立方メートル未満	1 件	120,000 円
	5,000立方メートル以上	1 件	95,000 円

	2万5,000立方メートル未満		
	1,000立方メートル以上 5,000立方メートル未満	1 件	75,000 円
	200立方メートル以上 1,000立方メートル未満	1 件	60,000 円
	100立方メートル以上 200立方メートル未満	1 件	33,000 円
法第 5 条第 1 項 第 1 号に該当す る同項の許可を 受けた者が移動 式製造設備のみ を使用する場合 の当該設備	1,000万立方メートル以上	1 件	95,000 円
	500万立方メートル以上 1,000万立方メートル未満	1 件	80,000 円
	100万立方メートル以上 500万立方メートル未満	1 件	64,000 円
	50万立方メートル以上 100万立方メートル未満	1 件	47,000 円
	10万立方メートル以上 50万立方メートル未満	1 件	31,000 円
	2万5,000立方メートル以上 10万立方メートル未満	1 件	22,000 円
	5,000立方メートル以上 2万5,000立方メートル未満	1 件	20,000 円
	1,000立方メートル以上 5,000立方メートル未満	1 件	15,000 円
	200立方メートル以上 1,000立方メートル未満	1 件	12,000 円
	100立方メートル以上 200立方メートル未満	1 件	7,700 円
	3,000トン以上	1 件	120,000 円
	1,000トン以上3,000トン未満	1 件	95,000 円
法第 5 条第 1 項 第 2 号に該当す る同項の許可を 受けた者が使用	300トン以上1,000トン未満	1 件	76,000 円
	100トン以上300トン未満	1 件	60,000 円

する設備	20トン以上100トン未満	1 件	42,000 円
------	---------------	-----	----------

(3) 高圧ガス保安法施行令(平成 9 年政令第 2 0 号)に基づく事務に係る手数料の規定の追加(別表第 5 関係)

高圧ガス保安法施行令の改正に伴い、次のアからエまでに掲げる手数料の規定を追加するもの

ア 高圧ガスの容器の検査又は再検査の事務に係る手数料

区分		単位	金額
容器	内容積		
温度零下 5 0 度以下の液化ガスを充填するための容器	1,000リットル以上(容器検査を除く。)	1 個	16,000円に1,000リットル又は1,000リットルに満たない端数を増すごとに1,600円を加えた金額
	500リットル以上 1,000リットル未満	1 個	16,000円
	500リットル未満	1 個	6,600 円
繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器(温度零下 5 0 度以下の液化ガスを充填するための容器を除く。)	150リットル以上	1 個	320 円に 10 リットル又は 10 リットルに満たない端数を増すごとに 57 円を加えた金額
	30リットル以上 150リットル未満	1 個	320 円
	5リットル以上 30リットル未満	1 個	260 円
	1リットル以上 5リットル未満	1 個	160 円
	1リットル未満	1 個	150 円
高強度鋼容器 (温度零下 5 0 度以下の液化ガスを充填す	30リットル以上	1 個	210 円に 10 リットル又は 10 リットルに満たない端数を増すごとに 3 円を加えた金額

るための容器又は繊維強化プラスチック複合容器若しくは圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器を除く。)	5リットル以上 30リットル未満	1 個	210 円
	1リットル以上 5リットル未満	1 個	160 円
	1リットル未満	1 個	140 円
その他の容器	1,000リットル以上(容器検査を除く。)	1 個	7,100 円に 1,000 リットル又は 1,000 リットルに満たない端数を増すごとに 380 円を加えた金額
	500リットル以上 1,000リットル未満	1 個	7,100 円
	150リットル以上 500リットル未満	1 個	800 円
	30リットル以上 150リットル未満	1 個	210 円
	5リットル以上 30リットル未満	1 個	170 円
	1リットル以上 5リットル未満	1 個	110 円
	1リットル未満	1 個	80 円

イ 高圧ガスの容器に装置される附属品の検査又は再検査の事務に係る手数料

区分		単位	金額
検査対象	内容積		
圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器に装置される附属品	150リットル以上	1 個	31 円
	150リットル未満	1 個	24 円

その他の容器に装置される附属品	1,000リットル以上(容器の附属品検査を除く。)	1 個	1,100 円
	500リットル以上 1,000リットル未満	1 個	540 円
	500リットル未満	1 個	21 円

ウ 容器検査所の登録又は登録の更新の申請に対する審査の事務に係る手数料

単位	金額
1 件	16,000 円

エ 容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力の変更に係る刻印等の事務に係る手数料

単位	金額
1 件	1,400 円

(4) 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成 1 4 年法律第 8 7 号)に基づく事務に係る手数料の規定の改正(別表第 7 関係)

標準政令の改正を踏まえ、破碎業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査の事務に係る手数料の額を改定するもの

単位	現行	改定後
1 件	75,000円	67,000円

(5) 砂利採取法(昭和 4 3 年法律第 7 4 号)に基づく事務に係る手数料の規定の改正(別表第 7 関係)

標準政令の改正を踏まえ、砂利の採取計画の認可及び変更の認可の申請に対する審査の事務に係る手数料の額を改定するもの

区分	単位	現行	改定後
認可の申請に対する審査の事務	1 件	37,700円	33,900円
変更の認可の申請に対する審査の事務	1 件	17,000円	15,000円

2 施行期日

平成 3 0 年 4 月 1 日

相模原市立市民・大学交流センター条例の一部を改正する条例について
相模原市立市民・大学交流センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 30 年 2 月 20 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市立市民・大学交流センター条例の一部を改正する条例
相模原市立市民・大学交流センター条例(平成 24 年相模原市条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 20 条中「市民と大学等との連携により地域の課題の解決又は地域の活性化を図ることを目的として設立された」を削る。

第 23 条第 1 項中「第 20 条に規定する」を「法人その他の」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 20 条の規定は、平成 31 年 4 月 1 日以後の相模原市立市民・大学交流センターの管理について適用し、同日前の相模原市立市民・大学交流センターの管理については、なお従前の例による。

提案の理由

相模原市立市民・大学交流センターの管理を指定管理者として行わせるものに係る規定を改正いたしたく提案するものである。

相模原市医療費助成条例の一部を改正する条例について
相模原市医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 30 年 2 月 20 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市医療費助成条例の一部を改正する条例

相模原市医療費助成条例(昭和 49 年相模原市条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「未満」の次に「の者」を加え、「者又は」を「もの又は」に、「者を」を「ものを」に改め、同条第 2 項第 5 号中「その他前各号」を「前各号」に改め、同条第 5 項中「幼児等」を「小児」に、「12 歳」を「15 歳」に改め、「除く。）」の次に「その他 18 歳に達する日の属する月の末日までにある者でこれに準ずるものとして規則で定めるもの」を加え、同条第 6 項を削り、同条第 7 項第 1 号中「幼児等又は小児」を「小児又は特定対象児(次条第 1 項第 9 号に該当する者をいう。以下同じ。）」に改め、同項第 2 号中「幼児等又は小児」を「小児又は特定対象児」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 8 項中「幼児等又は小児」を「小児又は特定対象児」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 9 項を同条第 8 項とする。

第 3 条第 1 項第 8 号中「幼児等」を「小児」に改め、「除く」の次に「。次号において同じ」を加え、同項第 9 号を次のように改める。

(9) 小児であつた際の病院又は診療所への入院を継続している等の事情により対象者とすることが適当な者として規則で定める者

第 3 条第 3 項中「対象」を「、対象者」に改める。

第 4 条第 2 項第 1 号中「11 歳」を「14 歳」に改め、同項第 2 号中「12 歳」を「15 歳」に改め、同項に次の 2 号を加える。

(3) 15 歳に達する日の翌日以後の最初の 4 月 1 日から 16 歳に達する日の属する月の末日までの間 15 歳に達する日の翌日の属する年の前年(その日が 1

月から 6 月までの間にある場合は、その日の属する年の前々年)の所得の額
(4) 1 6 歳及び 1 7 歳のそれぞれの年齢に達する日の属する月の翌月の初日から
1 年を経過する日までの間 当該年齢に達する日の翌日の属する年の前年(そ
の日が 1 月から 6 月までの間にある場合は、その日の属する年の前々年)の所
得の額

第 4 条第 3 項中「同条第 1 項第 9 号に該当する者」を「特定対象児」に改める。

第 5 条第 1 項中「保険対象者助成額」を「保険対象助成額」に改め、同条第 2 項
中「前項」を「第 1 項」に、「第 3 条第 1 項第 9 号に該当する対象者」を「特定対
象児」に、「保険対象者助成額」を「保険対象助成額」に改め、同項を同条第 3 項
とし、同項の前に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第 3 条第 1 項第 8 号に該当する対象者(1 2 歳に達
する日の翌日以後の最初の 4 月 1 日から 1 8 歳に達する日の属する月の末日まで
にある者(その者の小児等養育者が前条第 2 項に規定する所得のあつた年の翌年
の 1 月 1 日において日本国内に住所を有し、当該所得について地方税法(昭和 2 5
年法律第 2 2 6 号)の規定により市町村民税を課されていない者その他規則で定
める者である当該対象者を除く。)に限る。)で、医療に関する給付(薬局におけ
る薬剤の支給及び入院に係るものを除く。以下この項において同じ。)を受けた
ものに対する医療費助成は、保険対象助成額(薬局における薬剤の支給及び入院
に係るものを除く。)が医療に関する給付 1 回につき 5 0 0 円を超えた場合に、
当該保険対象助成額から 5 0 0 円を控除した額について行うものとする。

第 6 条第 2 項中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第 8 条第 1 項中「第 3 条第 1 項第 1 号から第 8 号までに規定する対象者」を「対
象者(特定対象児を除く。)」に改め、同条第 2 項中「第 3 条第 1 項第 9 号に規定す
る対象者」を「特定対象児」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 3 0 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項及び
第 2 項第 5 号、第 3 条第 3 項並びに第 6 条第 2 項の改正規定並びに附則第 3 項の
規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の相模原市医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行

日」という。)以後に行われる診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 改正後の相模原市医療費助成条例の規定による医療費の助成に係る申請の受付
その他必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

提案の理由

小児医療費助成事業における医療費助成の対象年齢を拡大するため、対象者に係る規定の改正、助成の範囲に係る規定の追加その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 18 号関係資料

相模原市医療費助成条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 対象者に係る規定の改正(第2条及び第3条関係)

診療等(療養の給付等のうち入院に係るものを除いたものをいう。以下同じ。)に係る医療費助成の対象者(以下「助成対象者」という。)を15歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者等(現行は、12歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者)とするもの

(2) 助成の範囲に係る規定の追加(第5条関係)

1(1)に係る規定の改正により新たに助成対象者となったものに対する医療費助成は、医療費の自己負担分のうち、診療等1回につき500円を超える額について助成することとするもの。ただし、次の医療費については、自己負担分の全額を助成することとするもの

ア 小児等養育者が市町村民税を課されていない者等である場合の医療費

イ 薬局における薬剤の支給に係る医療費

2 施行期日等

(1) 施行期日

平成30年10月1日。ただし、2(3)に係る規定は、公布の日

(2) 経過措置

改正後の条例の規定は、この条例の施行の日(平成30年10月1日。以下「施行日」という。)以後に行われる診療等に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた診療等に係る医療費の助成については、なお従前の例によることとするもの

(3) 準備行為

改正後の条例の規定による医療費の助成に係る申請の受付その他必要な準備行為は、施行日前においても行うことができることとするもの

相模原市後期高齢者医療に関する条例及び相模原市医療費助成条例の一部を改正する条例について

相模原市後期高齢者医療に関する条例及び相模原市医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 30 年 2 月 20 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市後期高齢者医療に関する条例及び相模原市医療費助成条例の一部を改正する条例

(相模原市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第 1 条 相模原市後期高齢者医療に関する条例(平成 20 年相模原市条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号中「第 55 条第 1 項」の次に「(法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第 3 号中「第 55 条第 2 項第 1 号」の次に「(法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第 4 号中「第 55 条第 2 項第 2 号」の次に「(法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)」を加え、同条に次の 1 号を加える。

(5) 法第 55 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 116 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定の適用を受け、これらの規定により本市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であったもの

(相模原市医療費助成条例の一部改正)

第 2 条 相模原市医療費助成条例(昭和 49 年相模原市条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 2 号中「第 55 条第 1 項」の次に「(高齢者医療確保法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)」を、「病院等」の次に「(高齢者医療確保法第 55 条第 1 項に規定する病院等をいう。次号において同じ。)」を、

「入院等」の次に「(同項に規定する入院等をいう。次号において同じ。)」を加え、同項第 3 号中「第 5 5 条第 2 項第 1 号」の次に「(高齢者医療確保法第 5 5 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)」を加え、同項第 4 号中「第 5 5 条第 2 項第 2 号」の次に「(高齢者医療確保法第 5 5 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)」を、「行つた」及び「係る」の次に「同号に規定する」を加え、同項に次の 1 号を加える。

- (5) 高齢者医療確保法第 5 5 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法第 1 1 6 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定の適用を受け、これらの規定により本市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であつたもの

附 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成 2 7 年法律第 3 1 号)による高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 5 7 年法律第 8 0 号)の改正により、国民健康保険の被保険者で他都道府県の病院、施設等への入院等に係る住所地特例を受けている者が後期高齢者医療制度に加入した場合に引き続き住所地特例を受けることとされたことに伴い、当該住所地特例を受ける被保険者について、後期高齢者医療の保険料を徴収し、及び医療費を助成する対象者とするための規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市立障害者支援センター条例の一部を改正する条例について
相模原市立障害者支援センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 30 年 2 月 20 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市立障害者支援センター条例の一部を改正する条例
相模原市立障害者支援センター条例(平成 6 年相模原市条例第 27 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「障害福祉サービス事業」を「障害福祉サービス」に、「市長が別に定める」を「規則で定める障害福祉サービスを行う」に改め、同条第 2 号を次のように改める。

(2) 法第 77 条の 2 第 1 項に規定する基幹相談支援センターとして行う事業(同項に規定する業務を行う事業を含む。)

第 3 条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 障害者の支援に関する事業に従事する人材の確保及び育成に関する事業

第 6 条第 1 項中「第 3 条各号の事業」を「障害者支援センター」に改める。

第 8 条第 1 項中「第 3 条各号の事業」を「障害者支援センター」に改め、「、市内に住所を有する者で」を削り、同項第 1 号中「児童相談所」の次に「又は知的障害者福祉法第 12 条第 1 項に規定する知的障害者更生相談所」を加え、「知的障害児」を「知的障害」に改め、同項第 2 号を削り、同項第 3 号中「第 15 条に規定する」を「第 15 条第 4 項の規定により」に、「受けた」を「受けている」に改め、同号を同項第 2 号とし、同項に次の 4 号を加える。

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(4) 法第 54 条第 3 項の規定により自立支援医療受給者証(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成 18 年政令第 10 号。以下「政令」という。))第 1 条の 2 第 3 号に規定する精神通院医療に係るもの

に限る。)の交付を受けている者

(5) 政令第 1 条に規定する特殊の疾病による障害の程度が法第 4 条第 1 項の規定により厚生労働大臣が定める程度である者

(6) 法第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービスを行う事業その他の障害者の支援に関する事業に従事し、又はこれを行う者

第 8 条第 2 項中「第 3 条各号の事業」を「障害者支援センター」に改める。

第 9 条第 1 項中「第 3 条各号(第 1 号を除く。)の事業」を「障害者支援センター」に改め、「者」の次に「(第 3 条第 3 号及び第 4 号の事業を利用しようとする者に限る。)」を加える。

第 11 条第 4 号中「第 3 条各号の事業」を「障害者支援センター」に改める。

第 21 条第 3 号中「第 3 条各号(第 1 号を除く。)の事業の利用」を「障害者支援センターの利用(第 3 条第 3 号及び第 4 号の事業を利用する場合に限る。)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の理由

相模原市条例等整備方針等に基づく既存条例の見直しに伴い、障害者支援センターにおいて行う事業及び利用できる者の範囲を明確化するための規定の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 20 号関係資料

相模原市立障害者支援センター条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 障害者支援センターにおいて行う事業に係る規定の改正(第 3 条関係)

基幹相談支援センターの事業並びに障害者の福祉に従事する人材の確保及び育成に関する事業について、障害者支援センターにおいて行う事業として規定するもの

基幹相談支援センター

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 77 条の 2 に規定する地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として設置する施設。障害者の支援に係る相談、情報提供、助言等を行うほか地域の相談支援事業者間の連絡調整及び関係機関の連携等の支援を行う。

(2) 利用できる者の範囲に係る規定の改正(第 8 条関係)

精神障害者、難病患者、障害福祉サービス事業所等の従事者等について、障害者支援センターを利用できる者として規定するもの

2 施行期日

公布の日

相模原市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
相模原市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 3 0 年 2 月 2 0 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
(相模原市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 相模原市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 2 4 年相模原市条例第 6 6 号)の一部を次のように改正する。

目次中 「第 5 節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第 4 5 条—第 4 9 条)」

「第 5 節 共生型障害福祉サービスに関する基準(第 4 4 条の 2 —第 4 4 条の 4)」

を 第 6 節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第 4 5 条—第 4 9 条)に、

「第 5 節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第 9 6 条—第 9 8 条)」を

「第 5 節 共生型障害福祉サービスに関する基準(第 9 5 条の 2 —第 9 5 条の 5)」に、

第 6 節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第 9 6 条—第 9 8 条)」

「第 5 節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第 1 1 1 条・第 1 1 2 条)」を

- 「第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準(第110条の2—第110条の4) 」、
- 第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第111条・第112条) 」
- 「第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第150条—第151条) を」
- 「第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準(第149条の2—第149条の4) 」、
- 第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第150条—第151条) 」
- 「第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第160条—第161条) を」
- 「第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準(第159条の2—第159条の4) 」、
- 第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第160条—第161条) に、「第168条」を「第167条の2」に、「第13章 共同生活援助」を
- 「第13章 就労定着支援
- 第1節 基本方針(第194条の2)
- 第2節 人員に関する基準(第194条の3・第194条の4)
- 第3節 設備に関する基準(第194条の5)
- 第4節 運営に関する基準(第194条の6—第194条の12)
- 第14章 自立生活援助 に、
- 第1節 基本方針(第194条の13)
- 第2節 人員に関する基準(第194条の14・第194条の15)
- 第3節 設備に関する基準(第194条の16)
- 第4節 運営に関する基準(第194条の17—第194条の20)
- 第15章 共同生活援助 」
- 「第4節 運営に関する基準(第198条の2—第201条)
- 第5節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準 」

「第４節 運営に関する基準(第１９８条の２—第２０１条)

第５節 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並び
に人員、設備及び運営に関する基準

第１款 この節の趣旨及び基本方針(第２０１条の２・第２０１条の
３)

第２款 人員に関する基準(第２０１条の４・第２０１条の５) に、

第３款 設備に関する基準(第２０１条の６)

第４款 運営に関する基準(第２０１条の７—第２０１条の１１)

第６節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並び
に人員、設備及び運営に関する基準 」

「第２０１条の２・第２０１条の３」を「第２０１条の１２・第２０１条の１３」
に、「第２０１条の４・第２０１条の５」を「第２０１条の１４・第２０１条の
１５」に、「第２０１条の６」を「第２０１条の１６」に、「第２０１条の７—
第２０１条の１２」を「第２０１条の１７—第２０１条の２２」に、「第１４
章」を「第１６章」に、「第１５章」を「第１７章」に、「第１６章」を「第１８
章」に、「第１７章」を「第１９章」に改める。

第１条中「第３０条第１項第２号イ」の次に「、第４１条の２第１項第１号及
び第２号」を加える。

第２条第３号中「第５条第２１項」を「第５条第２３項」に、同条第１６号中
「指定放課後等デイサービスの事業」の次に「、指定通所支援事業等基準省令第
７１条の７に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業」を加え、同号を同条
第１７号とし、同条中第１５号を第１６号とし、第１４号の次に次の１号を加え
る。

(１５) 共生型障害福祉サービス 法第４１条の２第１項の申請に係る法第２９
条第１項の指定を受けた者による指定障害福祉サービスをいう。

第３条第１項中「第１３章」を「第１５章」に改める。

第４条第１項中「第２０１条の１０第３項」を「第２０１条の２０第３項」に
改める。

第５条第１項中「第２０１条の２並びに第２０１条の１０第２項」を「第２０１
条の１２並びに第２０１条の２０第２項」に改める。

第４９条第１項中「前節」を「第４節」に改め、同条第２項中「前節」を「第

4 節」に、「第 4 8 条第 1 項第 2 号」を「前条第 1 項第 2 号」に、「第 4 8 条第 2 項」を「同条第 2 項」に改める。

第 2 章中第 5 節を第 6 節とし、第 4 節の次に次の 1 節を加える。

第 5 節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準)

第 4 4 条の 2 居宅介護に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型居宅介護」という。)の事業を行う指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 1 1 年厚生省令第 3 7 号。以下「指定居宅サービス等基準省令」という。))第 5 条第 1 項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。))が当該事業に関して満たすべき基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定訪問介護事業所(指定居宅サービス等基準省令第 5 条第 1 項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。))の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護(指定居宅サービス等基準省令第 4 条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。))の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型居宅介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型居宅介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定居宅介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準)

第 4 4 条の 3 重度訪問介護に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型重度訪問介護」という。)の事業を行う指定訪問介護事業者が当該事業に関して満たすべき基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定訪問介護事業所の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型重度訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型重度訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定重度訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第 4 4 条の 4 第 4 条(第 3 項及び第 4 項を除く。)、第 5 条第 2 項及び第 3 項、第 6 条並びに前節(第 4 4 条を除く。)の規定は、共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護の事業について準用する。

第 5 1 条第 4 項中「第 1 号」を「同項第 1 号」に改める。

第 8 0 条第 1 項第 2 号中「第 1 6 章」を「第 1 8 章」に改める。

第 8 7 条の次に次の 1 条を加える。

(職場への定着のための支援の実施)

第 8 7 条の 2 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 3 5 年法律第 1 2 3 号)第 2 7 条第 2 項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。)等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から 6 月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

第 9 6 条第 1 号中「指定通所介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 1 1 年厚生省令第 3 7 号。以下「指定居宅サービス等基準省令」という。))第 9 3 条第 1 項に規定する指定通所介護事業者をいう。))又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 1 8 年厚生労働省令第 3 4 号。以下「指定地域密着型サービス基準省令」という。))第 2 0 条第 1 項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。))(以下「指定通所介護事業者等」という。))」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護(指定居宅サービス等基準省令第 9 2 条に規定する指定通所介護をいう。))又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準省令第 1 9 条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。))(以下「指定通所介護等」という。))」を「指定通所介護等」に改め、同条第 2 号中「指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準省令第 9 3 条第 1 項に規定する指定通所介護事業所をいう。))又は指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準省令第 2 0 条第 1 項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。))(以下「指定通所介護事業所等」という。))」を「指定通所介護事業所等」に改め、「(指定居宅サービス等基準省令第 9 5 条第 2 項第 1 号又は指定地域密着型サービス基準省令第 2 2 条第 2 項第 1 号に規定する食堂及び機能訓練室

をいう。以下同じ。)」を削る。

第 97 条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準省令第 63 条第 1 項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準省令第 171 条第 1 項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下)」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者を除く。以下この条、第 111 条、第 150 条の 2 及び第 160 条の 2 において)」に、「指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準省令第 62 条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準省令第 170 条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下)」を「指定小規模多機能型居宅介護等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護を除く。以下この条、第 111 条、第 150 条の 2 及び第 160 条の 2 において)」に、「指定地域密着型サービス基準省令第 63 条第 1 項又は第 171 条第 1 項に規定する通いサービスをいう。以下)」を「指定地域密着型介護予防サービス基準省令第 44 条第 1 項に規定する通いサービスを除く。以下この条、第 111 条、第 150 条の 2 及び第 160 条の 2 において)」に、「指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準省令第 63 条第 1 項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準省令第 171 条第 1 項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という)」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第 111 条、第 150 条の 2 及び第 160 条の 2 において同じ)」に改め、同条第 1 号中「指定地域密着型サービス基準省令第 63 条第 1 項又は第 171 条第 1 項に規定する登録者をいう。以下)」を「指定地域密着型介護予防サービス基準省令第 44 条第 1 項に規定する登録者を除く。第 150 条の 2 及び第 160 条の 2 において)」に、「第 54 条の 8 」を「第 54 条の 12 」に、「第 71 条の 4 」を「第 71 条の 6 」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準省令第 63 条第 7 項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下)」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等(サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下)」を削る。

能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第 111 条、第 150 条の 2 及び第 160 条の 2 において」に改め、同条第 2 号中「第 54 条の 8」を「第 54 条の 12」に、「第 71 条の 4」を「第 71 条の 6」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第 3 号中「指定地域密着型サービス基準省令第 67 条第 2 項第 1 号又は第 175 条第 2 項第 1 号に規定する居間及び食堂をいう。以下」を「指定地域密着型介護予防サービス基準省令第 48 条第 2 項第 1 号に規定する居間及び食堂を除く。第 150 条の 2 及び第 160 条の 2 において」に改め、同条第 4 号中「第 54 条の 8」を「第 54 条の 12」に、「第 71 条の 4」を「第 71 条の 6」に改める。

第 4 章中第 5 節を第 6 節とし、第 4 節の次に次の 1 節を加える。

第 5 節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準)

第 95 条の 2 生活介護に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型生活介護」という。)の事業を行う指定児童発達支援事業者(指定通所支援事業等基準省令第 5 条第 1 項に規定する指定児童発達支援事業者をいう。)又は指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援事業等基準省令第 66 条第 1 項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいう。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定児童発達支援事業所(指定通所支援事業等基準省令第 5 条第 1 項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。第 202 条において同じ。)又は指定放課後等デイサービス事業所(指定通所支援事業等基準省令第 66 条第 1 項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。第 202 条において同じ。)(以下「指定児童発達支援事業所等」という。)の従業者の員数が、当該指定児童発達支援事業所等が提供する指定児童発達支援(指定通所支援事業等基準省令第 4 条に規定する指定児童発達支援をいう。)又は指定放課後等デイサービス(指定通所支援事業等基準省令第 65 条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。)(以下「指定児童発達支援等」という。)を受ける障害児の数を指定児童発達支援等を受ける障害児の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定児童発達支援事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第 9 5 条の 3 共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者(指定居宅サービス等基準省令第 9 3 条第 1 項に規定する指定通所介護事業者をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 1 8 年厚生労働省令第 3 4 号。以下「指定地域密着型サービス基準省令」という。)第 2 0 条第 1 項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(以下「指定通所介護事業者等」という。))が当該事業に関して満たすべき基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準省令第 9 3 条第 1 項に規定する指定通所介護事業所をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準省令第 2 0 条第 1 項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)(以下「指定通所介護事業所等」という。))の食堂及び機能訓練室(指定居宅サービス等基準省令第 9 5 条第 2 項第 1 号又は指定地域密着型サービス基準省令第 2 2 条第 2 項第 1 号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。))の面積を、指定通所介護(指定居宅サービス等基準省令第 9 2 条に規定する指定通所介護をいう。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準省令第 1 9 条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。))の利用者の数と共生型生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が 3 平方メートル以上であること。

(2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第 9 5 条の 4 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準省令第 6 3 条第 1 項に規定する指定小規模多機能

能型居宅介護事業者をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準省令第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準省令」という。))第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。))が当該事業に関して満たすべき基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準省令第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準省令第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。))の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準省令第44条第1項に規定する登録者をいう。以下同じ。))の数と共生型生活介護、共生型自立訓練(機能訓練)(第149条の2に規定する共生型自立訓練(機能訓練)をいう。))若しくは共生型自立訓練(生活訓練)(第159条の2に規定する共生型自立訓練(生活訓練)をいう。))又は共生型児童発達支援(指定通所支援事業等基準省令第54条の2に規定する共生型児童発達支援をいう。))若しくは共生型放課後等デイサービス(指定通所支援事業等基準省令第71条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。)(以下「共生型通いサービス」という。))を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条、第149条の3及び第159条の3において同じ。))を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準省令第63条第7

項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準省令第171条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準省令第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第97条において同じ。)(以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)にあっては、18人)以下とすること。

- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準省令第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準省令第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準省令第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。 以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準省令第44条第1項に規定する通いサービスをいう。 以下同じ。)の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。 以下この条、第149条の3及び第159条の3において同じ。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、次の表の左欄に掲げる登録定員に応じて、同表の右欄に掲げる利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、12人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準省令第67条第2項第1号若しくは第175条第2項第1号又は

指定地域密着型介護予防サービス基準省令第４８条第２項第１号に規定する居間及び食堂をいう。以下同じ。)は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

(４) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における相模原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成２４年相模原市条例第８５号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。)第８３条若しくは第１９２条又は相模原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成２４年相模原市条例第８７号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。)第４５条に規定する基準を満たしていること。

(５) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第９５条の５ 第９条から第１７条まで、第１９条、第２０条、第２２条、第２３条、第２８条、第３６条から第４１条まで、第４３条、第５２条、第５９条から第６２条まで、第６８条、第７０条から第７２条まで、第７５条から第７７条まで、第７９条、第８１条及び前節(第９５条を除く。)の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。

第１００条第１項第２号中「又は第２０１条の４第１項」を「、第２０１条の２に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者又は第２０１条の１４第１項」に改め、同号ア中「又は第２０１条の２」を「、第２０１条の２に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助又は第２０１条の１２」に、「)又は」を「)、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所(第２０１条の４第１項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。)又は」に、「第２０１条の４第１項」を「第２０１条の１４第１項」に改め、同条第２項第２号中「指定自立訓練(生活訓練)事業者等」の次に「(第２０１条の２に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を除

く。)」を加え、同号ア中「指定自立訓練(生活訓練)等」の次に「(第201条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助を除く。)」を、「を当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等」の次に「(日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を除く。以下このアにおいて同じ。)」を加え、同条第3項第1号中「第196条第1項に規定する指定共同生活援助事業所、第201条の4第1項」を「指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所、第201条の14第1項」に改め、同号ア中「第201条の2」の次に「に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助、第201条の12」を加える。

第109条第2号中「第196条第1項に規定する」及び「第201条の4第1項に規定する」を削る。

第111条第1号中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「第54条の8」を「第54条の12」に、「第71条の4」を「第71条の6」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め、同条第2号中「第54条の8」を「第54条の12」に、「第71条の4」を「第71条の6」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改める。

第5章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介護事業者等の基準)

第110条の2 短期入所に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型短期入所」という。)の事業を行う指定短期入所生活介護事業者(指定居宅サービス等基準省令第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。)又は指定介護予防短期入所生活介護事業者(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防居宅サービス等基準省令」という。))第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 指定短期入所生活介護事業所(指定居宅サービス等基準省令第121条第

1 項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。)又は指定介護予防短期入所生活介護事業所(指定介護予防居宅サービス等基準省令第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。)(以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。)の居室の面積を、指定短期入所生活介護(指定居宅サービス等基準省令第120条に規定する指定短期入所生活介護をいう。)又は指定介護予防短期入所生活介護(指定介護予防居宅サービス等基準省令第128条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。)(以下「指定短期入所生活介護等」という。)の利用者の数と共生型短期入所の利用者の数の合計数で除して得た面積が10.65平方メートル以上であること。

(2) 指定短期入所生活介護事業所等の従業者の員数が、当該指定短期入所生活介護事業所等が提供する指定短期入所生活介護等の利用者の数を指定短期入所生活介護等の利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第110条の3 共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室(指定地域密着型サービス基準省令第67条第2項第2号八若しくは第175条第2項第2号八又は指定地域密着型介護予防サービス基準省令第48条第2項第2号八に規定する個室をいう。以下この号において同じ。)以外の宿泊室を設ける場合は、当該個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービス(指定地域密着型サービス基準省令第63条第5項若しくは第171条第6項又は指定地域密着型介護予防サービス基準省令第44条第5項に規定する宿泊サービスをいう。次号において同じ。)の利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね7.43平方メートル以上であること。

(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する宿泊サービスの利用者の数を宿泊サー

ビスの利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第110条の4 第9条、第11条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第29条、第36条から第43条まで、第52条、第62条、第68条、第70条から第72条まで、第75条、第76条、第89条、第92条から第94条まで、第99条及び前節(第109条及び第110条を除く。)の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。

第114条第4項中「専任かつ」を削る。

第120条第1項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改める。

第121条の見出し中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同条第1項中「重度障害者等包括支援サービス利用計画(以下この章において「サービス利用計画」という。)」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「から第3項まで」を「及び第2項」に、「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第4項とする。

第142条中「省令第6条の7第1号に規定する者に対して、省令第6条の6第1号」を「同号」に改める。

第149条中「第88条」を「第87条の2」に改める。

第150条の2中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め、同条第1号中「第54条の8」を「第54条の12」に、「第71条の4」を「第71条の6」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所

等」に改め、同条第2号中「第54条の8」を「第54条の12」に、「第71条の4」を「第71条の6」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第4号中「第54条の8」を「第54条の12」に、「第71条の4」を「第71条の6」に改める。

第8章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第149条の2 自立訓練(機能訓練)に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型自立訓練(機能訓練)」という。)の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型自立訓練(機能訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第149条の3 共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18人)以下とすること。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、次の

表の左欄に掲げる登録定員に応じて、同表の右欄に掲げる利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、１２人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
２６人又は２７人	１６人
２８人	１７人
２９人	１８人

- (３) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (４) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第８３条若しくは第１９２条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第４５条に規定する基準を満たしていること。
- (５) 共生型自立訓練(機能訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第１４９条の４ 第９条から第２０条まで、第２２条、第２３条、第２８条、第３６条から第４１条まで、第４３条、第５２条、第５９条から第６２条まで、第６８条、第７０条から第７２条まで、第７５条から第７７条まで、第８１条、第８７条の２から第９４条まで、第１４２条及び前節(第１４９条を除く。)の規定は、共生型自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。

第１５２条中「省令第６条の７第２号に規定する者に対して、省令第６条の６第２号」を「同号」に改める。

第１５９条中「第８８条」を「第８７条の２」に改める。

第１６０条の２中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め、同条第１号中「第５４条の８」を「第５４条の

１２」に、「第７１条の４」を「第７１条の６」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第２号中「第５４条の８」を「第５４条の１２」に、「第７１条の４」を「第７１条の６」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第４号中「第５４条の８」を「第５４条の１２」に、「第７１条の４」を「第７１条の６」に改める。

第９章中第５節を第６節とし、第４節の次に次の１節を加える。

第５節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第１５９条の２ 自立訓練(生活訓練)に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型自立訓練(生活訓練)」という。)の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次に掲げるとおりとする。

- (１) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練(生活訓練)の利用者の数の合計数で除して得た面積が３平方メートル以上であること。
- (２) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練(生活訓練)の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (３) 共生型自立訓練(生活訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(生活訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第１５９条の３ 共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次に掲げるとおりとする。

- (１) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を２９人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、１８人)以下とすること。
- (２) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護

等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、次の表の左欄に掲げる登録定員に依じて、同表の右欄に掲げる利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条若しくは第192条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条に規定する基準を満たしていること。
- (5) 共生型自立訓練(生活訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(生活訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第159条の4 第9条から第18条まで、第20条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第43条、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条、第76条、第81条、第87条の2から第94条まで、第147条、第148条、第152条及び前節(第159条を除く。)の規定は、共生型自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。

第10章第4節中第168条の前に次の1条を加える。

(通勤のための訓練の実施)

第167条の2 指定就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

第168条第2項中「(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。)」を削る。

第172条中「第86条」の次に「、第87条、第88条」を加え、「この条」を「この項」に改める。

第191条第2項中「第31条」を「第30条」に改める。

第17章を第19章とし、第16章を第18章とし、第15章を第17章とする。

第202条第1項中「(指定通所支援事業等基準省令第5条に規定する指定児童発達支援事業所をいう。)」を削り、「第56条」を「第56条第1項」に改め、「(指定通所支援事業等基準省令第66条に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。)」を削る。

第14章を第16章とする。

第199条第3項中「対して、」の次に「当該」を、「家事等」の次に「(指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。)」を加える。

第201条の12中「第201条の12」を「第201条の22」に改め、第13章第5節第4款中同条を第201条の22とし、第201条の8から第201条の11までを10条ずつ繰り下げる。

第201条の7第1項中「第201条の9」を「第201条の19」に改め、同条を第201条の17とする。

第13章第5節第3款中第201条の6を第201条の16とする。

第13章第5節第2款中第201条の5を第201条の15とし、第201条の4を第201条の14とする。

第13章第5節第1款中第201条の3を第201条の13とする。

第201条の2中「前節」を「第4節」に、「第201条の12」を「第201条の22」に、「第201条の4第1項」を「第201条の14第1項」に改め、同条を第201条の12とする。

第13章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに
人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第201条の2 第1節から前節までの規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助(指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。)の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第201条の3 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第201条の4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が当該事業を行う事業所(以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次に掲げるとおりとする。

(1) 世話人 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる世話人の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を5で除した数以上

(2) 生活支援員 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上

ア 区分省令第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数

イ 区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除

した数

ウ 区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数

エ 区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数

- (3) サービス管理責任者 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数
- ア 利用者の数が30以下 1以上
- イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者のほか、共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の夜間支援従事者(夜間及び深夜の時間帯に勤務(宿直勤務を除く。))を行う世話人又は生活支援員をいう。)を置くものとする。

3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受けるときは、推定数による。

4 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者は、専ら日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(準用)

第201条の5 第197条の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。

第3款 設備に関する基準

(設備)

第201条の6 日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

- 2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所は1以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は4人以上とする。
- 3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。
- 4 共同生活住居は、その入居定員を2人以上10人以下とする。ただし、構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合は、1つの建物に複数の共同生活住居を設けることができるものとする。この場合において、1つの建物の入居定員の合計は20人以下とする。
- 5 既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人(市長が特に必要があると認めるときは30人)以下とすることができる。
- 6 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、市長が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を2人以上30人以下(ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。)とすることができる。
- 7 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。
- 8 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。
- 9 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 1の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
 - (2) 1の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

第4款 運営に関する基準

(実施主体)

第201条の7 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助と同時に第99条に規定する指定短期入所(第100条第1項に規定する併設事業所又は同条第3項に規定する単独型事業所に係るものに限る。)を行うものとする。

(介護及び家事等)

第 2 0 1 条の 8 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うように努めなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常時 1 人以上の従業者を介護又は家事等に従事させなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、当該利用者の負担により、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等(日中サービス支援型指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。)を受けさせてはならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第 2 0 1 条の 9 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況又はその置かれている環境等に応じて、利用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者について、特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整に努めなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(協議の場の設置等)

第 2 0 1 条の 1 0 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第 8 9 条の 3 第 1 項に規定する協議会その他市長がこれに準ずるものとして特に認めるもの(以下「協議会等」という。)に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

(準用)

第201条の11 第9条、第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第43条、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第75条から第77条まで、第90条、第92条、第94条、第157条の2、第198条の2から第198条の6まで及び第199条の3から第200条の4までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第201条の11において準用する第199条の3」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第201条の11において準用する第198条の4第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第201条の11において準用する第198条の4第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第201条の11において読み替えて準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条の11において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条の11において準用する第90条」と、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第201条の11において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第201条の11」と、第94条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条の11において準用する第200条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。)」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。)」と読み替えるものとする。

第13章を第15章とし、第12章の次に次の2章を加える。

第 13 章 就労定着支援

第 1 節 基本方針

第 194 条の 2 就労定着支援に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労定着支援」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に向けた支援として法第 5 条第 15 項の厚生労働省令で定めるものを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、同項の厚生労働省令で定める期間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第 2 節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第 194 条の 3 指定就労定着支援の事業を行う者(以下「指定就労定着支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定就労定着支援事業所」という。)に置くべき就労定着支援員の数は、指定就労定着支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を 40 で除した数以上とする。

2 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、当該指定就労定着支援の事業の利用者の数(当該指定就労定着支援事業者が、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援 A 型又は就労継続支援 B 型(以下「生活介護等」という。)に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定就労定着支援の事業と生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している指定就労定着支援の事業及び生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業の利用者の合計数。以下この条において同じ。)に応じて、次に掲げる員数を、サービス管理責任者として置くこととする。

(1) 利用者の数が 60 以下 1 以上

(2) 利用者の数が 61 以上 1 に、利用者の数が 60 を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上

3 前 2 項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受けるときは、推定数による。

4 第1項に規定する就労定着支援員及び第2項に規定するサービス管理責任者は、専ら当該指定就労定着支援事業所の職務に従事する者でなければならない。
ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第2項に規定するサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(準用)

第194条の4 第52条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第194条の5 指定就労定着支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定就労定着支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

第4節 運営に関する基準

(サービス管理責任者の責務)

第194条の6 サービス管理責任者は、第194条の12において準用する第60条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定就労定着支援事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

(2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。

(3) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(実施主体)

第194条の7 指定就労定着支援事業者は、過去3年間に於いて平均1人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者でなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第194条の8 指定就労定着支援事業者は、利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、新たに障害者を雇用した通常の事業所の事業主、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整及び連携を行うとともに、利用

者やその家族等に対して、当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を提供しなければならない。

- 2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、1月に1回以上、当該利用者との対面により行うとともに、1月に1回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

(サービス利用中に離職する者への支援)

第194条の9 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の提供期間中に雇用された通常の事業所を離職する利用者であって、当該離職後も他の通常の事業所への就職等を希望するものに対し、指定特定相談支援事業者その他の関係者と連携し、他の指定障害福祉サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(運営規程)

第194条の10 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定就労定着支援の提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他運営に関する重要事項

(記録の整備)

第194条の11 指定就労定着支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対する指定就労定着支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定就労定着支援を提供した日から5年間保

存しなければならない。

- (1) 次条において準用する第 1 9 条第 1 項に規定する提供した指定就労定着支援に係る必要な記録事項
- (2) 次条において読み替えて準用する第 6 0 条第 1 項に規定する就労定着支援計画
- (3) 次条において準用する第 2 9 条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第 3 9 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第 4 0 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第 1 9 4 条の 1 2 第 9 条から第 2 3 条まで、第 2 9 条、第 3 3 条から第 4 1 条まで、第 4 3 条、第 5 9 条、第 6 0 条、第 6 2 条及び第 6 8 条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第 9 条第 1 項中「第 3 1 条」とあるのは「第 1 9 4 条の 1 0」と、第 2 0 条第 2 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 1 9 4 条の 1 2 において準用する次条第 1 項」と、第 2 3 条第 2 項中「第 2 1 条第 2 項」とあるのは「第 1 9 4 条の 1 2 において準用する第 2 1 条第 2 項」と、第 5 9 条第 1 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 1 9 4 条の 1 2 において準用する次条第 1 項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第 6 0 条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

第 1 4 章 自立生活援助

第 1 節 基本方針

第 1 9 4 条の 1 3 自立生活援助に係る指定障害福祉サービス(以下「指定自立生活援助」という。)の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われるものでなければならない。

第 2 節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第 194 条の 14 指定自立生活援助の事業を行う者(以下「指定自立生活援助事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定自立生活援助事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次に掲げるとおりとする。

(1) 地域生活支援員 指定自立生活援助事業所ごとに、1 以上

(2) サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が 30 以下 1 以上

イ 利用者の数が 31 以上 1 に、利用者の数が 30 を超えて 30 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上

2 前項第 1 号に規定する地域生活支援員の員数の標準は、利用者の数が 25 又はその端数を増すごとに 1 とする。

3 第 1 項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第 1 項に規定する指定自立生活援助事業所の従業者は、専ら当該指定自立生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第 194 条の 15 第 52 条の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

第 3 節 設備に関する基準

(準用)

第 194 条の 16 第 194 条の 5 の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

第 4 節 運営に関する基準

(実施主体)

第 194 条の 17 指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。)、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者(法第 51 条の 22 第 1 項に規定する指定相談支援事業者をいう。)でなければならない。

(定期的な訪問による支援)

第 194 条の 18 指定自立生活援助事業者は、おおむね週に 1 回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

(随時の通報による支援等)

第 194 条の 19 指定自立生活援助事業者は、利用者からの通報があった場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行わなければならない。

2 指定自立生活援助事業者は、前項の状況把握を踏まえ、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じなければならない。

3 指定自立生活援助事業者は、利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡体制を確保しなければならない。

(準用)

第 194 条の 20 第 9 条から第 23 条まで、第 29 条、第 33 条から第 41 条まで、第 43 条、第 59 条、第 60 条、第 62 条、第 68 条、第 194 条の 6、第 194 条の 10 及び第 194 条の 11 の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第 9 条第 1 項中「第 31 条」とあるのは「第 194 条の 20 において準用する第 194 条の 10」と、第 20 条第 2 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 194 条の 20 において準用する次条第 1 項」と、第 60 条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第 8 項中「6 月」とあるのは「3 月」と読み替えるものとする。

附則第 4 項及び第 5 項中「第 201 条の 6」を「第 201 条の 16」に改める。

附則第 6 項の前の見出し中「指定共同生活援助事業所」の次に「又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」を加え、同項中「第 199 条第 3 項」の次に「及び第 201 条の 8 第 4 項」を、「指定共同生活援助事業所」の次に「又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」を、「当該指定共同生活援助事業所」の次に「又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」を加え、

「平成３０年３月３１日」を「平成３３年３月３１日」に改める。

附則第７項中「第１９９条第３項」の次に「及び第２０１条の８第４項」を、
「、指定共同生活援助事業所」の次に「又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」を、「当該指定共同生活援助事業所」の次に「又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」を加え、「平成３０年３月３１日」を「平成３３年３月３１日」に改める。

附則第８項中「まで」の次に「及び第２０１条の４第１項第２号イからエまで」を加える。

附則第９項中「第２０１条の６」を「第２０１条の１６」に改める。
(相模原市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第２条 相模原市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成２４年相模原市条例第６７号)の一部を次のように改正する。

第１０条を次のように改める。

第１０条 削除

第１４条を次のように改める。

第１４条 削除

附則第６項中「児童福祉法」の次に「(昭和２２年法律第１６４号)」を加える。
(相模原市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第３条 相模原市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成２４年相模原市条例第６８号)の一部を次のように改正する。

第２条第３号中「児童発達支援をいう。以下同じ」を「児童発達支援をいう」に、「医療型児童発達支援をいう。以下同じ」を「医療型児童発達支援をいう」に、「放課後等デイサービスをいう。以下同じ。)」を「放課後等デイサービスをいう。)の事業、居宅訪問型児童発達支援(同条第５項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。)」に、「同条第５項」を「同条第６項」に、「以下同じ。)の事業の」を「)の事業の」に改める。

第４５条の次に次の１条を加える。

(職場への定着のための支援の実施)

第４５条の２ 生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該

生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。)等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

第52条中「、省令第6条の7第1号に規定する者に対して」を削る。

第56条中「第46条」を「第45条の2」に改める。

第57条中「、省令第6条の7第2号に規定する者に対して」を削る。

第61条中「第46条」を「第45条の2」に改める。

第65条の次に次の1条を加える。

(通勤のための訓練の実施)

第65条の2 就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

第66条第2項中「(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。)」を削る。

第70条中「第44条」の次に「、第45条、第46条」を加える。

(相模原市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 相模原市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(平成26年相模原市条例第8号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「第201条の2」を「第201条の12」に改める。

附則第4項中「第201条の4」を「第201条の14」に改める。

附則第5項中「第201条の10第4項」を「第201条の20第4項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案の理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第2号)による関係省令の改正に伴う本市の指定障害福祉サービスの事業等、指定障害者支援施設及び障害福祉サービス事業に係る人員、設備及び運営に関する基準の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 2 1 号関係資料

相模原市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の改正の概要

1 改正の内容

(1) 相模原市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正(第 1 条関係)

ア 共生型障害福祉サービスに係る規定の追加

共生型障害福祉サービスの創設に伴い、介護保険制度における訪問介護若しくは通所介護又は児童福祉制度における児童発達支援若しくは放課後等デイサービスの指定を受けた事業所等であれば、基本的に当該各サービスに対応する共生型居宅介護、共生型生活介護等の指定を受けられるものとして、基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準を設けるもの

共生型サービス

居宅・日中活動系サービスについて、介護保険制度、障害福祉制度又は児童福祉制度のいずれかの指定を受けている事業所が、当該指定を受けているサービスに対応する他の制度の指定を受け、提供する当該居宅・日中活動系サービスをいう。

イ 職場への定着のための支援に係る規定の追加

指定生活介護事業者及び指定自立訓練事業者は、通常の事業所に雇用された障害者について、就職の日から 6 月以上、職業生活における支援の継続に努めなければならないこととするもの

ウ 自立訓練の基本方針に係る規定の改正

自立訓練について、障害種別にかかわらず利用することができることとするもの

エ 通勤のための訓練に係る規定の追加

指定就労移行支援事業者は、利用者に対して通勤のための訓練を実施しなければならないこととするもの

オ 就労定着支援に係る規定の追加

就労定着支援の創設に伴い、指定就労定着支援について、基本方針並びに

人員、設備及び運営に関する基準を設けるもの

就労定着支援

就労に向けた支援を受けて通常の事業所に就職した者に対し、一定期間、当該事業所の事業主、障害福祉サービス事業者等との連絡調整等、就労の継続を図るために必要な支援を行うサービスをいう。

カ 自立生活援助に係る規定の追加

自立生活援助の創設に伴い、指定自立生活援助について、基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準を設けるもの

自立生活援助

施設入所支援又は共同生活援助を受けていた者に対し、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、相談対応等、地域において自立した生活を営むことができるよう必要な支援を行うサービスをいう。

キ 日中サービス支援型指定共同生活援助に係る規定の追加

日中サービス支援型共同生活援助の創設に伴い、日中サービス支援型指定共同生活援助について、基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準を設けるもの

日中サービス支援型指定共同生活援助

重度の障害者等に対し、共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護等の支援を行うサービスをいう。

(2) 相模原市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正(第 2 条関係)

指定障害者支援施設が指定障害児入所施設等の指定を受け、施設障害福祉サービスと指定入所支援を一体的に提供している場合における従業員の員数及び設備の特例を廃止するもの

(3) 相模原市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正(第 3 条関係)

ア 職場への定着のための支援に係る規定の追加

生活介護事業者及び自立訓練事業者は、通常の事業所に雇用された障害者について、就職の日から 6 月以上、職業生活における支援の継続に努めなければならないこととするもの

イ 自立訓練の基本方針に係る規定の改正

自立訓練について、障害種別にかかわらず利用することができることとするもの

ウ 通勤のための訓練に係る規定の追加

就労移行支援事業者は、利用者に対して通勤のための訓練を実施しなければならないこととするもの

2 施行期日

平成30年4月1日

相模原市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
相模原市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 30 年 2 月 20 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
(相模原市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 相模原市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24 年相模原市条例第 73 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 5 節 基準該当通所支援に関する基準(第 56 条—第 61 条の 2)」を

「第 5 節 共生型障害児通所支援に関する基準(第 55 条の 2—第 55 条の 5)

第 6 節 基準該当通所支援に関する基準(第 56 条—第 61 条の 2)」

「第 5 節 基準該当通所支援に関する基準(第 79 条—第 81 条)を
に、第 5 章 保育所等訪問支援」

「第 5 節 共生型障害児通所支援に関する基準(第 78 条の 2)

第 6 節 基準該当通所支援に関する基準(第 79 条—第 81 条)

第 5 章 居宅訪問型児童発達支援

第 1 節 基本方針(第 81 条の 2)

第 2 節 人員に関する基準(第 81 条の 3・第 81 条の 4)

第 3 節 設備に関する基準(第 81 条の 5)

第 4 節 運営に関する基準(第 81 条の 6—第 81 条の 9)

第 6 章 保育所等訪問支援

に、「第 6

」

章」を「第 7 章」に改める。

第 1 条中「第 2 1 条の 5 の 4 第 1 項第 2 号」の次に「、第 2 1 条の 5 の 1 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号」を加え、「第 2 1 条の 5 の 1 8 第 1 項及び第 2 項」を「第 2 1 条の 5 の 1 9 第 1 項及び第 2 項」に改める。

第 2 条第 1 号中「第 6 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 9 項」に改め、同条第 5 号中「第 2 1 条の 5 の 2 8 第 1 項」を「第 2 1 条の 5 の 2 9 第 1 項」に改め、同条第 1 1 号中「第 2 1 条の 5 の 2 8 第 3 項」を「第 2 1 条の 5 の 2 9 第 3 項」に改め、同条第 1 3 号中「指定放課後等デイサービスの事業」の次に「、第 8 1 条の 2 に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業」を加え、「この条において「省令」を「指定障害福祉サービス等基準省令」に、「省令」を「指定障害福祉サービス等基準省令」に、「及び省令」を「及び指定障害福祉サービス等基準省令」に、「(省令)」を「(指定障害福祉サービス等基準省令)」に改め、同号を同条第 1 4 号とし、同条中第 1 2 号を第 1 3 号とし、第 1 1 号の次に次の 1 号を加える。

(1 2) 共生型通所支援 法第 2 1 条の 5 の 1 7 第 1 項の申請に係る法第 2 1 条の 5 の 3 第 1 項の指定を受けた者による指定通所支援をいう。

第 3 条第 3 項中「第 2 0 条、第 4 9 条及び第 7 3 条において」を「以下」に改める。

第 5 条第 1 項第 1 号中「指導員又は保育士(」を「児童指導員(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 2 3 年厚生省令第 6 3 号)第 2 1 条第 6 項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。)、保育士(」に改め、「同じ。)」の次に「又は学校教育法(昭和 2 2 年法律第 2 6 号)の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 9 0 条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による 1 2 年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。))若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2 年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの(以下「障害福祉サービス経験者」という。)」を加え、「指導員又は保育士の」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の」に改め、同項第 2 号中「(昭和 2 3 年厚生省令第 6 3 号)」を削り、同条第 2 項中「指導員又は」を「児童指導員、」に改め、「保育士」の次に「又は障害福祉サービス経験者」を加え、同条第 3 項に次のただし書を加える。

ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

第5条第3項第2号中「看護師」を「看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)」に改め、同項第3号中「(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。)」を削り、同条第5項中「指導員又は」を「児童指導員、」に改め、「保育士」の次に「又は障害福祉サービス経験者」を加え、同条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第6条第4項第1号中「看護師」を「看護職員」に改める。

第26条に次の2項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

(1) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

(2) 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況

(3) 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況

(4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況

(5) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況

(6) 緊急時等における対応方法及び非常災害対策

(7) 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

5 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第48条第1項中「行うよう努めなければ」を「行わなければ」に改める。

第49条第1項中「第5条第16項」を「第5条第18項」に改める。

第50条第3項中「第21条の5の21第1項」を「第21条の5の22第1項」に改める。

第51条第2項中「(昭和22年法律第26号)」を削る。

第56条第1項第1号中「指導員又は」を「児童指導員、」に改め、「保育士」の次に「又は障害福祉サービス経験者」を加え、同条に次の1項を加える。

3 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第59条中「前節」を「第4節」に、「の利用定員」を「の定員」に改める。

第60条中「(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(以下「指定障害福祉サービス等基準省令」という。))第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。))」、「(指定障害福祉サービス等基準省令第77条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。))」及び「(指定障害福祉サービス等基準省令第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。))」を削る。

第61条中「指定通所介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準省令」という。))第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。))又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準省令」という。))第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。))」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護(指定居宅サービス等基準省令第92条に規定する指定通所介護をいう。))又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準省令第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。))(以下「指定通所介護等」という。))」を「指定通所介護等」に、「指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準省令第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。))又は指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準省令第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。))(以下「指定通所介護事業所等」という。))」を「指定通所介護事業所等」に改め、同条第1号中「(指定居宅サービス等基準省令第95条第

2 項第 1 号又は指定地域密着型サービス基準省令第 2 2 条第 2 項第 1 号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。)」を削る。

第 6 1 条の 2 中「指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準省令第 6 3 条第 1 項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準省令第 1 7 1 条第 1 項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準省令第 6 2 条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準省令第 1 7 0 条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に、「指定地域密着型サービス基準省令第 6 3 条第 1 項又は第 1 7 1 条第 1 項に規定する通いサービスをいう。以下」を「指定地域密着型介護予防サービス基準省令第 4 4 条第 1 項に規定する通いサービスを除く。以下この条において」に、「指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準省令第 6 3 条第 1 項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準省令第 1 7 1 条第 1 項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という)」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条において同じ)」に改め、同条第 1 号中「(指定地域密着型サービス基準省令第 6 3 条第 7 項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)」を「又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第 2 号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加える。

第 2 章中第 5 節を第 6 節とし、第 4 節の次に次の 1 節を加える。

第 5 節 共生型障害児通所支援に関する基準

(共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準)

第 5 5 条の 2 児童発達支援に係る共生型通所支援(以下「共生型児童発達支援」という。)の事業を行う指定生活介護事業者(指定障害福祉サービス等基準省令第 7 8 条第 1 項に規定する指定生活介護事業者をいう。第 6 0 条にお

いて同じ。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス等基準省令第 7 8 条第 1 項に規定する指定生活介護事業所をいう。第 6 0 条において同じ。)の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護(指定障害福祉サービス等基準省令第 7 7 条に規定する指定生活介護をいう。以下この号及び第 6 0 条において同じ。)の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第 5 5 条の 3 共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 1 1 年厚生省令第 3 7 号。以下「指定居宅サービス等基準省令」という。)第 9 3 条第 1 項に規定する指定通所介護事業者をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 1 8 年厚生労働省令第 3 4 号。以下「指定地域密着型サービス基準省令」という。))第 2 0 条第 1 項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(第 6 1 条において「指定通所介護事業者等」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準省令第 9 3 条第 1 項に規定する指定通所介護事業所をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準省令第 2 0 条第 1 項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)(以下「指定通所介護事業所等」という。)の食堂及び機能訓練室(指定居宅サービス等基準省令第 9 5 条第 2 項第 1 号又は指定地域密着型サービス基準省令第 2 2 条第 2 項第 1 号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。第 6 1 条第 1 号において同じ。)の面積を、指定通所介護(指定居宅サービス等基準省令第 9 2 条に規定する指定通所介護をいう。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準省令第 1 9 条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。)の

利用者の数と共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第55条の4 共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準省令第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)(第61条の2において「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準省令」という。)第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準省令第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準省令第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第61条の2において同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)の登録定員(当該指定小規模多機能型

居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準省令第44条第1項に規定する登録者をいう。)の数と共生型生活介護(指定障害福祉サービス等基準省令第93条の2に規定する共生型生活介護をいう。)、共生型自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス等基準省令第162条の2に規定する共生型自立訓練(機能訓練)をいう。)若しくは共生型自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス等基準省令第171条の2に規定する共生型自立訓練(生活訓練)をいう。)又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス(第78条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。)(以下「共生型通いサービス」という。)を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準省令第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。 第61条の2において同じ。)、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準省令第171条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。 第61条の2において同じ。)又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準省令第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)にあっては、18人)以下とすること。

- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準省令第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準省令第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)(第61条の2において「指定小規模多機能型居宅介護等」という。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準省令第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準省令

第 4 4 条第 1 項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の 1 日当たりの上限をいう。)を登録定員の 2 分の 1 から 1 5 人(登録定員が 2 5 人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、次の表の左欄に掲げる登録定員に応じて、同表の右欄に掲げる利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、1 2 人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
2 6 人又は 2 7 人	1 6 人
2 8 人	1 7 人
2 9 人	1 8 人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準省令第 6 7 条第 2 項第 1 号若しくは第 1 7 5 条第 2 項第 1 号又は指定地域密着型介護予防サービス基準省令第 4 8 条第 2 項第 1 号に規定する居間及び食堂をいう。)は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における相模原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 2 4 年相模原市条例第 8 5 号)第 8 3 条若しくは第 1 9 2 条又は相模原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成 2 4 年相模原市条例第 8 7 号)第 4 5 条に規定する基準を満たしていること。
- (5) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第 5 5 条の 5 第 4 条、第 7 条、第 8 条及び前節(第 1 1 条を除く。)の規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。

第 6 3 条第 1 項第 4 号中「看護師」を「看護職員」に改める。

第 7 0 条の次に次の 1 条を加える。

(情報の提供等)

第 7 0 条の 2 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定医療型児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

第 7 1 条中「第 2 4 条、第 2 6 条」の次に「(第 4 項及び第 5 項を除く。)」を加え、「、第 4 8 条第 1 項」を削り、「の利用定員」を「の定員」に改める。

第 7 3 条第 1 項第 1 号中「学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 9 0 条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による 1 2 年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、 2 年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの(以下「障害福祉サービス経験者」という。)」を「障害福祉サービス経験者」に改め、同条第 3 項に次のただし書を加える。

ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第 4 号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

第 7 3 条第 3 項第 2 号中「看護師」を「看護職員」に改める。

第 7 7 条の 2 を削る。

第 7 8 条中「、第 4 9 条、第 5 0 条」を「から第 5 0 条まで」に改め、「第 7 7 条」と」の次に「、第 2 5 条第 2 項中「第 2 3 条第 2 項」とあるのは「第 7 7 条第 2 項」と」を加え、「の利用定員」を「の定員」に改める。

第 8 1 条中「、第 4 9 条、第 5 0 条」を「から第 5 0 条まで」に、「、第 7 7 条」を「及び第 7 7 条」に改め、「及び第 7 7 条の 2 」を削り、「の利用定員」を「の定員」に改める。

第 4 章中第 5 節を第 6 節とし、第 4 節の次に次の 1 節を加える。

第5節 共生型障害児通所支援に関する基準

(準用)

第78条の2 第7条、第8条、第12条から第22条まで、第24条から第30条まで、第32条、第34条から第45条まで、第47条から第50条まで、第51条第1項、第52条から第55条の4まで、第72条及び第77条の規定は、共生型放課後等デイサービス(放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。)の事業について準用する。

第90条第1項中「第73条第1項、第2項及び第4項」の次に「、第81条の3第1項」を、「同条第4項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と」の次に「、第81条の3第1項中「事業所(以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と」を加える。

第6章を第7章とする。

第85条を次のように改める。

(準用)

第85条 第81条の5の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。

第86条から第88条までを次のように改める。

第86条から第88条まで 削除

第89条中「第24条」の次に「、第25条、第26条(第4項及び第5項を除く。)、第27条」を加え、「から第50条まで、第51条第1項及び」を「、第49条、第50条、第51条第1項、」に改め、「第55条まで」の次に「、第70条の2及び第81条の6から第81条の8まで」を加え、「第88条」を「第89条において準用する第81条の8」に、「第87条」を「第89条において準用する第81条の7」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第89条において準用する第81条の7第2項」に改める。

第5章を第6章とし、第4章の次に次の1章を加える。

第5章 居宅訪問型児童発達支援

第1節 基本方針

第81条の2 居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援(以下「指定居宅訪問型児童発達支援」という。)の事業は、障害児が日常生活における基本的動

作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第81条の3 指定居宅訪問型児童発達支援の事業を行う者(以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次に掲げるとおりとする。

(1) 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数

(2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項第1号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員(学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。)を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。

3 第1項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

(準用)

第81条の4 第7条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、同条中「ただし、」とあるのは「ただし、第81条の3第1項第1号に掲げる訪問支援員及び同項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、」と読み替えるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備)

第 8 1 条の 5 指定居宅訪問型児童発達支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第 4 節 運営に関する基準

(身分を証する書類の携行)

第 8 1 条の 6 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(通所利用者負担額の受領)

第 8 1 条の 7 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域(当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所が通常時に指定居宅訪問型児童発達支援を提供する地域をいう。次条第 5 号において同じ。)以外の地域において指定居宅訪問型児童発達支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前 3 項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、第 3 項の交通費については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(運営規程)

第 8 1 条の 8 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅訪問型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) サービスの利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) その他運営に関する重要事項

(準用)

第 8 1 条の 9 第 1 2 条から第 2 2 条まで、第 2 4 条、第 2 5 条、第 2 6 条(第 4 項及び第 5 項を除く。)、第 2 7 条から第 3 0 条まで、第 3 2 条、第 3 4 条から第 3 6 条まで、第 3 8 条、第 4 1 条から第 4 5 条まで、第 4 7 条、第 4 9 条、第 5 0 条、第 5 1 条第 1 項、第 5 2 条から第 5 5 条まで及び第 7 0 条の 2 の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第 1 2 条第 1 項中「第 3 7 条」とあるのは「第 8 1 条の 8」と、第 1 6 条中「いう。第 3 7 条第 6 号及び第 5 1 条第 2 項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第 2 2 条第 2 項中「次条」とあるのは「第 8 1 条の 7」と、第 2 5 条第 2 項中「第 2 3 条第 2 項」とあるのは「第 8 1 条の 7 第 2 項」と、第 2 6 条第 1 項、第 2 7 条及び第 5 4 条第 2 項第 2 号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

(相模原市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 相模原市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 2 4 年相模原市条例第 7 4 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 2 号中「看護師」を「看護職員(保健師、助産師、看護師又は

准看護師をいう。)」に改め、同項第 3 号ア(イ)中「第 5 2 条第 1 項第 2 号」を「第 5 3 条第 1 項第 2 号」に改め、同条第 4 項を削る。

第 5 条第 6 項を削る。

第 4 6 条第 1 項中「第 5 条第 1 6 項」を「第 5 条第 1 8 項」に改める。

(相模原市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 3 条 相模原市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 2 4 年相模原市条例第 7 5 号)の一部を次のように改正する。

第 6 7 条第 4 項中「看護師」を「看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この条及び第 8 1 条において同じ。)」に改め、同条第 8 項及び第 1 2 項中「看護師」を「看護職員」に改める。

第 8 1 条第 7 項及び第 9 項中「看護師」を「看護職員」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に指定を受けている第 1 条の規定による改正前の相模原市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「旧条例」という。)第 5 条(第 3 項を除く。)に規定する指定児童発達支援事業者については、第 1 条の規定による改正後の相模原市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第 5 条(第 3 項を除く。)の規定にかかわらず、平成 3 1 年 3 月 3 1 日までの間は、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に旧条例第 5 6 条に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者については、新条例第 5 6 条の規定にかかわらず、平成 3 1 年 3 月 3 1 日までの間は、なお従前の例による。

提案の理由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成 3 0 年厚生労働省令第 3 号)による関係省令の改正に伴う本市の指定通所支援の事業等、指定障害児入所施設等及び児童福祉施設に係る人員、設備及び運営に関する基準の改正その他所要の改正をいたしたく提案

するものである。

議案第 22 号関係資料

相模原市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の改正の概要

1 改正の内容

(1) 相模原市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正(第1条関係)

ア 人員配置に係る規定の改正

(ア) 児童指導員及び障害福祉サービス経験者の配置に係る規定の改正

指定児童発達支援事業所及び基準該当児童発達支援事業所に置くべき従業者について、児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者とし、その半数以上を児童指導員又は保育士としなければならないこととするもの

(イ) 看護職員の配置に係る規定の改正

主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所並びに指定医療型児童発達支援事業所に置くべき従業者である看護師について、看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)とするもの

(ウ) 機能訓練担当職員の配置に係る規定の改正

主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所は、機能訓練を行わない時間帯について、機能訓練担当職員を置かないことができることとするもの

イ 指定児童発達支援事業者等の自己評価等に係る規定の追加

指定児童発達支援事業者及び基準該当児童発達支援事業者は、その提供する児童発達支援について、自己評価を行い、及び利用者の保護者による評価を受け、その改善を図るとともに、それらの評価及び改善の内容を公表しなければならないこととするもの。併せて、当該事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならないこととするもの

ウ 共生型障害児通所支援に係る規定の追加

共生型障害児通所支援の創設に伴い、障害福祉制度における生活介護又は

介護保険制度における通所介護の指定を受けた事業所等であれば、基本的に共生型児童発達支援又は共生型放課後等デイサービスの指定を受けられるものとして、基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準を設けるもの

エ 指定居宅訪問型児童発達支援に係る規定の追加

居宅訪問型児童発達支援の創設に伴い、指定居宅訪問型児童発達支援について、基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準を設けるもの

居宅訪問型児童発達支援

外出することが著しく困難な障害児に対し、その居宅において日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上等のために必要な支援を行うサービスをいう。

(2) 相模原市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正(第 2 条関係)

ア 人員配置に係る規定の改正

指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者である看護師について、看護職員とするもの

イ 指定福祉型障害児入所施設に係る従業者の員数及び設備の特例に係る規定の廃止

指定福祉型障害児入所施設が指定障害者支援施設の指定を受け、指定入所支援と施設障害福祉サービスを一体的に提供している場合における従業者の員数及び設備の特例を廃止するもの

(3) 相模原市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正(第 3 条関係)

福祉型障害児入所施設及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターに置くべき従業者である看護師について、看護職員とするもの

2 施行期日等

(1) 施行期日

平成 3 0 年 4 月 1 日

(2) 経過措置

この条例の施行の際現に指定を受けている指定児童発達支援事業者及び基準該当児童発達支援事業者については、1 (1) アに係る規定にかかわらず、平成 3 1 年 3 月 3 1 日までの間は、なお従前の例によることとするもの

相模原市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例について

相模原市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

平成 3 0 年 2 月 2 0 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

目次

- 第 1 章 趣旨、基本方針等(第 1 条—第 3 条)
- 第 2 章 人員に関する基準(第 4 条)
- 第 3 章 施設及び設備に関する基準(第 5 条・第 6 条)
- 第 4 章 運営に関する基準(第 7 条—第 4 3 条)
- 第 5 章 ユニット型介護医療院の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準
 - 第 1 節 この章の趣旨及び基本方針(第 4 4 条・第 4 5 条)
 - 第 2 節 施設及び設備に関する基準(第 4 6 条)
 - 第 3 節 運営に関する基準(第 4 7 条—第 5 5 条)

附則

- 第 1 章 趣旨、基本方針等
(趣旨)

- 第 1 条 この条例は、介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。)
第 1 1 1 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づき、介護医療院(法第 8 条第 2 9
項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。)の人員、施設及び設備並びに運営
に関する基準を定めるものとする。
(基本方針)

第2条 介護医療院は、長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画(法第8条第26項に規定する施設サービス計画をいう。以下同じ。)に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 介護医療院は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護医療院サービス(法第8条第29項に規定する介護医療院サービスをいう。以下同じ。)の提供に努めなければならない。

3 介護医療院は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、居宅介護支援事業者(法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。)、居宅サービス事業者(法第8条第1項に規定する居宅サービス事業を行う者をいう。第45条第2項において同じ。)、地域包括支援センター(法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。)、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 療養床 療養室のうち、入所者1人当たりの寝台又はこれに代わる設備の部分をいう。

(2) 型療養床 療養床のうち、主として長期にわたり療養が必要である者であって、重篤な身体疾患を有する者、身体合併症を有する認知症高齢者等を入所させるためのものをいう。

(3) 型療養床 療養床のうち、型療養床以外のものをいう。

第2章 人員に関する基準

(従業者の員数)

第4条 介護医療院は、医師及び看護師のほか、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数の従業者を置かなければならない。

(1) 薬剤師 常勤換算方法で、介護医療院の入所者のうち 型療養床の利用者(第3号において「 型入所者」という。)の数を150で除した数に、介護医

- 療院の入所者のうち 型療養床の利用者(第 3 号において「 型入所者」という。)の数を 3 0 0 で除した数を加えて得た数以上
- (2) 看護職員(看護師又は准看護師をいう。第 1 2 条及び第 5 3 条において同じ。) 常勤換算方法で、介護医療院の入所者の数を 6 で除した数以上
- (3) 介護職員 常勤換算方法で、 型入所者の数を 5 で除した数に、 型入所者の数を 6 で除した数を加えて得た数以上
- (4) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 介護医療院の実情に応じた適当数
- (5) 栄養士 入所定員が 1 0 0 人以上の介護医療院にあっては、 1 以上
- (6) 介護支援専門員 1 以上(入所者の数が 1 0 0 又はその端数を増すごとに 1 を標準とする。)
- (7) 診療放射線技師 介護医療院の実情に応じた適当数
- (8) 調理員、事務員その他の従業者 介護医療院の実情に応じた適当数
- 2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に許可を受ける場合は、推定数による。
- 3 第 1 項の常勤換算方法は、当該介護医療院の従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該介護医療院において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- 4 介護医療院の従業者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する者でなければならない。ただし、介護医療院(ユニット型介護医療院(第 4 4 条に規定するユニット型介護医療院をいう。以下この項において同じ。))を除く。以下この項において同じ。)にユニット型介護医療院を併設する場合の介護医療院及びユニット型介護医療院の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。
- 5 介護医療院の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、当該介護医療院の他の職務に従事することができるものとし、介護支援専門員が医療機関併設型介護医療院(病院又は診療所に併設され、入所者の療養生活の支援を目的とする介護医療院をいう。次項において同じ。)の職務に従事する場合であって、当該医療機関併設型介護医療院の入所者の処遇に支障がない場合には、当該医療機関併設型介護医療院に併設される病院又は診療所の職務に従事することができる。
- 6 第 1 項第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の規定にかかわらず、併設型小規模

介護医療院(医療機関併設型介護医療院のうち、入所定員が19人以下のものをいう。以下この項において同じ。)の薬剤師、介護職員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員の員数の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 薬剤師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士 併設される医療機関が病院の場合にあっては当該病院の薬剤師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士により当該併設型小規模介護医療院の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。
- (2) 介護職員 常勤換算方法で、当該併設型小規模介護医療院の入所者の数を6で除した数以上
- (3) 介護支援専門員 当該併設型小規模介護医療院の実情に応じた適当数

第3章 施設及び設備に関する基準

(施設)

第5条 介護医療院は、療養室、診察室、処置室及び機能訓練室のほか、次に掲げる施設を有しなければならない。

- (1) 談話室
- (2) 食堂
- (3) 浴室
- (4) レクリエーション・ルーム
- (5) 洗面所
- (6) 便所
- (7) サービス・ステーション
- (8) 調理室
- (9) 洗濯室又は洗濯場
- (10) 汚物処理室

2 前項第1号から第6号までに掲げる施設の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 談話室

入所者同士や入所者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。

- (2) 食堂

内法^{のり}による測定で、入所者1人当たり1平方メートル以上の面積を有すること。

(3) 浴室

ア 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

イ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者が入浴するのに適した特別浴槽を設けること。

(4) レクリエーション・ルーム

レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備を備えること。

(5) 洗面所

身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。

(6) 便所

身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。

3 第 1 項各号に掲げる施設は、専ら当該介護医療院の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(構造設備の基準)

第 6 条 介護医療院の構造設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 介護医療院の建物(入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。

以下同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号)第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物をいう。以下この条及び第 4 6 条において同じ。)とすること。ただし、次のいずれかの要件を満たす 2 階建て又は平屋建ての介護医療院の建物にあっては、準耐火建築物(同法第 2 条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物をいう。以下この条及び第 4 6 条において同じ。)とすることができる。

ア 療養室その他の入所者の療養生活に充てられる施設(以下この項及び第 4 6 条第 4 項において「療養室等」という。)を 2 階及び地階のいずれにも設けていないこと。

イ 療養室等を 2 階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(ア) 消防長又は当該介護医療院の所在地を管轄する消防署長と相談の上、第 3 2 条に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(イ) 第 3 2 条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

(ウ) 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

(2) 療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。

(3) 療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を2以上設けること。ただし、前号の直通階段を建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項の規定による避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。

(4) 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ずることとし、放射線に関する構造設備については、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第30条、第30条の4、第30条の13、第30条の14、第30条の16、第30条の17、第30条の18(第1項第4号から第6号までを除く。)、第30条の19、第30条の20第2項、第30条の21、第30条の22、第30条の23第1項、第30条の25、第30条の26第3項から第5項まで及び第30条の27の規定を準用する。この場合において、同令第30条の18第1項中「いずれか及び第4号から第6号までに掲げる措置」とあるのは、「いずれか」と読み替えるものとする。

(5) 階段には、手すりを設けること。

(6) 廊下の構造は、次のとおりとすること。

ア 幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

イ 手すりを設けること。

ウ 常夜灯を設けること。

(7) 入所者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。

(8) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

2 前項第1号の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての介護医療院の建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

第4章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 介護医療院は、介護医療院サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、第29条に規定する運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項で規則で定めるものを記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得なければならない。

2 介護医療院は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該介護医療院は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 介護医療院の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて前項に規定する重要事項を送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 介護医療院の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける

旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、介護医療院の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、介護医療院の使用に係る電子計算機と、入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 介護医療院は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に掲げる方法のうち介護医療院が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た介護医療院は、当該入所申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入所申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第8条 介護医療院は、正当な理由がなく介護医療院サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 介護医療院は、入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 介護医療院は、介護医療院サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護

認定の有効期間を確認するものとする。

- 2 介護医療院は、前項の被保険者証に法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護医療院サービスを提供するよう努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第11条 介護医療院は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、当該申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 介護医療院は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(入退所)

第12条 介護医療院は、その心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他医療等が必要であると認められる者を対象に、介護医療院サービスを提供するものとする。

- 2 介護医療院は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、長期にわたる療養及び医学的管理の下における介護の必要性を勘案し、介護医療院サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。

- 3 介護医療院は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等(法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。第28条第1号において同じ。)の利用状況等の把握に努めなければならない。

- 4 介護医療院は、入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録しなければならない。

- 5 前項の検討に当たっては、医師、薬剤師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。

- 6 介護医療院は、入所者の退所に際しては、入所者又はその家族に対し、適切な

指導を行うとともに、居宅サービス計画(法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。第28条第3号において同じ。)の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者及び退所後の主治の医師に対する情報の提供に努めるほか、地域包括支援センター又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第13条 介護医療院は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、入所者の被保険者証に記載しなければならない。

2 介護医療院は、介護医療院サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(利用料等の受領)

第14条 介護医療院は、法定代理受領サービス(法第48条第4項の規定により施設介護サービス費(同条第1項に規定する施設介護サービス費をいう。以下この項及び第47条第1項において同じ。)が入所者に代わり当該介護医療院に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る介護医療院サービスをいう。以下同じ。)に該当する介護医療院サービスを提供した際には、入所者から利用料(施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。)の一部として、当該介護医療院サービスについて法第48条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該介護医療院サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に介護医療院サービスに要した費用の額とする。次項及び第47条において「施設サービス費用基準額」という。)から当該介護医療院に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払を受けるものとする。

2 介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 介護医療院は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費

の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護医療院に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

- (2) 居住に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護医療院に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)
- (3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (5) 理美容代
- (6) 前各号に掲げるもののほか、介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 介護医療院は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第15条 介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供した介護医療院サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付しなければならない。

(介護医療院サービスの取扱方針)

第16条 介護医療院は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえて、その者の療養

を妥当適切に行わなければならない。

- 2 介護医療院サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。
- 3 介護医療院の従業者は、介護医療院サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。
- 4 介護医療院は、介護医療院サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。
- 5 介護医療院は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 6 介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
- 7 介護医療院は、自らその提供する介護医療院サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(施設サービス計画の作成)

第17条 介護医療院の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員(以下この条及び第28条において「計画担当介護支援専門員」という。)は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- 3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方

法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

- 4 計画担当介護支援専門員は、前項の規定による解決すべき課題の把握(以下この条において「アセスメント」という。)に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
 - 5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望、入所者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、介護医療院サービスの目標及びその達成時期、介護医療院サービスの内容、介護医療院サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。
 - 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。第11項において同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
 - 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。
 - 8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。
 - 9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握(入所者についての継続的なアセスメントを含む。)を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。
 - 10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握(第2号において「モニタリング」という。)に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
- (1) 定期的に入所者に面接すること。

(2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

1 1 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

(1) 入所者が法第 2 8 条第 2 項に規定する要介護更新認定を受けた場合

(2) 入所者が法第 2 9 条第 1 項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

1 2 第 2 項から第 8 項までの規定は、第 9 項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。

(診療の方針)

第 1 8 条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 診療は、一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行う。

(2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行う。

(3) 常に入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行う。

(4) 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして妥当適切に行う。

(5) 特殊な療法、新しい療法等については、厚生労働大臣が定めるもののほか行ってはならない。

(6) 厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方してはならない。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 3 5 年法律第 1 4 5 号)第 2 条第 1 7 項に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合においては、この限りでない。

(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)

第 1 9 条 介護医療院の医師は、入所者の病状からみて当該介護医療院において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めた場合は、協力病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

- 2 介護医療院の医師は、不必要に入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させてはならない。
- 3 介護医療院の医師は、入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合には、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し、当該入所者の診療状況に関する情報の提供を行わなければならない。
- 4 介護医療院の医師は、入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は入所者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から当該入所者の療養上必要な情報の提供を受けるものとし、その情報により適切な診療を行わなければならない。

(機能訓練)

第20条 介護医療院は、入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他適切なりハビリテーションを計画的に行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第21条 看護及び医学的管理の下における介護は、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 介護医療院は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭^{しき}しなければならない。
- 3 介護医療院は、入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 介護医療院は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 介護医療院は、褥瘡^{じよくそう}が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 6 介護医療院は、前各項に定めるもののほか、入所者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。
- 7 介護医療院は、その入所者に対して、入所者の負担により、当該介護医療院の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

第22条 入所者の食事は、栄養並びに入所者の身体^しの状況、病状及び嗜好を考慮

したものとするとともに、適切な時間に行われなければならない。

- 2 入所者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第23条 介護医療院は、常に入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(その他のサービスの提供)

第24条 介護医療院は、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。

- 2 介護医療院は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(入所者に関する市町村への通知)

第25条 介護医療院は、介護医療院サービスを受けている入所者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに介護医療院サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者による管理)

第26条 介護医療院の管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護医療院の管理上支障のない場合は、同一敷地内にある他の事業所若しくは施設等又はサテライト型特定施設(相模原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年相模原市条例第85号)第131条第4項に規定するサテライト型特定施設をいう。)若しくはサテライト型居住施設(同条例第152条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。)の職務に従事することができるものとする。

- 2 介護医療院の管理者は、暴力団員等(相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下「暴力団排除条例」という。)第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下この項及び第43条において同じ。)又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であってはならない。

(管理者の責務)

第 27 条 介護医療院の管理者は、当該介護医療院の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 介護医療院の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

3 介護医療院の管理者は、介護医療院に医師を宿直させなければならない。ただし、当該介護医療院の入所者に対するサービスの提供に支障がない場合にあっては、この限りでない。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第 28 条 計画担当介護支援専門員は、第 17 条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。

(2) 入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録すること。

(3) 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、地域包括支援センター又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。

(4) 第 38 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。

(5) 第 40 条第 3 項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行うこと。

(運営規程)

第 29 条 介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第 35 条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1) 施設の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 入所定員(型療養床に係る入所定員、 型療養床に係る入所定員及びその合計人数をいう。)

(4) 入所者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(5) 施設の利用に当たっての留意事項

(6) 非常災害対策

(7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(勤務体制の確保等)

第 3 0 条 介護医療院は、入所者に対し、適切な介護医療院サービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 介護医療院は、当該介護医療院の従業者によって介護医療院サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第 3 1 条 介護医療院は、入所定員及び療養室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第 3 2 条 介護医療院は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携の体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第 3 3 条 介護医療院は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 介護医療院は、当該介護医療院において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中

毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的を実施すること。

- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

3 介護医療院の管理者は、次に掲げる業務を委託する場合は、医療法施行規則第 9 条の 8、第 9 条の 9、第 9 条の 12、第 9 条の 13、別表第 1 の 2 及び別表第 1 の 3 の規定を準用する。この場合において、同令第 9 条の 8 第 1 項中「法第 15 条の 2 の規定による人体から排出され」とあるのは「人体から排出され」と、同条第 2 項中「法第 15 条の 2 の規定による検体検査」とあるのは「検体検査」と、第 9 条の 9 第 1 項中「法第 15 条の 2 の規定による医療機器又は医学的処置若しくは手術」とあるのは「医療機器又は医学的処置」と、第 9 条の 12 中「法第 15 条の 2 の規定による第 9 条の 7 に定める医療機器」とあるのは「医薬品医療機器等法第 2 条第 8 項に規定する特定保守管理医療機器」と、第 9 条の 13 中「法第 15 条の 2 の規定による医療」とあるのは「医療」と読み替えるものとする。

- (1) 検体検査(人体から排出され、又は採取された検体の微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査及び生化学的検査をいう。)の業務
- (2) 医療機器又は医学的処置の用に供する衣類その他の繊維製品の滅菌又は消毒の業務
- (3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 2 条第 8 項に規定する特定保守管理医療機器の保守点検の業務
- (4) 医療の用に供するガスの供給設備の保守点検の業務(高压ガス保安法(昭和 26 年法律第 204 号)の規定により高压ガスを製造し、又は消費する者が自ら行わなければならないものを除く。)

(協力病院)

第 34 条 介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

2 介護医療院は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(掲示)

第 35 条 介護医療院は、当該介護医療院の見やすい場所に、運営規程の概要、従

業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第 3 6 条 介護医療院の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 介護医療院は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 介護医療院は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ておかななければならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第 3 7 条 介護医療院は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該介護医療院を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 介護医療院は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該介護医療院からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第 3 8 条 介護医療院は、提供した介護医療院サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 介護医療院は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 介護医療院は、提供した介護医療院サービスについて、法第 2 3 条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 介護医療院は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 介護医療院は、提供した介護医療院サービスに関する入所者からの苦情に関し

て連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下この条において同じ。)が行う法第176条第1項第3号の規定による調査に協力するとともに、連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 6 介護医療院は、連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を連合会に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第39条 介護医療院は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

- 2 介護医療院は、その運営に当たっては、提供した介護医療院サービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第40条 介護医療院は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策に従業者に周知徹底する体制を整備すること。

- (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に行うこと。

- 2 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 3 介護医療院は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

- 4 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 介護医療院は、介護医療院サービスの事業の会計とその他の事業の会計

を区分しなければならない。

(記録の整備)

第42条 介護医療院は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 施設サービス計画

(2) 第12条第4項の規定による居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録

(3) 第13条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第16条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 第25条の規定による市町村への通知に係る記録

(6) 第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 第40条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

3 前項の規定にかかわらず、介護医療院は、同項第1号及び第3号に規定する記録について、同項に規定する保存期間が介護給付費の受領の日から5年に満たない場合は、当該介護給付費の受領の日から5年間これを保存しなければならない。

4 介護医療院は、介護給付費の請求に関する次に掲げる記録を、当該介護給付費の受領の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第30条第1項に規定する勤務の体制に関する記録

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める記録

(暴力団排除)

第43条 介護医療院は、その運営について、次に掲げるものから支配的な影響を受けてはならない。

(1) 暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団

(2) 暴力団員等

(3) 暴力団排除条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等

(4) 暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの

第5章 ユニット型介護医療院の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準

第1節 この章の趣旨及び基本方針

(この章の趣旨)

第44条 第2条、第3章及び前章の規定にかかわらず、ユニット型介護医療院(施設の全部において少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室(当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。第46条及び第50条において同じ。))により一体的に構成される場所(以下「ユニット」という。))ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる介護医療院をいう。以下同じ。)の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(基本方針)

第45条 ユニット型介護医療院は、長期にわたり療養が必要である入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいてその入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型介護医療院は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域包括支援センター、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第2節 施設及び設備に関する基準

(施設)

第46条 ユニット型介護医療院は、療養室、診察室、処置室及び機能訓練室のほか、次に掲げる施設を有しなければならない。

(1) ユニット

(2) 浴室

(3) サービス・ステーション

(4) 調理室

(5) 洗濯室又は洗濯場

(6) 汚物処理室

2 前項第 1 号及び第 2 号に掲げる施設の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) ユニット

ア 共同生活室

(ア) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(イ) 1 の共同生活室の床面積は、2 平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(ウ) 必要な設備及び備品を備えること。

イ 洗面設備

(ア) 療養室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

ウ 便所

療養室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) 浴室

ア 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

イ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者が入浴するのに適した特別浴槽を設けること。

3 前項第 2 号に掲げる施設は、専ら当該ユニット型介護医療院の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前 3 項に規定するもののほか、ユニット型介護医療院の設備構造の基準は、次に定めるところによる。

(1) ユニット型介護医療院の建物(入居者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この号及び次項において同じ。)は、耐火建築物とすること。ただし、次のいずれかの要件を満たす 2 階建て又は平屋建てのユニット型介護医療院の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

ア 療養室等を 2 階及び地階のいずれにも設けていないこと。

イ 療養室等を 2 階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(ア) 消防長又は当該ユニット型介護医療院の所在地を管轄する消防署長と相

談の上、第55条において準用する第32条の計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(イ) 第55条において準用する第32条の規定による訓練については、同条の計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

(ウ) 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

(2) 療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。

(3) 療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を2以上設けること。ただし、前号の直通階段を建築基準法施行令第123条第1項の規定による避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。

(4) 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ずることとし、放射線に関する構造設備については、医療法施行規則第30条、第30条の4、第30条の13、第30条の14、第30条の16、第30条の17、第30条の18(第1項第4号から第6号までを除く。)、第30条の19、第30条の20第2項、第30条の21、第30条の22、第30条の23第1項、第30条の25、第30条の26第3項から第5項まで及び第30条の27の規定を準用する。この場合において、同令第30条の18第1項中「いずれか及び第4号から第6号までに掲げる措置」とあるのは、「いずれか」と読み替えるものとする。

(5) 階段には、手すりを設けること。

(6) 廊下の構造は、次のとおりとすること。

ア 幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル以上(中廊下にあつては、1.8メートル以上)として差し支えない。

イ 手すりを設けること。

ウ 常夜灯を設けること。

(7) 入居者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。

(8) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

5 前項第 1 号の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型介護医療院の建物であって、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

第 3 節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第 4 7 条 ユニット型介護医療院は、法定代理受領サービスに該当する介護医療院サービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該ユニット型介護医療院に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスを提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型介護医療院は、前 2 項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用(法第 5 1 条の 3 第 1 項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の基準費用額(同条第 4 項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護医療院に支払われた場合は、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

- (2) 居住に要する費用(法第 5 1 条の 3 第 1 項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第 2 項第 2 号に規定する居住費の基準費用額(同条第 4 項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護医療院に支払われた場合は、同条第 2 項第 2 号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)
 - (3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (4) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (5) 理美容代
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入居者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 前項第 1 号から第 4 号までに掲げる費用については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 ユニット型介護医療院は、第 3 項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得なければならない。ただし、同項第 1 号から第 4 号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(介護医療院サービスの取扱方針)

- 第 4 8 条 介護医療院サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。
- 2 介護医療院サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。
- 3 介護医療院サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。
- 4 介護医療院サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、

入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況を常に把握しながら、適切に行われなければならない。

5 ユニット型介護医療院の従業者は、介護医療院サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

6 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

7 ユニット型介護医療院は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

8 ユニット型介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

9 ユニット型介護医療院は、自らその提供する介護医療院サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第49条 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 ユニット型介護医療院は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型介護医療院は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなけ

ればならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

- 4 ユニット型介護医療院は、入居者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な支援を行わなければならない。
- 5 ユニット型介護医療院は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排泄の自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
- 6 ユニット型介護医療院は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 7 ユニット型介護医療院は、前各項に定めるもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 8 ユニット型介護医療院は、その入居者に対して、入居者の負担により、当該ユニット型介護医療院の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事)

第50条 ユニット型介護医療院は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

- 2 ユニット型介護医療院は、入居者の心身の状況、症状、その置かれている環境等に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
- 3 ユニット型介護医療院は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。
- 4 ユニット型介護医療院は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第51条 ユニット型介護医療院は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

- 2 ユニット型介護医療院は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者

とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第52条 ユニット型介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員(型療養床に係る入居定員、 型療養床に係る入居定員及びその合計人数をいう。)
- (4) ユニットの数及びユニットごとの入居定員
- (5) 入居者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 施設の利用に当たっての留意事項
- (7) 非常災害対策
- (8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
(勤務体制の確保等)

第53条 ユニット型介護医療院は、入居者に対し、適切な介護医療院サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に定める職員配置を行わなければならない。

- (1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
- (3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

3 ユニット型介護医療院は、当該ユニット型介護医療院の従業者によって介護医療院サービスを提供しなければならない。ただし、入居者に対する介護医療院サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第54条 ユニット型介護医療院は、ユニットごとの入居定員及び療養室の定員を

超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第55条 第7条から第13条まで、第15条、第17条から第20条まで、第23条、第25条から第28条まで及び第32条から第43条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第7条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第52条に規定する重要事項に関する規程」と、第27条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第42条第2項第4号中「第16条第5項」とあるのは「第48条第7項」と、同条第4項第1号中「第30条第1項」とあるのは「第53条第1項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。)を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の建物については、第6条第1項第1号及び第46条第4項第1号の規定は、適用しない。
- 3 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第6条第1項第2号及び第46条第4項第2号の規定の適用については、第6条第1項第2号及び第46条第4項第2号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各

階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル(主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料(建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。))で造られている建築物にあっては、100平方メートル)以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。

- 4 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、第6条第1項第6号ア及び第46条第4項第6号アの規定にかかわらず、幅は、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。
- 5 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って介護老人保健施設(法第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。)(以下「介護療養型老人保健施設」という。)を開設した場合であって、平成36年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の建物については、第6条第1項第1号及び第46条第4項第1号の規定は、適用しない。
- 6 介護療養型老人保健施設を開設した場合であって、平成36年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第6条第1項第2号及び第46条第4項第2号の規定の適用については、第6条第1項第2号及び第46条第4項第2号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル(主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料(建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。))で造られている建築物にあっては、100平方メートル)以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。
- 7 介護療養型老人保健施設を開設した場合であって、平成36年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、

第 6 条第 1 項第 6 号ア及び第 4 6 条第 4 項第 6 号アの規定にかかわらず、幅は、
1 . 2 メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1 . 6 メートル以上とする。

提案の理由

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成 2 9 年法律第 5 2 号)による介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号)の改正により創設された介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について所要の定めをいたしたく提案するものである。

相模原市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
を定める条例等の一部を改正する条例について
相模原市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める
条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 30 年 2 月 20 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
を定める条例等の一部を改正する条例
(相模原市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部改正)
第 1 条 相模原市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を
定める条例(平成 24 年相模原市条例第 81 号)の一部を次のように改正する。
目次中「第 5 節 基準該当居宅サービスに関する基準(第 43 条—第 47 条)」
を「第 5 節 共生型居宅サービスに関する基準(第 42 条の 2・第 42 条の 3)」
第 6 節 基準該当居宅サービスに関する基準(第 43 条—第 47 条) 」、
に、「削除」を「共生型居宅サービスに関する基準(第 114 条—第 131 条)」
に、「第 6 節 基準該当居宅サービスに関する基準(第 182 条—第 188 条)」
を
「第 6 節 共生型居宅サービスに関する基準(第 181 条の 2・第 181 条の 3)」
第 7 節 基準該当居宅サービスに関する基準(第 182 条—第 188 条) 」、
に改める。
第 1 条中「第 42 条第 1 項第 2 号」の次に「、第 72 条の 2 第 1 項第 1 号及び
第 2 号」を、「指定居宅サービス」の次に「、共生型居宅サービス」を加える。
第 2 条中第 9 号を第 10 号とし、第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号
を加える。
(8) 共生型居宅サービス 法第 72 条の 2 第 1 項の申請に係る法第 41 条第 1

項本文の指定を受けた者による指定居宅サービスをいう。

第 14 条第 1 項中「する者」の次に「(以下「居宅介護支援事業者等」という。)」を加える。

第 28 条第 3 項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(2) の 2 居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

第 35 条の次に次の 1 条を加える。

(不当な働きかけの禁止)

第 35 条の 2 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業所(指定居宅介護支援等基準条例第 3 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。第 165 条第 2 項において同じ。)の介護支援専門員又は居宅要介護被保険者(法第 41 条第 1 項に規定する居宅要介護被保険者をいう。)に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

第 2 章中第 5 節を第 6 節とし、第 4 節の次に次の 1 節を加える。

第 5 節 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型訪問介護の基準)

第 42 条の 2 訪問介護に係る共生型居宅サービス(以下この条及び次条において「共生型訪問介護」という。)の事業を行う指定居宅介護事業者(相模原市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24 年相模原市条例第 66 号。以下「指定障害福祉サービス等基準条例」という。)第 5 条第 1 項に規定する指定居宅介護事業者をいう。)及び重度訪問介護(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下この条及び第 181 条の 2 において「障害者総合支援法」という。)第 5 条第 3 項に規定する重度訪問介護をいう。第 1 号において同じ。)に係る指定障害福祉サービス(障害者総合支援法第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービスをいう。第 1 号において同じ。)の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 指定居宅介護事業所(指定障害福祉サービス等基準条例第 5 条第 1 項に規定する指定居宅介護事業所をいう。)又は重度訪問介護に係る指定障害福祉

サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所(以下この号において「指定居宅介護事業所等」という。)の従業者の員数が、当該指定居宅介護事業所等が提供する指定居宅介護(指定障害福祉サービス等基準条例第4条第1項に規定する指定居宅介護をいう。)又は重度訪問介護(以下この号において「指定居宅介護等」という。)の利用者の数を指定居宅介護等の利用者及び共生型訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第42条の3 第4条、第5条(第1項を除く。)、第6条及び前節の規定は、共生型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第5条第2項中「利用者(」とあるのは「利用者(共生型訪問介護の利用者及び指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの利用者をいい、」と、「指定訪問介護又は」とあるのは「共生型訪問介護及び指定居宅介護若しくは重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス又は」と読み替えるものとする。

第59条中「第31条」の次に「から第35条まで、第36条」を加える。

第63条中「第36条まで」を「第35条まで、第36条」に、「及び第48条並びに第4節」を「、第48条及び前節」に改める。

第65条第5項中「第192条第10項」を「第192条第14項」に改める。

第69条第1項中「居宅介護支援事業者、地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者」を「居宅介護支援事業者等」に改める。

第79条中「第31条」の次に「から第35条まで、第36条」を加える。

第81条第1項中「)は、」を「)が」に、「、指定訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下この章において「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」という。)を置かなければならない」を「置くべき従業者の員数は、次に掲げるとおりとする」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 医師 指定訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1以上の数

(2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1 以上

第 8 1 条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項第 1 号の医師は、常勤でなければならない。

第 8 2 条の見出し中「の要件」を削り、同条第 1 項中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第 9 0 条中「、看護職員(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。)」を削る。

第 9 1 条第 1 項第 1 号イ中「、看護職員」を削り、同項第 3 号を削る。

第 9 2 条第 1 項中「、薬局又は指定訪問看護ステーション等」を「又は薬局」に改める。

第 9 5 条第 1 項第 1 号中「居宅介護支援事業者等」を「居宅介護支援事業者」に改め、同条第 3 項を削る。

第 9 6 条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 通常の事業の実施地域

第 1 0 5 条第 4 号中「第 5 条の 2 」を「第 5 条の 2 第 1 項」に改める。

第 1 0 7 条中「(第 5 節を除く。)」を削る。

第 1 1 3 条中「第 3 3 条」の次に「から第 3 5 条まで、第 3 6 条」を加える。

第 7 章第 5 節を次のように改める。

第 5 節 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型通所介護の基準)

第 1 1 4 条 通所介護に係る共生型居宅サービス(以下この条及び次条において「共生型通所介護」という。)の事業を行う指定生活介護事業者(指定障害福祉サービス等基準条例第 8 0 条第 1 項に規定する指定生活介護事業者をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準条例第 1 4 3 条第 1 項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準条例第 1 5 3 条第 1 項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者をいう。)、指定児童発達支援事業者(相模原市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 2 4 年相模原市条例第 7 3 号。以下この条において「指定通所支援基準条例」

という。)第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。)を通わせる事業所において指定児童発達支援(指定通所支援基準条例第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。)を提供する事業者を除く。)及び指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準条例第73条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準条例第72条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。第1号において同じ。)を提供する事業者を除く。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス等基準条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準条例第143条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準条例第153条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)、指定児童発達支援事業所(指定通所支援基準条例第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。)又は指定放課後等デイサービス事業所(指定通所支援基準条例第73条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。)(以下この号において「指定生活介護事業所等」という。)の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護(指定障害福祉サービス等基準条例第79条に規定する指定生活介護をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス等基準条例第142条に規定する指定自立訓練(機能訓練)をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス等基準条例第152条に規定する指定自立訓練(生活訓練)をいう。)、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス(以下この号において「指定生活介護等」という。)の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第 115 条 第 8 条から第 17 条まで、第 19 条、第 21 条、第 26 条、第 27 条、第 33 条から第 35 条まで、第 36 条から第 38 条まで、第 40 条、第 42 条、第 56 条、第 99 条、第 101 条、第 102 条第 4 項及び前節(第 113 条を除く。)の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第 8 条第 1 項中「第 29 条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第 107 条に規定する運営規程をいう。第 33 条において同じ。)」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型通所介護従業者」という。)」と、第 27 条及び第 33 条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第 102 条第 4 項中「前項ただし書の場合(指定通所介護事業者が第 1 項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第 105 条第 2 号、第 106 条第 5 項及び第 108 条第 3 項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第 112 条第 2 項第 2 号中「次条において準用する第 19 条第 2 項」とあるのは「第 19 条第 2 項」と、同項第 3 号中「次条において準用する第 26 条」とあるのは「第 26 条」と、同項第 4 号中「次条において準用する第 37 条第 2 項」とあるのは「第 37 条第 2 項」と読み替えるものとする。

第 116 条から第 131 条まで 削除

第 135 条中「第 36 条まで」を「第 35 条まで、第 36 条」に改める。

第 138 条第 1 項ただし書中「介護老人保健施設」の次に「又は介護医療院」を加える。

第 142 条第 1 項中「作業療法士」の次に「若しくは言語聴覚士」を加える。

第 148 条第 4 項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第 153 条第 2 項中「居宅介護支援事業者、地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者」を「居宅介護支援事業者等」に改める。

第 165 条第 2 項中「(指定居宅介護支援等基準条例第 3 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。)」を削る。

第 168 条前段中「第 33 条」の次に「から第 35 条まで、第 36 条」を加え

る。

第 188 条中「第 36 条まで」を「第 35 条まで、第 36 条」に、「並びに」を「及び」に改め、「静養室等」の次に「と、第 167 条第 2 項第 2 号中「次条において準用する第 19 条第 2 項」とあるのは「第 19 条第 2 項」と、同項第 4 号中「次条において準用する第 26 条」とあるのは「第 26 条」と、同項第 5 号中「次条において準用する第 37 条第 2 項」とあるのは「第 37 条第 2 項」と、同項第 6 号中「次条において準用する第 39 条第 2 項」とあるのは「第 39 条第 2 項」を加える。

第 9 章中第 6 節を第 7 節とし、第 5 節の次に次の 1 節を加える。

第 6 節 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型短期入所生活介護の基準)

第 181 条の 2 短期入所生活介護に係る共生型居宅サービス(以下この条及び次条において「共生型短期入所生活介護」という。)の事業を行う指定短期入所事業者(指定障害福祉サービス等基準条例第 103 条第 1 項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設(障害者総合支援法第 29 条第 1 項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。)が指定短期入所(指定障害福祉サービス等基準条例第 99 条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。)の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所(以下この条において「指定短期入所事業所」という。)において指定短期入所を提供する事業者に限る。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が 9.9 平方メートル以上であること。
- (2) 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、

指定短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第181条の3 第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第26条、第33条から第35条まで、第36条から第40条まで、第42条、第56条、第108条、第110条、第111条、第147条、第149条及び第4節(第168条を除く。)の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第33条中「運営規程」とあるのは「運営規程(第164条に規定する運営規程をいう。第152条第1項において同じ。)」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。)」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第152条第1項中「第164条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程」と、同項、第155条第3項、第156条第1項及び第163条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第167条第2項第2号中「次条において準用する第19条第2項」とあるのは「第19条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第26条」とあるのは「第26条」と、同項第5号中「次条において準用する第37条第2項」とあるのは「第37条第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第39条第2項」とあるのは「第39条第2項」と読み替えるものとする。第190条第1項に次の1号を加える。

- (5) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

第191条第1項第4号イ中「食堂及び浴室」を「浴室」に改め、同項に次の1号を加える。

- (5) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院(相模原市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

(平成30年相模原市条例第 号)第44条に規定するユニット型介護医療院をいう。第207条及び第215条において同じ。)に関するものを除く。)を有することとする。

第192条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第202条に次の1号を加える。

- (4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第207条第1項に次の1号を加える。

- (5) 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院に関するものに限る。)を有することとする。

第215条に次の1号を加える。

- (3) ユニット型介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者

第218条第8項中「のうち1人以上、」を削り、「1人以上は」を「それぞれ1人以上は」に改める。

第226条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

- 6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第237条前段中「第33条」の次に「から第35条まで、第36条」を加える。

第238条中「をいう」の次に「。以下同じ」を加える。

第248条前段中「第33条」の次に「から第35条まで、第36条」を加え

る。

第255条第1号中「利用料」の次に「、全国平均貸与価格」を加え、同条に次の1号を加える。

(6) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

第256条第4項中「利用者」の次に「及び当該利用者に係る介護支援専門員」を加える。

第263条中「第34条」の次に「、第35条、第36条」を加える。

第265条中「から第36条まで」を「、第35条、第36条」に、「第4節」を「前節」に改める。

第276条中「第34条」の次に「、第35条、第36条」を、「「利用者」と」の次に「、第32条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と」を加える。

附則に次の見出し及び3項を加える。

(医療機関併設型指定特定施設に係る経過措置)

34 第218条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項及び附則第36項において同じ。)を行って指定特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。)の事業を行う医療機関併設型指定特定施設(介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下同じ。)の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

(2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数

35 第240条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数とする。

36 第220条及び第242条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

(相模原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 相模原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成26年相模原市条例第72号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「居宅サービス事業者」を「指定居宅サービス事業者(法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。以下同じ。)等」に改め、同条第4項中「(法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。以下同じ。)」を削り、「介護保険施設」の次に「(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者」を加える。

第3条第1項中「(以下次条第2項を除き、単に「介護支援専門員」という。)」を削る。

第4条第2項中「介護支援専門員」を「介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員」に改める。

第5条第2項中「である」を「であり、利用者は複数の指定居宅サービス事業

者等を紹介するよう求めることができる」に改め、同条第 7 項を同条第 8 項とし、同条第 6 項中「、第 3 項」を「、第 4 項」に改め、同項第 1 号中「第 3 項各号」を「第 4 項各号」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項中「第 3 項第 1 号」を「第 4 項第 1 号」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「第 6 項」を「第 7 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第 14 条第 9 号ただし書中「ただし、」の次に「利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師(以下この条において「主治の医師等」という。)の意見を勘案して必要と認める場合その他の」を加え、同条第 13 号の次に次の 1 号を加える。

(13) の 2 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師等又は薬剤師に提供するものとする。

第 14 条第 18 号の次に次の 1 号を加える。

(18) の 2 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護(厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。)を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

第 14 条第 19 号中「主治の医師又は歯科医師(以下この条において「主治の医師等」という。)」を「主治の医師等」に改め、同号の次に次の 1 号を加える。

(19) の 2 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

(相模原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 相模原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年相模原市条例第85号)の一部を次のように改正する。

目次中 「第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」

「第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準(第60条の20の2・第60条の20の3)」
を
第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

に改める。

第1条中「第78条の2第1項」の次に「、第78条の2の2第1項第1号及び第2号」を加える。

第2条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 共生型地域密着型サービス 法第78条の2の2第1項の申請に係る法第42条の2第1項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。

第6条第2項ただし書中「3年以上」を「1年以上(特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上)」に改め、同条第5項中「に掲げる」を「の」に改め、「、午後6時から午前8時までの間において」を削り、同項第9号中「指定介護老人福祉施設」の次に「(法第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)」を加え、同項第10号中「介護老人保健施設」の次に「(法第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(12) 介護医療院(法第8条第29項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。)

第6条第7項中「午後6時から午前8時までの間は、当該」を「当該」に改め、同条第8項中「、午後6時から午前8時までの間は」を削り、同条第12項中「第192条第10項」を「第192条第14項」に改める。

第32条第3項中「午後6時から午前8時までの間に行われる」を削る。

第39条第1項中「3月」を「6月」に改め、同条第4項中「場合には」の次に「、正当な理由がある場合を除き」を加え、「行うよう努めなければ」を「行

わなければ」に改める。

第４８条第２項ただし書中「３年以上」を「１年以上(特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、３年以上)」に改める。

第６０条の９第６号中「第５条の２」を「第５条の２第１項」に改める。

第６０条の２５中「９人」を「１８人」に改める。

第６０条の２７第１項中「運営規程」を「重要事項に関する規程」に改める。

第６０条の３８中「第３４条中」の次に「「運営規程」とあるのは「第６０条の３４に規定する重要事項に関する規程」と、」を加える。

第３章の２中第５節を第６節とし、第４節の次に次の１節を加える。

第５節 共生型地域密着型サービスに関する基準

(共生型地域密着型通所介護の基準)

第６０条の２０の２ 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス(以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。)の事業を行う指定生活介護事業者(相模原市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成２４年相模原市条例第６６号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準条例」という。))第８０条第１項に規定する指定生活介護事業者をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準条例第１４３条第１項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準条例第１５３条第１項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者をいう。)、指定児童発達支援事業者(相模原市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成２４年相模原市条例第７３号。以下この条において「指定通所支援基準条例」という。))第５条第１項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児(児童福祉法(昭和２２年法律第１６４号)第７条第２項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。))を通わせる事業所において指定児童発達支援(指定通所支援基準条例第４条に規定する指定児童発達支援をいう。第１号において同じ。))を提供する事業者を除く。))及び指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準条例第７３条第１項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デ

サービス(指定通所支援基準条例第72条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。第1号において同じ。)を提供する事業者を除く。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス等基準条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準条例第143条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準条例第153条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)、指定児童発達支援事業所(指定通所支援基準条例第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。)又は指定放課後等デイサービス事業所(指定通所支援基準条例第73条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。)(以下この号において「指定生活介護事業所等」という。)の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護(指定障害福祉サービス等基準条例第79条に規定する指定生活介護をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス等基準条例第142条に規定する指定自立訓練(機能訓練)をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス等基準条例第152条に規定する指定自立訓練(生活訓練)をいう。)、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス(以下この号において「指定生活介護等」という。)の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第60条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第43条、第54条、第60条の2、第60条の4、第60条の5第4項及び前節(第60条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規

程」とあるのは「運営規程(第60条の12に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の5第4項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第60条の9第4号、第60条の10第5項及び第60条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

第62条第1項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第66条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(第179条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。)」を、「以下」の次に「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数」を加え、同条第2項中「第83条第7項」の次に「及び第192条第8項」を加える。

第80条第4項第1号中「第75条第1項」を「次条において準用する第60条の13第1項」に改める。

第83条第1項中「本体事業所及び」を「本体事業所並びに」に改め、「他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「及び第192条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加え、同条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲

げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「又は」を「、」に改め、「限る。）」の次に「又は介護医療院(以下この表において「指定認知症対応型共同生活介護事業所等」という。)」を加え、同表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「前項中欄に掲げる施設等」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所等」に改め、同条第7項中「(以下)」の次に「この章において」を加える。

第84条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、「第193条第2項」を「第193条第3項」に改める。

第85条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第93条第6号中「前項」を「前号」に改める。

第104条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第108条第4項第1号中「第75条第1項」を「第60条の13第1項」に改める。

第112条第2項及び第113条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第118条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第126条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第131条第4項中「のうち1人以上、」を削り、「1人以上は」を「それぞれ1人以上は」に改め、同項ただし書中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第7項第1号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 介護医療院 介護支援専門員

第131条第9項中「第192条に定める」を削る。

第 1 3 9 条中第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第 1 5 2 条第 3 項ただし書中「この条」を「この項」に、「及びユニット型指定介護老人福祉施設」を「にユニット型指定介護老人福祉施設」に改め、「ユニット型指定介護老人福祉施設をいう。」の次に「以下この項において同じ。」を加え、「又は指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合」を「の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(同条例第 5 2 条第 2 項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」に改め、同条第 4 項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第 8 項第 2 号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

第 1 5 4 条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第 1 5 8 条中第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定

期的に実施すること。

第166条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第166条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第152条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第169条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第183条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第187条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

第192条第1項中「看護小規模多機能型居宅介護(」の次に「第83条第7項に規定する」を加え、「当該本体事業所」を「、当該本体事業所」に、「又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)」を「及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(第6項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。)の登録者、第8項に規定する本体事業所で

ある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第 6 項中「指定看護小規模多機能型居宅介護」の次に「第 8 3 条第 7 項に規定する」を、「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び第 8 項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加え、同条第 7 項に次の 1 号を加える。

(5) 介護医療院

第 1 9 2 条中第 1 0 項を第 1 4 項とし、第 9 項を第 1 2 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

1 3 第 1 1 項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者(第 2 0 0 条第 1 項において「研修修了者」という。)を置くことができる。

第 1 9 2 条第 8 項ただし書中「前項各号」を「第 7 項各号」に改め、同項を同条第 1 1 項とし、同条第 7 項の次に次の 3 項を加える。

8 第 1 項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について 3 年以上の経験を有する指定

看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。

9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1以上とする。

第193条中第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

第194条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第195条第1項中「29人」の次に「(サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人)」を加え、同条第2項第1号中「定める利用定員」の次に「、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人」を加え、同項第2号中「9人」の次に「(サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人)」を加える。

第196条第2項第2号中オをカとし、エの次に次のように加える。

オ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であって、

当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。

第200条第1項中「介護支援専門員」の次に「(第192条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、研修修了者。以下この条において同じ。)」を加える。

第202条第4項第1号中「第75条第1項」を「第60条の13第1項」に改める。

第203条中「の活動状況」との次に「、第88条中「第83条第12項」とあるのは「第192条第13項」と」を加える。

附則第4項から第6項までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

附則中第8項を第10項とし、第7項の次に次の2項を加える。

8 第131条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項において同じ。)を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設(介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この項及び次項において同じ。)の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

(2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適當数

9 第133条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年

3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

(相模原市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 相模原市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年相模原市条例第86号)の一部を次のように改正する。

「第4款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第161条—第165条)」

「第4款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第161条—第165条)」

第6節の2 共生型介護予防サービスに関する基準(第165条の2・第165条の3)」

改める。

第1条中「第54条第1項第2号」の次に「、第115条の2の2第1項第1号及び第2号」を加え、「法第115条の4第1項」を「第115条の4第1項」に改め、「指定介護予防サービス」の次に「、共生型介護予防サービス」を加える。

第2条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 共生型介護予防サービス 法第115条の2の2第1項の申請に係る法第53条第1項本文の指定を受けた者による指定介護予防サービスをいう。

第80条第1項中「は、当該」を「が当該」に、「、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下この章において「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」という。)を置かなければならない」を「置くべき従業者の員数は、次に掲げるとおりとする」に改め、

同項に次の各号を加える。

(1) 医師 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な 1 以上の数

(2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1 以上

第 80 条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項第 1 号の医師は、常勤でなければならない。

第 81 条第 1 項中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第 88 条中「、看護職員(歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。)」を削る。

第 89 条第 1 項第 1 号イ中「、看護職員」を削り、同項第 3 号を削る。

第 90 条第 1 項中「、薬局又は指定訪問看護ステーション等」を「又は薬局」に改める。

第 92 条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 通常事業の実施地域

第 96 条第 3 項を削る。

第 119 条第 1 項ただし書中「介護老人保健施設」の次に「又は介護医療院」を加える。

第 130 条第 4 項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を、「もの(以下)」の次に「この節及び次節において」を加える。

第 9 章第 6 節の次に次の 1 節を加える。

第 6 節の 2 共生型介護予防サービスに関する基準

(共生型介護予防短期入所生活介護の基準)

第 165 条の 2 介護予防短期入所生活介護に係る共生型介護予防サービス(以下この条及び次条において「共生型介護予防短期入所生活介護」という。)の事業を行う指定短期入所事業者(相模原市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24 年相模原市条例第 66 号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準条例」という。))第 103 条第 1 項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。)が指定短期入所(指定障害福祉サービス等基準条例第99条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。)の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所(以下この条において「指定短期入所事業所」という。)において指定短期入所を提供する事業者に限る。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が9.9平方メートル以上であること。
- (2) 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型介護予防短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定介護予防短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第165条の3 第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の4から第55条の11まで、第57条、第121条の2及び第121条の4、第129条及び第131条並びに第4節(第143条を除く。)及び第5節の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第55条の4中「第55条」とあるのは「第139条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。)」と、第121条の2第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第134条第1項及び第138条中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予

防短期入所生活介護従業者」と、第 142 条第 2 項第 2 号中「次条において準用する第 51 条の 13 第 2 項」とあるのは「第 51 条の 13 第 2 項」と、同項第 4 号中「次条において準用する第 52 条の 3」とあるのは「第 52 条の 3」と、同項第 5 号中「次条において準用する第 55 条の 8 第 2 項」とあるのは「第 55 条の 8 第 2 項」と、同項第 6 号中「次条において準用する第 55 条の 10 第 2 項」とあるのは「第 55 条の 10 第 2 項」と読み替えるものとする。第 174 条第 1 項に次の 1 号を加える。

- (5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

第 175 条第 1 項第 4 号イ中「食堂及び浴室」を「浴室」に改め、同項に次の 1 号を加える。

- (5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院(相模原市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成 30 年相模原市条例第 号)第 44 条に規定するユニット型介護医療院をいう。第 192 条及び第 196 条において同じ。))に関するものを除く。)を有することとする。

第 176 条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第 180 条に次の 1 号を加える。

- (4) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第 192 条第 1 項に次の 1 号を加える。

- (5) 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院に関するものに限る。)を有することとする。

第 196 条に次の 1 号を加える。

- (3) ユニット型介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事

業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第204条第8項中「のうち1人以上、」を削り、「1人以上は」を「それぞれ1人以上は」に改める。

第212条に次の1項を加える。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第226条中「をいう」の次に「。以下同じ」を加える。

第251条第1号中「利用料」の次に「、全国平均貸与価格」を加え、同条に次の1号を加える。

(7) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

第252条第4項中「利用者」の次に「及び当該利用者に係る介護支援専門員」を加える。

附則に次の見出し及び3項を加える。

(医療機関併設型指定介護予防特定施設に係る経過措置)

37 第204条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム(老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。))その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項及び附則第39項において同じ。)を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護

を除く。)の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設(介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定介護予防特定施設をいう。以下同じ。)の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。
- (2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数

3 8 第 2 2 8 条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成 3 6 年 3 月 3 1 日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数とする。

3 9 第 2 0 6 条及び第 2 3 0 条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成 3 6 年 3 月 3 1 日までの間に転換を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

(相模原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第 5 条 相模原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成 2 6 年相模原市条例第 7 3 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項中「介護保険施設」の次に「(法第 8 条第 2 5 項に規定する介護

保険施設をいう。以下同じ。)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者」を加える。

第5条第2項中「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に、「である」を「であり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介することができる」に改め、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「、第3項」を「、第4項」に改め、同項第1号中「第3項各号」を「第4項各号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第3項第1号」を「第4項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第14条第1項中「準用する」の次に「法」を加える。

第32条第9号中「ために」の次に「、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、」を加え、同条第14号の次に次の1号を加える。

(14)の2 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

第32条第21号中「以下この条」を「次号及び第22号」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(21)の2 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

(相模原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 相模原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年相模原市条例第87号)の一部を次のように改正する。

第4条中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

第5条第1項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第9条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービス基準条例第179条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。)」を、「以下」の次に「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数」を加える。

第45条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「又は」を「、」に改め、「限る。)」の次に「又は介護医療院(以下この表において「指定認知症対応型共同生活介護事業所等」という。)」を加え、同表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「前項中欄に掲げる施設等」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所等」に改める。

第46条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、「第193条第2項」を「第193条第3項」に改める。

第47条、第61条第3項、第73条第2項及び第74条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第79条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第 8 4 条第 3 項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

(相模原市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 7 条 相模原市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 2 4 年相模原市条例第 7 8 号)の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 6 項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第 1 2 項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

第 1 6 条に次の 1 項を加える。

6 養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 支援員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(相模原市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 8 条 相模原市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 2 4 年相模原市条例第 8 2 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項ただし書中「)及び」を「)に」に、「又は指定介護老人福祉施設及び」を「の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(第 5 2 条第 2 項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)又は指定介護老人福祉施設に」に、「)を併設する場合」を「以下この項において同じ。)を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」に、「第 5 2 条第 2 項」を「指定地域密着型サービス基準条例第 1 8 8 条第 2 項」に改める。

第 7 条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第 14 条中第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第 23 条の次に次の 1 条を加える。

(緊急時等の対応)

第 23 条の 2 指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかななければならない。

第 27 条中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第 47 条中第 8 項を第 9 項とし、第 7 項の次に次の 1 項を加える。

8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第 51 条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

附則第 5 項中「(昭和 23 年法律第 205 号)」を削り、「平成 30 年 3 月 31

日」を「平成３６年３月３１日」に改める。

附則第６項及び第７項中「平成３０年３月３１日」を「平成３６年３月３１日」に改める。

(相模原市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第９条 相模原市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成２４年相模原市条例第８３号)の一部を次のように改正する。

第３条第４項ただし書中「)及び」を「以下この項において同じ。)に」に改め、「場合の」の次に「介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設の」を加え、同条第６項中「以外の介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加え、同項中第３号を第４号とし、第２号を第３号とし、第１号の次に次の１号を加える。

(２) 介護医療院 医師、栄養士又は介護支援専門員

第３条第７項及び第４条第１項ただし書中「病院又は」を「介護医療院又は病院若しくは」に改める。

第１５条中第６項を第７項とし、第５項の次に次の１項を加える。

６ 介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(１) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(２) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(３) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第４５条第１項ただし書中「病院又は」を「介護医療院又は病院若しくは」に改める。

第４７条中第８項を第９項とし、第７項の次に次の１項を加える。

８ ユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(１) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を

図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

附則第 2 項から第 6 項までの規定中「平成 3 0 年 3 月 3 1 日」を「平成 3 6 年 3 月 3 1 日」に改める。

(相模原市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 0 条 相模原市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 2 4 年相模原市条例第 8 4 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 6 項ただし書中「)及び」を「以下この項において同じ。)に」に改め、「場合の」の次に「指定介護療養型医療施設及びユニット型指定介護療養型医療施設の」を加える。

第 1 5 条中第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第 4 6 条中第 8 項を第 9 項とし、第 7 項の次に次の 1 項を加える。

8 ユニット型指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

附則第 7 項中「(昭和 23 年法律第 205 号)」を削り、同項中「平成 30 年 3 月 31 日」を「平成 36 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 8 項中「平成 30 年 3 月 31 日」を「平成 36 年 3 月 31 日」に改める。
(相模原市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 11 条 相模原市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成 24 年相模原市条例第 79 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条ただし書中「)及び」を「)に」に、「、特別養護老人ホーム及び」を
「の特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護
職員(第 41 条第 2 項(第 53 条において準用する場合を含む。))の規定に基づき
配置される看護職員に限る。以下この条において同じ。)、特別養護老人ホーム
に」に改め、「)を併設する場合」の次に「の特別養護老人ホーム及びユニット
型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員」を加え、「又は地域
密着型特別養護老人ホーム及び」を「の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニ
ット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員又は地域密着型特別養護老人
ホームに」に改め、「場合の」の次に「地域密着型特別養護老人ホーム及びユニ
ット型地域密着型特別養護老人ホームの」を加え、「(第 41 条第 2 項の規定に
基づき配置される看護職員に限る。)」を削る。

第 7 条中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を
加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第 11 条第 7 項及び第 12 条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医
療院」を加える。

第 15 条中第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置
を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開
催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図
ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期

的に実施すること。

第 22 条の次に次の 1 条を加える。

(緊急時等の対応)

第 22 条の 2 特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第 11 条第 1 項第 2 号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第 35 条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

第 37 条中第 8 項を第 9 項とし、第 7 項の次に次の 1 項を加える。

8 ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第 46 条第 9 項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

附則第 4 項から第 6 項までの規定中「平成 30 年 3 月 31 日」を「平成 36 年 3 月 31 日」に改める。

(相模原市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 12 条 相模原市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24 年相模原市条例第 77 号)の一部を次のように改正する。

第 11 条第 12 項中「の介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加え、同項第 1 号中「介護老人保健施設」の次に「又は介護医療院」を加える。

第 17 条に次の 1 項を加える。

5 軽費老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講

じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中相模原市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(次項において「指定居宅サービス等基準条例」という。)第 2 5 5 条第 1 号の改正規定、第 2 条中相模原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(第 3 項において「指定居宅介護支援等基準条例」という。)第 1 4 条第 1 8 号の次に 1 号を加える改正規定及び第 4 条中相模原市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(第 4 項において「指定介護予防サービス等基準条例」という。)第 2 5 1 条第 1 号の改正規定は、平成 3 0 年 1 0 月 1 日から施行する。

(看護職員が行う指定居宅療養管理指導に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号)第 4 1 条第 1 項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において行われる第 1 条の規定による改正前の指定居宅サービス等基準条例(以下この項において「旧指定居宅サービス等基準条例」という。)第 9 0 条に規定する指定居宅療養管理指導のうち、看護職員(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。)が行うものについては、旧指定居宅サービス等基準条例第 9 0 条から第 9 2 条まで及び第 9 5 条第 3 項の規定は、平成 3 0 年 9 月 3 0 日までの間、なおその効力を有する。

(管理者に係る経過措置)

- 3 平成 3 3 年 3 月 3 1 日までの間は、第 2 条の規定による改正後の指定居宅介護支援等基準条例第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、介護支援専門員(介護保険法

施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 140 条の 6 第 1 号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。)を指定居宅介護支援等基準条例第 4 条第 1 項に規定する管理者とすることができる。

(看護職員が行う指定介護予防居宅療養管理指導に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の際現に介護保険法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービスを行っている事業所において行われる第 4 条の規定による改正前の指定介護予防サービス等基準条例(以下この項において「旧指定介護予防サービス等基準条例」という。)第 88 条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導のうち、看護職員(歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。)が行うものについては、旧指定介護予防サービス等基準条例第 88 条から第 90 条まで及び第 96 条第 3 項の規定は、平成 30 年 9 月 30 日までの間、なおその効力を有する。

提案の理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成 30 年厚生労働省令第 4 号)による関係省令の改正に伴う本市の指定居宅サービス等、指定居宅介護支援等の事業等並びに介護保険施設の人員、施設及び設備並びに運営等に関する基準の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 2 4 号関係資料

相模原市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の改正の概要

1 改正の内容

(1) 共生型サービスの創設に係る規定の追加(第 1 条、第 3 条及び第 4 条関係)

共生型介護保険サービスの創設に伴い、障害福祉制度における居宅介護、生活介護若しくは短期入所又は児童福祉制度における児童発達支援若しくは放課後等デイサービスの指定を受けた事業所等であれば、基本的に当該各サービスに対応する共生型訪問介護、共生型通所介護、共生型短期入所生活介護等の指定を受けられるものとして、基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準を設けるもの

(2) 介護医療院の創設に係る規定の改正(第 1 条及び第 4 条関係)

指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーション及び指定短期入所療養介護等を提供するものに介護医療院を加えるもの

(3) 身体的拘束等の適正化に係る規定の追加(第 1 条、第 3 条、第 4 条及び第 6 条から第 1 2 条まで関係)

指定特定施設入居者生活介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム等における身体的拘束等の適正化を図るため、適正化に係る検討委員会の開催、指針の整備等の措置を講じなければならないこととするもの

(4) 訪問系サービスの見直しに係る規定の改正(第 1 条、第 3 条及び第 4 条関係)

ア 訪問介護

(ア) サービス提供責任者の責務に係る規定の追加

指定訪問介護事業所のサービス提供責任者は、居宅介護支援事業者等に対し、利用者の心身の状態等についての情報を提供することとするもの

(イ) 不当な働きかけの禁止に係る規定の追加

指定訪問介護事業者は、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員等に対し、利用者に必要のないサービスを居宅サービス計画に位置付けるよう

求める等不当な働きかけを行ってはならないこととするもの

イ 訪問リハビリテーション

指定訪問リハビリテーション事業所等は、常勤の医師を1人以上置くこととするもの

ウ 居宅療養管理指導

看護職員(保健師、看護師及び准看護師をいう。)による指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導を廃止するもの

エ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(ア) 複数事業所間における連携に係る規定の改正

複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所間における密接な連携がある場合に、日中においても一体的に利用者等からの通報を受けることができることとするもの

(イ) 介護・医療連携推進会議の開催頻度に係る規定の改正

介護・医療連携推進会議の開催頻度を6月に1回以上とするもの(現行は、3月に1回以上)

(ウ) 地域へのサービス提供に係る規定の改正

事業所と同一の建物に居住する者に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合は、正当な理由がある場合を除き、当該事業所の周辺地域においてもサービスの提供を行わなければならないこととするもの

(5) 通所系サービスの見直しに係る規定の改正(第3条及び第6条関係)

ア 療養通所介護

指定療養通所介護事業所の利用定員を18人以下とするもの(現行は、9人以下)

イ 認知症対応型通所介護

ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における認知症対応型通所介護等の利用定員を、ユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者と認知症対応型通所介護等の利用者を合わせた人数が1日当たり12人以下とするもの(現行は、施設ごとに1日当たり3人以下)

(6) 短期入所系サービスの見直しに係る規定の改正(第1条及び第4条関係)

診療所(療養病床を有するものを除く。)である短期入所療養介護事業所等の設備基準から食堂を除くこととするもの

(7) 多機能型サービスの見直しに係る規定の改正(第 3 条関係)

看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であって、当該事業所の利用者へのサービスの提供に支障がないときは、当該診療所の病床は、宿泊室を兼用することができることとするもの

(8) 福祉用具貸与の見直しに係る規定の改正(第 1 条及び第 4 条関係)

ア 福祉用具貸与の具体的取扱方針

全国平均貸与価格に関する情報及び機能や価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を提供することとするもの

イ 福祉用具貸与計画の交付

福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画書(介護予防サービスにあつては、介護予防福祉用具貸与計画書)を介護支援専門員(介護予防サービスにあつては、地域包括支援センターの職員を含む。 1 (9) アにおいて同じ。)に交付しなければならないこととするもの

(9) 居宅介護支援等の見直しに係る規定の改正(第 2 条及び第 5 条関係)

ア 医療機関との連携

(ア) 入院時における連携促進に係る規定の改正

居宅介護支援等の開始に当たり、入院時には介護支援専門員の氏名等に係る情報を入院した医療機関に提供するように利用者に求めなければならないこととするもの

(イ) 居宅サービス計画の交付に係る規定の改正

介護支援専門員は、作成した居宅サービス計画(介護予防サービスにあつては、介護予防サービス計画。以下同じ。)を作成の際に意見を求めた主治の医師等に交付しなければならないこととするもの

(ウ) 利用者の状態等の伝達に係る規定の追加

介護支援専門員は、把握した利用者の状態等に係る情報について、利用者の同意を得て、主治の医師等に提供することとするもの

イ 居宅介護支援事業所の管理者の要件

居宅介護支援事業所の管理者について、主任介護支援専門員とするもの

ウ 居宅サービス計画作成時の説明

居宅介護支援事業所等は、居宅サービス計画作成時に、利用者が複数の居宅サービス事業者等の紹介を求めることができる旨を説明しなければならない

いこととするもの

エ 居宅サービス計画の届出

介護支援専門員は、通常より訪問回数の多い訪問介護(生活援助中心型)を居宅サービス計画に位置付ける場合は、当該計画書を市に届け出ることとするもの

(1 0) 居住系サービスの見直しに係る規定の改正(第 1 条、第 3 条及び第 4 条関係)

療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所から特定施設入居者生活介護等に転換する場合に従業者の兼任等の特例を設けるもの

(1 1) 施設系サービスの見直しに係る規定の改正(第 3 条、第 8 条及び第 1 1 条関係)

指定介護老人福祉施設、特別養護老人ホーム等においては、入所者の急変時の対応等に係る対応方針を定めておくこととするもの

2 施行期日等

(1) 施行期日

平成 3 0 年 4 月 1 日。ただし、1 (8) ア及び(9) エに係る規定は、平成 3 0 年 1 0 月 1 日

(2) 経過措置

ア この条例の施行の際現に 1 (4) ウに係る指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導のうち、看護職員が行うものについては、平成 3 0 年 9 月 3 0 日までの間、改正前の条例の規定は、なおその効力を有することとするもの

イ 1 (9) イに係る規定にかかわらず、平成 3 3 年 3 月 3 1 日までの間は、主任介護支援専門員でない介護支援専門員を指定居宅介護支援事業所の管理者とすることができることとするもの

相模原市介護保険条例の一部を改正する条例について
相模原市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 30 年 2 月 20 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市介護保険条例の一部を改正する条例

相模原市介護保険条例(平成 12 年相模原市条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に改め、同項第 1 号中「32,300 円」を「34,800 円」に改め、同項第 2 号中「38,700 円」を「41,800 円」に改め、同項第 3 号中「45,200 円」を「48,700 円」に改め、同項第 4 号中「51,600 円」を「55,700 円」に改め、同項第 5 号中「64,500 円」を「69,600 円」に改め、同項第 6 号中「71,000 円」を「76,600 円」に改め、同号ア中「いう。）」の次に「(租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第 38 条第 4 項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。))」を加え、「1,250,000 円以下」を「1,200,000 円未満」に改め、同項第 7 号中「80,600 円」を「87,000 円」に改め、同号ア中「1,250,000 円を超え」を「1,200,000 円以上」に改め、同項第 8 号中「96,800 円」を「104,400 円」に改め、同項第 9 号中「109,700 円」を「118,300 円」に改め、同項第 10 号中「129,000 円」を「139,200 円」に改め、同項第 11 号中「148,400 円」を「160,100 円」に改め、同条第 2 項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に、「29,000 円」を「31,300 円」に改める。

第 14 条に次の 1 号を加える。

(3) 第 1 号被保険者が法第 63 条の規定による保険給付の制限を受けた場合で、必要があると認められるとき。

第 20 条第 2 号中「、法」を「、」に、「又は法」を「又は」に改め、同条第 3 号中「第 1 号被保険者」を「被保険者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第 8 条の規定は、平成 30 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 29 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の第 14 条第 3 号の規定は、平成 30 年度以後の年度分の保険料の減額又は免除について適用し、平成 29 年度分までの保険料の減額又は免除については、なお従前の例による。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案の理由

平成 30 年度から平成 32 年度までの第 1 号被保険者の保険料率の区分の変更及び保険料率の改定、保険料の減免の要件に係る規定の追加、罰則に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 2 5 号関係資料

相模原市介護保険条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 第 1 号被保険者の保険料率の区分の変更及び保険料率の改定(第 8 条関係)

区分		保険料率	
		現行	改定後
		平成 2 7 年度 から平成 2 9 年度まで	平成 3 0 年度 から平成 3 2 年度まで
1	生活保護受給者等	32,300 円 (29,000 円)	34,800 円 (31,300 円)
	老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税 非課税の者等		
	世帯全員が市民税非課税で、本人の公的 年金等の収入金額及び合計所得金額から 当該収入金額に係る所得金額を控除して 得た額(現行は、当該所得金額を控除しな い。区分 2 から区分 5 までにおいて同 じ。)の合計額が 8 0 万円以下である者等		
2	世帯全員が市民税非課税で、本人の公的 年金等の収入金額及び合計所得金額から 当該収入金額に係る所得金額を控除して 得た額の合計額が 8 0 万円を超え 1 2 0 万円以下である者等	38,700 円	41,800 円
3	世帯全員が市民税非課税で、本人の公的 年金等の収入金額及び合計所得金額から 当該収入金額に係る所得金額を控除して 得た額の合計額が 1 2 0 万円を超える者 等	45,200 円	48,700 円

4	市民税課税者がいる世帯に属する市民税非課税者で、公的年金等の収入金額及び合計所得金額から当該収入金額に係る所得金額を控除して得た額の合計額が 80 万円以下である者等	51,600 円	55,700 円
5	市民税課税者がいる世帯に属する市民税非課税者で、公的年金等の収入金額及び合計所得金額から当該収入金額に係る所得金額を控除して得た額の合計額が 80 万円を超える者等	64,500 円	69,600 円
6	市民税課税者で、合計所得金額が 120 万円未満(現行は、125 万円以下)である者等	71,000 円	76,600 円
7	市民税課税者で、合計所得金額が 120 万円以上(現行は、125 万円超)200 万円未満である者等	80,600 円	87,000 円
8	市民税課税者で、合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満である者等	96,800 円	104,400 円
9	市民税課税者で、合計所得金額が 300 万円以上 500 万円未満である者等	109,700 円	118,300 円
10	市民税課税者で、合計所得金額が 500 万円以上 1,000 万円未満である者等	129,000 円	139,200 円
11	市民税課税者で、合計所得金額が 1,000 万円以上である者	148,400 円	160,100 円

備考

- 1 区分 1 の保険料率は、低所得者の負担軽減措置として保険料の減額賦課を行うため、括弧内の額を適用
- 2 改定後の「合計所得金額」は、租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)の規定により長期譲渡取得又は短期譲渡取得に係る特別控除を受けた場合の特別控除額を現行の合計所得金額から控除して得た額

(2) 保険料の減免の要件に係る規定の追加(第 14 条関係)

第 1 号被保険者が刑事施設等に拘禁され介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号)の規定による保険給付の制限を受けた場合で、必要があると認められるときは、保険料を減額し、又は免除することができることとするもの

(3) 罰則に係る規定の改正(第 2 0 条関係)

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成 2 9 年法律第 5 2 号)による介護保険法の改正により、同法の規定による被保険者等に関する調査について、その対象が第 2 号被保険者の配偶者等にも拡大されたことを踏まえ、第 2 号被保険者の配偶者若しくは第 2 号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者で、当該調査に正当な理由なく従わないもの等に 1 0 万円以下の過料を科すこととするもの(現行の被保険者等に係る罰則の適用対象の拡大)

2 施行期日等

(1) 施行期日

平成 3 0 年 4 月 1 日

(2) 経過措置

ア 1 (1) に係る規定は、平成 3 0 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 2 9 年度分までの保険料については、なお従前の例によることとするもの

イ 1 (2) に係る規定は、平成 3 0 年度以後の年度分の保険料の減額又は免除について適用し、平成 2 9 年度分までの保険料の減額又は免除については、なお従前の例によることとするもの

ウ 1 (3) に係る規定について、この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとするもの

相模原市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
相模原市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 30 年 2 月 20 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市国民健康保険条例の一部を改正する条例
相模原市国民健康保険条例(昭和 34 年相模原市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号中「または」を「又は」に改める。

第 6 条中「行なう」を「行う」に改める。

第 7 条第 1 項第 2 号ただし書中「脱臼^{きゆう}」を「脱臼」に改める。

第 11 条第 1 項を次のように改める。

前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(法の規定による国民健康保険事業費納付金(次号及び第 3 号において「国民健康保険事業費納付金」という。))の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(次号において「後期高齢者支援金等」という。))及び介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)の規定による納付金(第 3 号において「介護納付金」という。))の納付に要する費用に充てる部分を除く。))に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)
- (2) 後期高齢者支援金等課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。))に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

(3) 介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第 9 条第 2 号に規定する第 2 号被保険者であるものをいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

第 1 1 条第 2 項中「前項」を「前項第 1 号」に改め、同条第 3 項中「第 1 項」を「第 1 項第 2 号」に改め、同条第 4 項中「第 1 項」を「第 1 項第 3 号」に改め、「(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第 9 条第 2 号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)」を削る。

第 1 2 条第 1 項中「1 0 0 分の 5 . 3 3」を「1 0 0 分の 5 . 6 5」に改める。

第 1 4 条中「2 3 , 0 0 0 円」を「2 4 , 5 0 0 円」に改める。

第 1 5 条第 1 号中「1 9 , 2 0 0 円」を「1 7 , 6 0 0 円」に改め、同条第 2 号中「9 , 6 0 0 円」を「8 , 8 0 0 円」に改め、同条第 3 号中「1 4 , 4 0 0 円」を「1 3 , 2 0 0 円」に改める。

第 1 6 条中「1 0 0 分の 2」を「1 0 0 分の 2 . 1」に改める。

第 1 8 条中「1 0 , 0 0 0 円」を「9 , 5 0 0 円」に改める。

第 1 9 条第 1 号中「4 , 8 0 0 円」を「6 , 0 0 0 円」に改め、同条第 2 号中「2 , 4 0 0 円」を「3 , 0 0 0 円」に改め、同条第 3 号中「3 , 6 0 0 円」を「4 , 5 0 0 円」に改める。

第 2 0 条中「1 0 0 分の 1 . 5 2」を「1 0 0 分の 1 . 7」に改める。

第 2 2 条中「6 , 9 0 0 円」を「9 , 0 0 0 円」に改める。

第 2 8 条中「同条第 3 項本文」を「第 1 1 条第 3 項本文」に、「同条第 4 項本文」を「第 1 1 条第 4 項本文」に改め、同条第 1 号ア中「1 6 , 1 0 0 円」を「1 7 , 1 5 0 円」に改め、同号イ(ア)中「1 3 , 4 4 0 円」を「1 2 , 3 2 0 円」に改め、同号イ(イ)中「6 , 7 2 0 円」を「6 , 1 6 0 円」に改め、同号イ(ウ)中「1 0 , 0 8 0 円」を「9 , 2 4 0 円」に改め、同号ウ中「7 , 0 0 0 円」を「6 , 6 5 0 円」に改め、同号エ(ア)中「3 , 3 6 0 円」を「4 , 2 0 0 円」に改め、同号エ(イ)中「1 , 6 8 0 円」を「2 , 1 0 0 円」に改め、同号エ(ウ)中「2 , 5 2 0 円」を「3 , 1 5 0 円」に改め、同号オ中「4 , 8 3 0 円」を「6 , 3 0 0 円」に改め、同条第 2 号ア中「1 1 , 5 0 0 円」を「1 2 , 2 5 0

円」に改め、同号イ(ア)中「9,600円」を「8,800円」に改め、同号イ(イ)中「4,800円」を「4,400円」に改め、同号イ(ウ)中「7,200円」を「6,600円」に改め、同号ウ中「5,000円」を「4,750円」に改め、同号エ(ア)中「2,400円」を「3,000円」に改め、同号エ(イ)中「1,200円」を「1,500円」に改め、同号エ(ウ)中「1,800円」を「2,250円」に改め、同号オ中「3,450円」を「4,500円」に改め、同条第3号ア中「4,600円」を「4,900円」に改め、同号イ(ア)中「3,840円」を「3,520円」に改め、同号イ(イ)中「1,920円」を「1,760円」に改め、同号イ(ウ)中「2,880円」を「2,640円」に改め、同号ウ中「2,000円」を「1,900円」に改め、同号エ(ア)中「960円」を「1,200円」に改め、同号エ(イ)中「480円」を「600円」に改め、同号エ(ウ)中「720円」を「900円」に改め、同号オ中「1,380円」を「1,800円」に改める。

第28条の2第3項中「書類」の次に「の提示を求められたときは、これ」を加える。

第30条第2項中「行なわれる」を「行われる」に改める。

第34条中「および」を「及び」に、「免かれた」を「免れた」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の相模原市国民健康保険条例(第28条の2第3項を除く。)の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案の理由

国民健康保険の都道府県単位化に伴う国民健康保険税の課税額に係る規定の改正、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定により神奈川県が算定した市町村標準保険料率を踏まえ、相模原市国民健康保険財政健全化方針に基づく国民健康保険税の税額等の改定その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 26 号関係資料

相模原市国民健康保険条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 国民健康保険税の課税額に係る規定の改正(第 11 条関係)

国民健康保険の都道府県単位化に伴い、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 2 号)により地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)が改正され、国民健康保険税は、都道府県への国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用等に充てることとされたため、同法の規定と整合性をとるよう規定を整理するもの

(2) 国民健康保険税の税額等の改定(第 12 条、第 14 条から第 16 条まで、第 18 条から第 20 条まで、第 22 条及び第 28 条関係)

ア 税額

項目			現行	改定後
医療分	所得割額を算定する際に基礎控除後の総所得金額等に乗じる割合(以下「所得割額の算定割合」という。)		100 分の 5.33	100 分の 5.65
	均等割額(1 人につき。以下同じ。)		23,000 円	24,500 円
	平等割額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	19,200 円	17,600 円
	つき。以下同じ。)	特定世帯	9,600 円	8,800 円
		特定継続世帯	14,400 円	13,200 円
後期高齢者支援金等分	所得割額の算定割合		100 分の 2	100 分の 2.1
	均等割額		10,000 円	9,500 円
	平等割額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	4,800 円	6,000 円
		特定世帯	2,400 円	3,000 円
		特定継続世帯	3,600 円	4,500 円
介	所得割額の算定割合		100 分の 1.52	100 分の 1.7

護 分	均等割額	6,900 円	9,000 円
	平等割額	5,400 円	改定なし

備考

- 1 「特定世帯」とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した者で、継続して同一の世帯に属するもの(以下「特定同一世帯所属者」という。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって、移行後5年を経過するまでの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。以下同じ。
- 2 「特定継続世帯」とは、特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって、移行後5年を経過してから8年を経過するまでの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。以下同じ。

イ 軽減額

(ア) 7割軽減世帯(総所得金額等の合算額が33万円を超えない世帯)

項目			現行	改定後
医 療 分	均等割額		16,100 円	17,150 円
	平 等 割 額	特定世帯及び特定継続世帯 以外の世帯	13,440 円	12,320 円
		特定世帯	6,720 円	6,160 円
		特定継続世帯	10,080 円	9,240 円
支 援 金 等 分	均等割額		7,000 円	6,650 円
	平 等 割 額	特定世帯及び特定継続世帯 以外の世帯	3,360 円	4,200 円
		特定世帯	1,680 円	2,100 円
		特定継続世帯	2,520 円	3,150 円
介 護 分	均等割額		4,830 円	6,300 円
	平等割額		3,780 円	改定なし

(イ) 5割軽減世帯(総所得金額等の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき27万円を加算した金額を超えない世帯(7割軽減世帯を除く。))

項目			現行	改定後
医療分	均等割額		11,500 円	12,250 円
	平等割額	特定世帯及び特定継続世帯 以外の世帯	9,600 円	8,800 円
		特定世帯	4,800 円	4,400 円
		特定継続世帯	7,200 円	6,600 円
支援金等分 後期高齢者	均等割額		5,000 円	4,750 円
	平等割額	特定世帯及び特定継続世帯 以外の世帯	2,400 円	3,000 円
		特定世帯	1,200 円	1,500 円
		特定継続世帯	1,800 円	2,250 円
介護分	均等割額		3,450 円	4,500 円
	平等割額		2,700 円	改定なし

(ウ) 2 割軽減世帯(総所得金額等の合算額が、33 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 49 万円を加算した金額を超えない世帯(7 割軽減世帯及び 5 割軽減世帯を除く。))

項目			現行	改定後
医療分	均等割額		4,600 円	4,900 円
	平等割額	特定世帯及び特定継続世帯 以外の世帯	3,840 円	3,520 円
		特定世帯	1,920 円	1,760 円
		特定継続世帯	2,880 円	2,640 円
支援金等分 後期高齢者	均等割額		2,000 円	1,900 円
	平等割額	特定世帯及び特定継続世帯 以外の世帯	960 円	1,200 円
		特定世帯	480 円	600 円
		特定継続世帯	720 円	900 円
介護分	均等割額		1,380 円	1,800 円
	平等割額		1,080 円	改定なし

2 施行期日等

(1) 施行期日

平成 3 0 年 4 月 1 日

(2) 経過措置

改正後の条例の規定は、平成 3 0 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 2 9 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとするもの

相模原市医療法施行条例の一部を改正する条例について
相模原市医療法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 30 年 2 月 20 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市医療法施行条例の一部を改正する条例
相模原市医療法施行条例(平成 24 年相模原市条例第 41 号)の一部を次のように改正する。

本則に次の 2 条を加える。

(療養病床を有する診療所の人員等の基準)

第 5 条 法第 21 条第 2 項第 1 号の規定による療養病床を有する診療所に置くべき従業者は、次の各号に掲げる従業者とし、その員数は、当該各号に定める員数とする。

- (1) 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数が 4 又はその端数を増すごとに 1
 - (2) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が 4 又はその端数を増すごとに 1
 - (3) 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実情に応じた適当数
- 2 第 3 条第 2 項の規定は、前項第 1 号及び第 2 号の入院患者の数について準用する。

(療養病床を有する診療所の施設等の基準)

第 6 条 法第 21 条第 2 項第 3 号に規定する条例で定める施設は、談話室、食堂及び浴室とする。

2 第 4 条第 2 項第 2 号から第 4 号までの規定は、前項に規定する施設について準用する。

附則に次の見出し及び 2 項を加える。

(療養病床を有する診療所の人員に関する経過措置)

- 4 療養病床を有する診療所に置くべき看護師、准看護師及び看護補助者の員数は、当分の間、第5条第1項第1号及び第2号の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の入院患者の数が2又はその端数を増すごとに1とする。ただし、そのうちの1については、看護師又は准看護師とする。
- 5 第3条第2項の規定は、前項の入院患者の数について準用する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案の理由

地方自治法施行令の一部を改正する政令(平成29年政令第82号)による地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)の改正等により診療所の病床設置等に係る事務が神奈川県から本市に移譲されたことに伴い、療養病床を有する診療所の人員等及び施設等の基準に係る規定を追加いたしたく提案するものである。

議案第 2 7 号関係資料

相模原市医療法施行条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 療養病床を有する診療所の人員等の基準に係る規定の追加(第 5 条及び附則関係)

療養病床を有する診療所に置くべき従業者及びその員数は、次の表のとおりとするもの。ただし、看護師、准看護師及び看護補助者の員数は、当分の間、同表の区分及び員数にかかわらず、療養病床に係る病室の入院患者(以下「入院患者」という。)の数が 2 又はその端数を増すごとに 1 人(そのうちの最低 1 人は、看護師又は准看護師とする。)とするもの

区分	員数
看護師及び准看護師	入院患者の数が 4 又はその端数を増すごとに 1 人
看護補助者	入院患者の数が 4 又はその端数を増すごとに 1 人
事務員その他の従業者	当該診療所の実情に応じた適当数

(2) 療養病床を有する診療所の施設等の基準に係る規定の追加(第 6 条関係)

療養病床を有する診療所に談話室、食堂及び浴室を置くべきこととし、それぞれの施設に係る基準を定めるもの

2 施行期日

平成 3 0 年 4 月 1 日

相模原市指定難病審査会条例について
相模原市指定難病審査会条例を次のように制定する。

平成 30 年 2 月 20 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市指定難病審査会条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成 26 年法律第 50 号)第 8 条第 1 項の規定に基づき設置する相模原市指定難病審査会(以下「審査会」という。)について、同法及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成 26 年厚生労働省令第 121 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審査会は、委員 20 人以内で組織する。

(委任)

第 3 条 審査会の運営について必要な事項は、審査会が定める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成 26 年法律第 50 号)の一部の施行により同法に基づく事務が神奈川県から本市に移譲されることに伴い、相模原市指定難病審査会について所要の定めをいたしたく提案するものである。

難病の患者に対する医療等に関する法律の一部の施行に伴う関係条例の
整備等に関する条例について

難病の患者に対する医療等に関する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を次のように制定する。

平成 30 年 2 月 20 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

難病の患者に対する医療等に関する法律の一部の施行に伴う関係条例の
整備等に関する条例

(相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 1 条 相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年相模原市条例第 31 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 10 の項中「教職員健康審査会の委員」の次に「、指定難病審査会の委員」を加える。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第 2 条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成 27 年相模原市条例第 41 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 9 の項中「別表第 2 第 3 項の表 7 の項」を「別表第 2 第 3 項の表 8 の項」に改める。

「

別表第 2 第 1 項の表 1 の項中

地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
(以下「地方税関係情報」とい

を

う。)であって規則で定めるもの

地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの

に改め、同表 19 の項中

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成 26 年法律第 50 号)による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費に関する情報であって規則で定めるもの

を

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費に関する情報であって規則で定めるもの
難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの

に

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関

改め、同表 23 の項中

を

する情報(以下「障害者自立支援給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの

」

「

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報(以下「障害者自立支援給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの

難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの

に改め、同表に次のように加える。

」

28 市長	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費に関する情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法による国民健康保険の被保険者の資格に関する情報であって規則で定めるもの
		国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療の被保

		険者の資格に関する情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの

「

別表第 2 第 3 項の表 1 の項中

障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの

を

」

「

障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの

に改める。

」

附 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成 2 6 年法律第 5 0 号)の一部の施行により同法に基づく事務が神奈川県から本市に移譲されることに伴う関係条例の整備その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 29 号関係資料

難病の患者に対する医療等に関する法律の一部の施行に伴う関係条例の 整備等に関する条例の概要

1 改正の内容

(1) 相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正(第 1 条関係)

相模原市指定難病審査会の委員の報酬額を日額 19,000 円とするもの

(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に 基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正(第 2 条関係)

ア 庁内連携ができる事務に係る規定の追加

庁内連携(市の機関が自ら保有する特定個人情報を個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用することをいう。以下同じ。)ができる事務として難病の患者に対する医療等に関する法律(平成 26 年法律第 50 号。以下「難病法」という。)による特定医療費の支給に関する事務を追加し、当該事務において庁内連携ができる特定個人情報として次に掲げる情報を規定するもの

(ア) 小児慢性特定疾病医療費に関する情報

(イ) 生活保護関係情報

(ウ) 地方税関係情報

(エ) 国民健康保険の被保険者の資格に関する情報

(オ) 国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)その他の法令による給付の支給に関する情報

(カ) 後期高齢者医療の被保険者の資格に関する情報

(キ) 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報

(ク) 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報

イ 庁内連携ができる特定個人情報に係る規定の追加

次に掲げる事務について、庁内連携ができる特定個人情報として難病法による特定医療費の支給に関する情報を追加するもの

(ア) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務

(イ) 母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務

(ウ) 介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務

(エ) 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務

2 施行期日

平成30年4月1日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 3 0 年 2 月 2 0 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成 2 7 年相模原市条例第 4 1 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 6 の項を削り、7 の項を 6 の項とし、8 の項を 7 の項とし、同表 9 の項中「別表第 2 第 3 項の表 8 の項」を「別表第 2 第 3 項の表 7 の項」に改め、同項を同表 8 の項とし、同表 1 0 の項を同表 9 の項とする。

「

別表第 2 第 3 項の表 2 の項中

療育手帳に関する情報であって規則で定めるもの
配偶者のない者で現に児童を養育しているもの等に対し市が独自に支給する手当に関する情報であって規則で定めるもの

を

」

「療育手帳に関する情報であって規則で定めるもの

」に改め、同表中 5 の項を削り、6 の項を 5 の

項とし、7 の項を 6 の項とし、8 の項を 7 の項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 3 0 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の別表第 1 の 6 の項並びに別表第 2 第 3 項の表 2 の項及び 5 の項の規定は、改正前の別表第 1 の 6 の項に規定する手当の支払が完了するまでの間は、なおその効力を有する。

提案の理由

母子・父子家庭等に対し支給する福祉手当を廃止することに伴い、当該手当に係る事務及び特定個人情報に係る規定を削除いたしたく提案するものである。

相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例の
一部を改正する条例について

相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 3 0 年 2 月 2 0 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例の
一部を改正する条例

相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例(昭和 4 7 年相模原市条例第 1 2 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 9 条」を「第 4 4 条」に、「第 4 0 条—第 4 6 条」を「第 4 5 条—第 5 2 条」に、「第 4 7 条」を「第 5 3 条」に、「第 4 8 条—第 5 4 条」を「第 5 4 条—第 6 0 条」に、「第 5 5 条—第 5 7 条」を「第 6 1 条—第 6 3 条」に、「第 5 8 条—第 6 0 条」を「第 6 4 条—第 6 6 条」に改める。

第 4 条第 2 項中「第 4 8 条」を「第 5 4 条」に改める。

第 1 0 条第 1 項中「すべて」を「全て」に改める。

第 3 0 条第 1 項中「第 5 6 条第 1 項」を「第 6 2 条第 1 項」に改め、同条第 2 項第 6 号中「第 8 条」を「第 8 条第 1 項(同法第 1 5 条において準用する場合を含む。)」に改め、「同法第 2 条第 1 項の」を削る。

第 3 2 条第 2 項中「第 5 8 条」を「第 6 4 条」に、「第 6 0 条」を「第 6 6 条」に改める。

第 3 5 条中「同条第 9 項」の次に「(法第 9 条の 3 の 2 第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を、「おいて」の次に「読み替えて」を加え、「同条第 1 項」を「法第 9 条の 3 第 1 項」に改める。

第 3 6 条の見出し中「期間及び場所」を「場所及び期間」に改め、同条第 1 項中「調査書を」の次に「公衆の」を、「供する旨」の次に「、縦覧の場所その他必要

な事項」を、「１月間」の次に「(当該対象施設が法第９条の３の２第１項の同意に係る一般廃棄物処理施設である場合は、１月以内に非常災害の状況を勘案して市長が定めて告示する期間)」を加え、同条第２項を削る。

第３７条中「前条第１項」を「前条」に、「同項」を「同条」に改め、「２週間」の次に「(当該対象施設が法第９条の３の２第１項の同意に係る一般廃棄物処理施設である場合は、２週間以内に非常災害の状況を勘案して市長が定めて告示する期間)」を加え、同条に次の１項を加える。

２ 前項の意見書の提出先は、前条の規定による告示において指定するものとする。

第６０条を第６６条とし、第５９条を第６５条とし、第５８条第２号中「第５６条第１項」を「第６２条第１項」に改め、同条を第６４条とする。

第５７条中「関し」を「ついて」に改め、第１０章中同条を第６３条とする。

第５６条を第６２条とし、第５５条を第６１条とする。

第９章中第５４条を第６０条とし、第４８条から第５３条までを６条ずつ繰り下げる。

第８章中第４７条を第５３条とする。

第４６条第１項中「第４２条」を「第４７条」に改め、第７章中同条を第５２条とする。

第４５条を第５１条とし、第４４条を第５０条とし、第４３条を第４８条とし、同条の次に次の１条を加える。

(２以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定申請手数料等)

第４９条 法第１２条の７第１項の規定により２以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定を受けようとする者又は同条第７項の規定により特例認定に係る事項の変更の認定を受けようとする者は、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

(１) ２以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定申請手数料 １件につき １４７,０００円

(２) ２以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定に係る事項の変更の認定申請手数料 １件につき １３４,０００円

第４２条を第４７条とし、第４１条を第４６条とし、第４０条第４項中「減免する」を「減額し、又は免除する」に改め、同条を第４５条とする。

第３９条中「生活環境影響調査」の次に「又は受託者の生活環境影響調査」を、

「写し」の次に「又は受託者の調査書の写し」を加え、「当該調査書の」を「その公衆への」に改め、第6章中同条を第44条とする。

第38条中「対象施設」の次に「又は第38条に規定する一般廃棄物処理施設」を加え、「、神奈川県環境影響評価条例(昭和55年神奈川県条例第36号)」を削り、「生活環境影響調査」の次に「又は受託者の生活環境影響調査」を加え、「前2条」を「市が対象施設を設置し、又は変更する場合にあつては第36条及び第37条、受託者が第38条に規定する一般廃棄物処理施設を設置し、又は変更する場合にあつては第39条から前条まで」に改め、同条を第43条とし、第37条の次に次の5条を加える。

(委託を受けた者による生活環境影響調査結果の縦覧等の対象施設)

第38条 法第9条の3の3第2項(同条第3項において読み替えて準用する法第9条の3第9項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による法第9条の3の3第1項に規定する調査(以下「受託者の生活環境影響調査」という。)の結果を記載した書類(以下「受託者の調査書」という。)の公衆への縦覧及び意見を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設の種類の種類は、政令第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設とする。

(公衆の縦覧に供する旨の届出)

第39条 市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者(以下「受託者」という。)は、前条に規定する一般廃棄物処理施設に係る受託者の生活環境影響調査を行つたときは、規則で定めるところにより、受託者の調査書を公衆の縦覧に供する旨を市長に届け出なければならない。

(受託者が縦覧する旨の告示)

第40条 市長は、前条の規定による届出があつたときは、速やかに非常災害の状況を勘案して1月以内の縦覧の期間を定め、受託者が受託者の調査書を公衆の縦覧に供する旨、当該縦覧の期間その他必要な事項を告示するものとする。

(受託者による縦覧の場所及び期間)

第41条 受託者は、次に掲げる場所で前条の規定により告示された期間、受託者の調査書を公衆の縦覧に供するものとする。

(1) 受託者の主たる事務所

(2) 相模原市役所

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

(受託者に対する意見書の提出)

第 4 2 条 前条の規定により受託者が受託者の調査書を公衆の縦覧に供したときは、当該一般廃棄物処理施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、同条の期間の満了の日の翌日から起算して 2 週間以内で非常災害の状況を勘案して市長が定める期間を経過する日までに、受託者に対し、生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

2 前項の意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

(1) 受託者の主たる事務所

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

別表第 1 中「第 4 0 条関係」を「第 4 5 条関係」に改める。

別表第 2 中「第 4 1 条関係」を「第 4 6 条関係」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

(相模原市ごみの散乱防止によるきれいなまちづくりの推進に関する条例の一部改正)

2 相模原市ごみの散乱防止によるきれいなまちづくりの推進に関する条例(平成 9 年相模原市条例第 1 8 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「第 4 8 条」を「第 5 4 条」に改める。

提案の理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律(平成 2 7 年法律第 5 8 号)による廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号)の改正に伴う非常災害時における一般廃棄物処理施設の設置等の手続に係る規定の改正、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成 2 9 年法律第 6 1 号)による廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴う 2 以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定等に係る手数料の規定の追加その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 3 1 号関係資料

相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例の 改正の概要

1 改正の内容

(1) 非常災害時における一般廃棄物処理施設の設置等の手続に係る規定の改正 (第 6 章関係)

ア 市が一般廃棄物処理施設の設置等をする場合の手続

(ア) 市長が一般廃棄物処理計画に定め、都道府県知事(本市にあっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 4 6 年政令第 3 0 0 号)第 2 7 条第 1 項の規定により市長。以下同じ。)の同意を得た一般廃棄物処理施設の設置等をする場合において、周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査(以下「生活環境影響調査」という。)の結果の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象とする一般廃棄物処理施設は、焼却施設及び一般廃棄物の最終処分場とするもの

(イ) 市長は、当該一般廃棄物処理施設の設置等に係る生活環境影響調査の結果を 1 月以内に非常災害の状況を勘案して定める期間、告示で指定する場所において公衆の縦覧に供することとするもの

(ウ) 当該一般廃棄物処理施設の設置等に関し利害関係を有する者は、縦覧の期間の満了日の翌日から起算して 2 週間以内に非常災害の状況を勘案して市長が定める期間を経過する日までに、市長に対して意見書を提出することができることとするもの

イ 市から委託を受けた者による一般廃棄物処理施設の設置等の手続

(ア) 非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者(以下「受託者」という。)が都道府県知事の許可を経ることなく届出をすることにより一般廃棄物処理施設の設置等をする場合において、生活環境影響調査の結果の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象とする一般廃棄物処理施設は、焼却施設とするもの

(イ) 受託者は、当該一般廃棄物処理施設の設置等に係る生活環境影響調査の結果を縦覧に供する旨を、市長に届け出なければならないこととするもの

(ウ) 受託者は、１月以内に非常災害の状況を勘案して市長が告示で定める期間、当該生活環境影響調査の結果を受託者の主たる事務所、市役所等において公衆の縦覧に供することとするもの

(エ) 当該一般廃棄物処理施設の設置等に関し利害関係を有する者は、縦覧の期間の満了日の翌日から起算して２週間以内に非常災害の状況を勘案して市長が定める期間を経過する日までに、受託者に対して意見書を提出することができることとし、その提出先を受託者の主たる事務所等とするもの

ウ 環境影響評価との関係

環境影響評価法(平成９年法律第８１号)又は相模原市環境影響評価条例(平成２６年相模原市条例第３３号)に基づく環境影響評価(生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。)に係る告示、縦覧等の手続を経たものは、平時と同様に、ア及びイの手続を経たこととするもの

エ 他の市町村の長との協議

生活環境影響調査を実施した地域に他の市町村の区域が含まれる場合には、平時と同様に、その結果の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の手続の実施について、当該市町村の長と協議することとするもの

(２) ２以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定等に係る手数料の規定の追加(第４９条関係)

経営が一体的であること、適正な産業廃棄物の処理等を行うことができること等についての環境省令で定める基準に適合する旨の認定を受けた親子会社等が産業廃棄物処理業の許可を受けずに相互にそれぞれの産業廃棄物の処理を行うことができることとなることに伴い、当該認定及び変更の認定の申請に係る事務について、地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成１２年政令第１６号)を踏まえ、手数料の規定を追加するもの

手数料を徴収する事務	単位	金額
２以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査	１件	147,000 円
２以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査	１件	134,000 円

２ 施行期日

平成３０年４月１日

相模原市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例について
相模原市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例を次のように制定
する。

平成 30 年 2 月 20 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例
生産緑地法(昭和 49 年法律第 68 号)第 3 条第 2 項の規定により条例で定める区
域の規模に関する条件は、300 平方メートル以上の規模の区域であることとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の理由

都市緑地法等の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 26 号)による生産緑地
法(昭和 49 年法律第 68 号)の改正に伴い、生産緑地地区を定めることができる
区域の規模に関する条件について所要の定めをいたしたく提案するものである。

相模原市市営住宅条例の一部を改正する条例について
相模原市市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 30 年 2 月 20 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市市営住宅条例の一部を改正する条例
相模原市市営住宅条例(平成 9 年相模原市条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項本文中「収入。」の次に「次項、」を、「第 34 条第 1 項」の次に「及び第 2 項」を加え、「基づき」を「応じ」に、「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項ただし書中「第 40 条第 1 項」の次に「の規定による報告」を加え、同条第 4 項中「第 1 項」の次に「又は第 2 項」を加え、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「第 1 項」の次に「及び第 2 項」を加え、同項を同条第 4 項とし、同条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 市長は、公営住宅の入居決定者又は入居者(法第 16 条第 4 項に規定する国土交通省令で定める者に該当する者に限る。)が次条第 1 項又は第 2 項の規定による収入の申告をすること及び第 40 条第 1 項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該入居決定者又は入居者の公営住宅の毎月の家賃を、毎年度、法第 16 条第 4 項に規定する国土交通省令で定める方法により把握した収入に基づき第 18 条第 1 項の規定により認定された収入に応じ、近傍同種の住宅の家賃以下で政令第 2 条に規定する方法により定めることができる。

第 17 条第 3 項中「前 2 項」を「第 1 項及び第 2 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前 2 項の規定にかかわらず、前条第 2 項又は第 34 条第 2 項の規定により入居決定者又は入居者の家賃を定める場合にあっては、当該入居決定者又は入居者は、収入の申告を要しない。

第 18 条第 1 項中「申告」の次に「又は法第 16 条第 4 項に規定する方法により把握した収入」を加える。

第 34 条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 市長は、公営住宅の入居者(法第 16 条第 4 項に規定する国土交通省令で定める者に該当する者に限る。)が第 32 条第 1 項の規定により収入超過者と認定された場合において、第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による収入の申告をすること及び第 40 条第 1 項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第 16 条第 2 項及び前項の規定にかかわらず、当該入居者の公営住宅の毎月の家賃を、毎年度、法第 16 条第 4 項に規定する国土交通省令で定める方法により把握した収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃以下で政令第 8 条第 3 項において読み替えて準用する同条第 2 項に規定する方法により定めることができる。

第 37 条第 1 項中「及び」の次に「第 2 項並びに」を、「第 34 条第 1 項」の次に「及び第 2 項」を加える。

第 40 条第 1 項中「第 16 条第 1 項」の次に「若しくは第 2 項」を、「第 34 条第 1 項若しくは」の次に「第 2 項又は」を加え、「第 34 条第 2 項」を「第 34 条第 3 項」に改める。

第 45 条中「第 16 条第 1 項」の次に「若しくは第 2 項」を、「第 34 条第 1 項」の次に「若しくは第 2 項」を加える。

第 62 条の 7 中「第 16 条第 1 項」の次に「若しくは第 2 項」を、「第 34 条第 1 項」の次に「若しくは第 2 項」を加える。

第 84 条中「関し」を「ついて」に改める。

別表第 1 号の表田中住宅の項を削る。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成 29 年法律第 25 号)による公営住宅法(昭和 26 年法律第 193 号)の改正に伴う収入の申告等が困難な者の家賃の決定に係る規定の改正、

田中住宅の廃止その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 33 号関係資料(その 1)

相模原市市営住宅条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 収入の申告等が困難な者の家賃の決定に係る規定の改正(第 16 条及び第 34 条関係)

市長は、公営住宅の入居決定者又は入居者が認知症である者、知的障害者、精神障害者等である場合であって収入の申告をすること及び収入状況の報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、収入の申告を不要とし、当該入居決定者等の家賃を、官公署の書類の閲覧等により把握した収入に応じ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができることとするもの

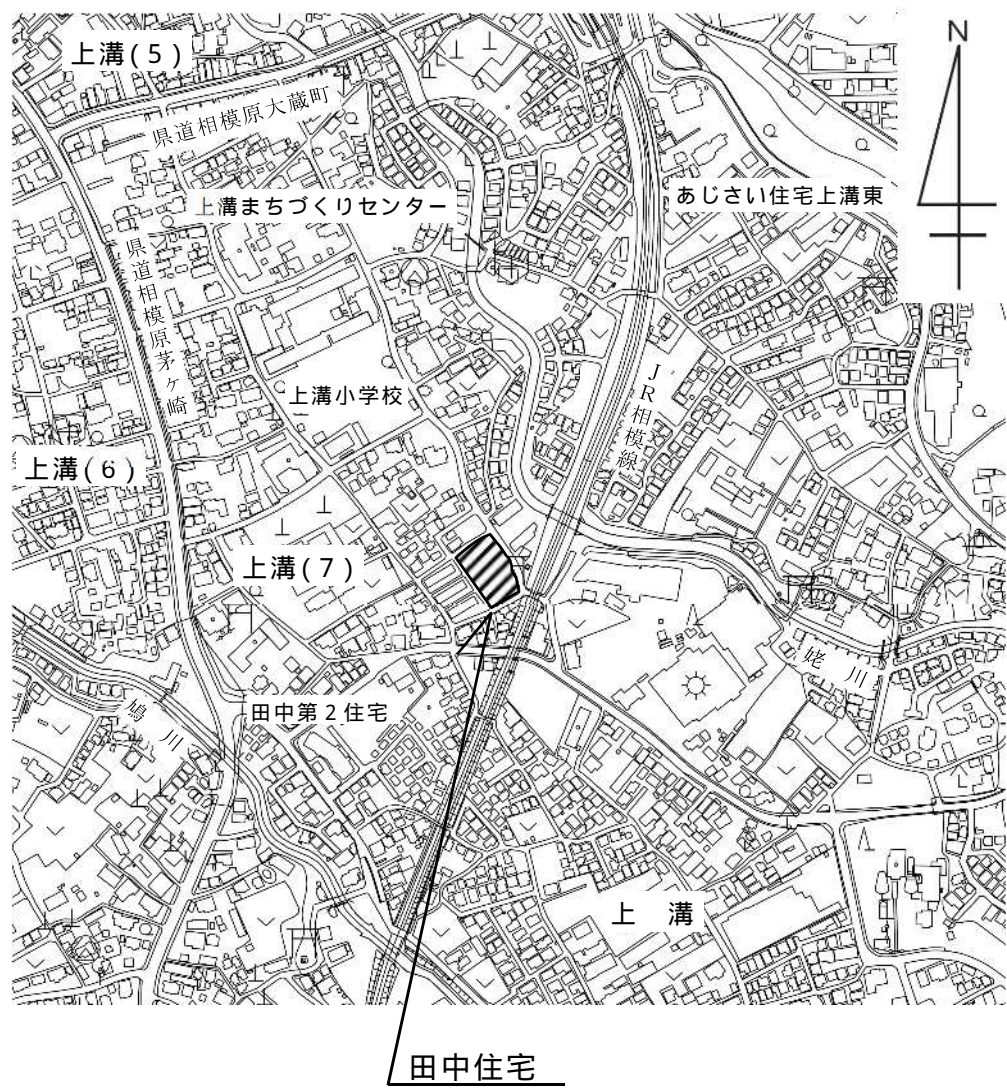
(2) 市営住宅の廃止(別表関係)

田中住宅を廃止するもの

2 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日

案 内 図



施設の概要

位 置	相模原市中央区上溝 7 丁目 3 4 番
建設年度	昭和 2 9 年度
戸 数	1 2 戸
敷地面積	2 , 1 6 3 . 7 6 m ²

相模原市簡易水道条例の一部を改正する条例について
相模原市簡易水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 30 年 2 月 20 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市簡易水道条例の一部を改正する条例
相模原市簡易水道条例(平成 18 年相模原市条例第 25 号)の一部を次のように改正する。

第 42 条第 1 号中「第 17 条」を「第 17 条第 1 項」に改める。

別表第 1 牧野中央簡易水道の項中「吉原」の次に「、大鐘、小津久」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

提案の理由

牧野中央簡易水道の給水区域を拡大することに伴う給水区域に係る規定の改正
その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 3 4 号関係資料

相模原市簡易水道条例の改正の概要

1 改正の内容

緑区牧野において、水道組合が運営する簡易水道及び小規模水道を牧野中央簡易水道に統合するために給水区域に係る規定を改正するもの(別表第 1 関係)

統合する簡易水道及び 小規模水道の名称	牧野中央簡易水道の 給水区域
牧 郷 簡 易 水 道	おお 大 がね 鐘
小 津 久 小 規 模 水 道	お 小津久
小津久中央小規模水道	小津久

備考 牧郷簡易水道の統合後の給水区域を大鐘として追加し、小津久及び小津久中央の小規模水道の統合後の給水区域を小津久として追加する。

2 施行期日

公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日

相模原市立公民館条例の一部を改正する条例について
相模原市立公民館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 30 年 2 月 20 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市立公民館条例の一部を改正する条例
相模原市立公民館条例(昭和 39 年相模原市条例第 51 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 清新公民館の項中「相模原市中央区清新 3 丁目 16 番 1 号」を「相模原市中央区清新 3 丁目 16 番 6 号」に改める。

別表第 2 第 1 号の表清新公民館の部を削る。

附 則

この条例は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

提案の理由

清新公民館の大規模改修工事及び増築工事による仮設の施設への移転に伴い、その位置を仮設の施設の所在地に変更するための規定の改正及び同公民館の施設使用料に係る規定の削除をいたしたく提案するものである。

案 内 図



施設の概要

区 分	移 転 前	移 転 後 (仮 設)
位 置	相模原市中央区清新 3 丁目 1 6 番 1 号	相模原市中央区清新 3 丁目 1 6 番 6 号 (清新小学校内)
構 造	鉄筋コンクリート造 2 階建	鉄筋コンクリート造 2 階建
延べ床面積	9 3 9 . 9 7 m ²	清新小学校屋内運動場の一部 3 1 5 . 6 9 m ² (共用部分を含む。)

相模原市議会議員及び相模原市長の選挙における選挙運動の公費負担に
関する条例の一部を改正する条例について

相模原市議会議員及び相模原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 3 0 年 2 月 2 0 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市議会議員及び相模原市長の選挙における選挙運動の公費負担に
関する条例の一部を改正する条例

相模原市議会議員及び相模原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成 6 年相模原市条例第 1 4 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、相模原市長の選挙における法」を「、法」に、「並びに相模原市議会議員及び相模原市長の選挙における」を「並びに」に改める。

第 6 条中「相模原市長の選挙における」を削り、「の枚数(」を「の作成枚数(相模原市議会議員の選挙にあつては当該作成枚数が 8 , 0 0 0 枚を超える場合には、8 , 0 0 0 枚、相模原市長の選挙にあつては」に改める。

第 7 条中「その旨を」の次に「相模原市議会議員の選挙にあつては当該区の選挙管理委員会を経由して市委員会に、相模原市長の選挙にあつては」を加える。

第 8 条中「相模原市長の選挙における」を削り、「通じて」の次に「、相模原市議会議員の選挙にあつては 8 , 0 0 0 枚以内、相模原市長の選挙にあつては」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 3 1 年 3 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の相模原市議会議員及び相模原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙につ

いて適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

提案の理由

公職選挙法の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 66 号)による公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)の改正に伴い、選挙運動用ビラについて、その作成の公費負担限度額及び契約締結の届出並びに公費の負担額及び支払手続に係る規定を改正いたしたく提案するものである。

議案第 3 6 号関係資料

相模原市議会議員及び相模原市長の選挙における選挙運動の公費負担に 関する条例の改正の概要

1 改正の内容

公職選挙法(昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号)の改正により、相模原市議会議員の選挙において、条例で定めるところにより、選挙運動用ビラ(以下「ビラ」という。)の作成を無料とすることができるとされたことに伴い、ビラの作成の公費負担について所要の定めをするため規定を改正するもの

(1) 公費負担限度額に係る規定の改正(第 6 条関係)

候補者は、1 (3) のビラの作成単価に作成枚数(上限 8 , 0 0 0 枚)を乗じて得た金額の範囲内で、ビラを無料で作成することができることとするもの

(2) 契約締結の届出に係る規定の改正(第 7 条関係)

ビラの作成の公費負担の適用を受けようとする者は、作成業者との間においてビラの作成について有償契約を締結し、その旨を選挙区の選挙管理委員会を経由して相模原市選挙管理委員会に届け出ることとするもの

(3) 公費の負担額及び支払手続に係る規定の改正(第 8 条関係)

ビラの作成の契約締結の届出をした候補者が当該契約に基づき作成業者に支払うべき金額のうち、ビラの作成単価(上限 7 円 5 1 銭)に作成枚数(当該候補者を通じて 8 , 0 0 0 枚以内であることについて、相模原市選挙管理委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を作成業者の請求に基づき支払うこととするもの

2 施行期日等

(1) 施行期日

平成 3 1 年 3 月 1 日

(2) 経過措置

改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例によることとするもの

包括外部監査契約の締結について
次のとおり、包括外部監査契約を締結する。

平成 30 年 2 月 20 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

1 契約の目的

当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

2 契約の始期

平成 30 年 4 月 1 日

3 契約金額

15,012,000 円を上限とする額

4 契約の相手方

住所 川崎市麻生区白山 4 丁目 1 番 2 - 420 号

氏名 畝井 俊樹

資格 公認会計士

提案の理由

包括外部監査契約を締結いたしたく、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 36 第 1 項の規定により提案するものである。

議案第 37 号関係資料

畝井 俊樹 略歴

1 生年月日

昭和 29 年 12 月 18 日

2 公認会計士登録

昭和 63 年 3 月 23 日 登録番号 第 9447 号

3 学 歴

昭和 52 年 3 月 立命館大学経済学部卒業

4 経 歴

昭和 52 年 4 月) 播磨化成工業株式会社(現ハリマ化成株式会社)勤務
昭和 57 年 11 月)

昭和 59 年 9 月) 等松・青木監査法人(現有限責任監査法人トーマツ)勤務
平成 23 年 9 月)

平成 11 年 4 月) 川崎市包括外部監査人補助者
平成 13 年 3 月)

平成 12 年 5 月) 川崎市個別外部監査人補助者
平成 12 年 7 月)

平成 14 年 4 月) 千葉県包括外部監査人補助者
平成 16 年 3 月)

平成 17 年 4 月) 世田谷区包括外部監査人補助者
平成 19 年 3 月)

平成 18 年 4 月) 船橋市包括外部監査人補助者
平成 20 年 3 月)

平成 23 年 10 月 畝井公認会計士事務所開設(現在に至る。)

平成 25 年 4 月) 日本公認会計士協会神奈川県会幹事
平成 28 年 9 月)

平成 26 年 6 月) 公益財団法人川崎市学校給食会監事
平成 28 年 6 月)

平成 27 年 4 月	)	東京地方税理士会参事
平成 29 年 3 月		
平成 27 年 6 月		独立行政法人日本学生支援機構契約監視委員会委員(現在に至る。)
		公益財団法人神奈川県都市整備技術センター監事(現在に至る。)
平成 28 年 4 月		相模原市包括外部監査人(現在に至る。)
平成 29 年 6 月		一般財団法人海外産業人材育成協会監事(現在に至る。)

市道の認定について
次のとおり、市道の路線を認定する。

平成 3 0 年 2 月 2 0 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

路線名	起 点	終 点	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
新磯野 101 号	南区新磯野 2308 番 1 地内	南区新磯野 2326 番地内	6 . 0 ~ 9 . 0	2 5 1	別図 1
新磯野 102 号	南区新磯野 2313 番 1 地内	南区新磯野 2324 番地内	6 . 0	9 7	
新磯野 103 号	南区新磯野 2314 番地内	南区新磯野 2323 番地内	6 . 0	9 7	
新磯野 104 号	南区新磯野 2312 番 1 地内	南区新磯野 2314 番地内	6 . 0	1 0 0	
当麻 294 号	南区当麻 2642 番 1 地内	南区当麻 2634 番地内	1 0 . 0	1 2 7	別図 2
当麻 295 号	南区当麻 2575 番 63 地内	南区当麻 2639 番地内	1 0 . 0	1 8 8	
当麻 296 号	南区当麻 2575 番 68 地内	南区当麻 2539 番 1 地内	8 . 0	8 7	
当麻 297 号	南区当麻 2302 番 2 地内	南区当麻 2593 番 1 地先	6 . 0	3 0 0	
当麻 298 号	南区当麻 2306 番 1 地内	南区当麻 2301 番 1 地内	6 . 0	5 9	
当麻 299 号	南区当麻 2575 番 40 地内	南区当麻 2575 番 33 地先	6 . 0 ~ 6 . 6	1 3 0	
相原 326 号	緑区相原 6 丁目 4 番 3 地先	緑区相原 6 丁目 5 番 4 地先	4 . 0 ~ 4 . 5	4 2	別図 3

太井 23号	緑区太井 850番18地先	緑区太井 850番11地先	4.5	55	別図4
田名 1173号	緑区田名 2581番195地先	緑区田名 2581番178地先	5.0	66	別図5
二本松 98号	緑区二本松4丁目 1210番1437地先	緑区二本松4丁目 1210番1424地先	5.0	93	別図6
元橋本 44号	緑区元橋本町 128番7地先	緑区元橋本町 128番15地先	4.5 ~ 5.0	80	別図7
上溝 922号	中央区上溝 1922番2地先	中央区上溝 1922番20地先	5.0	84	別図8
上溝 923号	中央区上溝 2398番6地先	中央区上溝 2398番8地先	4.5 ~ 5.0	47	別図9
上矢部 109号	中央区上矢部2丁目 214番18地先	中央区上矢部2丁目 312番21地先	6.0	123	別図10
田名 1174号	中央区田名 4139番9地先	中央区田名 4139番17地先	5.0	89	別図11
東淵野辺 38号	中央区東淵野辺4丁目 2209番457地先	中央区東淵野辺4丁目 2209番461地先	5.0	42	別図12
淵野辺 110号	中央区淵野辺4丁目 932番6地先	中央区淵野辺4丁目 932番52地先	5.0	42	別図13
淵野辺本町 39号	中央区淵野辺本町3丁目 562番12地先	中央区淵野辺本町3丁目 564番8地先	4.0 ~ 4.5	55	別図14
淵野辺本町 40号	中央区淵野辺本町3丁目 540番33地先	中央区淵野辺本町3丁目 540番28地先	4.5 ~ 5.0	49	別図15
横山 65号	中央区横山3丁目 4917番38地先	中央区横山3丁目 4917番45地先	5.0	53	別図16
横山 66号	中央区横山3丁目 4917番23地先	中央区横山3丁目 4917番18地先	4.5 ~ 5.0	36	別図17
横山 67号	中央区横山3丁目 4918番15地先	中央区横山3丁目 4918番23地先	5.0	52	別図18
磯部 261号	南区磯部 104番1地先	南区磯部 104番15地先	4.0 ~ 5.0	62	別図19
大野台 246号	南区大野台7丁目 2556番27地先	南区大野台7丁目 2555番34地先	4.0 ~ 5.0	128	別図20

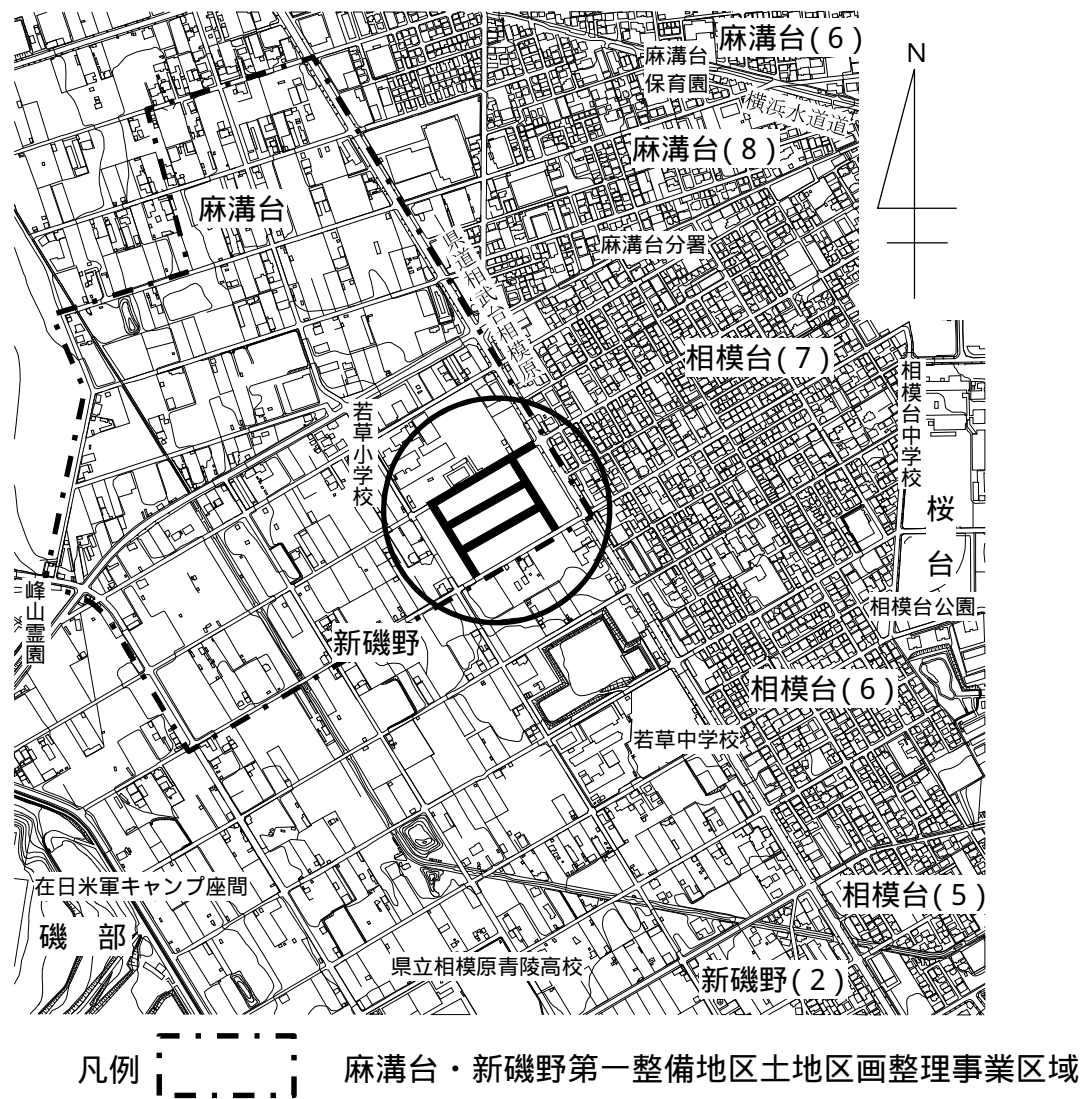
相模台 108号	南区相模台1丁目 4992番192地先	南区相模台1丁目 4992番185地先	4.0 ~ 4.5	50	別図21
下溝 534号	南区下溝 2630番4地先	南区下溝 2604番7地先	5.0	76	別図22
当麻 300号	南区当麻 1930番4地先	南区当麻 2041番3地先	6.0	139	別図23
当麻 301号	南区当麻 2018番6地先	南区当麻 1929番5地先	6.0	39	
上鶴間本町 37号	南区上鶴間本町2丁目 3133番5地先	南区上鶴間本町2丁目 3133番1地先	4.2	49	別図24
若松 88号	南区若松3丁目 3841番128地先	南区若松3丁目 3865番149地先	5.6	102	別図25

提案の理由

麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業、当麻宿地区土地区画整理事業、開発行為及び寄附に伴い市道の路線を認定いたしたく、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定により提案するものである。

別 図 1

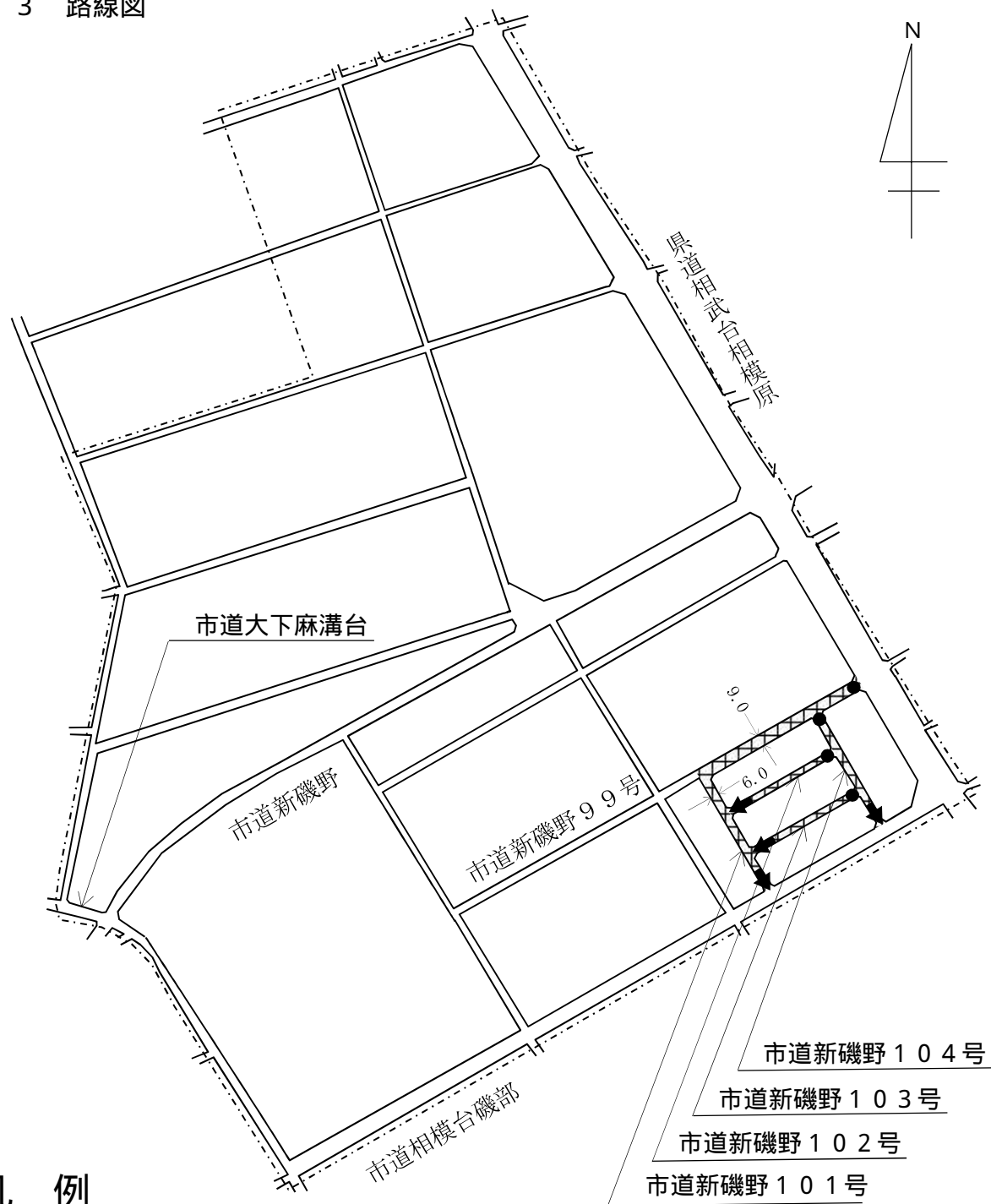
1 案内図



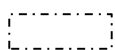
2 道路の概要

路線名	新磯野101号、新磯野102号、 新磯野103号	新磯野104号
認定の理由	土地区画整理事業に伴う認定	
土地区画整理事業 の所在	南区麻溝台2816番2 外835筆	
土地区画整理事業 区域の面積	約38.1ha	
予定建築物の用途等	専用住宅等	
区域区分等	市街化区域 (第1種中高層住居専用地域 ・ 第2種住居地域)	市街化区域 (第2種住居地域)
備考		

3 路線図



凡 例



麻溝台・新磯野第一整備地区土地地区画整理事業区域



認定路線

市道新磯野 101号	市道新磯野 102号	市道新磯野 103号	市道新磯野 104号
幅員 6.0~9.0m	幅員 6.0m	幅員 6.0m	幅員 6.0m
延長 251m	延長 97m	延長 97m	延長 100m

別 図 2

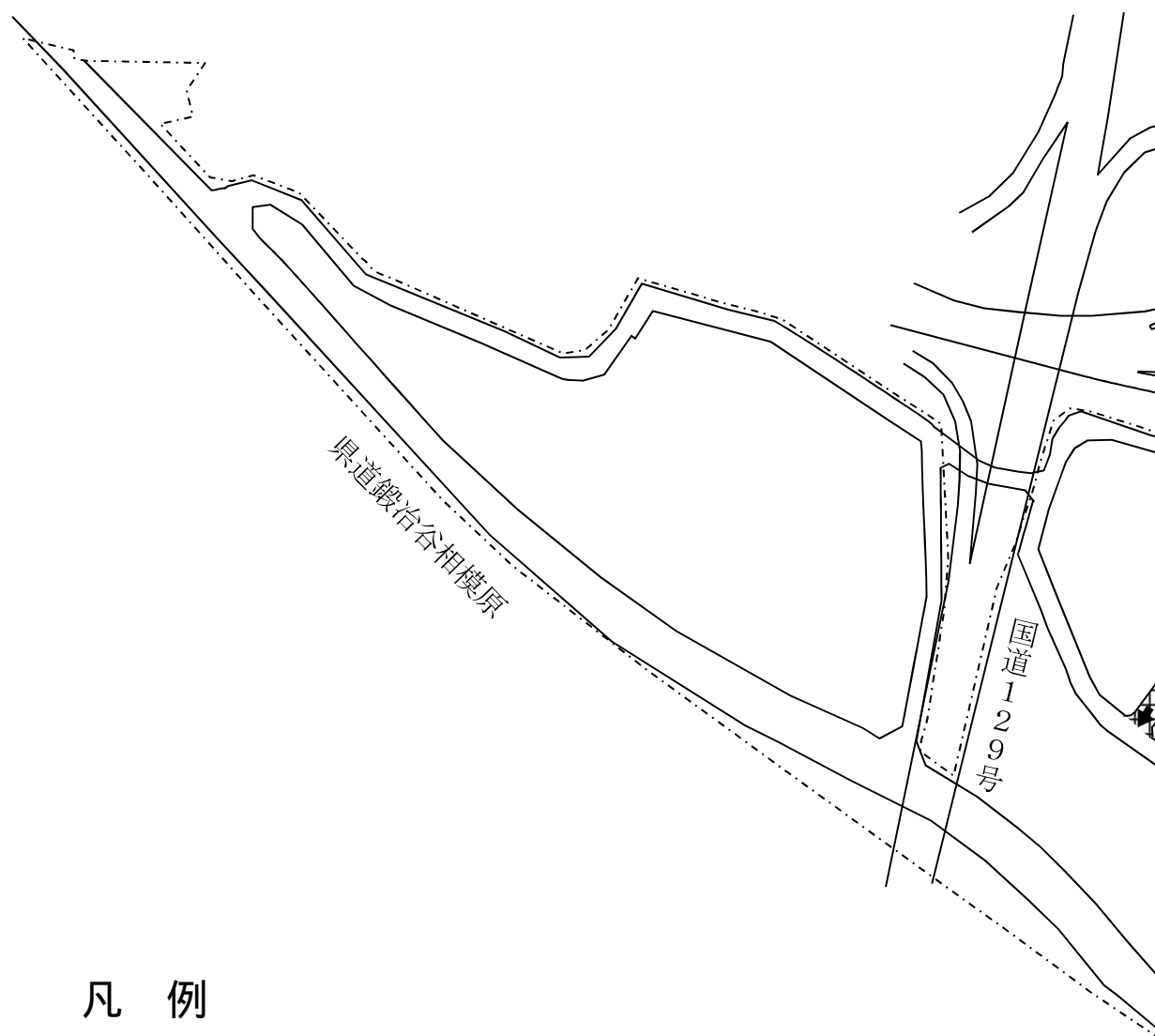
1 案内図



2 道路の概要

路線名	当麻294号、当麻295号、 当麻296号、当麻299号	当麻297号、当麻298号
認定の理由	土地区画整理事業に伴う認定	
土地区画整理事業 の所在	南区当麻2298番 外459筆	
土地区画整理事業 区域の面積	約14.5ha	
予定建築物の用途等	専用住宅等	
区域区分等	市街化区域 (工業地域)	市街化区域 (第1種住居地域)
備考	片隅切(当麻295号、当麻297号)	

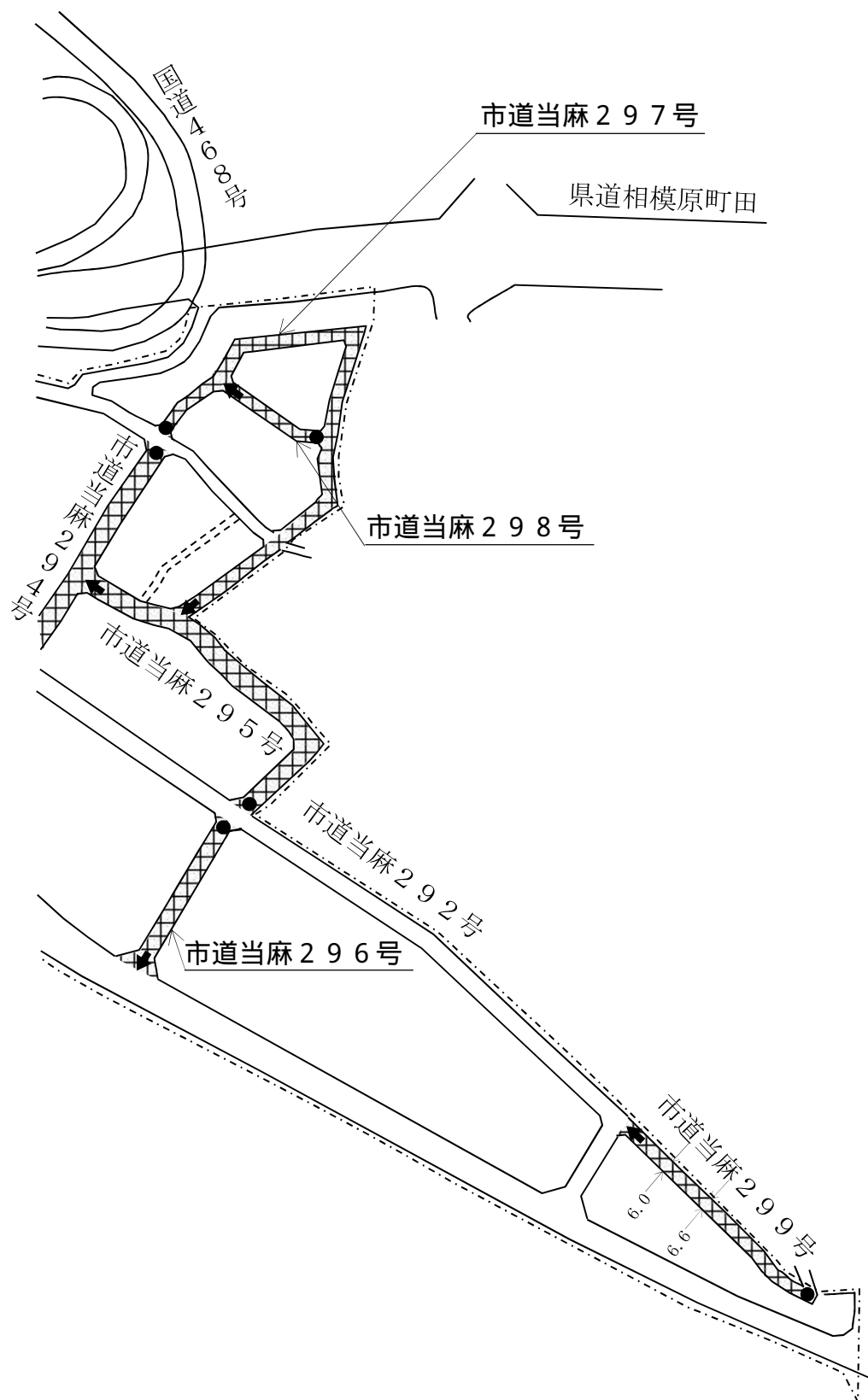
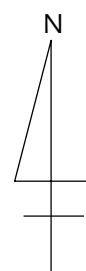
3 路線図



凡 例

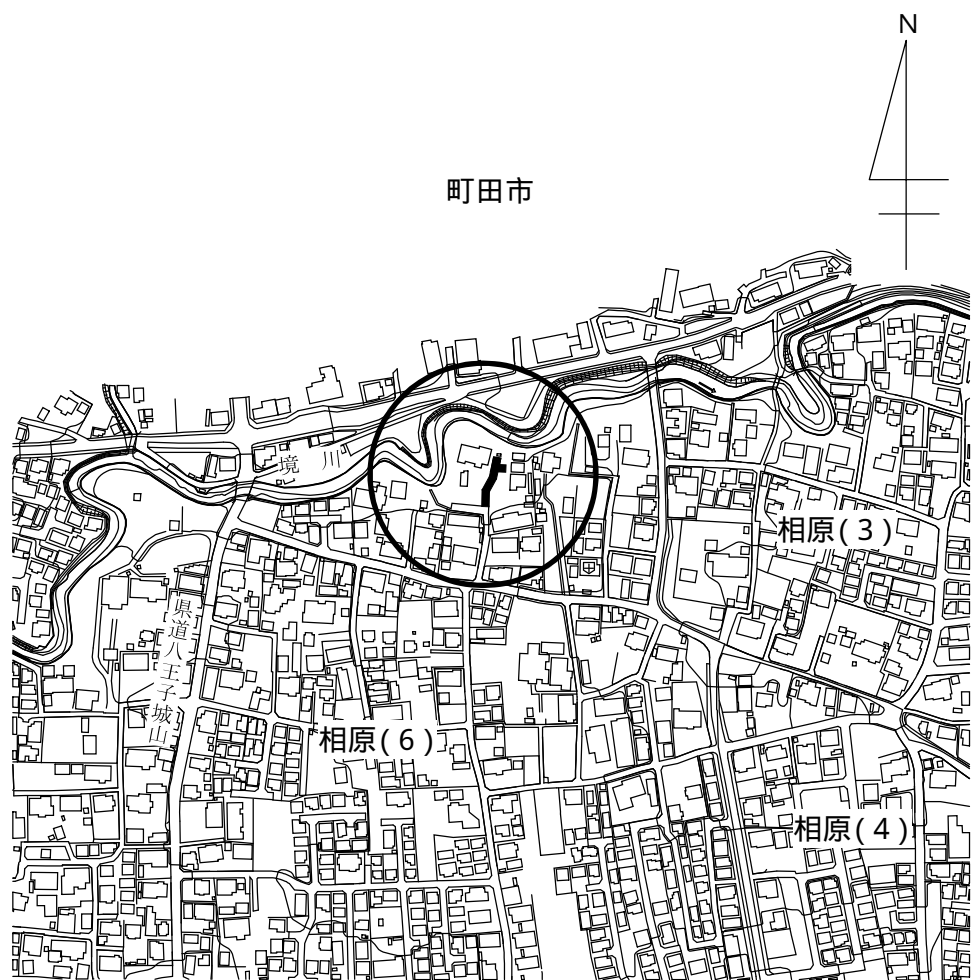
-  当麻宿地区土地区画整理事業区域
 新設予定路線
 認定路線

市道当麻294号	市道当麻295号	市道当麻296号
幅員 10.0m	幅員 10.0m	幅員 8.0m
延長 127m	延長 188m	延長 87m
市道当麻297号	市道当麻298号	市道当麻299号
幅員 6.0m	幅員 6.0m	幅員 6.0 ~ 6.6m
延長 300m	延長 59m	延長 130m



別 図 3

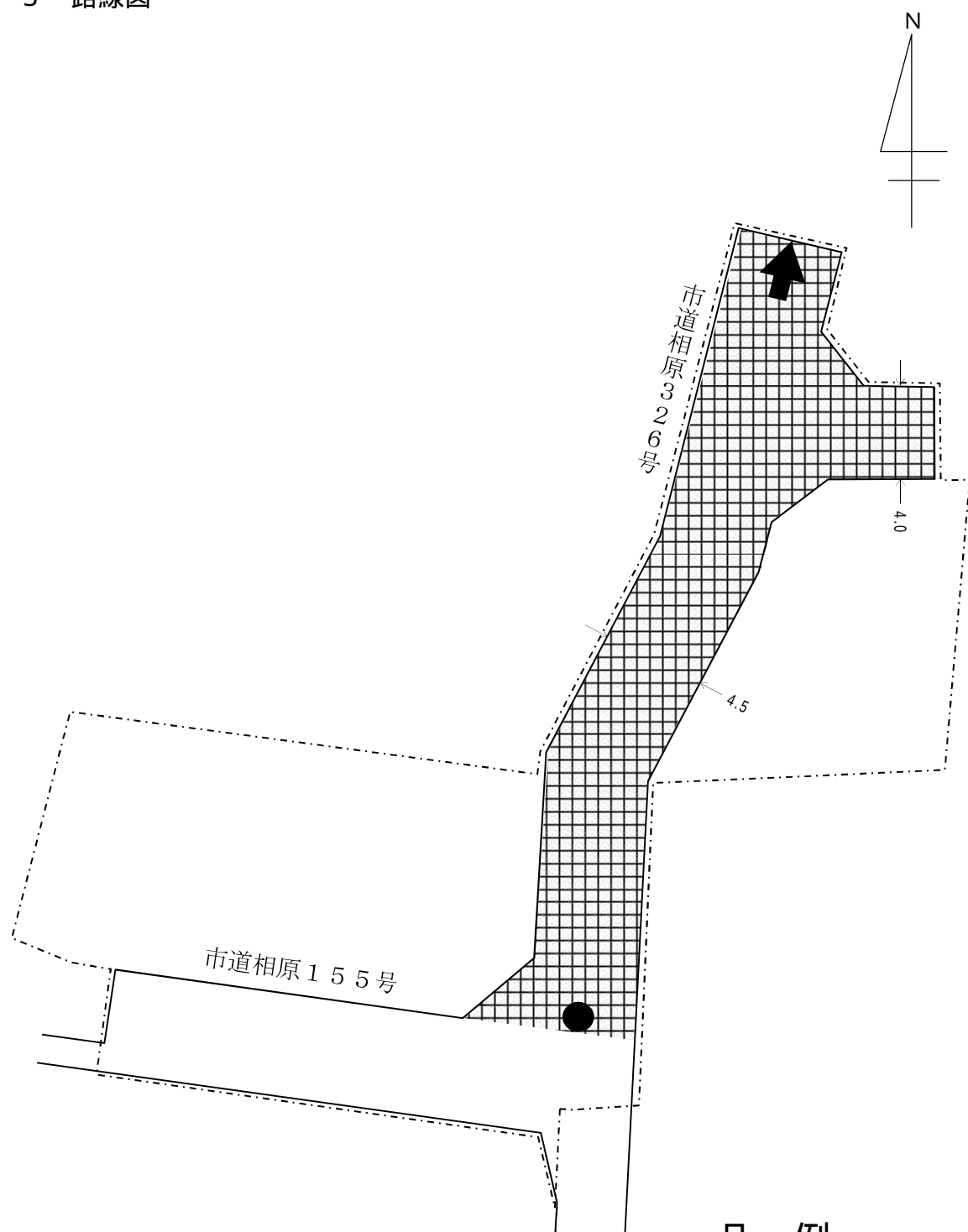
1 案内図



2 道路の概要

路線名	相原326号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	緑区相原6丁目3番5 外11筆
開発行為の面積	655.57㎡
予定建築物の用途等	専用住宅3宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種低層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図



凡 例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 4.0 ~ 4.5m
- 延長 42m

別 図 4

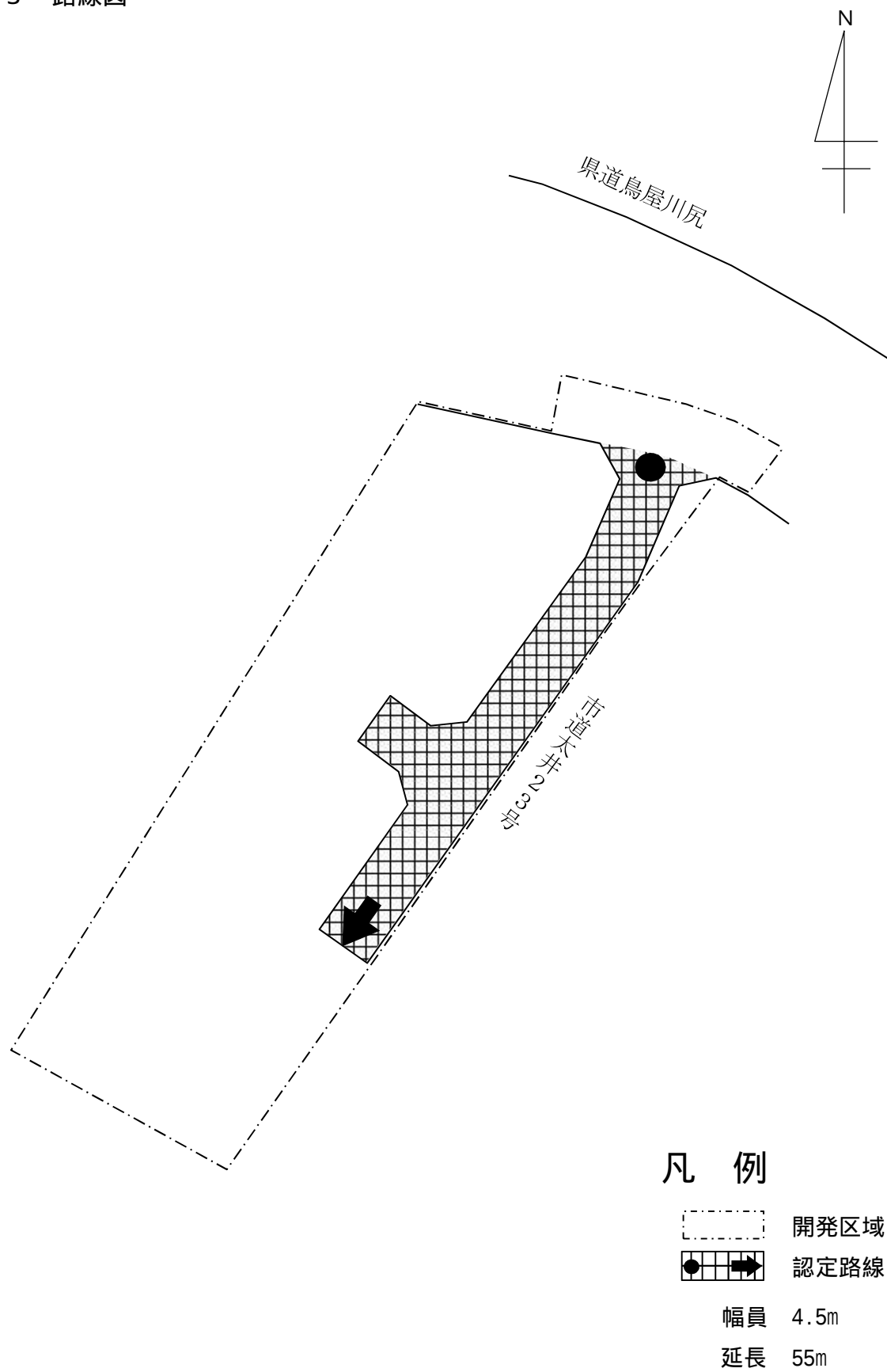
1 案内図



2 道路の概要

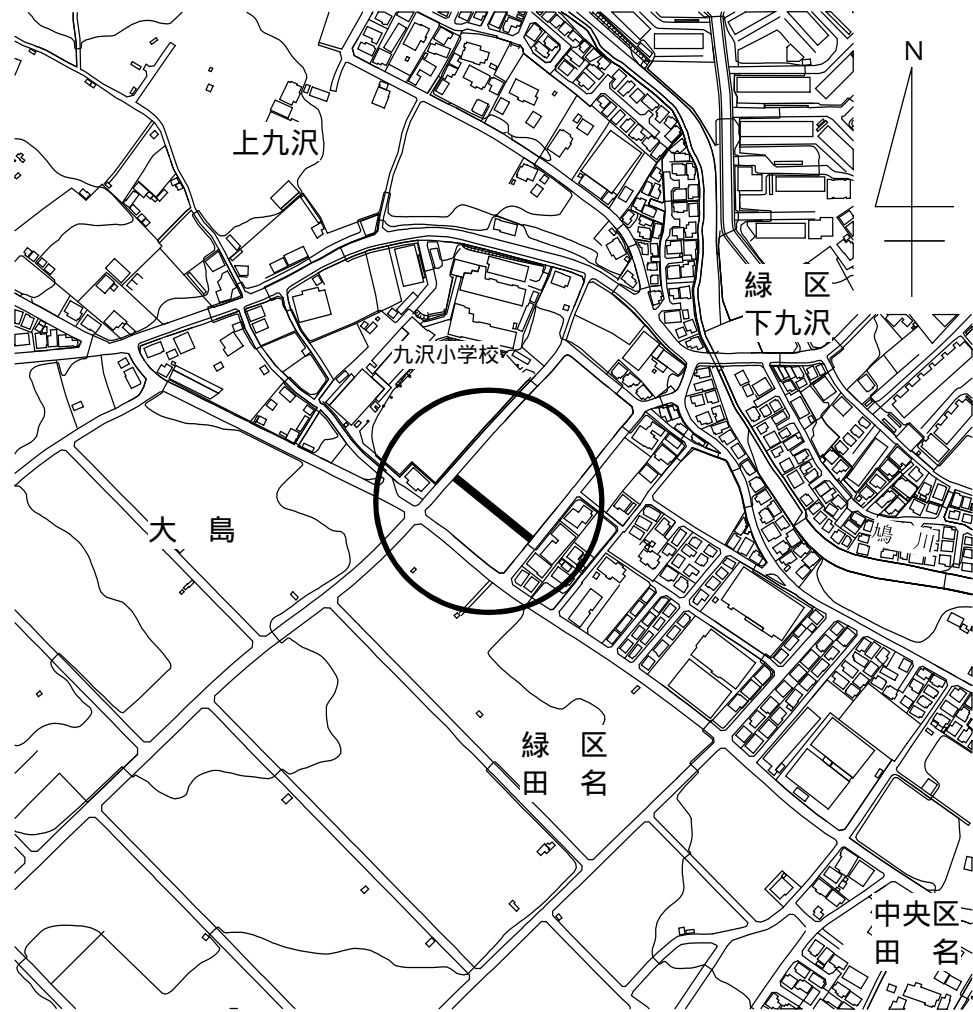
路線名	太井23号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	緑区太井850番1 外18筆
開発行為の面積	1,484.15㎡
予定建築物の用途等	専用住宅7宅地
区域区分等	非線引き都市計画区域 (第1種中高層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図



別 図 5

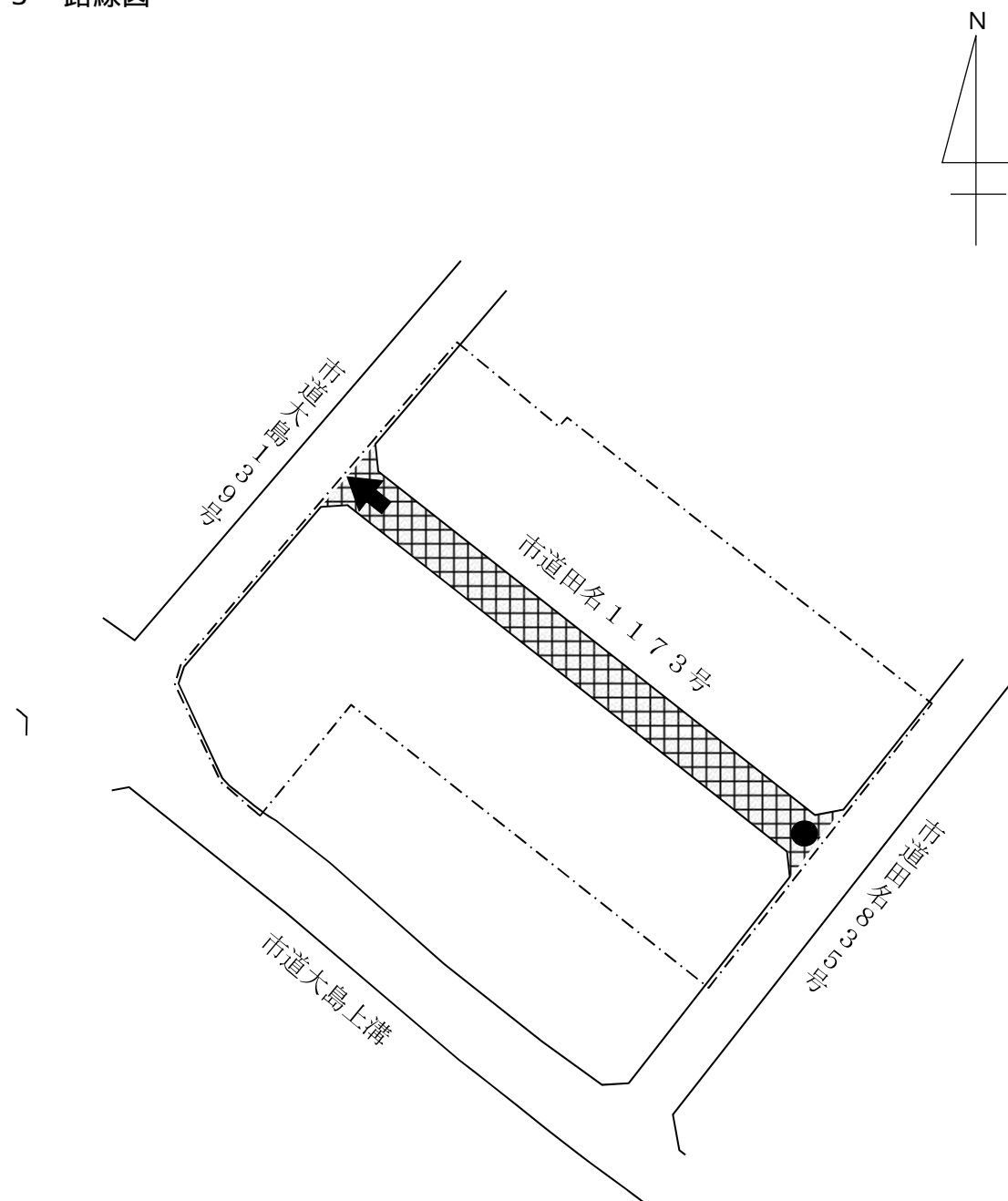
1 案内図



2 道路の概要

路線名	田名1173号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	緑区田名2581番15 外24筆
開発行為の面積	2,869.26㎡
予定建築物の用途等	専用住宅20宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種中高層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	

3 路線図

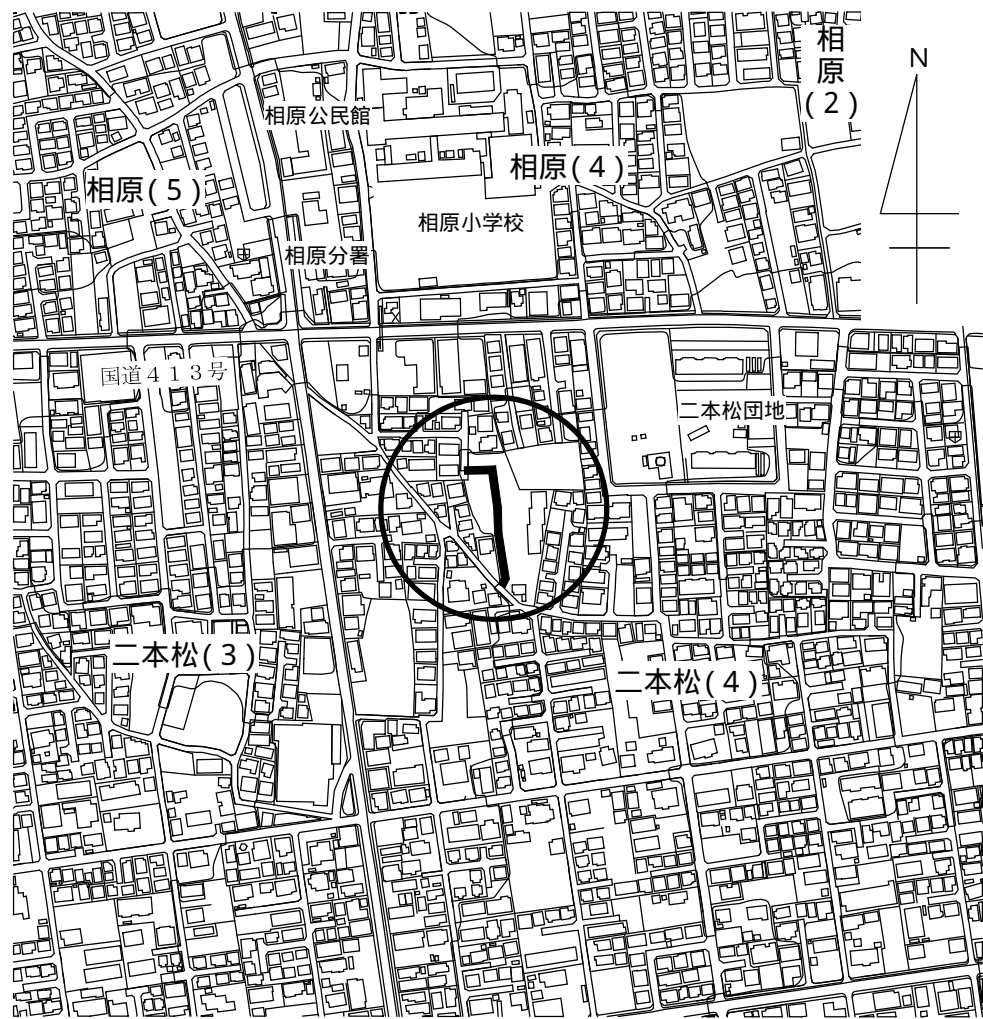


凡 例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 5.0m
- 延長 66m

別 図 6

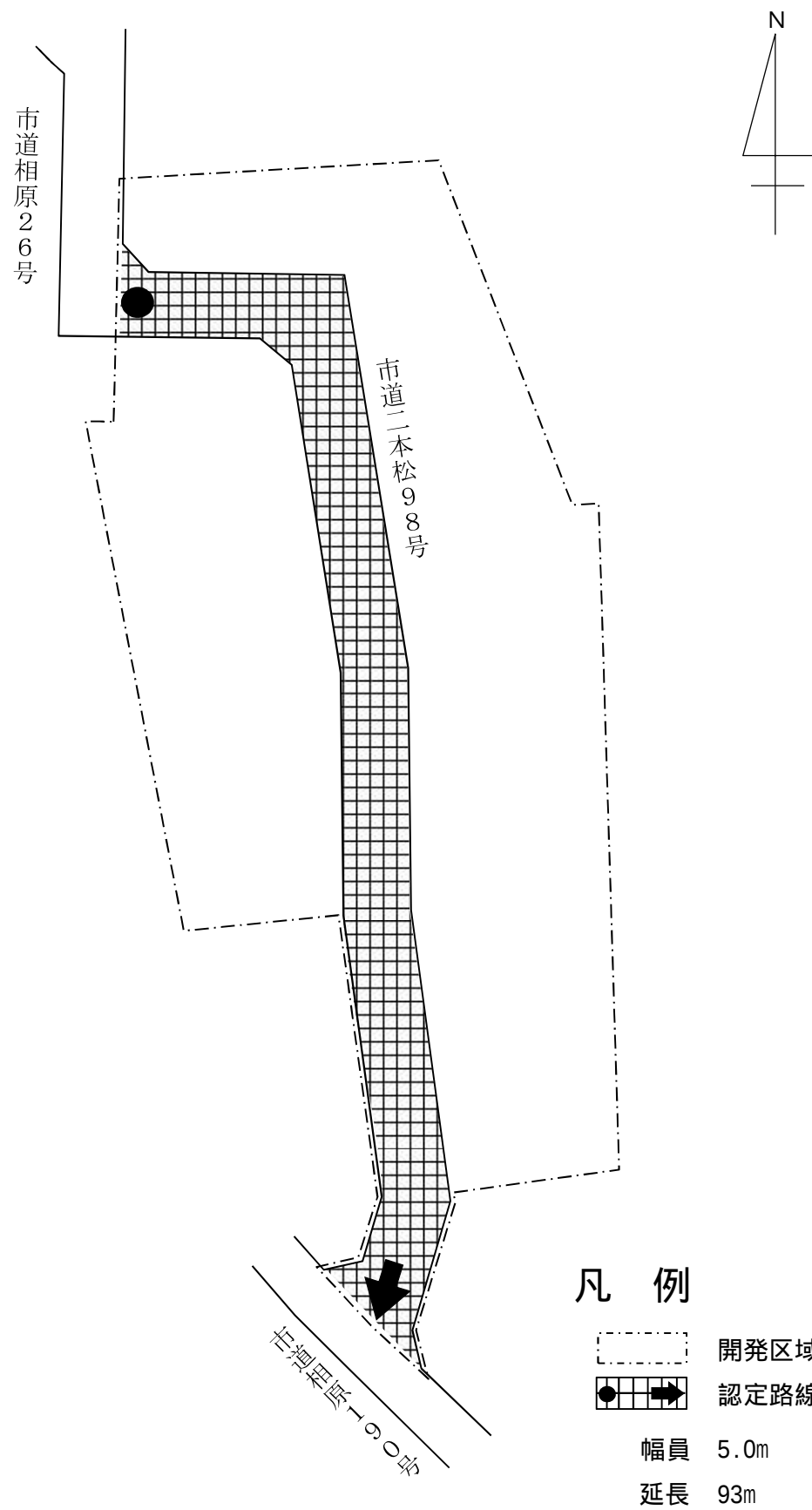
1 案内図



2 道路の概要

路線名	二本松98号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	緑区二本松4丁目1210番79 外17筆
開発行為の面積	2,320.26㎡
予定建築物の用途等	専用住宅16宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種低層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	

3 路線図



別 図 7

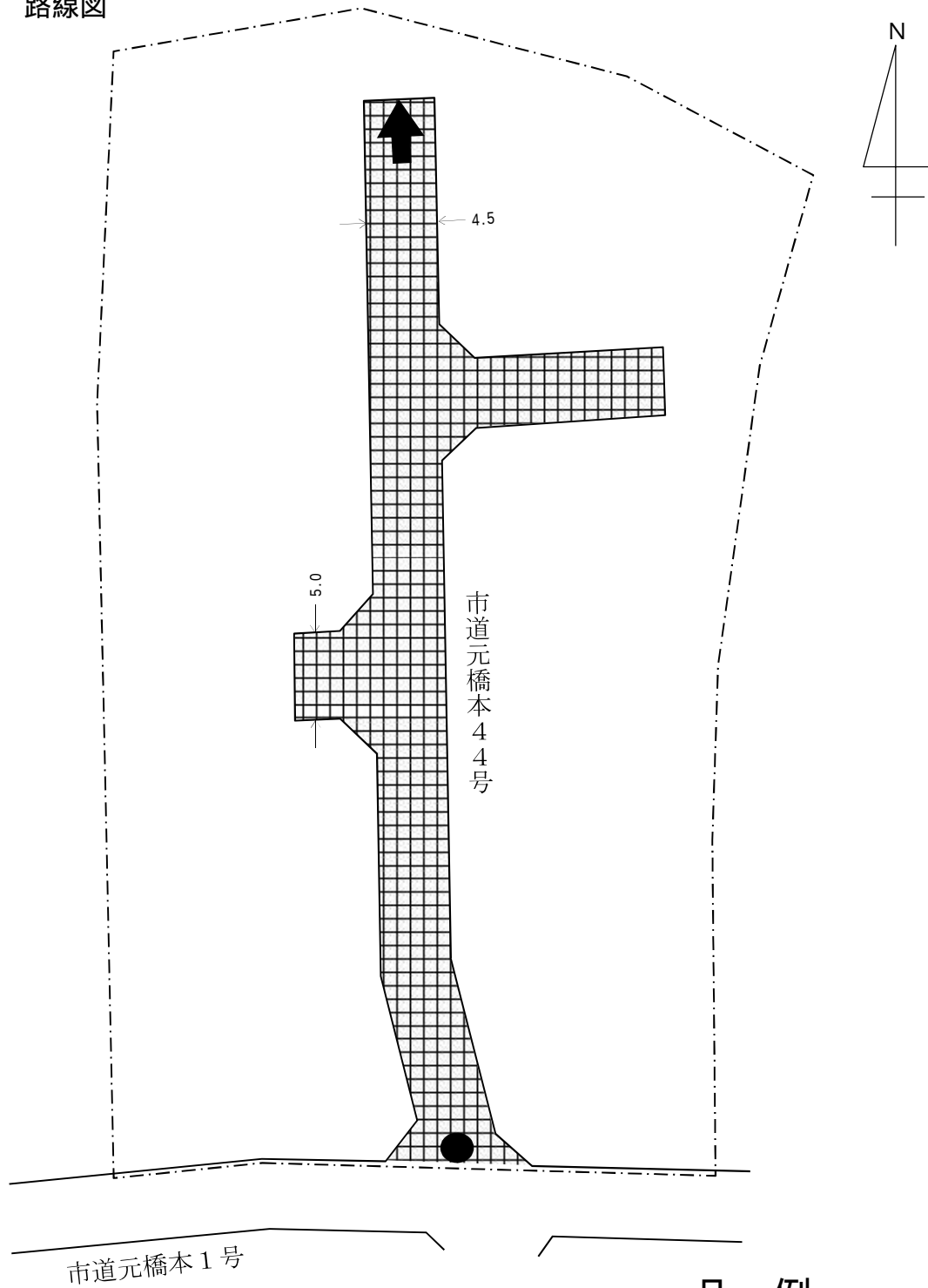
1 案内図



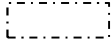
2 道路の概要

路線名	元橋本44号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	緑区元橋本町128番3 外20筆
開発行為の面積	2,521.86㎡
予定建築物の用途等	専用住宅18宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種住居地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図

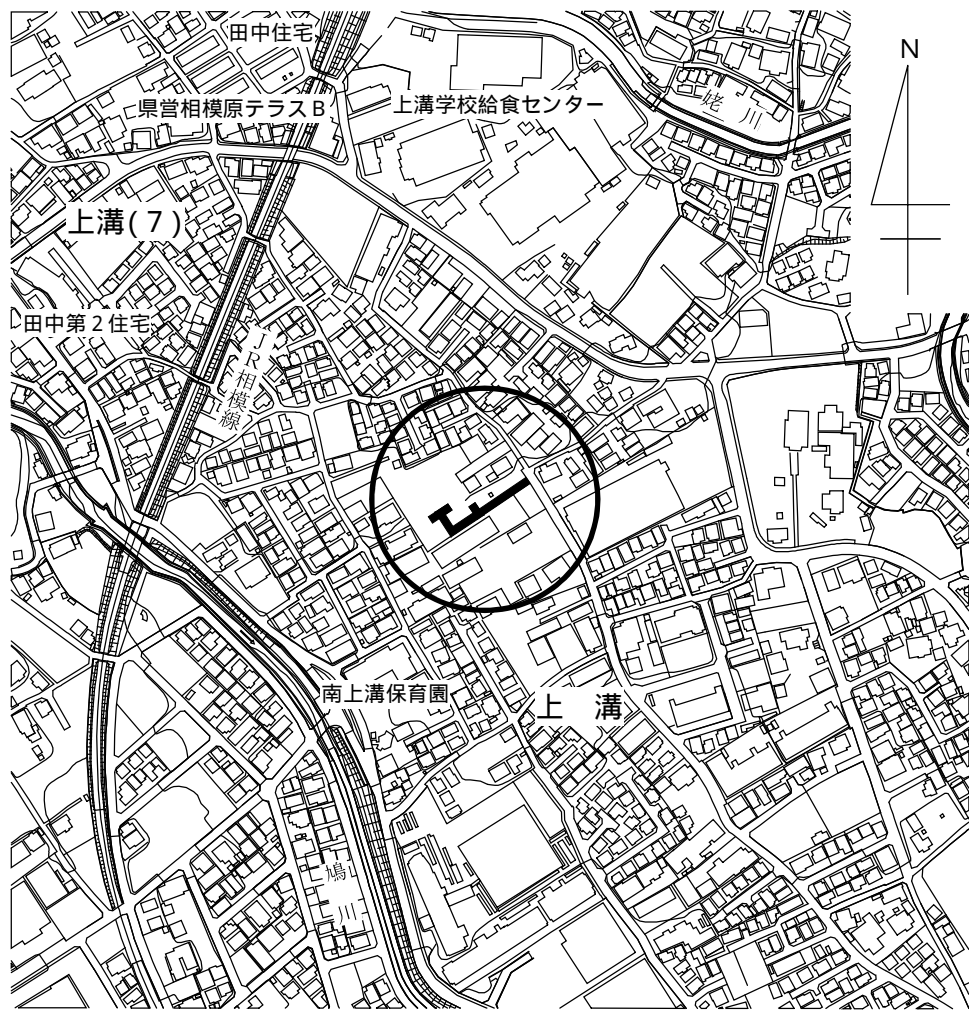


凡 例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 4.5 ~ 5.0m
- 延長 80m

別 図 8

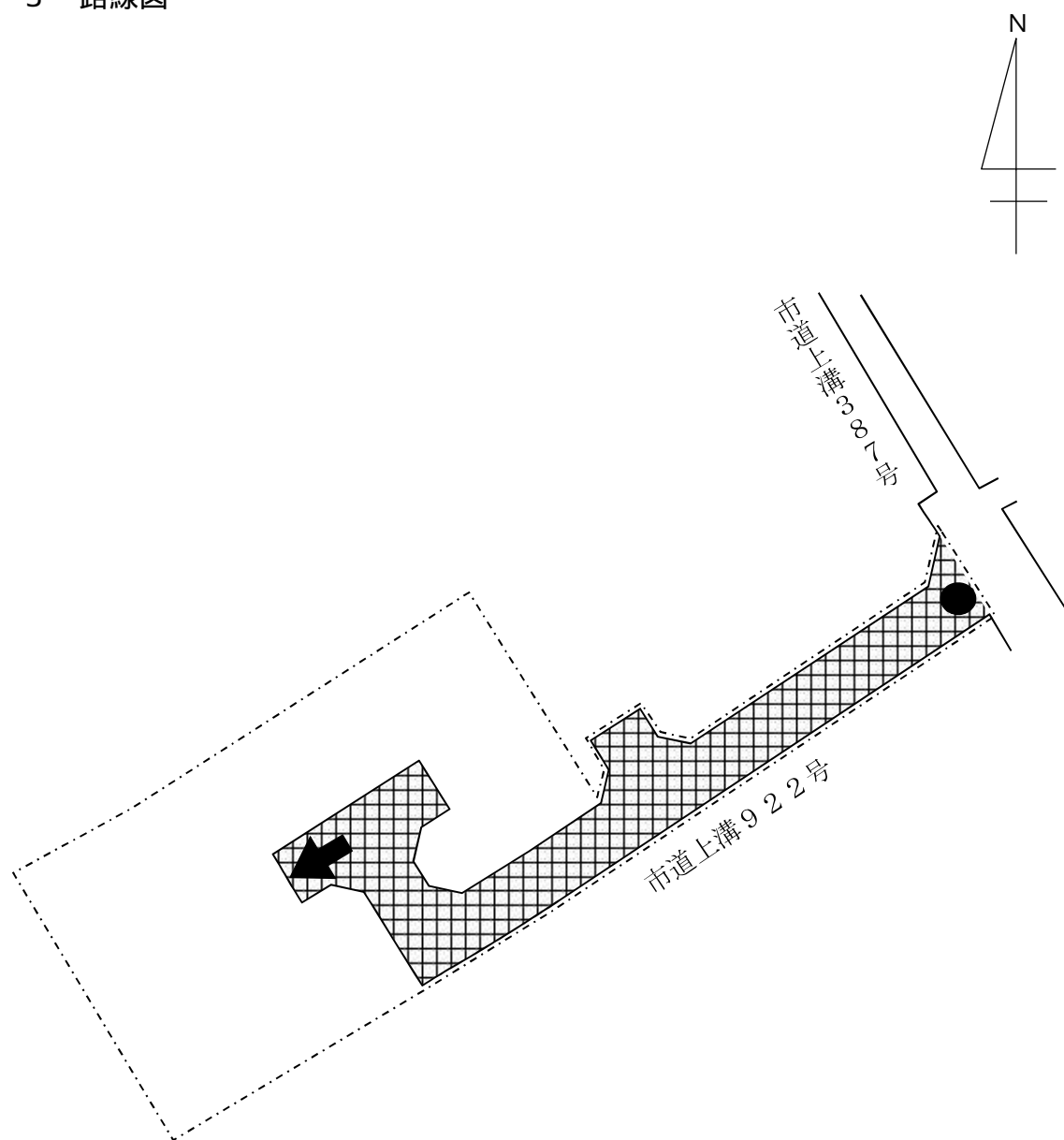
1 案内図



2 道路の概要

路線名	上溝922号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区上溝1922番1 外10筆
開発行為の面積	1,460.84㎡
予定建築物の用途等	専用住宅7宅地
区域区分等	市街化区域 (準工業地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	片隅切、車返しあり

3 路線図



凡 例

- 開発区域
- 認定路線
- 幅員 5.0m
- 延長 84m

別 図 9

1 案内図

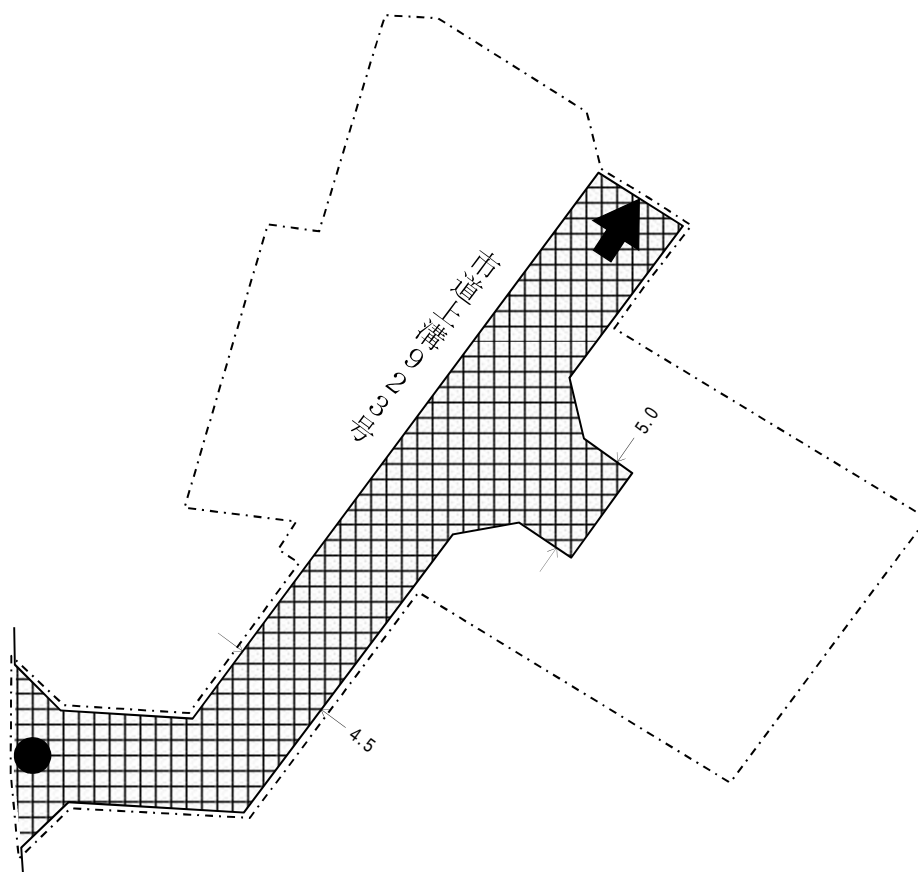


2 道路の概要

路線名	上溝923号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区上溝2395番4 外6筆
開発行為の面積	697.40㎡
予定建築物の用途等	専用住宅4宅地
区域区分等	市街化区域 (第2種中高層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図

市道上溝330号



凡 例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 4.5 ~ 5.0m
- 延長 47m

別 図 1 0

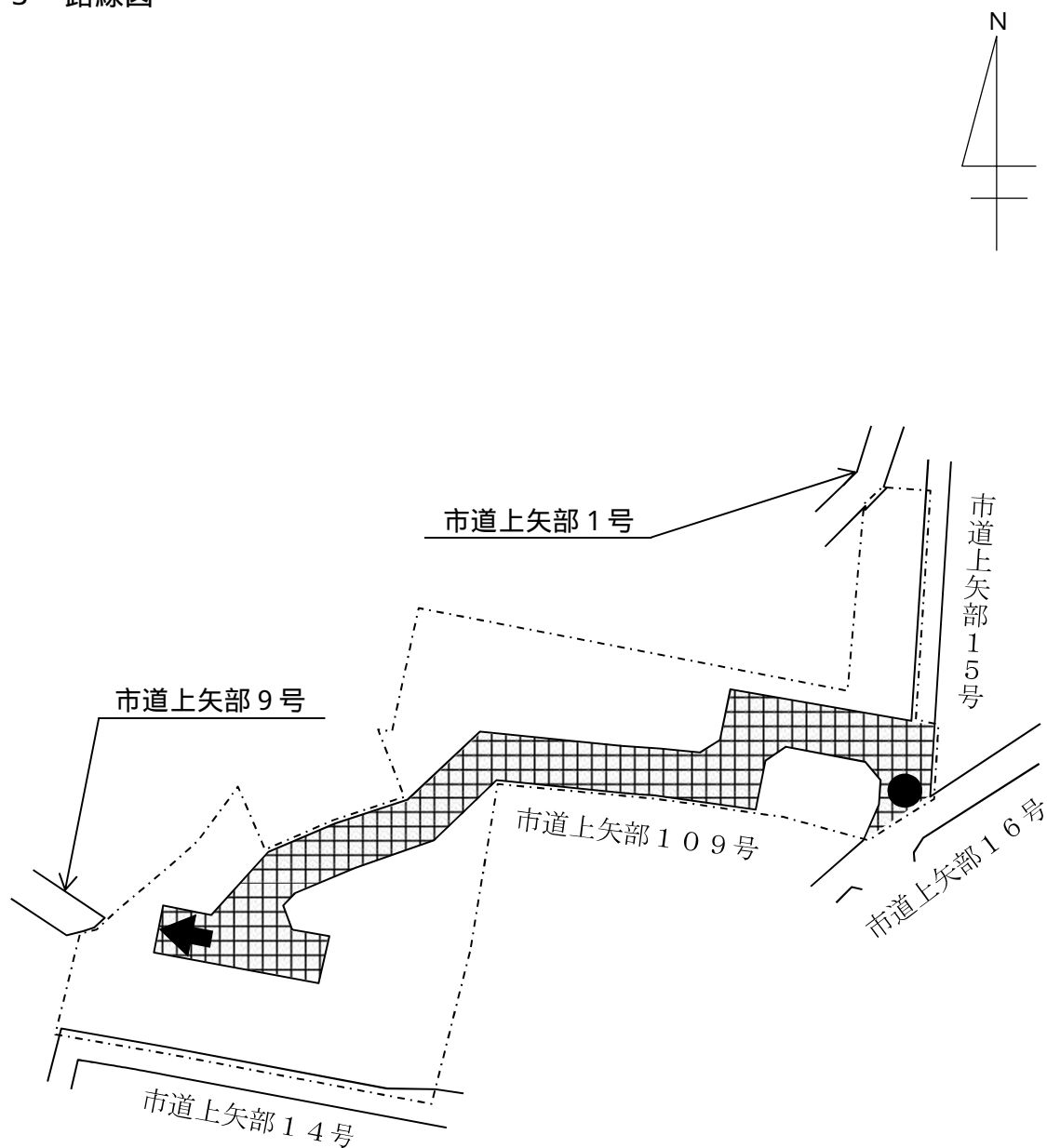
1 案内図



2 道路の概要

路線名	上矢部109号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区上矢部2丁目312番1 外19筆
開発行為の面積	2,807.74m ²
予定建築物の用途等	専用住宅15宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種低層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	片隅切、車返しあり

3 路線図

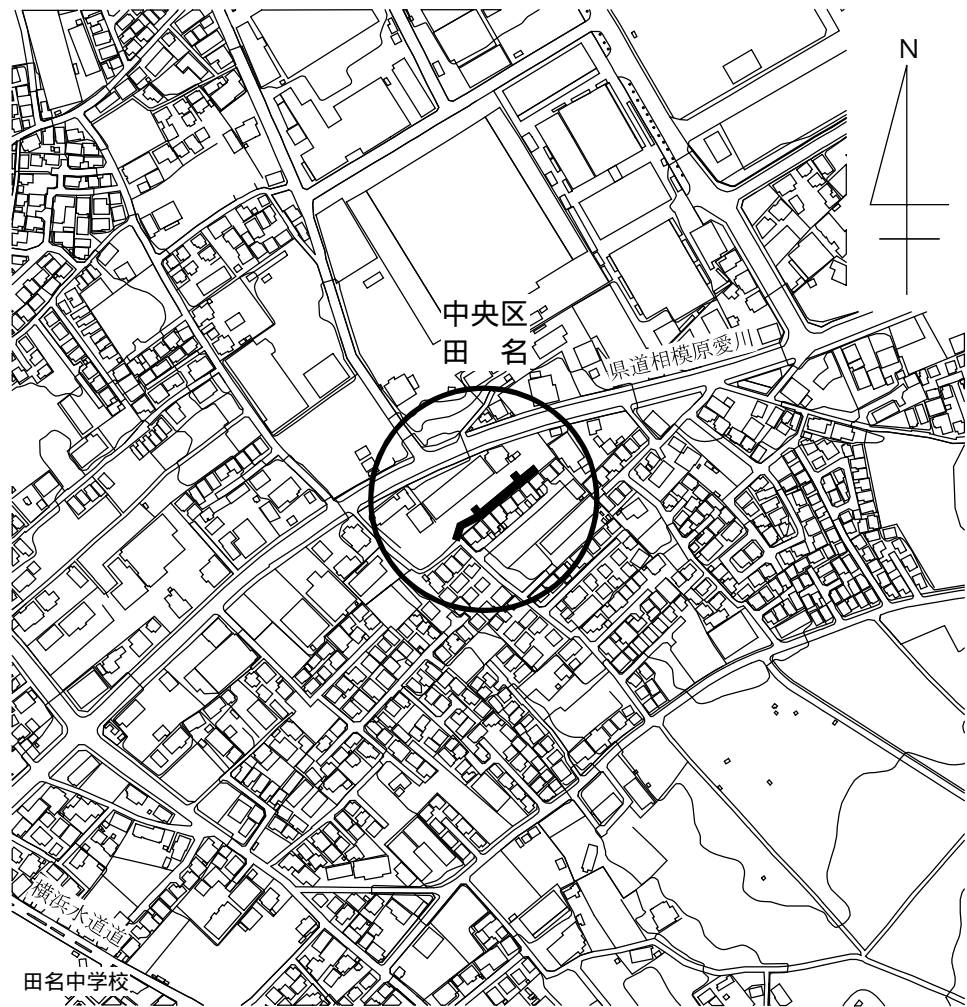


凡 例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 6.0m
- 延長 123m

別 図 1 1

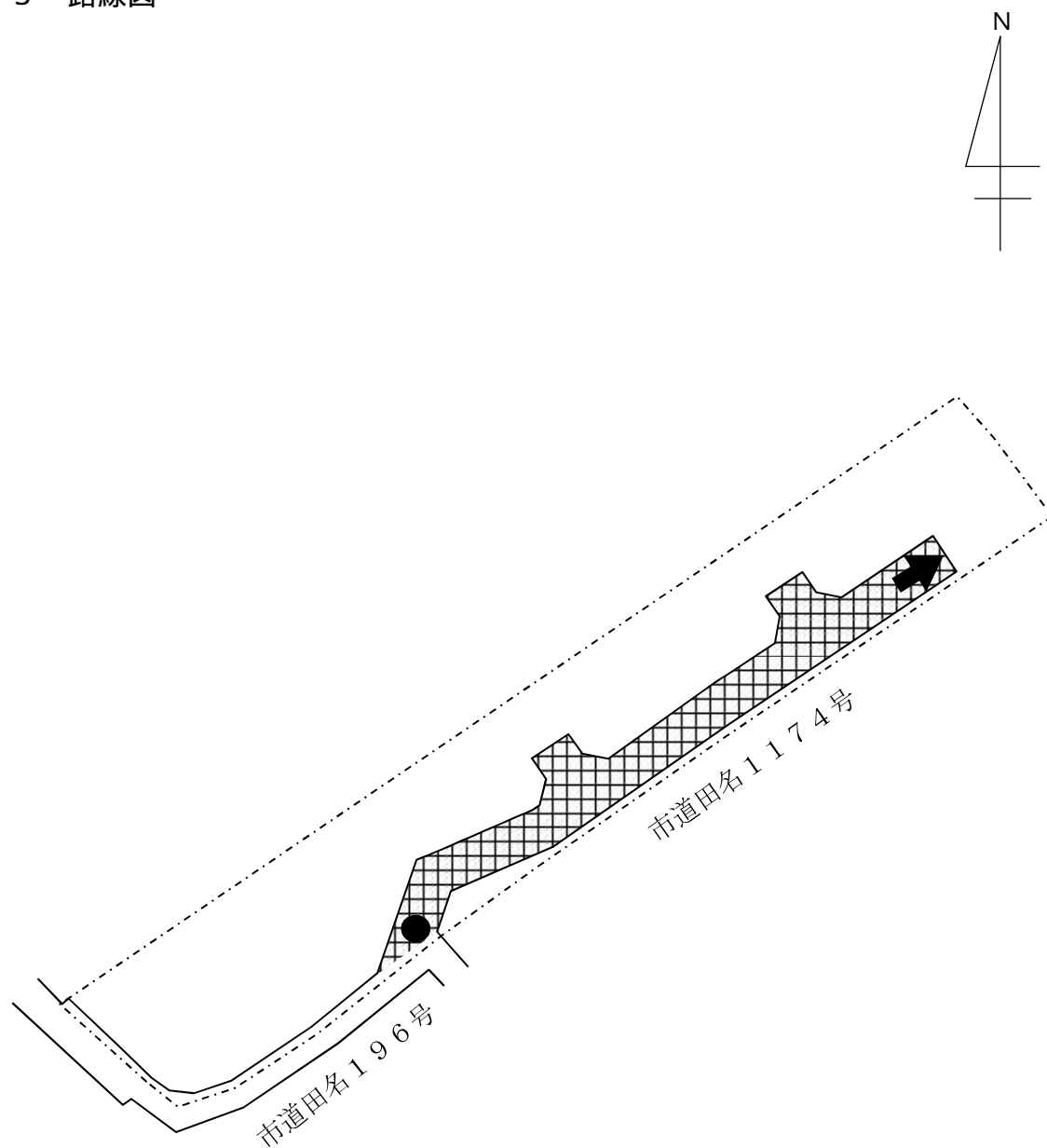
1 案内図



2 道路の概要

路線名	田名1174号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区田名4139番1 外17筆
開発行為の面積	2,186.54㎡
予定建築物の用途等	専用住宅13宅地
区域区分等	市街化区域 (準工業地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図



凡 例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 5.0m
- 延長 89m

別 図 1 2

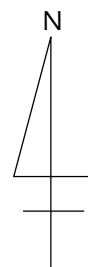
1 案内図



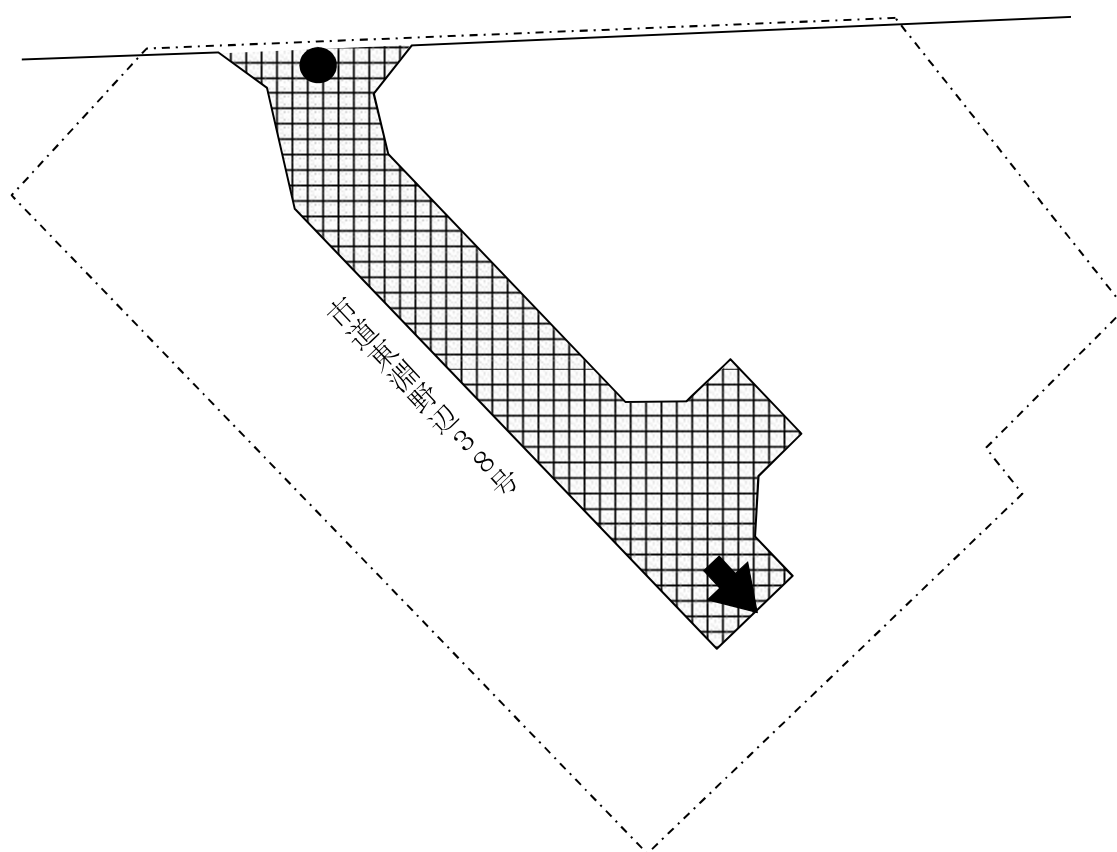
2 道路の概要

路線名	東淵野辺38号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区東淵野辺4丁目2209番63 外12筆
開発行為の面積	1,325.91㎡
予定建築物の用途等	専用住宅9宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種住居地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

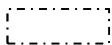
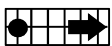
3 路線図



市道淵野辺中和田

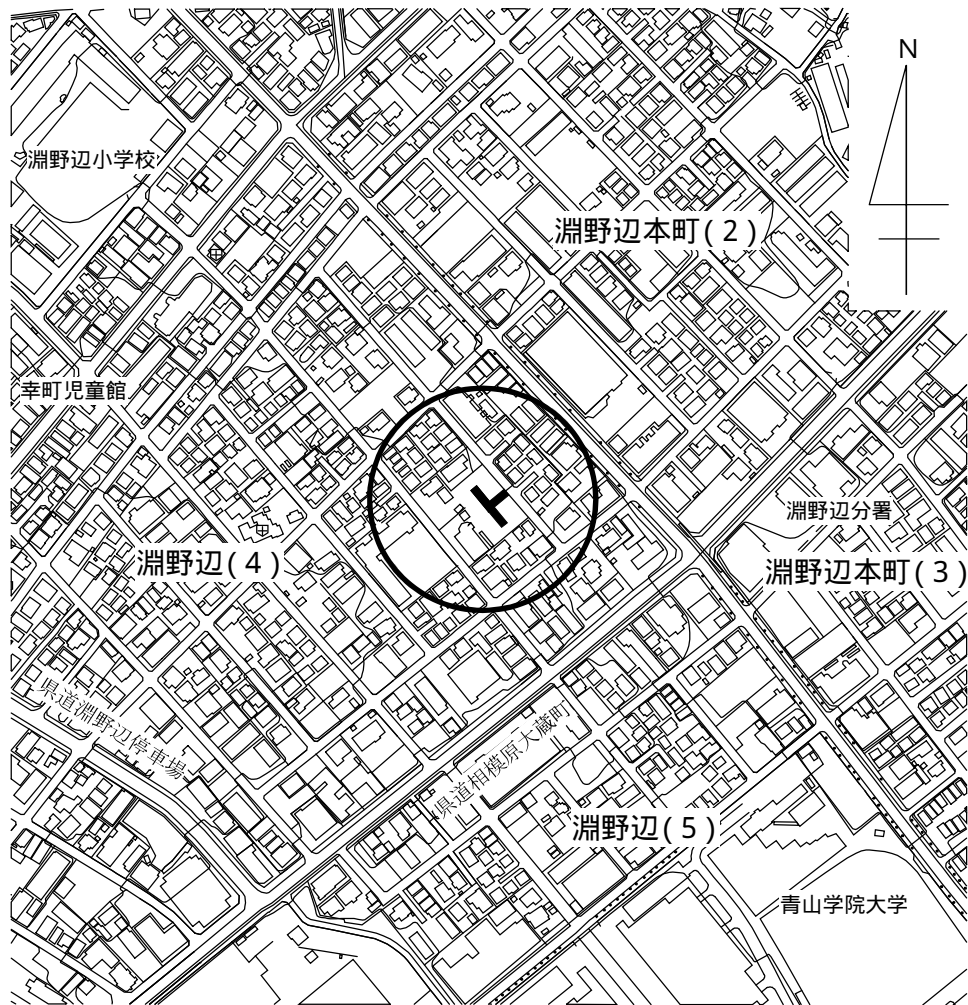


凡 例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 5.0m
- 延長 42m

別 図 1 3

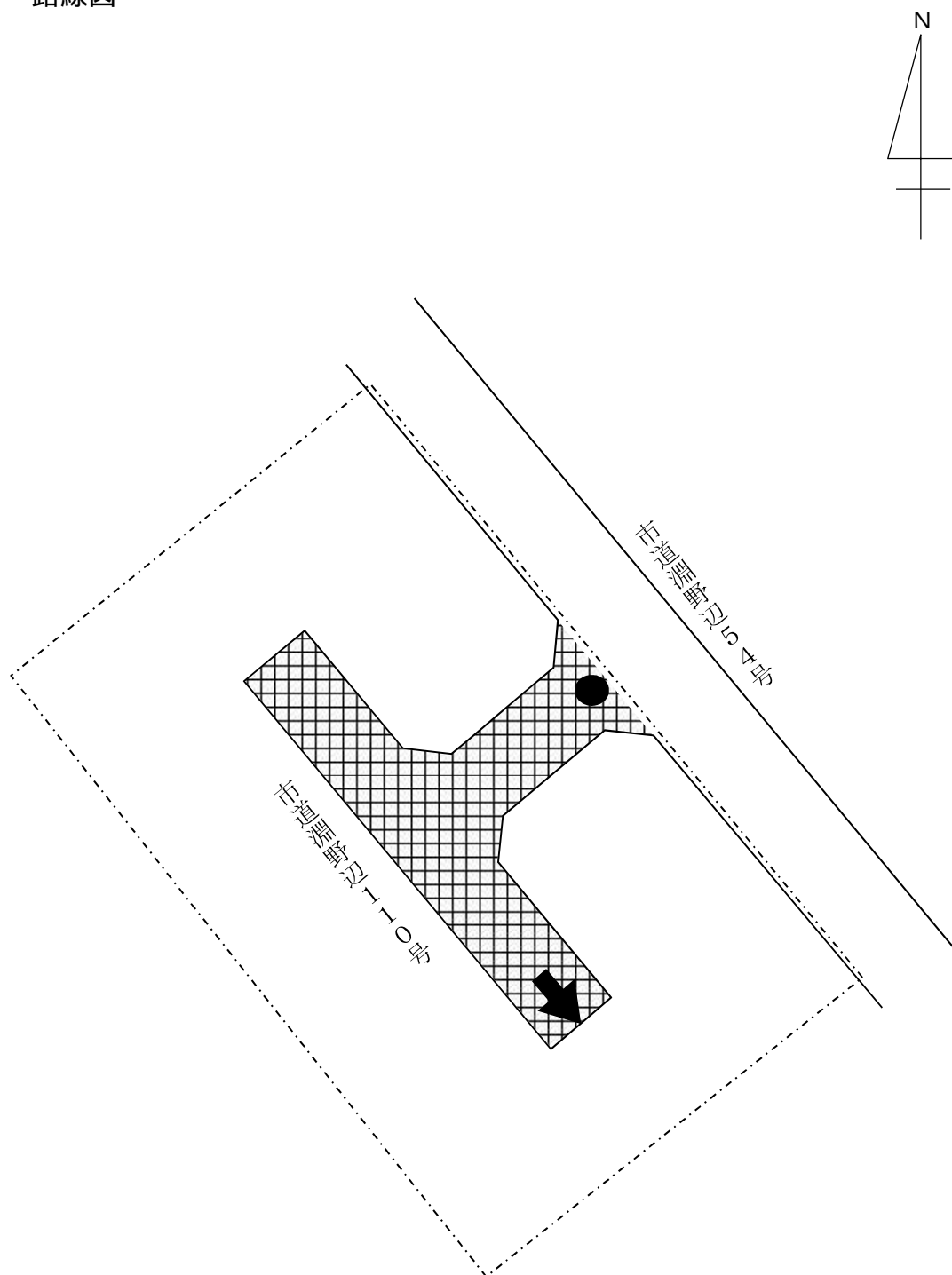
1 案内図



2 道路の概要

路線名	淵野辺110号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区淵野辺4丁目932番6 外11筆
開発行為の面積	1,419.97㎡
予定建築物の用途等	専用住宅9宅地
区域区分等	市街化区域 (第2種住居地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図

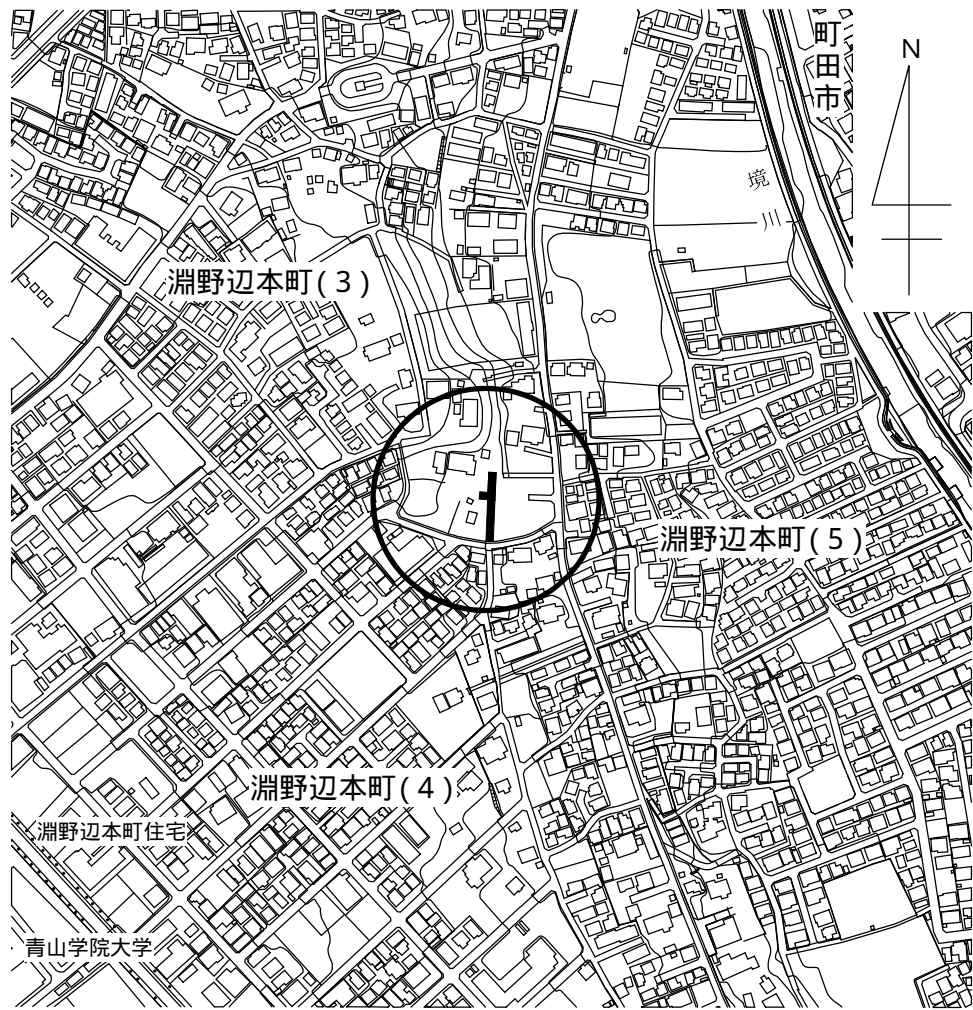


凡 例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 5.0m
- 延長 42m

別 図 1 4

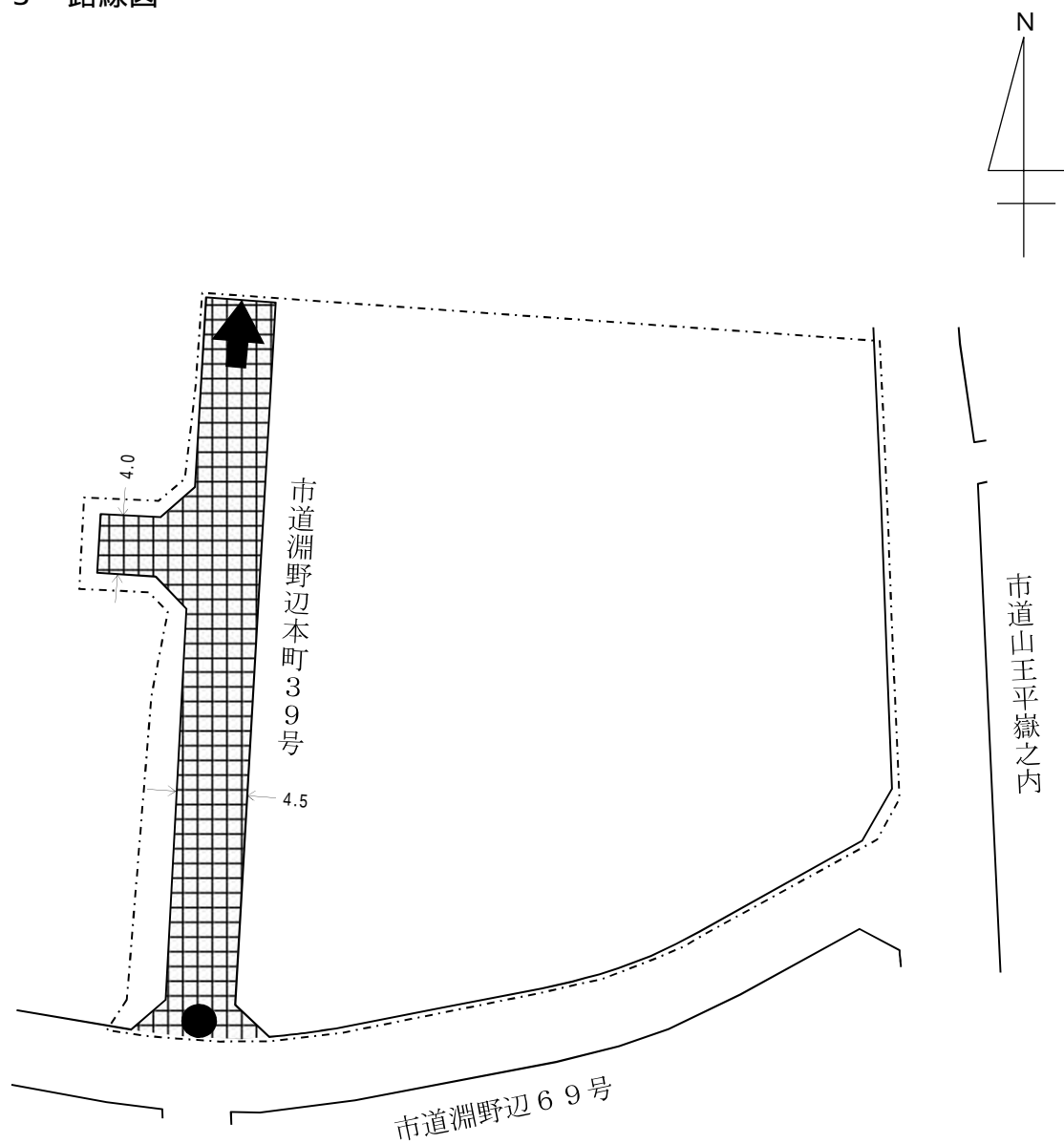
1 案内図



2 道路の概要

路線名	湊野辺本町39号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区湊野辺本町3丁目562番1の一部 外25筆
開発行為の面積	2,093.16㎡
予定建築物の用途等	専用住宅13宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種低層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図



凡 例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 4.0 ~ 4.5m
- 延長 55m

別 図 1 5

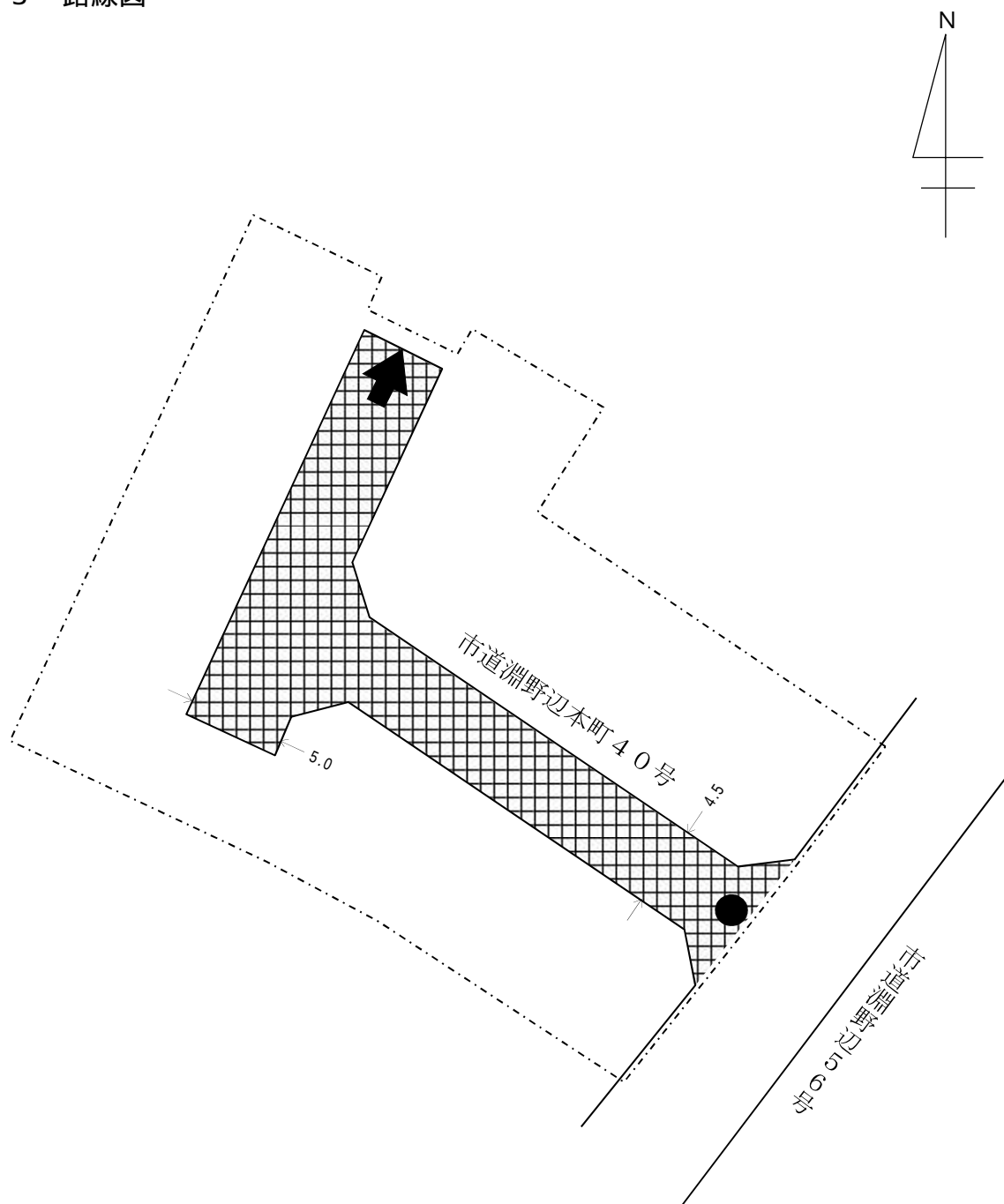
1 案内図



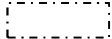
2 道路の概要

路線名	淵野辺本町40号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区淵野辺本町3丁目540番1 外10筆
開発行為の面積	1,037.99㎡
予定建築物の用途等	専用住宅7宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種住居地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図

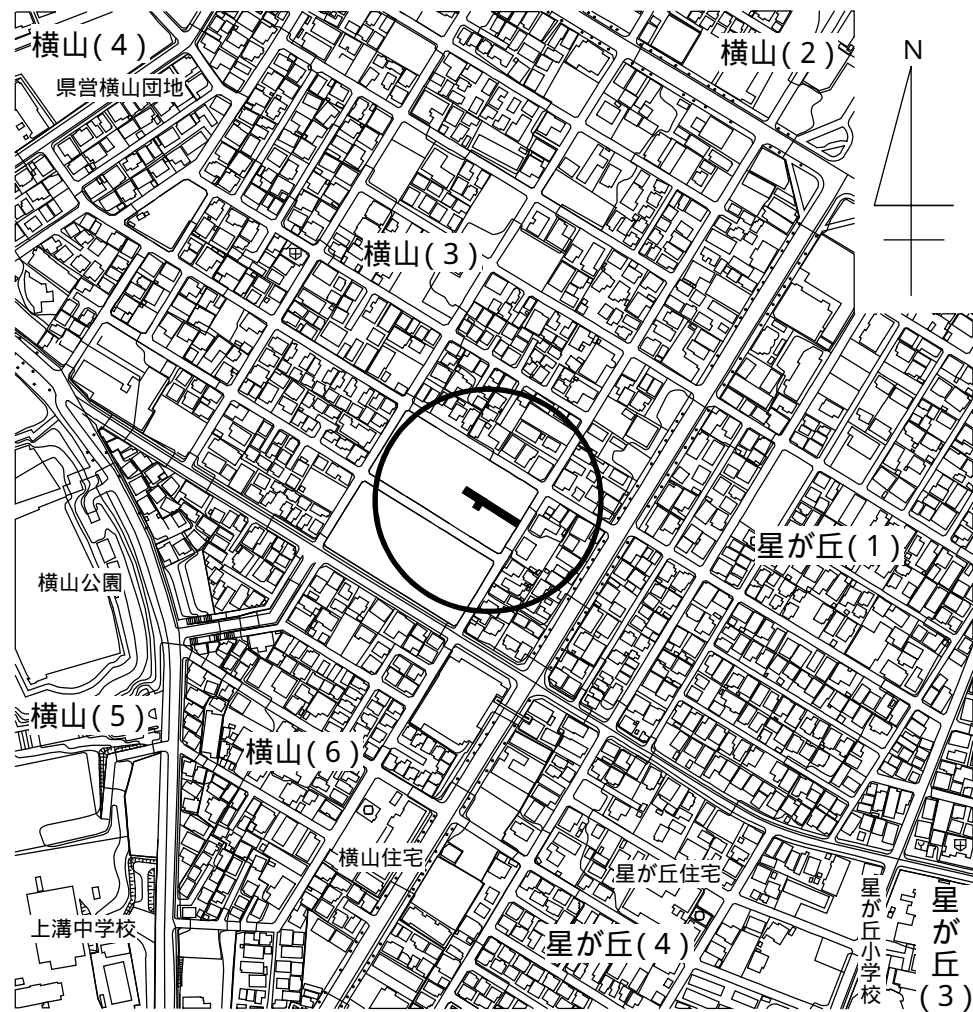


凡 例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 4.5 ~ 5.0m
- 延長 49m

別 図 1 6

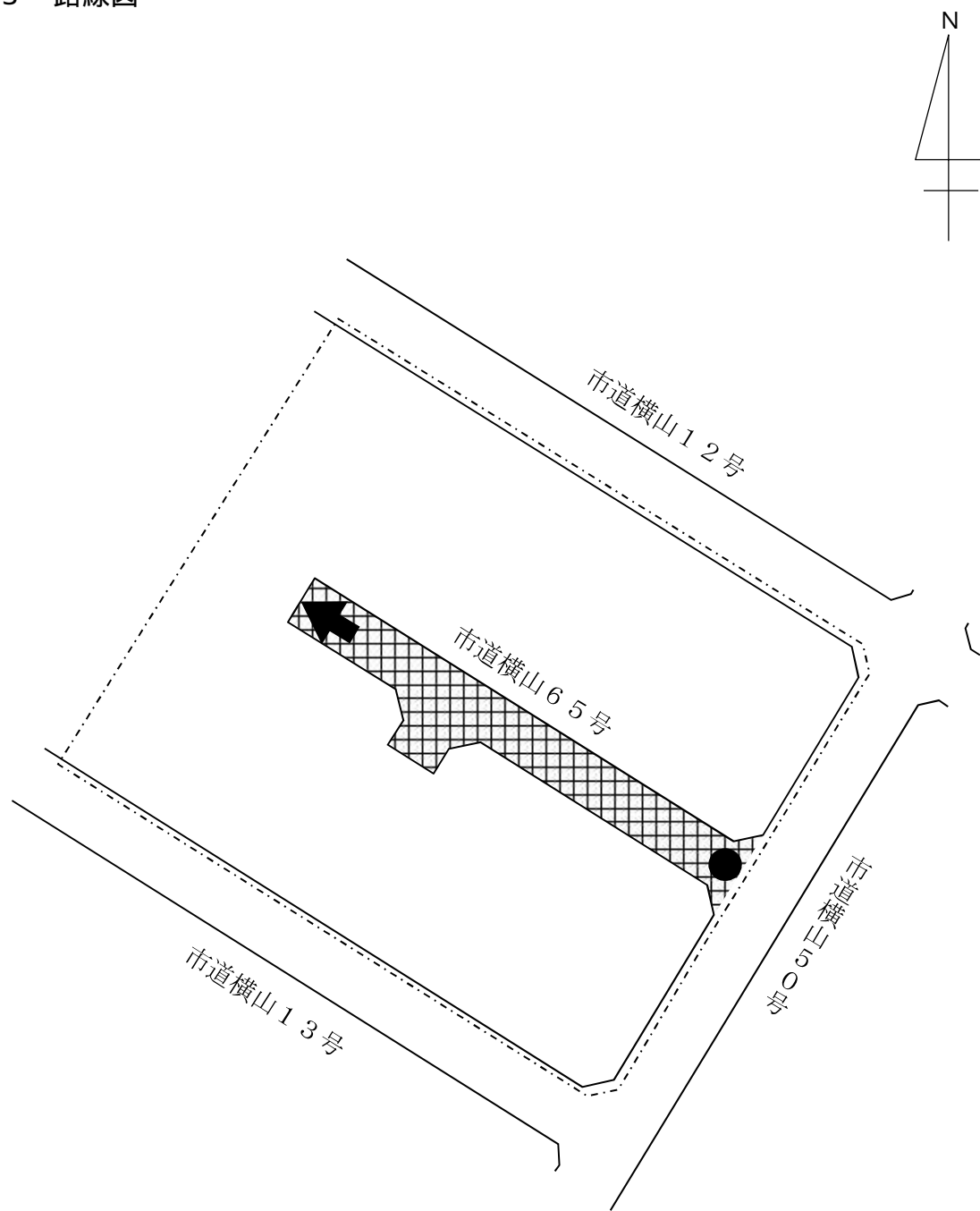
1 案内図



2 道路の概要

路線名	横山65号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区横山3丁目4917番6 外27筆
開発行為の面積	2,997.62㎡
予定建築物の用途等	専用住宅24宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種中高層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図

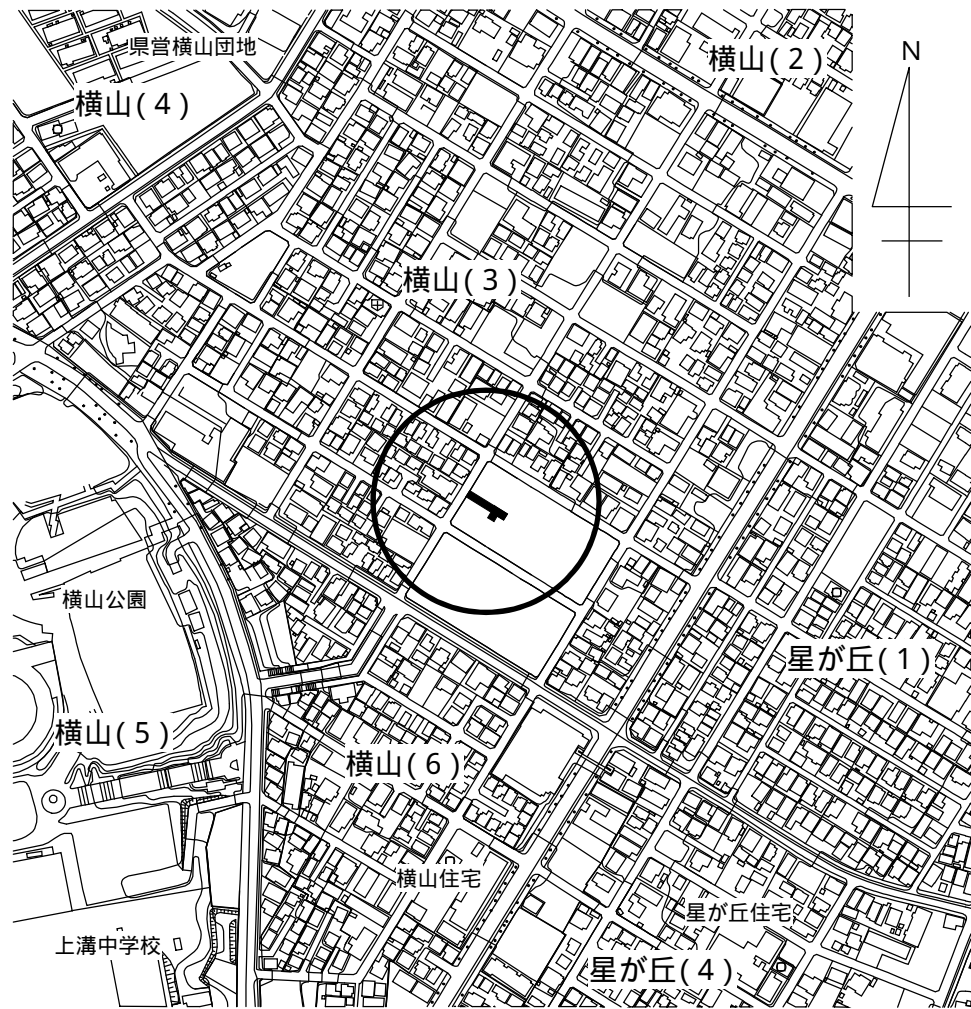


凡 例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 5.0m
- 延長 53m

別 図 1 7

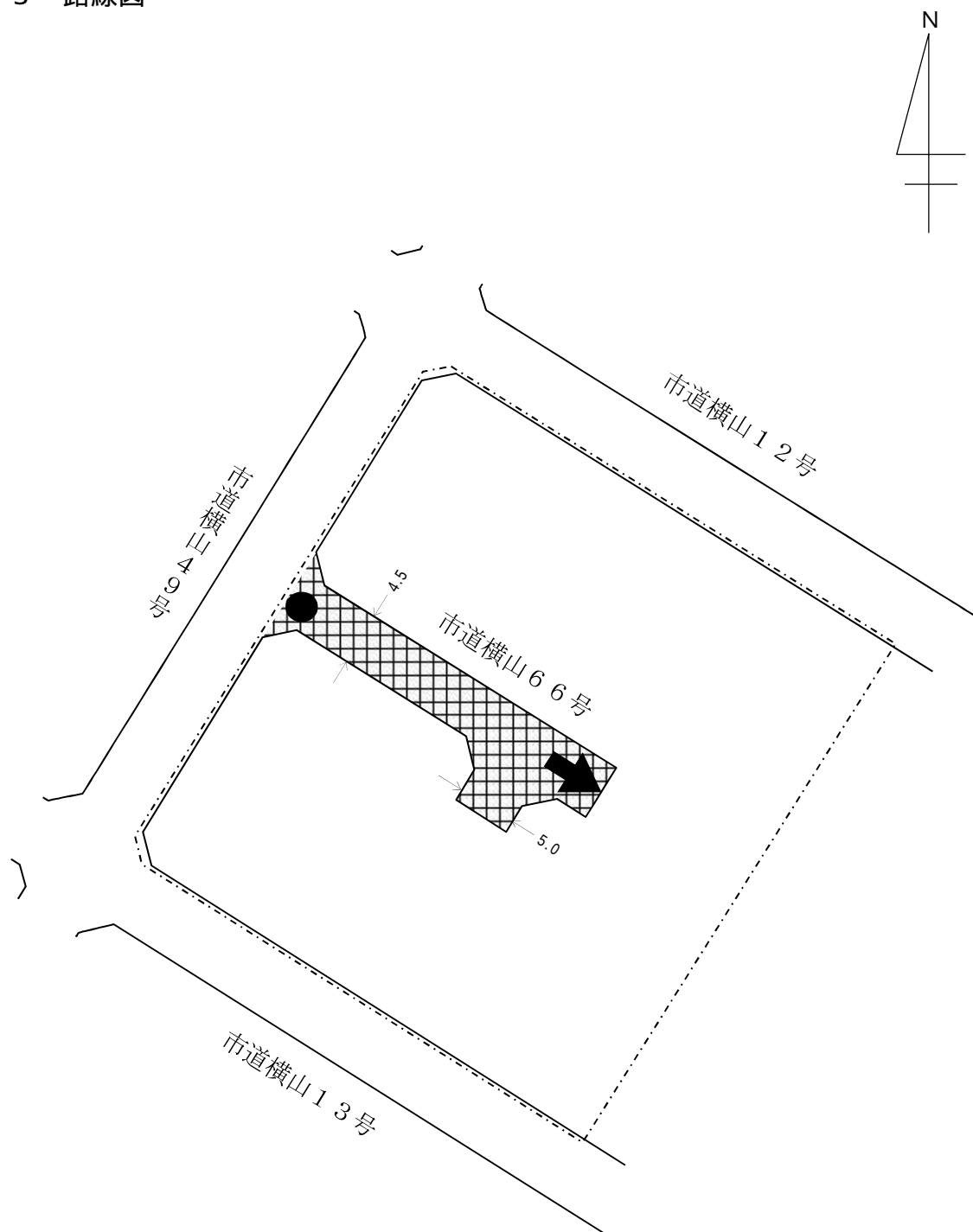
1 案内図



2 道路の概要

路線名	横山66号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区横山3丁目4917番1 外22筆
開発行為の面積	2,294.77㎡
予定建築物の用途等	専用住宅19宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種中高層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図

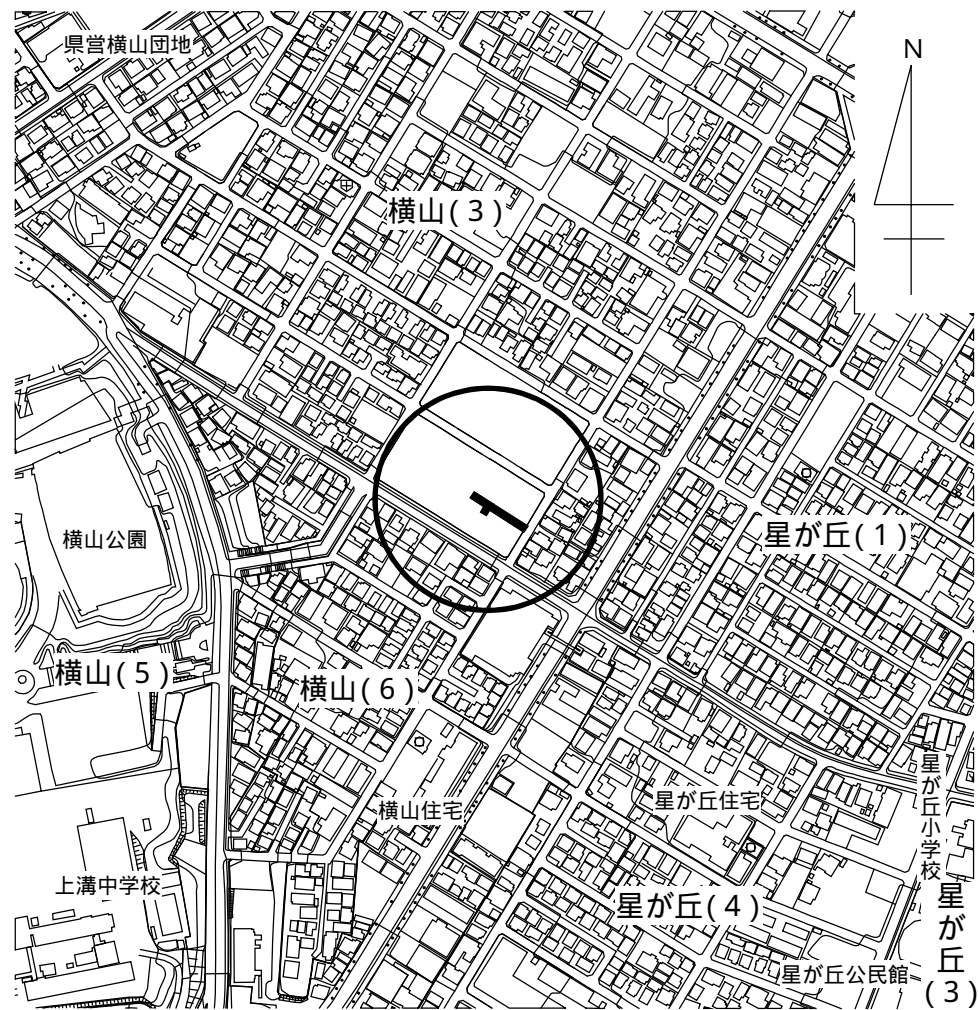


凡 例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 4.5 ~ 5.0m
- 延長 36m

別 図 1 8

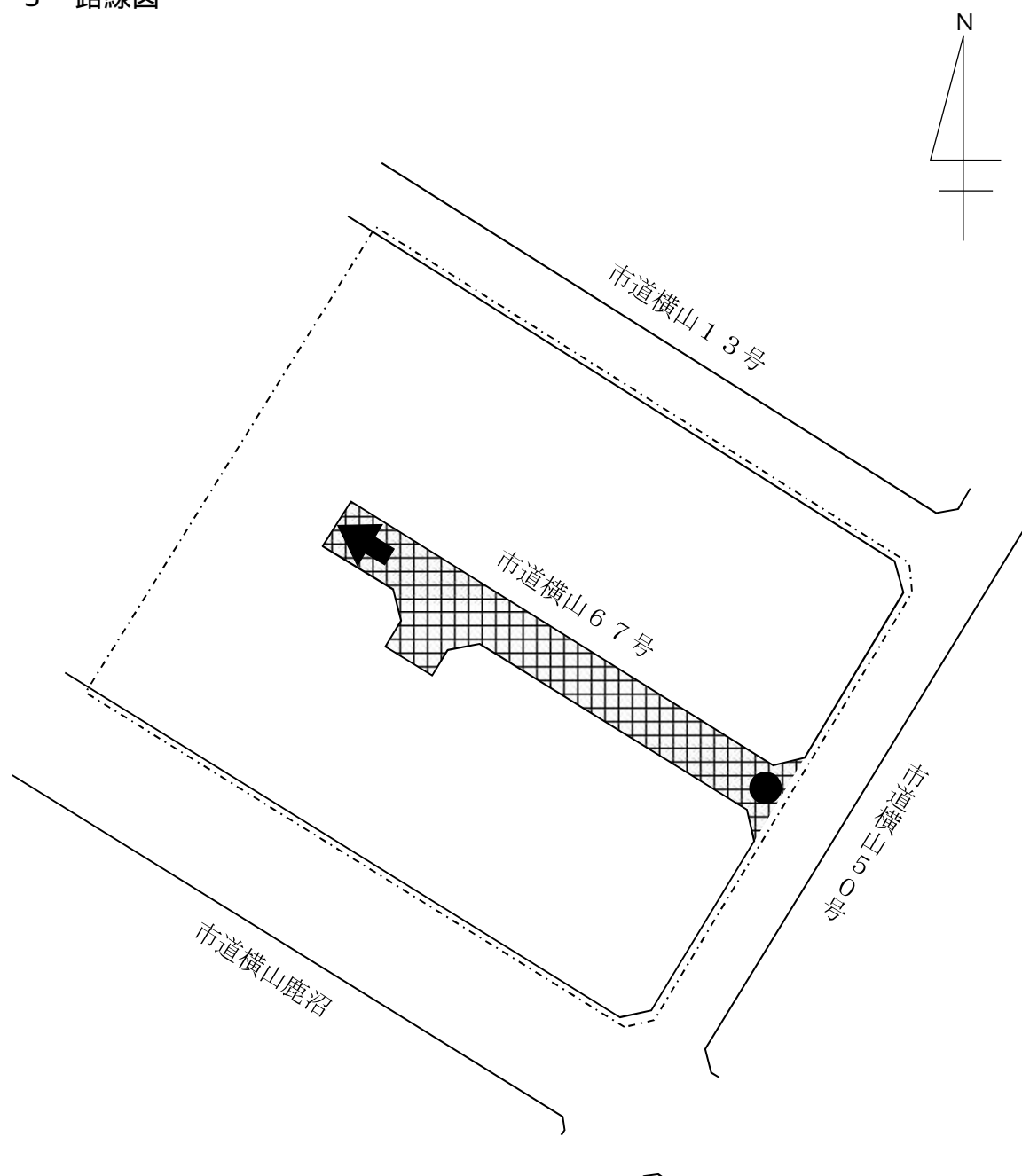
1 案内図



2 道路の概要

路線名	横山67号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区横山3丁目4918番4 外27筆
開発行為の面積	2,995.81㎡
予定建築物の用途等	専用住宅24宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種中高層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図

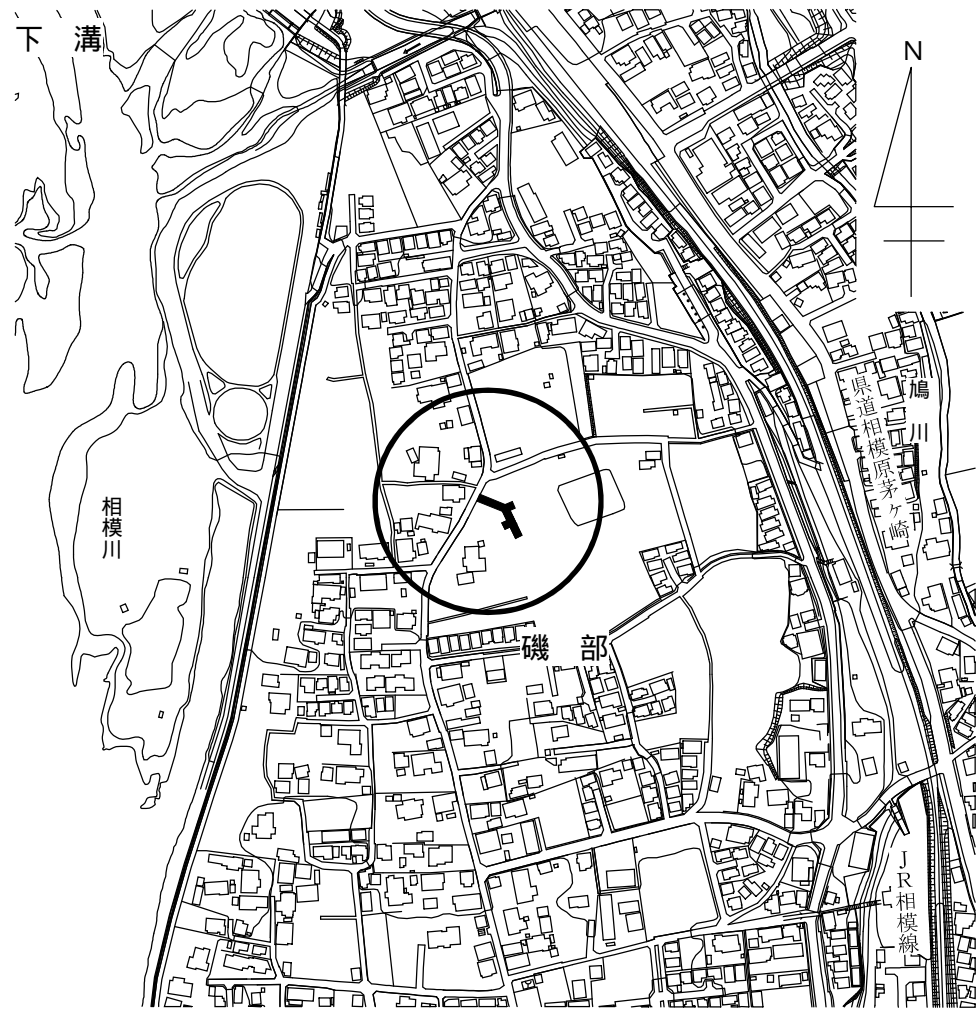


凡 例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 5.0m
- 延長 52m

別 図 1 9

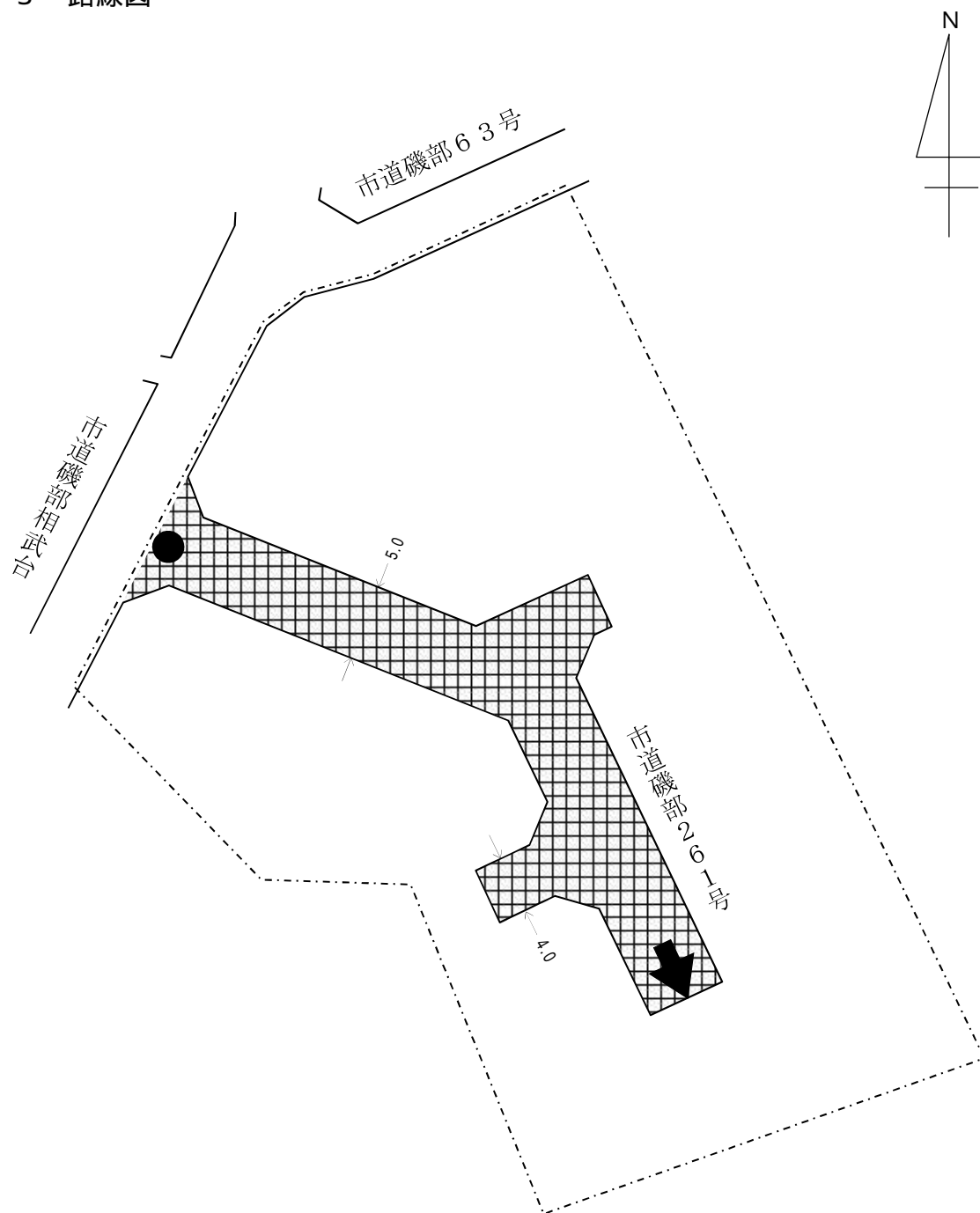
1 案内図



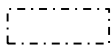
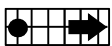
2 道路の概要

路線名	磯部261号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	南区磯部104番1 外15筆
開発行為の面積	2,113.26㎡
予定建築物の用途等	専用住宅14宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種低層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図

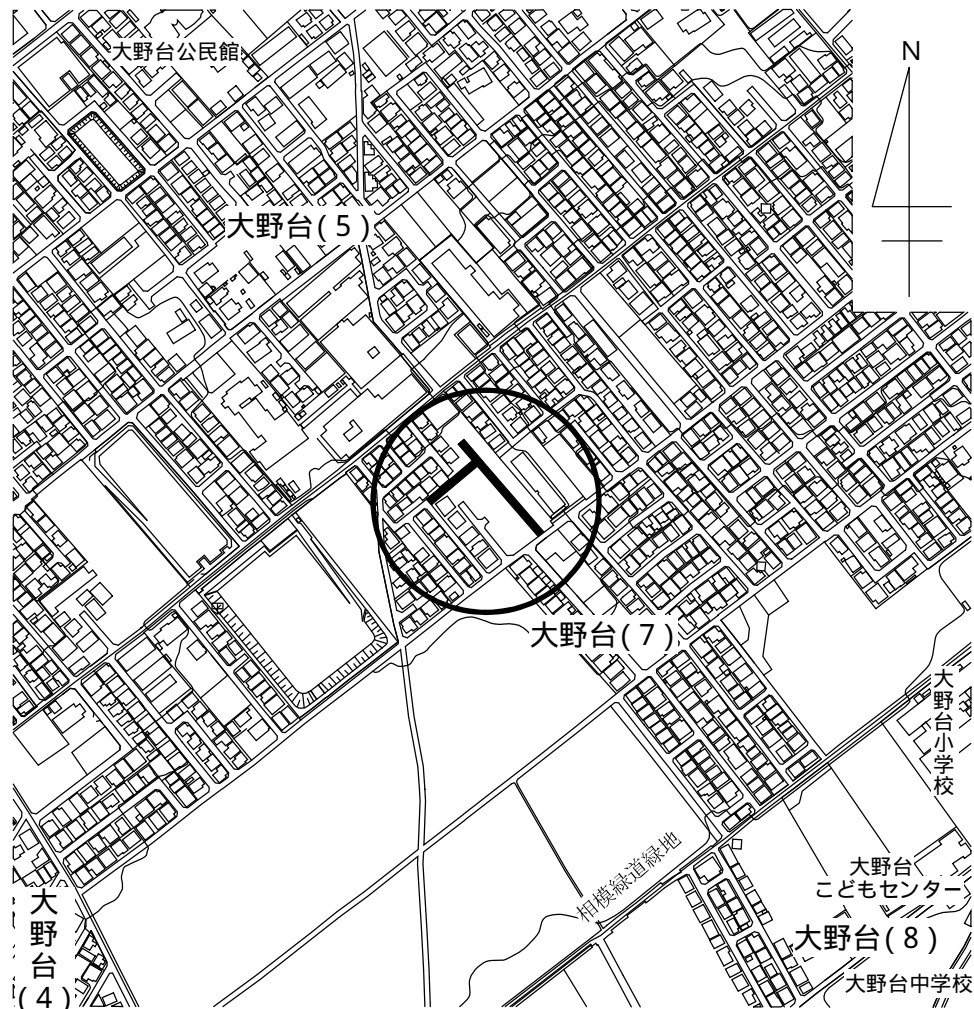


凡 例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 4.0～5.0m
- 延長 62m

別 図 2 0

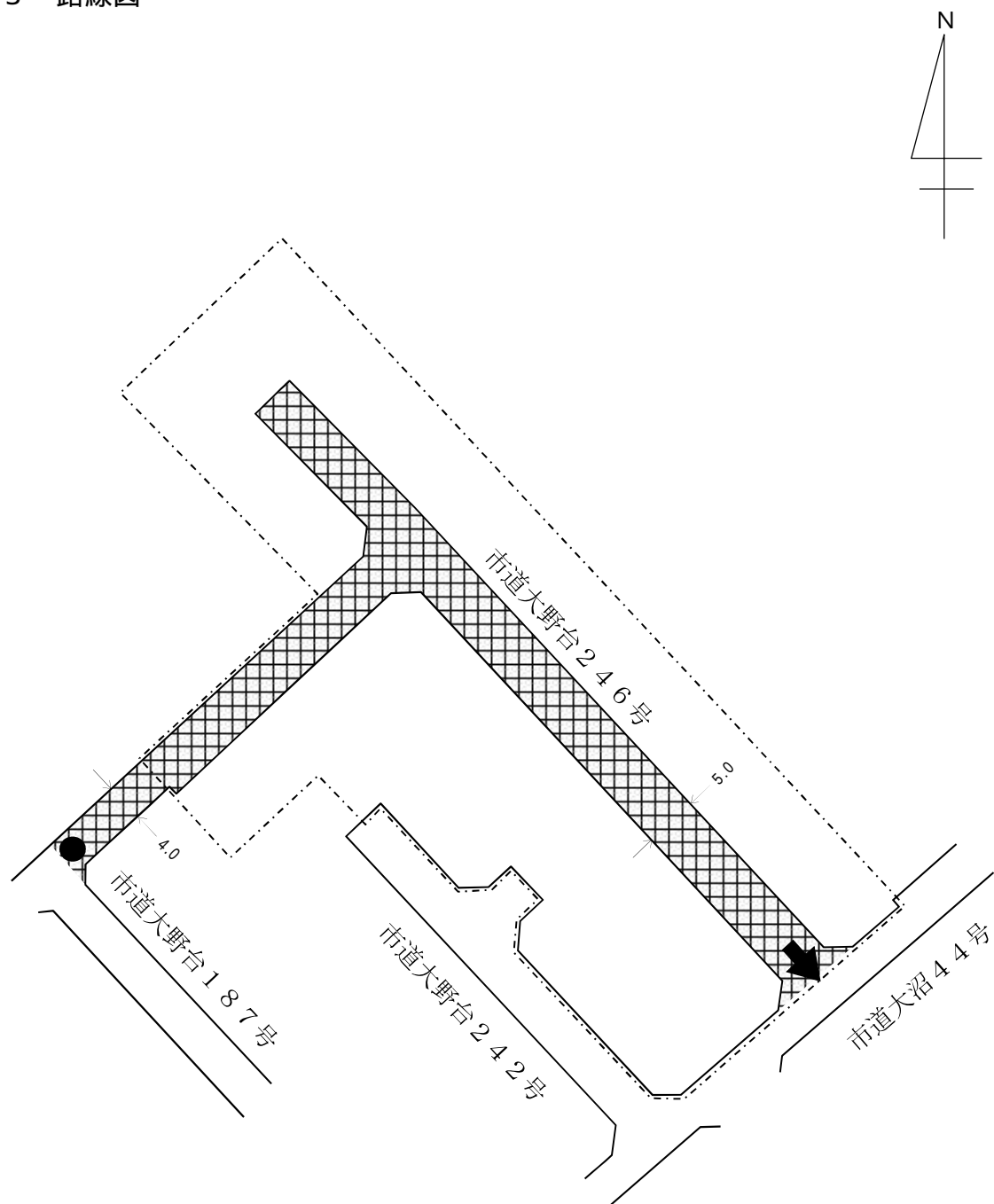
1 案内図



2 道路の概要

路線名	大野台246号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	南区大野台7丁目2555番1 外22筆
開発行為の面積	2,792.28㎡
予定建築物の用途等	専用住宅20宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種低層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	

3 路線図

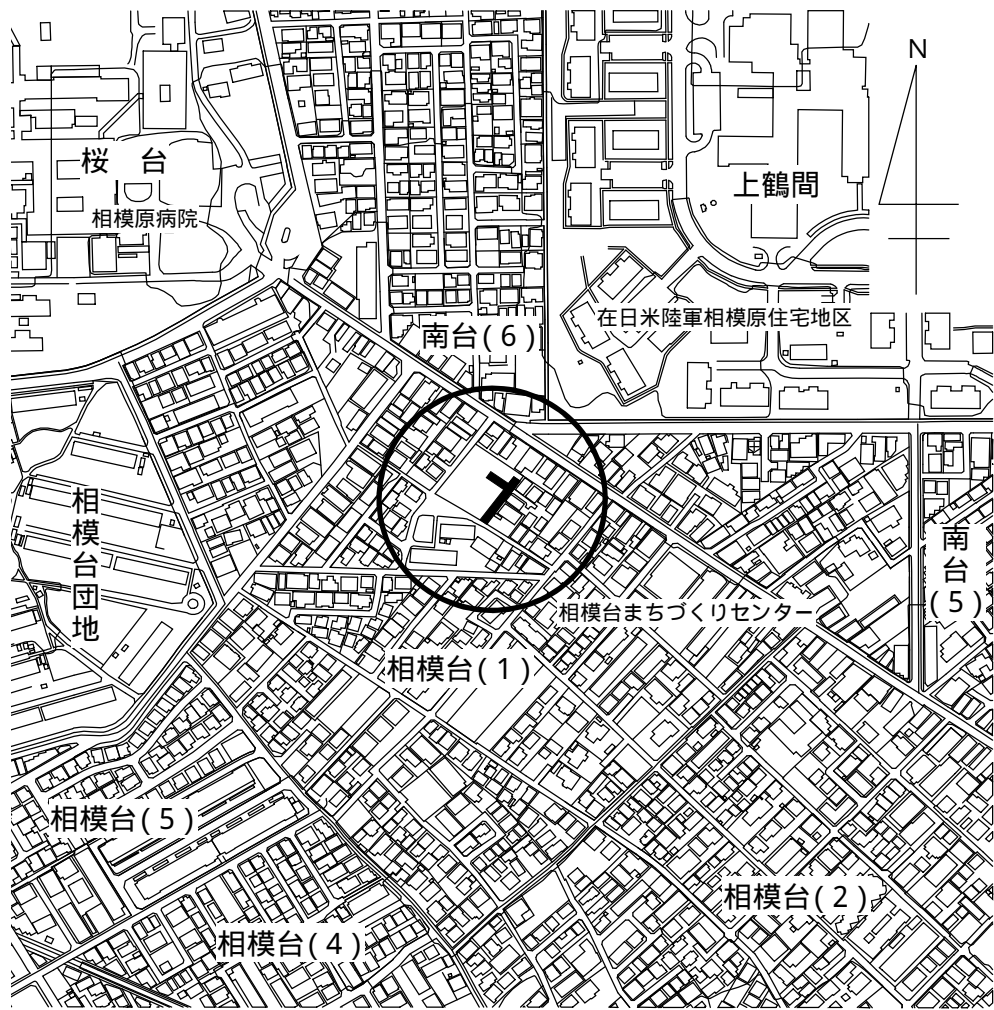


凡 例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 4.0 ~ 5.0m
- 延長 128m

別 図 2 1

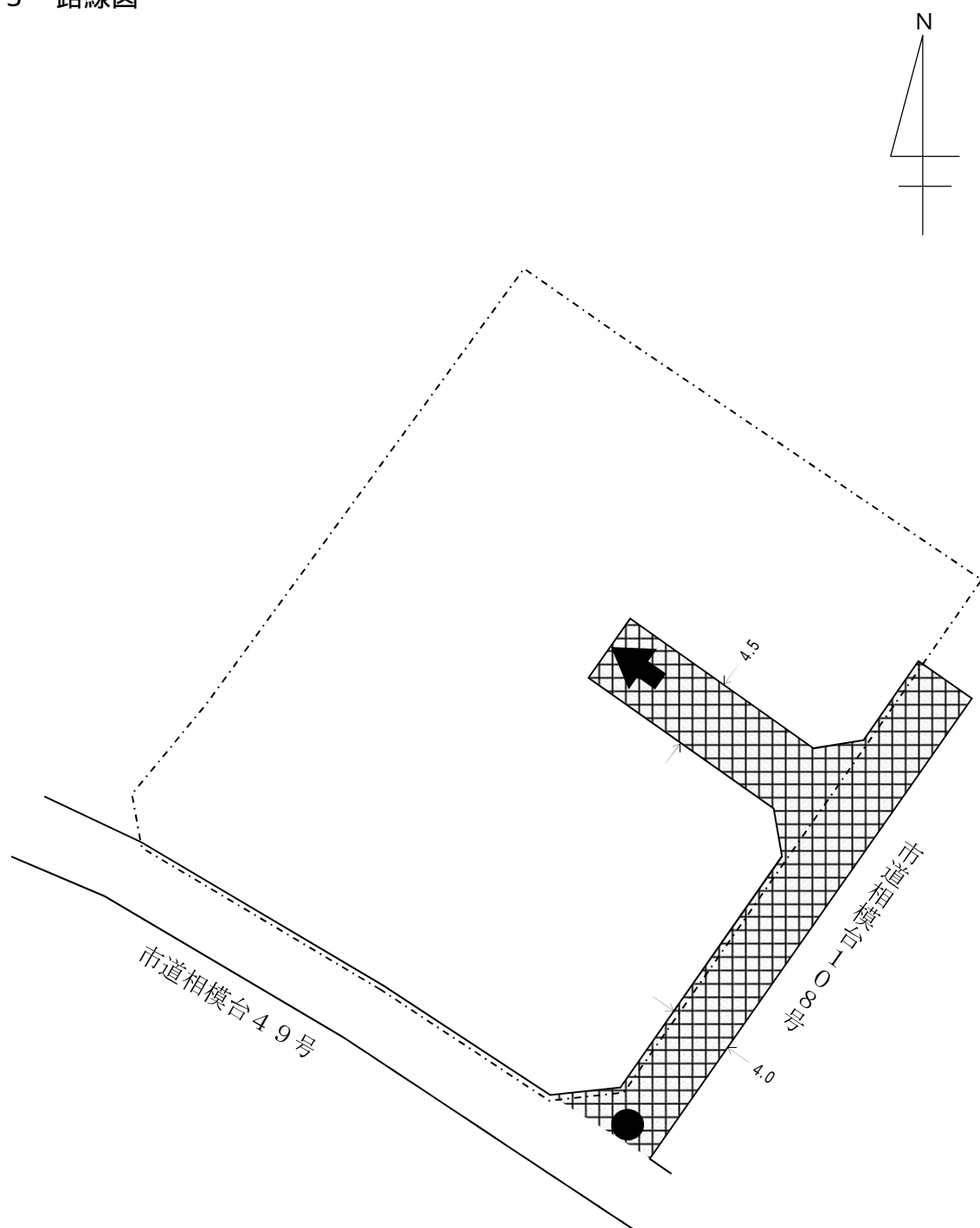
1 案内図



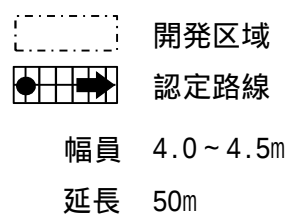
2 道路の概要

路線名	相模台108号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	南区相模台1丁目4992番172 外13筆
開発行為の面積	1,410.65㎡
予定建築物の用途等	専用住宅12宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種中高層住居専用地域・ 近隣商業地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	片隅切、車返しあり

3 路線図

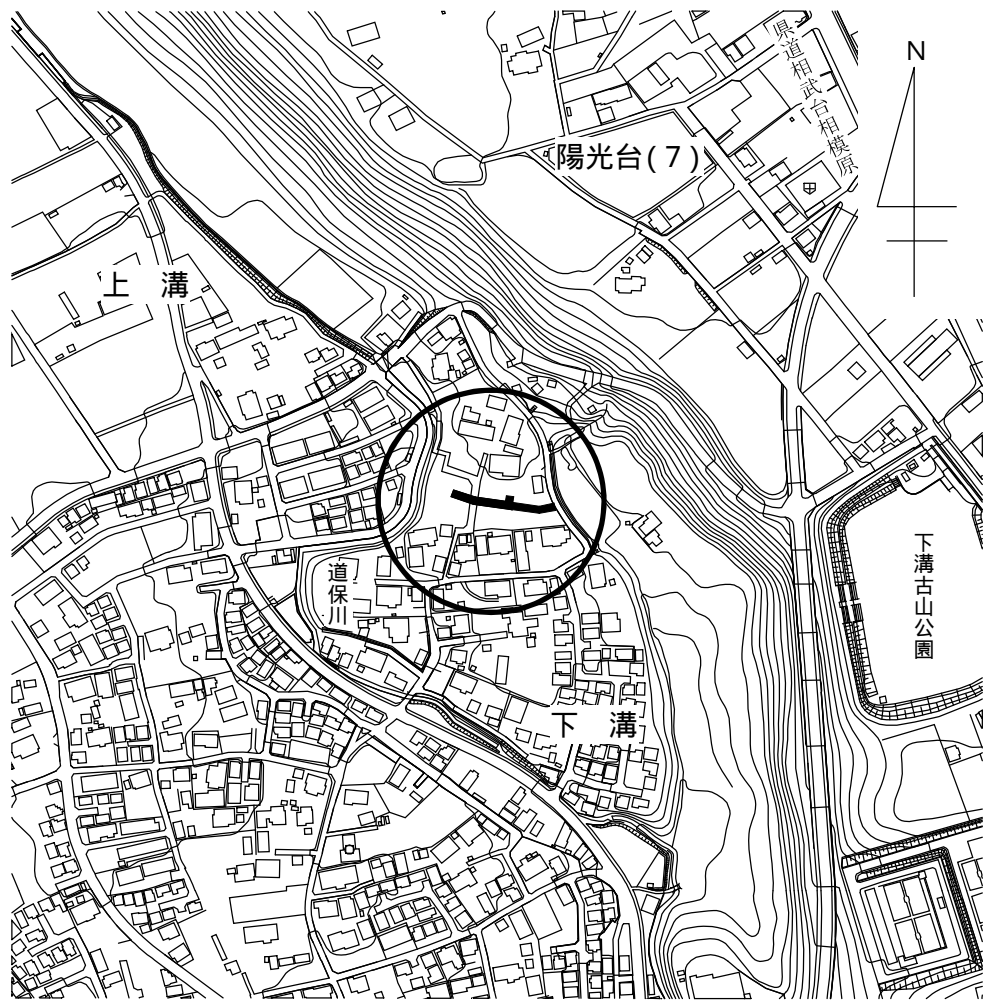


凡 例



別 図 2 2

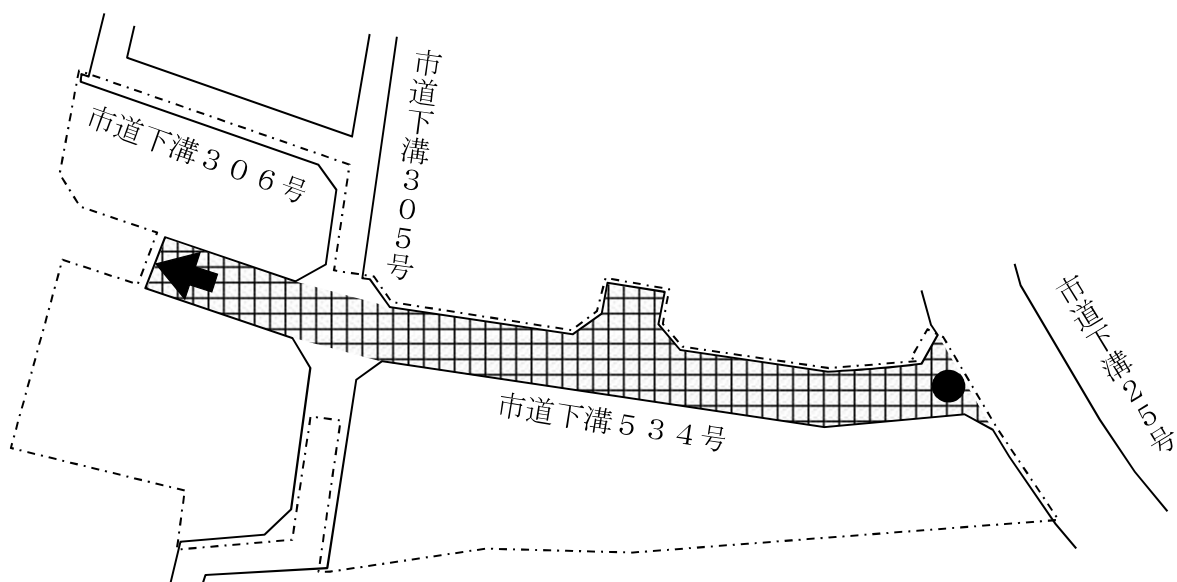
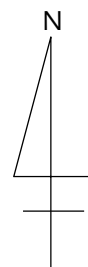
1 案内図



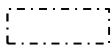
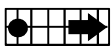
2 道路の概要

路線名	下溝534号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	南区下溝2604番1 外17筆
開発行為の面積	1,928.34㎡
予定建築物の用途等	専用住宅11宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種低層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図



凡 例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 5.0m
- 延長 76m

別 図 2 3

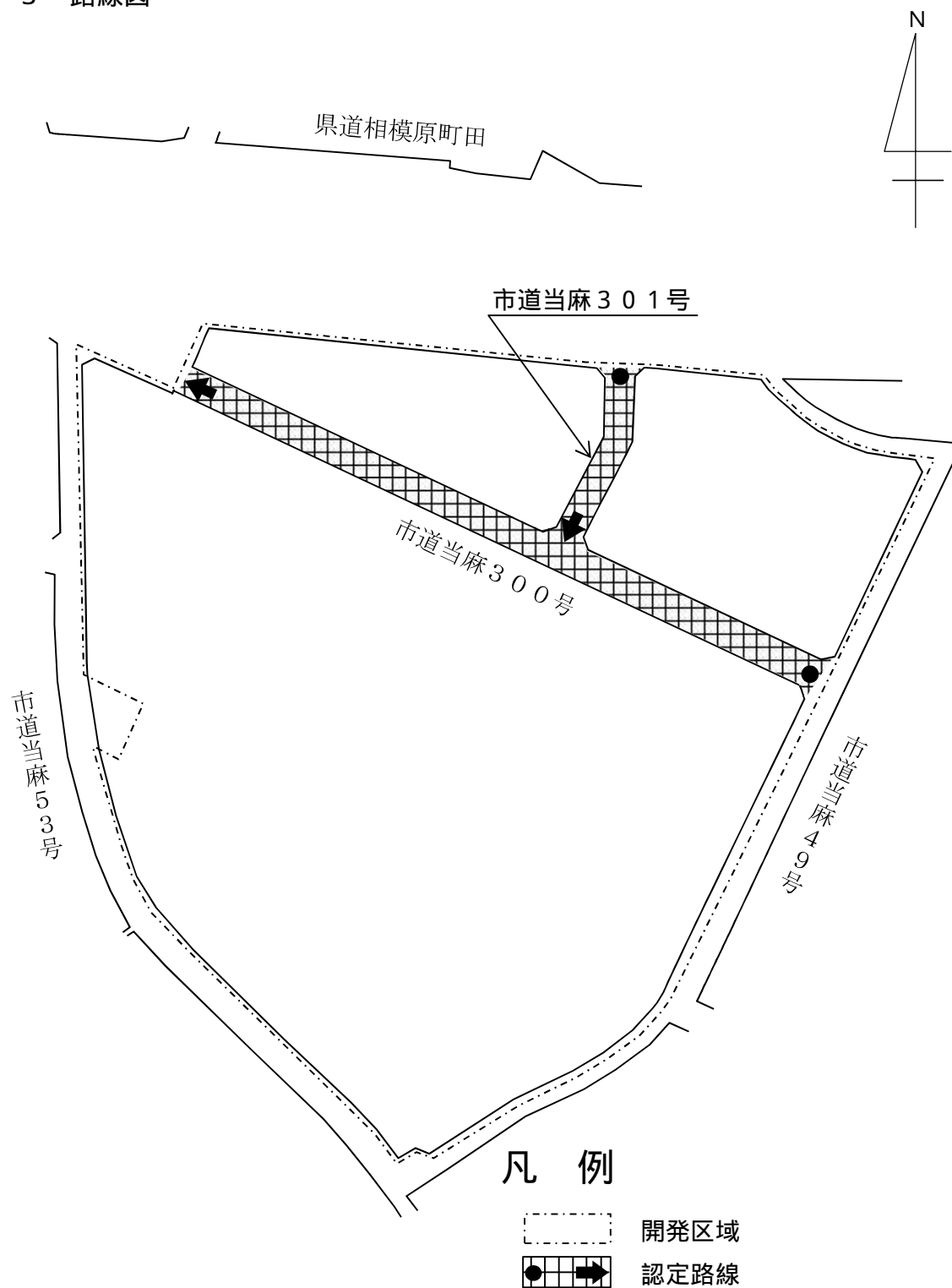
1 案内図



2 道路の概要

路線名	当麻300号、当麻301号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	南区当麻1876番1 外104筆
開発行為の面積	20,652.73㎡
予定建築物の用途等	商業施設
区域区分等	市街化区域 (第2種住居地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	

3 路線図



市道当麻300号

幅員 6.0m

延長 139m

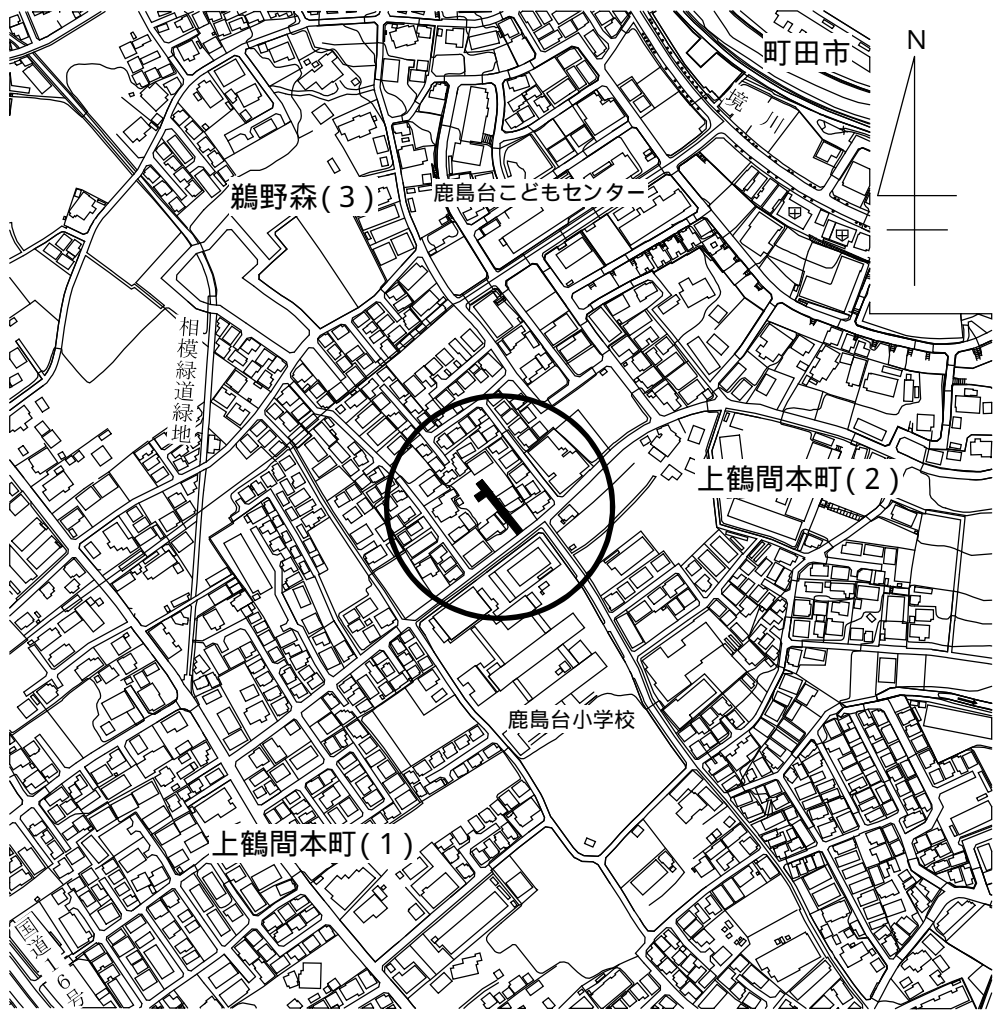
市道当麻301号

幅員 6.0m

延長 39m

別 図 2 4

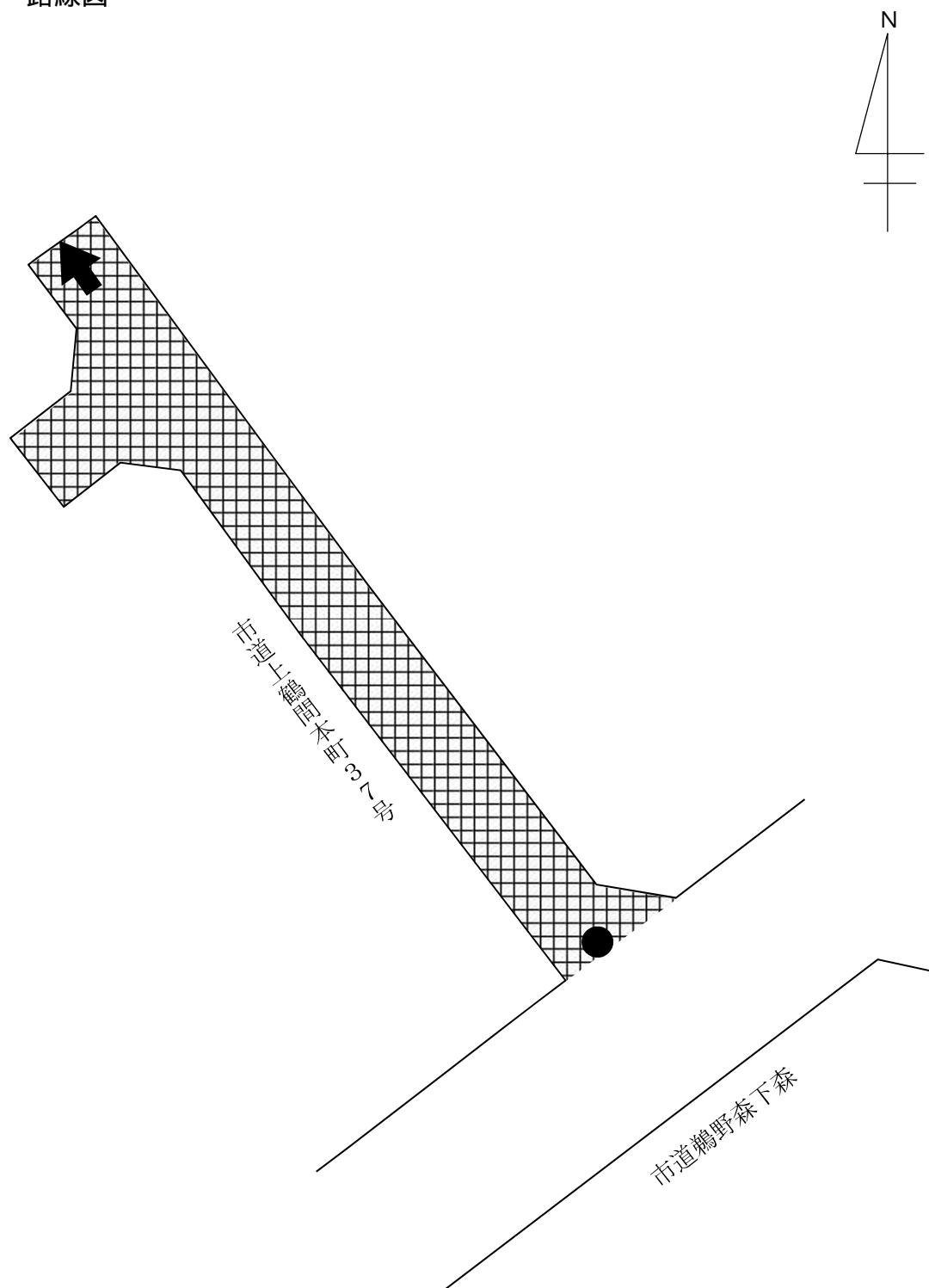
1 案内図



2 道路の概要

路線名	上鶴間本町37号
認定の理由	寄附受納
寄附の申請地	南区上鶴間本町2丁目3133番4 外1筆
受納面積	216.91㎡
区域区分等	市街化区域 (第1種低層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	片隅切、車返しあり

3 路線図

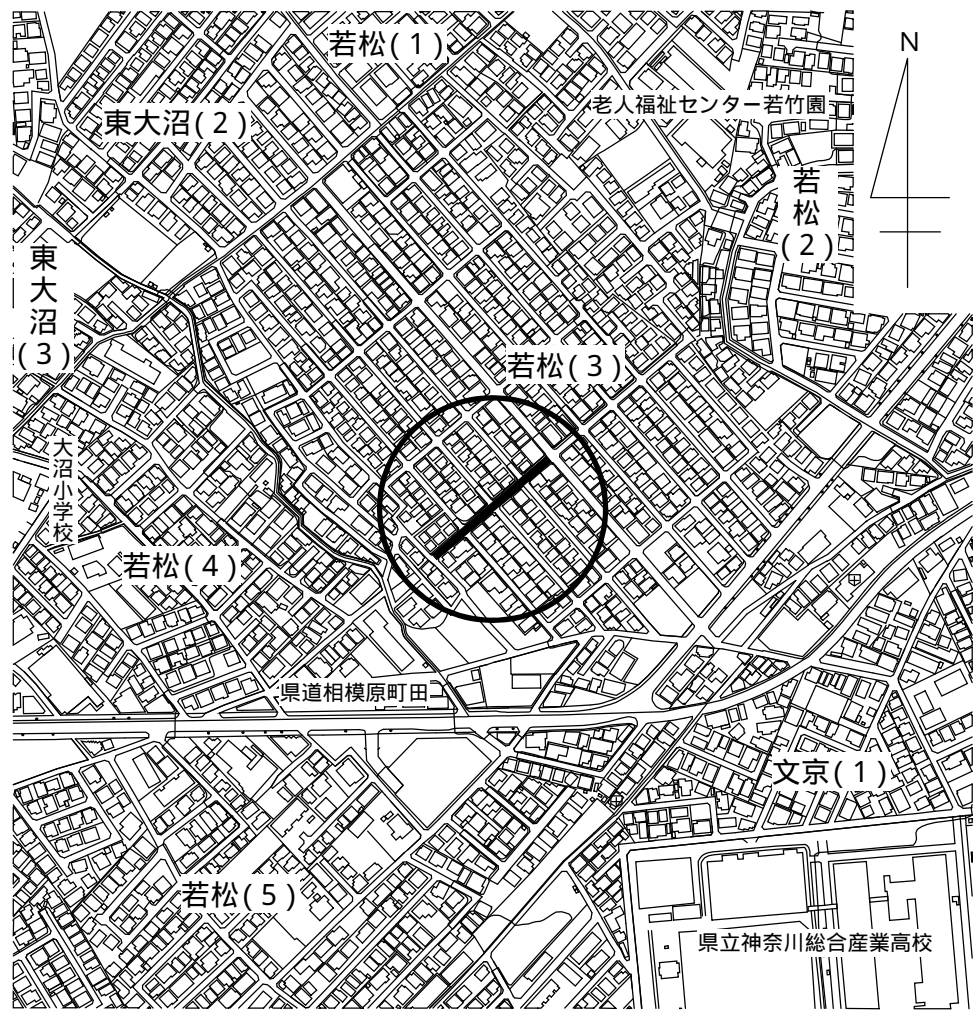


凡 例

- 認定路線
- 幅員 4.2m
- 延長 49m

別 図 2 5

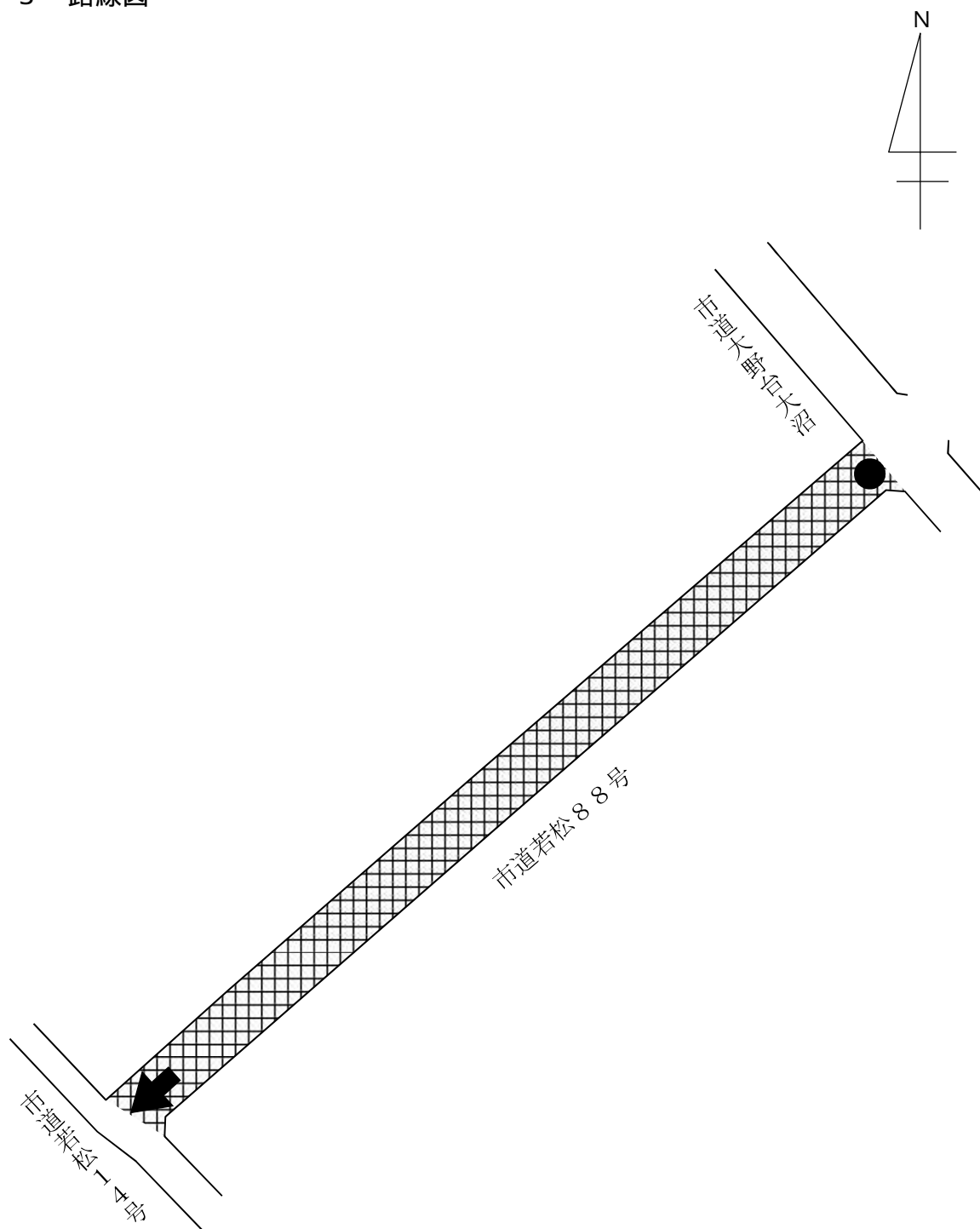
1 案内図



2 道路の概要

路線名	若松88号
認定の理由	寄附受納
寄附の申請地	南区若松3丁目3841番4 外7筆
受納面積	349.44㎡
区域区分等	市街化区域 (第1種低層住居専用地域・ 第2種低層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	片隅切

3 路線図



凡 例

 認定路線

幅員 5.6m

延長 102m

平成 29 年度相模原市一般会計補正予算(第 6 号)

平成 29 年度相模原市の一般会計の補正予算(第 6 号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為補正)

第 1 条 債務負担行為の補正は、「第 1 表債務負担行為補正」による。

平成 30 年 2 月 20 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

第1表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
		千円
道 路 境 界 確 定 事 業 (緑 土 木 事 務 所 分)	平成29年度	0
	平成30年度	4,000
道 路 境 界 確 定 事 業 (津 久 井 土 木 事 務 所 分)	平成29年度	0
	平成30年度	5,000
道 路 境 界 確 定 事 業 (中 央 土 木 事 務 所 分)	平成29年度	0
	平成30年度	7,000
道 路 境 界 確 定 事 業 (南 土 木 事 務 所 分)	平成29年度	0
	平成30年度	5,000
道 路 維 持 補 修 費 (緑 土 木 事 務 所 分)	平成29年度	0
	平成30年度	10,000
道 路 維 持 補 修 費 (津 久 井 土 木 事 務 所 分)	平成29年度	0
	平成30年度	5,000
道 路 維 持 補 修 費 (中 央 土 木 事 務 所 分)	平成29年度	0
	平成30年度	30,000
道 路 維 持 補 修 費 (南 土 木 事 務 所 分)	平成29年度	0
	平成30年度	30,000
狭 あ い 道 路 等 整 備 事 業 (市 道 杉 藤 野)	平成29年度	0
	平成30年度	5,000
狭 あ い 道 路 等 整 備 事 業 (市 道 三 ケ 木 5 号)	平成29年度	0
	平成30年度	4,000
狭 あ い 道 路 等 整 備 事 業 (市 道 田 名 6 1 3 号)	平成29年度	0
	平成30年度	14,000

事 項	期 間	限 度 額
		千円
狭あい道路等整備事業 (市道田名950号)	平成29年度	0
	平成30年度	14,000
狭あい道路等整備事業 (市道大沼137号ほか1)	平成29年度	0
	平成30年度	11,000
狭あい道路等整備事業 (緑土木事務所分)	平成29年度	0
	平成30年度	9,000
狭あい道路等整備事業 (南土木事務所分)	平成29年度	0
	平成30年度	5,000
都市計画道路整備事業 (相模原二ツ塚線)	平成29年度	0
	平成30年度	15,000
校舎等解体事業	平成29年度	0
	平成30年度	140,000
小学校工事設計等委託	平成29年度	0
	平成30年度	12,000
中学校工事設計等委託	平成29年度	0
	平成30年度	6,000

平成 29 年度相模原市一般会計補正予算(第 7 号)

平成 29 年度相模原市の一般会計の補正予算(第 7 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額 291,191,000 千円から歳入歳出それぞれ 2,260,000 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 288,931,000 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

(継続費補正)

第 2 条 継続費の補正は、「第 2 表継続費補正」による。

(繰越明許費補正)

第 3 条 繰越明許費の補正は、「第 3 表繰越明許費補正」による。

(債務負担行為補正)

第 4 条 債務負担行為の補正は、「第 4 表債務負担行為補正」による。

(地方債補正)

第 5 条 地方債の補正は、「第 5 表地方債補正」による。

平成 30 年 2 月 20 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
34 国有提供施設等所在 市町村助成交付金		千円 1,254,000	千円 58,740	千円 1,312,740
	5 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	1,254,000	58,740	1,312,740
40 地方交付税		9,900,000	3,658,195	13,558,195
	5 地方交付税	9,900,000	3,658,195	13,558,195
50 使用料及び手数料		5,653,868	△3,400	5,650,468
	5 使用料	3,803,597	△3,400	3,800,197
55 国庫支出金		56,450,780	△2,161,350	54,289,430
	5 国庫負担金	47,159,014	172,384	47,331,398
	10 国庫補助金	8,870,243	△2,328,210	6,542,033
	15 国庫委託金	421,523	△5,524	415,999
60 県支出金		14,988,683	△154,411	14,834,272
	5 県負担金	10,408,191	123,968	10,532,159
	10 県補助金	3,204,853	△276,139	2,928,714
	15 県委託金	1,375,639	△2,240	1,373,399
65 財産収入		171,872	59,501	231,373
	5 財産運用収入	119,041	681	119,722
	10 財産売払収入	52,831	58,820	111,651
70 寄附金		265,591	620	266,211
	5 寄附金	265,591	620	266,211
75 繰入金		7,210,019	△1,645,011	5,565,008
	10 基金繰入金	7,156,824	△1,645,011	5,511,813
85 諸収入		17,936,079	△856,482	17,079,597
	15 貸付金元利収入	12,333,187	△517,189	11,815,998
	25 雑入	4,026,662	△339,293	3,687,369
90 市債		25,246,500	△1,216,402	24,030,098
	5 市債	25,246,500	△1,216,402	24,030,098
歳 入 合 計		291,191,000	△2,260,000	288,931,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 議会費		千円 994,786	千円 △23,220	千円 971,566
	5 議会費	994,786	△23,220	971,566
10 総務費		25,758,798	232,023	25,990,821
	5 総務管理費	16,172,102	423,751	16,595,853
	10 徴税費	2,267,877	△33,858	2,234,019
	13 市民生活費	6,584,471	△135,345	6,449,126
	15 選挙費	334,925	△2,085	332,840
	20 統計調査費	68,583	△2,240	66,343
	25 人事委員会費	138,518	△9,100	129,418
	30 監査費	192,322	△9,100	183,222
15 民生費		122,944,087	△448,181	122,495,906
	5 社会福祉費	51,035,201	△155,444	50,879,757
	10 児童福祉費	47,559,617	△248,137	47,311,480
	15 生活保護費	24,349,269	△44,600	24,304,669
20 衛生費		21,844,214	△147,944	21,696,270
	5 保健衛生費	11,563,281	△81,328	11,481,953
	10 清掃費	9,654,090	△54,207	9,599,883
	15 環境保全費	626,843	△12,409	614,434
30 農林水産業費		728,106	△12,900	715,206
	5 農業費	648,007	△12,900	635,107
35 商工費		14,244,728	△299,229	13,945,499
	5 商工費	14,244,728	△299,229	13,945,499
40 土木費		26,604,965	△1,818,953	24,786,012
	5 道路橋りょう費	9,502,345	△355,131	9,147,214
	10 河川費	414,811	△5,886	408,925
	15 都市計画費	14,420,821	△1,565,561	12,855,260
	20 公園費	1,441,326	152,336	1,593,662
	25 住宅費	825,662	△44,711	780,951
45 消防費		7,674,528	△75,000	7,599,528
	5 消防費	7,674,528	△75,000	7,599,528

款	項	補正前の額	補 正 額	計
50 教育費		43,589,977	333,404	43,923,381
	5 教育総務費	4,910,855	68,586	4,979,441
	10 小学校費	21,050,295	422,431	21,472,726
	15 中学校費	11,884,455	△77,715	11,806,740
	18 幼稚園費	1,295,679	△6,000	1,289,679
	20 社会教育費	2,820,607	△72,198	2,748,409
	25 市民体育費	1,628,086	△1,700	1,626,386
歳 出 合 計		291,191,000	△2,260,000	288,931,000

第2表 継 続 費 補 正

変 更

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年度	年割額	総 額	年度	年割額
40 土木費	道路橋りょう費	市道新戸相武台 道路改良事業 (平成27年度設定分)	1,855,000			1,280,000		
				27	203,000		27	203,000
				28	474,000		28	474,000
				29	830,000		29	508,000
				30	348,000		30	95,000

第3表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
40 土木費	5 道路橋りょう費	道路改良事業(市道相原76号道路改良事業ほか1)	千円 233,413
		橋りょう長寿命化事業(橋りょう点検業務委託ほか3)	154,665
	10 河川費	一級河川鳩川・道保川改修事業	19,867
	15 都市計画費	広域交流拠点推進事業	21,500
		都市計画道路等整備事業(県道52号(相模原町田)道路改良事業ほか1)	240,252
		都市計画道路整備事業(県道52号(相模原町田)道路改良事業)	365,000

第4表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
都 市 計 画 道 路 整 備 事 業	平成29年度から 平成31年度まで	千円 1,264,000

変 更

事 項	期 間	限 度 額		
		補 正 前	補 正	補 正 後
相模原麻溝公園競技場、 相模原麻溝公園第2競技場、 相模原麻溝公園スポーツ広場、 相模原麻溝公園グラウンド 指 定 管 理 経 費	平成28年度から 平成33年度まで	千円 583,070	千円 23,284	千円 606,354

第5表 地 方 債 補 正

変 更

起 債 の 目 的	限 度 額		
	補 正 前	補 正	補 正 後
	千円	千円	千円
(衛生債) 塵芥処理施設建設費	176,100	△ 21,100	155,000
(土木債)			
道路整備費	1,721,400	85,400	1,806,800
河川整備費	34,000	△ 3,600	30,400
公園整備費	304,700	121,800	426,500
街路整備費	1,621,800	△ 453,000	1,168,800
住宅建設費	62,200	△ 11,900	50,300
土地区画整理費	166,900	△ 53,300	113,600
(教育債)			
教育施設整備費	79,900	△ 14,700	65,200
小学校整備費	229,200	443,600	672,800
中学校整備費	135,700	△ 24,500	111,200
公民館建設費	118,500	△ 13,000	105,500
(臨時財政対策債)			
臨時財政対策	19,500,000	△ 1,272,102	18,227,898
計	25,246,500	△ 1,216,402	24,030,098

平成 2 9 年度相模原市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)

平成 2 9 年度相模原市国民健康保険事業特別会計の補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額 9 0 , 3 0 0 , 0 0 0 千円に歳入歳出それぞれ 2 8 4 , 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 0 , 5 8 4 , 0 0 0 千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 3 0 年 2 月 2 0 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

第 1 表 歳入歳出予算補正（事業勘定）

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
40 繰越金		千円 100,000	千円 284,000	千円 384,000
	5 繰越金	100,000	284,000	384,000
歳 入 合 計		90,300,000	284,000	90,584,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
40 諸支出金		千円 278,000	千円 284,000	千円 562,000
	5 償還金及び還付加算金	265,000	284,000	549,000
歳 出 合 計		90,300,000	284,000	90,584,000

平成 2 9 年度相模原市介護保険事業特別会計補正予算(第 2 号)

平成 2 9 年度相模原市介護保険事業特別会計の補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額 4 8 , 3 4 1 , 0 0 0 千円から歳入歳出それぞれ 3 0 , 0 0 0 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 8 , 3 1 1 , 0 0 0 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 3 0 年 2 月 2 0 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
40 繰入金		千円 8,025,000	千円 △30,000	千円 7,995,000
	5 一般会計繰入金	7,225,000	△30,000	7,195,000
歳 入 合 計		48,341,000	△30,000	48,311,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 総務費		千円 1,037,361	千円 △30,000	千円 1,007,361
	5 総務管理費	357,293	△13,000	344,293
	10 徴収費	75,525	△8,000	67,525
	15 介護認定審査会費	604,543	△9,000	595,543
歳 出 合 計		48,341,000	△30,000	48,311,000

平成 29 年度相模原市麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第 1 号)

平成 29 年度相模原市麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業特別会計の補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額 2,914,000 千円から歳入歳出それぞれ 972,000 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,942,000 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

(地方債補正)

第 3 条 地方債の補正は、「第 3 表地方債補正」による。

平成 30 年 2 月 20 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 国庫支出金		千円 724, 155	千円 △338, 400	千円 385, 755
	5 国庫補助金	724, 155	△338, 400	385, 755
10 繰入金		650, 630	△151, 500	499, 130
	5 繰入金	650, 630	△151, 500	499, 130
25 市債		1, 522, 200	△482, 100	1, 040, 100
	5 市債	1, 522, 200	△482, 100	1, 040, 100
歳 入 合 計		2, 914, 000	△972, 000	1, 942, 000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 麻溝台・新磯野第一 整備地区土地地区画整 理事業費		千円 2,909,922	千円 △972,000	千円 1,937,922
	5 麻溝台・新磯野第一 整備地区土地地区画整 理事業費	2,909,922	△972,000	1,937,922
歳 出 合 計		2,914,000	△972,000	1,942,000

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
			千円
5 麻溝台・新磯野 第一整備地区土 地区画整理事業 費	5 麻溝台・新磯野 第一整備地区土 地区画整理事業 費	土地区画整理事業費	1,276,567

第3表 地 方 債 補 正

変 更

起 債 の 目 的	限 度 額		
	補 正 前	補 正	補 正 後
	千円	千円	千円
土 地 区 画 整 理 費	1,522,200	△ 482,100	1,040,100
計	1,522,200	△ 482,100	1,040,100

平成 2 9 年度相模原市簡易水道事業特別会計補正予算(第 1 号)

平成 2 9 年度相模原市簡易水道事業特別会計の補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額 4 5 3 , 0 0 0 千円から歳入歳出それぞれ 8 5 , 0 0 0 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 6 8 , 0 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

(地方債補正)

第 2 条 地方債の補正は、「第 2 表地方債補正」による。

平成 3 0 年 2 月 2 0 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		千円 86,000	千円 △26,200	千円 59,800
	10 国庫補助金	86,000	△26,200	59,800
35 繰越金		12,000	13,900	25,900
	5 繰越金	12,000	13,900	25,900
40 諸収入		4,754	9,000	13,754
	10 雑入	4,754	9,000	13,754
45 市債		216,000	△81,700	134,300
	5 市債	216,000	△81,700	134,300
歳 入 合 計		453,000	△85,000	368,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 簡易水道事業費		千円 387,066	千円 △85,000	千円 302,066
	5 簡易水道事業費	387,066	△85,000	302,066
歳 出 合 計		453,000	△85,000	368,000

第2表 地方債補正

変 更

起 債 の 目 的	限 度 額		
	補 正 前	補 正	補 正 後
	千円	千円	千円
簡 易 水 道 事 業 費	216,000	△ 81,700	134,300
計	216,000	△ 81,700	134,300

平成 2 9 年度相模原市公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第 1 号)

平成 2 9 年度相模原市公共用地先行取得事業特別会計の補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額 2, 6 6 0, 0 0 0 千円に歳入歳出それぞれ 3 2 7, 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2, 9 8 7, 0 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

平成 3 0 年 2 月 2 0 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 財産収入		千円 16, 000	千円 327, 000	千円 343, 000
	5 財産売払収入	16, 000	327, 000	343, 000
歳 入 合 計		2, 660, 000	327, 000	2, 987, 000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 公債費		千円 36,000	千円 327,000	千円 363,000
	5 公債費	36,000	327,000	363,000
歳 出 合 計		2,660,000	327,000	2,987,000

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
			千円
10 公共用地先行 取得事業費	5 公共用地先行 取得事業費	道路用地取得事業費(都市計画道路宮上横 山線ほか2)	134,643

平成 2 9 年度相模原市公債管理特別会計補正予算(第 1 号)

平成 2 9 年度相模原市公債管理特別会計の補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額 4 2 , 7 8 6 , 0 0 0 千円に歳入歳出それぞれ 3 2 7 , 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 3 , 1 1 3 , 0 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 3 0 年 2 月 2 0 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 繰入金		千円 36,958,800	千円 327,000	千円 37,285,800
	5 他会計繰入金	36,228,800	327,000	36,555,800
歳 入 合 計		42,786,000	327,000	43,113,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 公債費		千円 42,786,000	千円 327,000	千円 43,113,000
	5 公債費	42,786,000	327,000	43,113,000
歳 出 合 計		42,786,000	327,000	43,113,000

相模原市屋外広告物条例の一部を改正する条例について
相模原市屋外広告物条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 30 年 2 月 20 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市屋外広告物条例の一部を改正する条例
相模原市屋外広告物条例(平成 14 年相模原市条例第 56 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中「あたり」を「当たり」に改める。

第 8 条第 1 項中「申請の際に」を削り、同条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の手数料は、申請の際に納付しなければならない。ただし、納付書による場合は、当該納付書の指定期限までに納付しなければならない。

第 9 条第 1 項第 1 号中「の敷地」を削り、「地域」を「地域。」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、その区域に広告物等を表示し、又は設置することが当該地域の良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないものとして市長が指定する区域を除く。

第 9 条第 1 項第 3 号中「の敷地」を削り、「の地域」を「の地域。」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、その区域に広告物等を表示し、又は設置することが当該地域の良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないものとして市長が指定する区域を除く。

第 10 条第 4 号中「壁面」を「外面」に、「ふさぐ」を「塞ぐ」に改める。

第 11 条第 2 項中「第 51 条」を「第 51 条第 1 項」に、「第 52 条」を「第 52 条第 1 項及び第 2 項」に改める。

第 12 条第 1 項第 3 号エ中「(第 2 号に掲げるものを除く。)」を削り、同項に次の 1 号を加える。

(10) 公共施設又はその敷地内に当該公共施設の名称等を表示するもの

第 15 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときは、この限りでない。

第 15 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項ただし書の軽微な変更又は改造をしようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

第 18 条第 2 項中「第 41 条第 1 項各号に規定する業務主任者となる資格を有する者」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 第 41 条第 1 項各号に規定する業務主任者となる資格を有する者

(2) 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 2 条第 1 項に規定する建築士(木造建築士を除く。)の資格を有する者

(3) 前 2 号に掲げる者のほか、広告物等を点検するために必要な知識を有すると市長が認める者

第 23 条第 3 項中「規則で定める」を削り、「場所に備え付け、かつ」を「備え」に改める。

第 27 条中「受領書」を「書類」に改める。

第 49 条第 1 項中「申請の際に」を削り、同条第 2 項中「第 8 条第 2 項」を「第 8 条第 3 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の手数料は、申請の際に納付しなければならない。ただし、納付書による場合は、当該納付書の指定期限までに納付しなければならない。

第 50 条第 1 号中「第 9 条第 1 項第 11 号」を「第 9 条第 1 項第 1 号ただし書若しくは第 3 号ただし書の区域若しくは同項第 11 号若しくは第 13 号」に改める。

第 51 条第 1 項第 2 号中「形成の」を「形成する」に改める。

第 56 条中「第 9 条第 1 項第 11 号の地域又は」を「第 9 条第 1 項第 1 号ただし書若しくは第 3 号ただし書の区域、同項第 11 号若しくは第 13 号の地域若しくは」に改める。

第 57 条中「あたって」を「当たって」に改める。

別表第 1 はり札等及び電柱又は街灯柱を利用するものの部種類の欄中「はり札等及び電柱又は街灯柱を利用するもの」を「はり札等」に改め、同部手数料の欄中「50 円」を「200 円」に改め、同部の次に次のように加える。

電柱又は街 灯柱を利用 するもの	つり下げて 表示する旗 及びこれに 類するもの (以下「つ り下げ旗」 という。)	1 年以内	1 枚	2 0 0 円
	その他	3 年以内	1 枚	2 0 0 円

別表第 1 立看板等の部中

「

紙張又は布 張のもの	1 月以内	1 基	1 0 0 円
木製又は金 属製のもの	3 月以内	1 基	1 0 0 円

を

」

「

紙張又は布 張のもの	3 月以内	1 基	3 0 0 円
木製のもの	1 年以内	1 基	3 0 0 円
金属製又は 合成樹脂製 等のもの	3 年以内	1 基	3 0 0 円

に改める。

」

別表第 1 広告旗の部許可期間の欄中「1 月」を「3 月」に改め、同部手数料の欄中「1 0 0 円」を「3 0 0 円」に改め、同表広告塔、広告板及びアーケードに設置するものの部種類の欄中「及びアーケード」を「、アーケード」に改め、「設置するもの」の次に「、建築物又は工作物の外面に直接表示し、又は物件を設置するもの及び広告幕のうち、懸垂装置により掲出し、又は表示面を固定するもの」を加え、同部手数料の欄中「に使用される面の表面積」を「の表示面積」に改め、同表広告幕の部種類の欄中「広告幕」の次に「(懸垂装置により掲出し、又は表示面を固定するものを除く。)」を加え、同部許可期間の欄中「1 月」を「6 月」に改め、同

部手数料の欄中「２００円」を「３００円」に改め、同表電車、自動車等の外面を利用するものの部中「５００円」を「８００円」に改め、同表標識柱を利用するものの部許可期間の欄中「１年」を「３年」に改め、同部手数料の欄中「５０円」を「２００円」に改める。

別表第３建築物の壁面を利用するものの部を次のように改める。

建築物又は工作物の外面を利用するもの	はり紙及びはり札等	すべての許可地域	１ １枚１平方メートル以内とすること。 ２ 同一のものを連続して表示しないこと。 ３ 容易に除却できる方法によること。
	建築物又は工作物の外面に直接表示し、又は物件を設置するもの	自然系許可地域	１ 一の建築物又は工作物の一の外面についての表示面積は、５平方メートル以内とし、掲出する外面を４面以下とすること。 ２ 高さは、地上５メートル以下とすること。ただし、建築物の名称等については、この限りでない。 ３ 外面からはみ出さないこと。ただし、立体的に加工した文字等の広告物等が外面の上端からはみ出す場合で、当該はみ出す部分の縦の長さが当該広告物等の縦の長さの２分の１以下の場合、この限りでない。
		住居系許可地域	１ 一の建築物又は工作物の一の外面についての表示面積は、１０平方メートル以内とし、掲出する外面を４面以下とすること。 ２ 高さは、地上５メートル以下とすること。ただし、建築物の名称等については、この限りでない。 ３ 外面からはみ出さないこと。ただし、立体的に加工した文字等の広告物等が外面の上端からはみ出す場合で、当該はみ出す部分の縦の長さが当該広告物等の縦の長さの２分の１以下の場合、この限りでない。
			１ 一の建築物又は工作物の一の外面についての表示面積は、２０平方メートル又は地上からの高さ１０メー

		工業系許可地域	トルまでの当該外面の面積の4分の1のいずれか大きい方の面積以内とし、掲出する外面を4面以下とすること。 2 高さは、地上10メートル以下とすること。ただし、建築物の名称等については、この限りでない。 3 外面からはみ出さないこと。ただし、立体的に加工した文字等の広告物等が外面の上端からはみ出す場合で、当該はみ出す部分の縦の長さが当該広告物等の縦の長さの2分の1以下の場合は、この限りでない。
		沿道系許可地域	1 一の建築物又は工作物の一の外面についての表示面積は、30平方メートル又は地上からの高さ10メートルまでの当該外面の面積の4分の1のいずれか大きい方の面積以内とし、掲出する外面を4面以下とすること。 2 高さは、地上10メートル以下とすること。ただし、建築物の名称等については、この限りでない。 3 外面からはみ出さないこと。ただし、立体的に加工した文字等の広告物等が外面の上端からはみ出す場合で、当該はみ出す部分の縦の長さが当該広告物等の縦の長さの2分の1以下の場合は、この限りでない。
		近隣商業系許可地域	1 一の建築物又は工作物の一の外面についての表示面積は、30平方メートル又は地上からの高さ10メートルまでの当該外面の面積の4分の1のいずれか大きい方の面積以内とし、掲出する外面を4面以下とすること。 2 高さは、地上10メートル以下とすること。ただし、建築物の名称等については、この限りでない。 3 外面からはみ出さないこと。ただし、立体的に加工した文字等の広告物等が外面の上端からはみ出す場合で、当該はみ出す部分の縦の長さが当該広告物等の縦の長さの2分の1以下の場合は、この限りでない。

		商業系許可 地域	1 一の建築物又は工作物の一の外面についての表示面積は、30平方メートル又は当該外面の面積の4分の1のいずれか大きい方の面積以内とし、掲出する外面を4面以下とすること。 2 外面からはみ出さないこと。ただし、立体的に加工した文字等の広告物等が外面の上端からはみ出す場合で、当該はみ出す部分の縦の長さが当該広告物等の縦の長さの2分の1以下の場合は、この限りでない。
--	--	-------------	---

別表第3 建築物から突出するものの部中「壁面」を「外面」に、

「

3 下端は、地上2.5メートル以上とし、車道上に突出する場合は、4.5メートル以上とすること。	を
---	---

」

「

3 下端は、地上2.5メートル以上とし、車道上に突出する場合は、4.5メートル以上とすること。ただし、道路以外の部分であって、歩行者の通行の用に供しない部分上に突出する場合については、この限りでない。	に改める。
--	-------

」

別表第3 広告塔及び広告板の部中「広告塔」を「土地に直接設置する広告塔」に改め、同表電柱及び街灯柱を利用するものの部種類等の欄中「及び」を「又は」に改め、同部基準の欄1中「又は添か看板」を「、添か看板又はつり下げ旗」に改め、同欄2中「、それぞれ」を「それぞれ」に改め、「以内」の次に「と、つり下げ旗は1対以内」を加え、同欄8を同欄9とし、同欄7中「添か看板」の次に「及びつり下げ旗」を加え、同欄7を同欄8とし、同欄6中「添か看板」の次に「及びつり下げ旗」を加え、同欄6を同欄7とし、同欄5の次に次のように加える。

6 つり下げ旗の1面当たりの面積は、2平方メートル以内とすること。

別表第3 広告塔及び広告板に類するものの部基準の欄2中「道路を横断して設置する場合」を「アーチ」に改め、同表備考2中「及び動光」を「、動光及び電光表示装置」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定(広告塔、広告板及びアーケードに設置するものの部及び広告幕の部種類の欄に係る部分を除く。)、別表第3の改正規定(電柱及び街灯柱を利用するものの部に係る部分に限る。)及び同表備考2の改正規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の相模原市屋外広告物条例(以下「新条例」という。)別表第1(同表広告塔、広告板、アーケードに設置するもの、建築物又は工作物の外面に直接表示し、又は物件を設置するもの及び広告幕のうち、懸垂装置により掲出し、又は表示面を固定するものの部及び広告幕(懸垂装置により掲出し、又は表示面を固定するものを除く。))の部種類の欄を除く。)の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後にされた申請に対する広告物等の表示又は設置の許可(以下単に「許可」という。)について適用し、同日前にされた申請に対する許可については、なお従前の例による。
- 3 新条例別表第3備考2の規定は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後に許可の申請がされた広告物等(許可を要しない場合にあっては、表示され、又は設置された広告物等。以下同じ。)について適用し、同日前に許可の申請がされた広告物等については、なお従前の例による。
- 4 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日前に許可の申請がされた広告物等について、新条例第15条第1項ただし書に規定する軽微な変更若しくは改造をしようとする場合又は同条第4項に規定する継続して広告物等を表示し、若しくは設置しようとする場合は、前項の規定にかかわらず、新条例別表第3備考2の規定は、適用しない。
- 5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案の理由

広告物等の素材や形態の変化に対応するとともに、地域の特性を踏まえた良好な景観の形成を図るため、広告物等の表示等を禁止する地域等に係る規定の改正、軽微な変更等の届出に係る規定の追加、特定屋外広告物安全管理者の設置に係る

規定の改正、広告物等の表示等の許可に係る種類、期間及び手数料並びに基準の規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 4 7 号関係資料

相模原市屋外広告物条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 広告物等の表示等を禁止する地域等に係る規定の改正(第 9 条、第 5 0 条及び第 5 6 条関係)

重要文化財に指定された建造物及びその周辺 5 0 メートル以内の地域等においては、広告物等(屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件をいう。以下同じ。)の表示又は設置を禁止しているが、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないものとして市長が指定する区域については、広告物等の表示又は設置を認めることとし、当該区域の指定等をしようとするときは、屋外広告物審議会の意見を聴かなければならないこととするもの。また、当該区域の指定等をしたときは、その旨を告示しなければならないこととするもの

(2) 軽微な変更等の届出に係る規定の追加(第 1 5 条関係)

広告物等の表示又は設置の許可を受けた後、その許可内容の変更又は改造等を行うときは、更に許可を受けなければならないこととしているが、軽微な変更又は改造は、許可を不要とし、事前の届出により行うことができることとするもの

(3) 特定屋外広告物安全管理者の設置に係る規定の改正(第 1 8 条関係)

特定屋外広告物安全管理者は、業務主任者となる資格を有する者をもって充てなければならないこととしているが、建築士の資格を有する者又は広告物等を点検するために必要な知識を有すると市長が認める者についても、特定屋外広告物安全管理者となることができることとするもの

(4) 広告物等の表示等の許可に係る種類、期間及び手数料の規定の改正(別表第 1 関係)

現行			改正後		
種類	許可 期間	手数料	種類	許可 期間	手数料
はり札等及び電柱又は街灯柱を利用する	1 年 以内		はり札等	1 年 以内	200 円

もの			50 円	電柱又は街灯柱を利用するもの	つり下げて表示する旗及びこれに類するもの(以下「つり下げ旗」という。)	1 年以内	200 円
					その他	3 年以内	
立看板等	紙張又は布張のもの	1 月以内	100 円	立看板等	紙張又は布張のもの	3 月以内	300 円
	木製又は金属製のもの	3 月以内	100 円		木製のもの	1 年以内	300 円
					金属製又は合成樹脂製等のもの	3 年以内	300 円
広告旗		1 月以内	100 円	広告旗		3 月以内	300 円
広告幕		1 月以内	200 円	広告幕(懸垂装置により掲出し、又は表示面を固定するものを除く。)		6 月以内	300 円
電車、自動車等の外面を利用するもの		1 年以内	500 円	電車、自動車等の外面を利用するもの		1 年以内	800 円
標識柱を利用するもの		1 年以内	50 円	標識柱を利用するもの		3 年以内	200 円

(5) 広告物等の表示等の許可に係る基準の規定の改正(別表第 3 関係)

ア 建築物等の外面に表示し、又は設置する広告物等の高さについて、窓下以下とする基準を廃止するもの

イ 建築物等の外面に表示し、又は設置する広告物等については、建築物等の外面からはみ出しを禁止しているが、立体的に加工した文字等の広告

物等が外面の^{うわば}上端からはみ出す場合で、当該はみ出す部分の縦の長さが当該広告物等の縦の長さの2分の1以下である場合は、これを認めることとするもの

ウ 建築物の外面から突出する広告物等の^{したば}下端高さについて、道路以外の部分で歩行者の通行の用に供しない部分上に突出する場合については、基準を適用しないこととするもの

エ 電柱又は街灯柱を利用する広告物等のうち、つり下げて表示する旗及びこれに類するものの1面当たりの面積は、2平方メートル以内とするもの

オ 自然系許可地域及び住居系許可地域において、電光表示装置の設置を禁止することとするもの

2 施行期日等

(1) 施行期日

平成30年4月1日。ただし、1(4)(広告幕の種類の改正に係る部分を除く。)並びに(5)エ及びオに係る規定は、同年10月1日

(2) 経過措置

ア 1(4)(広告幕の種類に係る部分を除く。)に係る規定は、2(1)ただし書に規定する規定の施行の日以後にされた申請に対する広告物等の表示又は設置の許可(以下単に「許可」という。)について適用し、同日前にされた申請に対する許可については、なお従前の例によることとするもの

イ 1(5)オに係る規定は、2(1)ただし書に規定する規定の施行の日以後に許可の申請がされた広告物等(許可を要しない場合にあっては、表示され、又は設置された広告物等。以下同じ。)について適用し、同日前に許可の申請がされた広告物等については、なお従前の例によることとするもの

ウ 2(1)ただし書に規定する規定の施行の日前に許可の申請がされた広告物等について、1(2)に係る届出をしようとする場合又は許可期間満了後更に継続して広告物等を表示し、若しくは設置しようとする場合は、2(2)イに係る規定にかかわらず、1(5)オに係る規定は、適用しないこととするもの

エ この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとするもの

教育委員会の委員の選任について
次の者を、本市教育委員会の委員に任命したいので同意されたい。

平成 30 年 2 月 26 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

住 所	氏 名	生 年 月 日
	岩 田 美 香	

提案の理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 4 条
第 2 項の規定により、議会の同意を得る必要による。

議案第 4 9 号

固定資産評価審査委員会の委員の選任について
次の者を、本市固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので同意されたい。

平成 3 0 年 2 月 2 6 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

住 所	氏 名	生 年 月 日
	鈴 木 憲 一	

提案の理由

地方税法(昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号)第 4 2 3 条第 3 項の規定により、議会の
同意を得る必要による。

人権擁護委員の候補者の推薦について
次の者を、人権擁護委員の候補者に推薦したいので意見を求める。

平成 3 0 年 2 月 2 6 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

住 所	氏 名	生 年 月 日	職 業
██████████ ██████████	相 澤 由 美	██████████	██████████

提案の理由

人権擁護委員法(昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号)第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を聞く必要による。

議案第 5 1 号

人権擁護委員の候補者の推薦について
次の者を、人権擁護委員の候補者に推薦したいので意見を求める。

平成 3 0 年 2 月 2 6 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

住 所	氏 名	生 年 月 日	職 業
■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	土 方 伸 一	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■

提案の理由

人権擁護委員法(昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号)第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を聞く必要による。

議案第 5 2 号

人権擁護委員の候補者の推薦について
次の者を、人権擁護委員の候補者に推薦したいので意見を求める。

平成 3 0 年 2 月 2 6 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

住 所	氏 名	生 年 月 日	職 業
██████████ ██████████	川 井 俊 幸	██████████	██████████ ██████████

提案の理由

人権擁護委員法(昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号)第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を聞く必要による。

人権擁護委員の候補者の推薦について
次の者を、人権擁護委員の候補者に推薦したいので意見を求める。

平成 3 0 年 2 月 2 6 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

住 所	氏 名	生 年 月 日	職 業
■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	荒 井 利 至	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■

提案の理由

人権擁護委員法(昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号)第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を聞く必要による。

人権擁護委員の候補者の推薦について
次の者を、人権擁護委員の候補者に推薦したいので意見を求める。

平成 3 0 年 2 月 2 6 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

住 所	氏 名	生 年 月 日	職 業
██████████ ██████████	大 貫 満	██████████	██████████

提案の理由

人権擁護委員法(昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号)第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を聞く必要による。

人権擁護委員の候補者の推薦について
次の者を、人権擁護委員の候補者に推薦したいので意見を求める。

平成 3 0 年 2 月 2 6 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

住 所	氏 名	生 年 月 日	職 業
██████████ ██████	鈴 木 克 枝	██████████	██████

提案の理由

人権擁護委員法(昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号)第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を聞く必要による。

人権擁護委員の候補者の推薦について
次の者を、人権擁護委員の候補者に推薦したいので意見を求める。

平成 3 0 年 2 月 2 6 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

住 所	氏 名	生 年 月 日	職 業
██████████ ██████████	松 元 隆 廣	██████████	██████████

提案の理由

人権擁護委員法(昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号)第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を聞く必要による。

人権擁護委員の候補者の推薦について
次の者を、人権擁護委員の候補者に推薦したいので意見を求める。

平成 3 0 年 2 月 2 6 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

住 所	氏 名	生 年 月 日	職 業
██████████ ██████████	加 藤 義 久	██████████	██████████ ██████████

提案の理由

人権擁護委員法(昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号)第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を聞く必要による。

平成 29 年度相模原市一般会計補正予算(第 8 号)

平成 29 年度相模原市の一般会計の補正予算(第 8 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額 288,931,000 千円に歳入歳出それぞれ 2,698,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 291,629,000 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費補正)

第 2 条 繰越明許費の補正は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

(地方債補正)

第 3 条 地方債の補正は、「第 3 表地方債補正」による。

平成 30 年 3 月 22 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
55 国庫支出金		千円 54,289,430	千円 637,835	千円 54,927,265
	10 国庫補助金	6,542,033	637,835	7,179,868
60 県支出金		14,834,272	32,000	14,866,272
	10 県補助金	2,928,714	32,000	2,960,714
80 繰越金		2,061,772	55,865	2,117,637
	5 繰越金	2,061,772	55,865	2,117,637
85 諸収入		17,079,597	3,000	17,082,597
	25 雑入	3,687,369	3,000	3,690,369
90 市債		24,030,098	1,969,300	25,999,398
	5 市債	24,030,098	1,969,300	25,999,398
歳 入 合 計		288,931,000	2,698,000	291,629,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
30 農林水産業費		千円 715,206	千円 32,000	千円 747,206
	5 農業費	635,107	32,000	667,107
40 土木費		24,786,012	373,000	25,159,012
	5 道路橋りょう費	9,147,214	40,000	9,187,214
	15 都市計画費	12,855,260	333,000	13,188,260
50 教育費		43,923,381	2,293,000	46,216,381
	10 小学校費	21,472,726	2,152,300	23,625,026
	15 中学校費	11,806,740	140,700	11,947,440
歳 出 合 計		288,931,000	2,698,000	291,629,000

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
			千円
30 農林水産業費	5 農業費	畜産振興対策事業	32,000
40 土木費	5 道路橋りょう費	道路改良事業(県道46号(相模原茅ヶ崎)道路改良事業)	40,000
	15 都市計画費	都市計画道路等整備事業(市道相模氷川電線共同溝整備事業)	333,000
50 教育費	10 小学校費	小学校校舎改造事業	424,900
		小学校校舎等整備事業(空調設備整備事業)	1,727,400
	15 中学校費	中学校校舎改造事業	140,700

第3表 地 方 債 補 正

変 更

起 債 の 目 的	限 度 額		
	補 正 前	補 正	補 正 後
	千円	千円	千円
(土木債)			
道路整備費	1,806,800	21,800	1,828,600
街路整備費	1,168,800	124,500	1,293,300
(教育債)			
小学校整備費	672,800	1,746,300	2,419,100
中学校整備費	111,200	76,700	187,900
計	24,030,098	1,969,300	25,999,398

副市長の選任について
次の者を、本市副市長に選任したいので同意されたい。

平成 30 年 3 月 20 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

住 所	氏 名	生 年 月 日
	下 仲 宏 卓	

提案の理由

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 162 条の規定により、議会の同意を得る必要による。

固定資産評価員の選任について
次の者を、本市固定資産評価員に選任したいので同意されたい。

平成 3 0 年 3 月 2 0 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

住 所	氏 名	生 年 月 日
	下 仲 宏 卓	

提案の理由

地方税法(昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号)第 4 0 4 条第 2 項の規定により、議会の
同意を得る必要による。